土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 計画段階環境配慮書作成の技術手引

平成25年11月

国土交通省都市局市街地整備課

はじめに

平成23年の環境影響評価法の改正により、第一種事業に該当する土地区画整理事業の計画の立 案段階における配慮事項についての検討手続が追加された。

本技術手引は、亀山章東京農工大学名誉教授を座長とした「環境影響評価法改正に伴う土地区 画整理事業等における配慮書手続等に関する技術検討会」において各委員の技術的助言を頂きな がら検討を行い、取りまとめたものである。環境影響評価法に基づく基本的事項(平成24年4月 2日環境省告示第63号)を受けて改正された国土交通省主務省令(平成10年6月12日建設省令 第13号;平成25年4月1日改正)の内容を解説するとともに、土地区画整理事業を実施しよう とする者が配慮書手続を進める上で技術的な検討を行う際の参考として利用されることを想定し ている。

本技術手引は、主に土地区画整理事業を対象事業としてとりまとめてはいるが、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業及び流通業務団地造成事業における配慮書手続においても同様に技術的な手引として活用できるものと考えている。

環境影響評価法改正に伴う土地区画整理事業等における配慮書手続等に関する技術検討会

委 員

- ・亀山 章 東京農工大学名誉教授(座長)
- ・田中 充 法政大学社会学部教授
- · 簗瀬範彦 足利工業大学工学部都市環境工学科教授
- ・由井正敏 (社)東北地域環境計画研究会会長(東北鳥類研究所所長)
- ・吉田正喜 UR都市機構事業管理第2チームリーダー

事務局

・国土交通省 都市局 市街地整備 課長 望月明彦 ・国土交通省 都市局 市街地整備 課長補佐 田村英之 ・国土交通省 都市局 市街地整備 係長 田口憲司 ・国土交通省 都市局 都市計画課 企画専門官 筒井祐治 ・国土交通省 都市局 都市計画課 係長 磯部篤

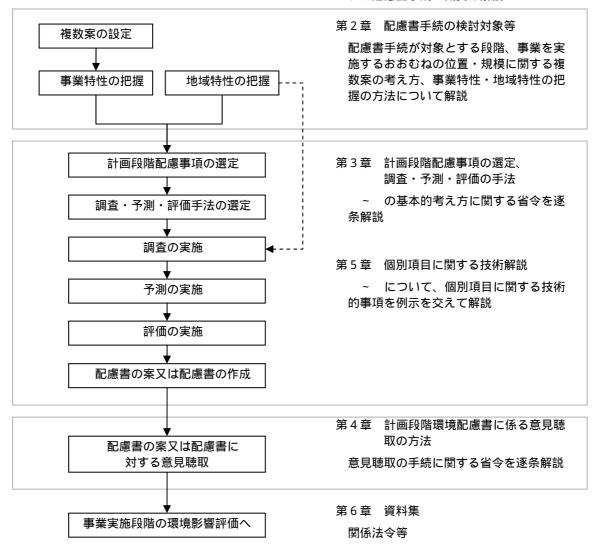
・株式会社プレック研究所 行政計画部 辻阪吟子・村瀬俊幸

< 改正環境影響評価法手続 >

< 本技術手引の構成 >

第1章 法及び主務省令の改正の概要

環境影響評価法の改正により追加された配慮書手続の概要を解説



土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引

はじめに	i
第1章 環境影響評価法及び主務省令の改正の概要	1
1 . 1 環境影響評価法改正の概要	1
1 . 1 . 1 平成 24 年 4 月施行の法改正事項	1
1.1.2 平成 25 年 4 月施行の法改正事項	1
1 . 2 法改正後の環境影響評価のフロー図	2
1 . 3 計画段階環境配慮書手続	3
1.3.1 導入に至る経緯	3
1.3.2 計画段階環境配慮書手続の考え方	3
1 . 4 都市計画手続との関係	4
1 . 5 主務省令改正の概要	6
第2章 配慮書手続の検討対象等	8
2 . 1 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階(省令第1条)	8
2 . 2 計画段階配慮事項に係る検討(省令第2条)	9
2 . 3 位置等に関する複数案の設定(省令第3条)	9
2 . 4 事業特性及び地域特性の把握(省令第4条)	14
2 . 4 . 1 事業特性に関する情報(省令第 4 条第 1 項第 1 号)	14
2 . 4 . 2 地域特性に関する情報(省令第 4 条第 1 項第 2 号)	16
2 . 4 . 3 地域特性に関する情報の把握の方法(省令第 4 条第 2 項)	20
第3章 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法	28
3 . 1 計画段階配慮事項の選定(省令第5条)	28
3.1.1 選定の基本的考え方(省令第5条第1項)	28
3.1.2 影響要因の区分(省令第5条第2項)	29
3.1.3 環境要素の区分(省令第5条第3項)	30
3.1.4 専門家の助言(省令第5条第4項、第5項)	33
3.1.5 計画段階配慮事項の選定理由の整理(省令第5条第6項)	33
3 . 2 調査、予測及び評価の手法(省令第6条)	35
3 . 2 . 1 「土壌に係る環境その他の環境」	35
3.2.2 「動物」、「植物」	36
3 . 2 . 3 「生態系」	36
3 . 2 . 4 「景観」	38
3.2.5 「人と自然との触れ合いの活動の場」	38
3 . 3 調査の手法(省令第7条)	39

3 . 3 . 1	調査に関する一般的事項(省令第7条第1項)	39
3.3.2	法令等により定められた手法(省令第7条第2項)	41
3.3.3	調査に伴う影響の回避・低減(省令第7条第3項)	42
3.3.4	・調査に係る情報の信頼性の確保(省令第7条第4項)	42
3 . 4 予	則の手法(省令第8条)	43
3.4.1	予測に関する一般的事項(省令第8条第1項)	43
3.4.2	定量的予測と定性的予測(省令第8条第2項)	44
3.4.3	予測に係る情報の信頼性の確保(省令第8条第3項)	44
3.4.4	・予測の不確実性(省令第8条第4項)	45
3 . 5 評	価の手法(省令第9条)	46
3.5.1	複数案の比較(省令第9条第1項第1号)	46
3.5.2	重大な環境影響の回避・低減に向けた検討(省令第9条第1項第2号)	46
3.5.3	基準・目標等との整合性の検討(省令第9条第1項第3号)	47
3.5.4	・事業者以外が行う環境保全措置等の効果(省令第9条第1項第4号)	48
3 . 6 手	法選定に当たっての留意事項(省令第 10 条)	49
3.6.1	事業特性・地域特性を踏まえた選定(省令第 10 条第 1 項)	49
3.6.2	専門家の助言(省令第 10 条第 2 項)	49
3.6.3	計画段階配慮事項及び手法の追加選定(省令第 10 条第 3 項)	50
3.6.4	・手法の選定の理由の整理(省令第 10 条第 4 項)	50
3.7 計	画段階環境配慮書の作成	51
第4章 計画	段階環境配慮書に係る意見聴取の方法	53
4.1 計画	画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針(省令第 11 条)	53
	系する地方公共団体の長及び一般からの意見聴取(省令第 12 条)	
4.2.1	意見聴取の努力義務(省令第 12 条第 1 項)	53
4.2.2	配慮書の案について意見を求める場合(省令第 12 条第 2 項)	54
4.2.3	配慮書について意見を求める場合(省令第 12 条第 3 項)	57
4 . 3 —	般からの意見聴取の方法(省令第 13 条)	59
4.3.1	一般からの意見聴取の方法(省令第 13 条第 1 項)	59
4.3.2	意見を求める旨の公告の方法(省令第 13 条第 2 項)	62
4.3.3	配慮書の案又は配慮書の縦覧場所(省令第 13 条第 3 項)	63
4.3.4	・配慮書の案又は配慮書の公表方法(省令第 13 条第 4 項)	63
4.3.5	意見書の提出期間及び記載事項(省令第 13 条第 3 項)	64
4 . 4 関係	係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法(省令第 14 条)	65
4.4.1	関係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法(省令第 14 条第 1 項)	65
4.4.2	関係する都道府県知事の意見(省令第14条第2項、第3項)	66
4.4.3	関係する市町村長の意見の勘案及び一般の意見への配意(省令第 14 条第 4 項) 67
4.4.4	· 政令で定める市の長の意見(省令第 14 条第 5 項)	67
	関係する都道府県知事の意見又は政令で定める市の長の意見の国土交通	

		大臣への送付(省令第 14 条第 6 項)	. 69
第5	5章 個別	項目に関する技術解説	70
5	5 . 1 ±:	地区画整理事業の環境影響評価に関連する環境要素	70
	5.1.1	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	. 70
	5.1.2	2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	. 75
	5.1.3	3 人と自然との豊かな触れ合いの確保	. 78
	5.1.4	↓ 環境への負荷	. 79
5	5 . 2 計	画段階配慮事項の選定に際して検討すべき環境要素	80
	5.2.1	地形及び地質	. 80
	5.2.2	2 地盤	. 92
	5.2.3	3 土壌	100
	5.2.4	↓ 動物	107
	5.2.5	5 植物	119
	5.2.6	5 生態系	130
	5.2.7	7 景観	140
	5.2.8	3 人と自然との触れ合いの活動の場	150
5	5.3 計	画段階配慮事項として任意の選定が想定される環境要素	160
	5.3.1	大気環境 大気質(粉じん等)	160
	5.3.2	2 大気環境 騒音	164
	5.3.3	3 大気環境 振動	168
	5.3.4	1 水環境 水質(水の濁り)	172
	5.3.5	5 廃棄物等 建設工事に伴う副産物	176
	5.3.6	5 水環境 水象	177
第6	章 資料	集 集	181
6	5 . 1 関 [·]	係法令等(抄)	181
	6.1.1	土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、	
		予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全の	
		ための措置に関する指針等を定める省令	181
	6.1.2	2 土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理	
		事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を	
		合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に	
		関する指針等を定める省令	192
	6.1.3	3 環境影響評価法	197
	6.1.4	1 環境影響評価法施行令	197
	6.1.5	5 環境影響評価に基づく基本的事項	197
6	5.2 そ	の他参考資料	197
	6.2.1	戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(平成 19 年 4 月 環境省)	197

6	. 2 .	2	公共事業	の構想段階に	おける計	画策	定プロ	セス	スガイ	ドラ	イン		
(平成	20	年4月	国土交通省)								 	 197
6	. 2 .	3	都市計画	īにおける構想!	段階手線	もガイ	ドライ	ン				 	 197

第1章 環境影響評価法及び主務省令の改正の概要

1.1 環境影響評価法改正の概要

1.1.1 平成 24 年 4 月施行の法改正事項

・交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取り組みが進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とされた。

・方法書における説明会の開催の義務化

環境影響評価法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施が義務化された。

・電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧が義務化された。

・政令で定める市からの直接の意見提出手続の新設

環境影響評価法改正前においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで 事業者に対して意見を述べる仕組みとなっていたが、地方分権の進展等を踏まえ、事業の 影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から 直接事業者に意見を述べるものとされた。

・方法書段階における環境大臣意見提出手続の新設

主務大臣が事業者の申出に応じて評価項目等の選定について技術的な助言をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならないものとされた。

・都道府県知事等が許認可権者の場合の環境大臣助言手続の新設

免許等を行う者が地方公共団体等である場合、当該地方公共団体等の長が意見を述べる必要があると認める場合には、当該地方公共団体等の長が環境大臣に評価書の写しを送付し、助言を求めるよう努めなければならないこととされた。

1.1.2 平成 25 年 4 月施行の法改正事項

・計画段階環境配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成することが義務化された。

・環境保全措置等の公表等の義務化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等が義務化された。

1.2 法改正後の環境影響評価のフロー図

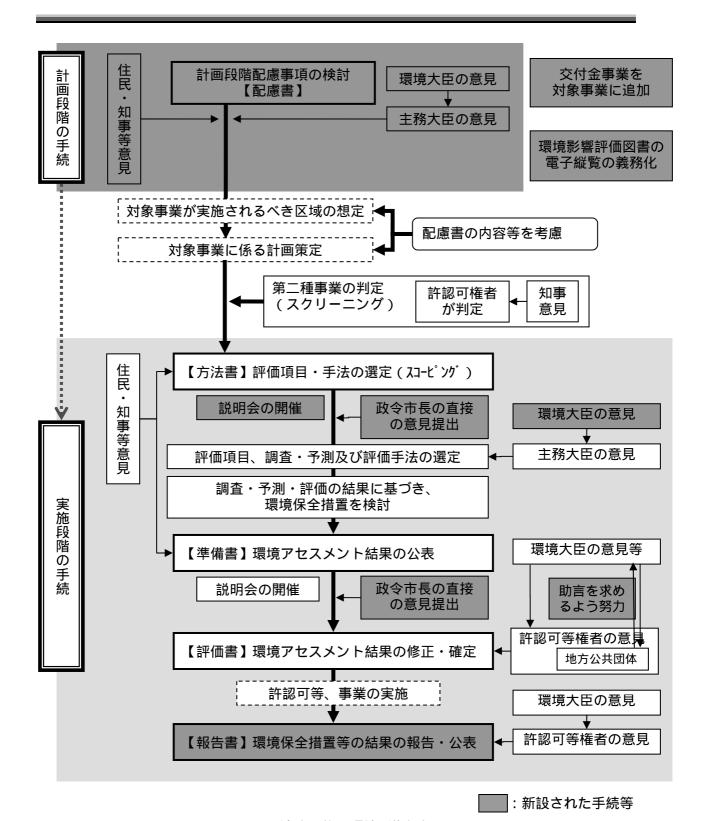


図 1.2-1 法改正後の環境影響評価のフロー

1.3 計画段階環境配慮書手続

1.3.1 導入に至る経緯

<事業計画段階における環境配慮の検討の必要性>

事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。このような課題に対して、事業の構想段階より、住民参画や環境配慮の取り組みが求められてきた。

国土交通省においては、平成 14 年以降、個別の事業種における関連ガイドライン等により、環境影響評価実施前における環境配慮の取り組みを進めてきており、このような取り組みを踏まえ、平成 20 年には、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」をとりまとめている。

< 地方公共団体の動向 >

地方公共団体においては、平成14年に埼玉県で「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」が施行されたのをはじめとして、東京都・埼玉県・広島市・京都市・千葉県・横浜市の6都県市で計画段階における環境影響の検討手続が導入され、実施事例が蓄積されつつある。また、その他の道府県・政令市でも、約半数近くにおいて同様の制度の導入が検討されている。

<環境省における戦略的環境アセスメントの検討>

平成 19 年に、環境省において、戦略的環境アセスメント(SEA)の共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられた。このSEAガイドラインにおいては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組を与える計画のうち、事業の位置・規模等の検討段階のものを対象としている。

1.3.2 計画段階環境配慮書手続の考え方

<対象とする段階は個別事業の計画段階>

今回の法改正で導入された計画段階環境配慮書の手続が対象としているのは、個別事業の 実施段階前における事業の位置、規模等の検討段階である。なお、より上位の政策段階や、 将来的な土地利用のあり方、まちづくりの基本方針等の検討段階は対象としていない。

<計画段階配慮の目的>

計画段階配慮の目的は、事業による重大な環境影響の回避及び低減を図るものである。 このことから、位置・規模又は構造・配置に関して、複数案から1案に絞り込むプロセス のひとつとして環境面からの検討を行うことが基本とされている。

ただし、事業によっては、複数案の設定が困難な場合や、計画熟度が低い段階では定量的な予測が困難で定性的な検討しかできない場合もあるが、事業実施位置の選択による動植物・生態系への重大な影響の回避など、事業の早期段階において配慮事項を検討する意義は大きい。重大な環境影響の回避・低減という制度の目的を踏まえ、個別事業の実情に応じた真摯な対応が望まれる。

1.4 都市計画手続との関係

第一種土地区画整理事業は、一部を除きそのほとんどが都市計画法に基づき、市街地開発事業として都市計画決定されるものである。

環境影響評価法における都市計画特例においては、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うこととしているほか、準備書の公告・縦覧、都市計画地方審議会への付議、評価書の公告・縦覧等の手続について都市計画手続と一体的に行うよう措置されている。

今般導入された配慮書手続は、都市計画手続上、事業の位置等の基本的な方針を定める計画検討の初期段階に対応するものであり、都市計画法においては配慮書段階における法定の手続の規定は設けられていないものの、配慮書手続に合わせ、任意の都市計画手続として、環境面での検討に加え、社会面・経済面を含めて、都市計画上の見地から総合的な検討を行うことが望ましい。

都市計画の構想段階における手続

(1)趣旨・目的

近年における市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり、また、平成 23 年の環境影響評価法改正による都市計画の案を検討する構想段階における配慮書手続導入にあたり、都市計画上の見地から、環境面のみならず、社会面、経済面等も含めた総合的な検討や住民意見聴取等の適切な手続を講じられるよう、都市計画の構想段階における手続の運用面での充実を図るため、平成 25 年 4 月に都市計画運用指針を改正し、また、その解説書として、「都市計画における構想段階手続ガイドライン」を策定したところである。

(2) 構想段階手続の基本的考え方

1)構想段階手続の概要

都市計画の構想段階手続とは、都市計画決定権者が、当該都市施設等の都市計画について、都市計画のマスタープランを策定してから都市計画の案の公告・縦覧に至るまでの間の都市計画の案を作成しようとする過程で、都市施設等の概ねの位置や規模などを検討する計画の立案段階(構想段階)において講じる手続であり、手続の概要はおおむね以下のとおりである。

複数の都市計画の概略の案の設定

手続の対象となる都市施設等の概ねの位置や規模など、都市計画の概略の案を複数を基本として設定。

複数の都市計画の概略の案の評価(構想段階評価)

設定した複数の都市計画の概略の案毎に、都市計画上の見地から総合的に評価を 実施。この際、その評価の結果等については住民等の意見を聴取。

都市計画の概略の案の決定

構想段階評価の結果及び住民意見等を踏まえ、都市計画の案のもととなる都市計

画の概略の案を決定。

2) 上位計画への適合性等

都市計画の概略の案は、都市計画法の趣旨に照らし、国の計画に適合するとともに、都市計画のマスタープランに即したものとすべきである。

3) 事業施行予定者との連携

都市計画の構想段階手続を講じるにあたっては、現実的かつ合理的な複数の概略の案の設定及び十分な情報開示に基づく的確な住民意見聴取等が必要なことから、事業施行予定者と十分な調整及び連携を図る必要がある。

(3) 環境影響評価手続との調整

1)配慮書手続との調整

環境影響評価法に基づく配慮書手続を行う場合は、配慮書の公表や配慮書等の一般の意見聴取を行う際に、併せて構想段階評価の結果の公表や構想段階評価の結果 等の一般の意見聴取を行うことが望ましい。

2) 方法書手続との調整

環境影響評価法に基づき配慮書を作成した場合は、環境影響評価法第5条に基づ く事業実施区域等の決定と都市計画の概略の案の決定は、一体的に行うものとする。

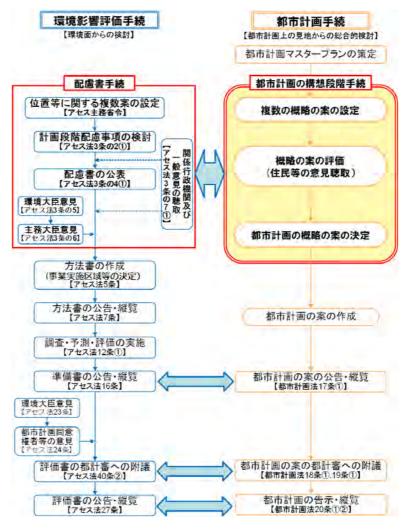


図 1.4-1 環境影響評価手続と都市計画手続との関係について

1.5 主務省令改正の概要

環境影響評価法の改正に伴い改正された「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以下「主務省令」という。)(平成10年6月12日建設省令第13号;平成25年4月1日改正)のうち、計画段階環境配慮書の手続に関する主な条文は第1条~第14条までである。

これらは以下のとおり3つのパートからなっている。

(1)配慮書手続の検討対象等 (本編 第2章)

第1条(法第3条の2第1項の主務省令で定める事項)

計画段階配慮事項の検討を行うべき段階を、第一種土地区画整理事業の位置及び規模を決定する段階と定めている。

第2条(計画段階配慮事項に係る検討)

第3条から第10条までを計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針として位置付けるものと定めている。

第3条(位置等に関する複数案の設定)

位置又は規模について複数案を適切に示すことを基本とし、複数案を示さない場合に はその理由を明らかにすること等について定めている。

第4条(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

計画段階配慮事項の検討に際して把握すべき事業特性及び地域特性に関する情報を 定めている。

(2)計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法 (本編 第3章) 第5条(計画段階配慮事項の選定)

第一種土地区画整理事業の影響要因により重大な環境影響を受けるおそれがある環境要素を計画段階配慮事項として選定することとし、選定に当たっては事業特性及び地域特性を踏まえること、必要に応じて専門家等の助言を受けること等を規定している。

第6条(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定の考え方を、環境要素の種類毎に規定している。

第7条(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

調査の手法として、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域を、予測及び評価を行うために必要な範囲内で、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定することとしている。また、調査は既存資料によることを基本とし、必要に応じ専門家等からの意見の聴取を行い、それでもなお必要な情報が得られない場合は現地調査等を行うこととしている。

第8条(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

予測の手法として、予測の基本的な手法、予測地域を、事業特性及び地域特性を勘案

し、評価において必要とされる水準が確保されるよう選定すること、また、予測手法 はできる限り定量的な手法であること、予測手法の内容及び妥当性を予測結果との関係と併せて明らかにすること、予測に関する知見の蓄積が十分でない場合には予測の 不確実性の程度等を明らかにすることとしている。

第9条(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

評価の手法の選定に当たって、複数案による環境影響の程度の比較、複数案が設定されていない場合の環境影響の回避・低減の検討、基準又は目標と調査及び予測の結果との間の整合性の検討に留意することとしている。

第10条(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項として、事業特性及び地域特性を踏まえること、必要に応じて専門家等の助言を受けること、手法の選定理由を明らかにすること等を定めている。

(3)計画段階環境配慮書に係る意見聴取の方法 (本編 第4章)

第11条(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第 12 条から第 14 条までを計画段階配慮事項に係る意見の聴取に関する指針として 位置付けるものと定めている。

第12条(関係する地方公共団体の長及び一般からの意見聴取)

配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めることを努力義務として定めている。配慮書の案について、まず一般の、次に関係する地方公共団体の長の意見を求めるように努めるものとし、配慮書について意見を求めるに当たっては、主務大臣に送付した後、速やかに関係する地方公共団体の長及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとしている。

第13条(一般からの意見聴取の方法)

配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求める場合の公告・縦覧の方法、意見書の提出の方法等について定めている。

第14条(関係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法)

配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求める場合の配慮書等の送付の方法、関係する都道府県知事が関係する市町村長の意見を求めることができること、政令で定める市の長が事業者に直接意見を述べる場合等について定めている。

第2章 配慮書手続の検討対象等

2.1 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階(省令第1条)

[国土交通省令]

(法第3条の2第1項の主務省令で定める事項)

第1条 環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号。以下「令」という。)<u>別表第1</u> <u>の八の項の第2欄*1</u>に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種土地区画整理事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」という。)<u>第3条の2第1項*2</u>の主務省令で定める事項は、第一種土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置及び第一種土地区画整理事業の規模(第一種土地区画整理事業の施行区域の面積をいう。以下同じ。)とする。

*1【参照条文】 環境影響評価法施行令 別表第1

事業の種類	第一種事業の要件
八 法第2条第2項第 1号チに掲げる事業の 種類	土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。)

*2【参照条文】 環境影響評価法

(計画段階配慮事項についての検討)

第3条の2 第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第2条第2項第1号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

【解 説】

本条は計画段階配慮事項の検討を行うべき段階に関する規定である。第一種土地区画整理 事業においては、事業の「位置」及び「規模」(施行区域の面積)を決定するに当たって、 主務省令で定めるところにより計画段階配慮事項の検討を行わなければならないとされて いる。 なお、土地区画整理事業とは、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業であり、整備された宅地上に建築される建造物等は土地区画整理事業における整備対象ではないこと、また、道路・公園等の公共施設の構造や配置についても配慮書の段階においては環境影響評価法第3条の2第1項における決定段階には至っていないことなどから、計画段階環境配慮書の作成対象とはしていない。

なお、計画段階配慮事項の検討にあたっての事業特性の把握(省令第 4 条)にあたっては、「公共施設の配置」についても把握することとされている。

2.2 計画段階配慮事項に係る検討(省令第2条)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項に係る検討)

第2条 第一種土地区画整理事業に係る法第3条の2第3項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第10条までに定めるところによる。

【解 説】

環境影響評価法の主務省令への委任事項を規定している。

配慮書に記載する「計画段階配慮事項の選定」及び「計画段階配慮事項に係る調査、予測 及び評価の手法」は、本省令で規定する指針に則って実施することとなる。

2.3 位置等に関する複数案の設定(省令第3条)

[国土交通省令]

(位置等に関する複数案の設定)

- 第3条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置又は第一種土地区画整理事業の規模に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する 複数案の設定に当たっては、第一種土地区画整理事業に代わる事業の実施により健全な 市街地の整備改善が図られる場合その他第一種土地区画整理事業を実施しないこととす る案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよ う努めるものとする。

【解 説】

(1) 位置等に関する複数案の設定

土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置又は規模(施行区域の面積)に関する複数案を設定し、当該複数案ごとに環境影響の程度を比較する(参考:省令第9条第1項)。

位置に関する複数案とは、同等の立地条件にある複数の場所について、地形の状況、環境への影響、事業の成立性、事業の目的や上位計画等に鑑み、実行可能な複数の位置を設定するものである。

規模に関する複数案とは、同一の場所について、公共施設の整備状況や、土地利用、事業費、事業の目的や上位計画等に鑑み、実行可能な異なる面積規模の区域を設定するものである。

位置に関する複数案設定イメージ

例)例えば、インターチェンジやバイパス周辺地等の同等の立地条件で、環境条件等が異なる場所に同一規模の区域案を設定。





規模(施工区域面積)に関する複数案設定イメージ

例)例えば、既成市街地等の土地利用や道路等の地物の条件等により、同一の場所について異なる 面積規模の区域案を設定。





(2)位置等に関する複数案の設定が困難な場合

位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。

この場合、例えば、公共施設の配置に係る比較案を設定し、それらの環境影響の比較を行うなど、実行可能な範囲における重大な環境影響の回避や低減について検討を行う方法が考えられる。

このような公共施設の配置等に関する比較案は、省令第3条で定める複数案の設定にはあたらないが、省令第9条第1項第2号に定める、重大な環境影響の回避・低減に向けた検討方法のひとつとして活用することが考えられる。

位置等に関する複数案の設定が困難な場合の例

- ・ 議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想等の上位計画において、すでに事業の位置等が定められている場合
- ・ 大規模な施設の移転跡地など、検討対象の区域区分や土地の権原等が一体的な状態にある場合
- ・ その他、立地条件や土地利用の状況等により、実行可能な位置等に関する複数案が設定できない場合

重大な環境影響の回避・低減に向けた公共施設の配置の比較イメージ

《比較案の例》

・ 土地区画整理事業の施行に合わせて施行 を予定している都市計画道路や都市公園 等の配置について検討し、存置するエリア の比較案を設定。

上の図は、尾根部を中心に存置するもので、下の図は、谷戸を構成する尾根と谷のセットを一体として存置するもの。

- ・ 比較案における公共施設の配置については、法第3条の2第1項に基づく決定事項には当たらないため、省令第3条第1項における複数案とは区別して取り扱うことが望ましい。
- ・ なお、計画段階配慮事項の検討は環境への重大な影響を対象として選定するものであり、土地区画整理事業では土地の改変等による影響が主たる検討対象となることから、工区を分けて事業を段階的に施行する場合においても、最終的に改変が想定される範囲に即して、環境への影響について検討を行うことが望ましい。





【参照条文】 都市計画法

(市街地開発事業)

- 第 12 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。
 - 一 土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業
 - 二~七(略)
- 2 <u>市街地開発事業*</u>1については、都市計画に、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域を 定めるものとするとともに、<u>施行区域の面積その他の政令で定める事項*2</u>を定めるよう努める ものとする。
- 3 土地区画整理事業については、前項に定めるもののほか、<u>公共施設*3*4</u>の配置及び宅地の 整備に関する事項を都市計画に定めるものとする。
- *1 都市計画法第4条第7項(定義) この法律において「市街地開発事業」とは、第12条第1項各号に掲げる事業をいう。
- *2 都市計画法施行令第7条 (市街地開発事業について都市計画に定める事項) 都市計画法第12条第2項の政令で定める事項は、施行区域の面積とする。
- *3 都市計画法第4条第14項(定義) この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設^{*4}をいう。
- *4 都市計画法施行令第1条の2(公共施設) 都市計画法第4条第14項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、広場、河川、 運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。
 - (3)複数案の設定における「事業を実施しないこととする案」について (省令第3条第2項)

当該事業を実施しない案の検討とは、いわゆる「ゼロオプション」といわれるものであり、 当該土地区画整理事業の代替として、他の事業手法により所期の事業目的を達成する手法と の比較等を行うことを基本とするものである。

土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を目的として、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。したがって、土地区画整理事業によらない場合には、例えば、道路、公園等の公共施設の整備や、宅地造成をそれぞれの事業として実施することが想定される。ただし、環境影響の観点からは、市街地としての利用の増進を図るべき区域が同一であれば、他の事業手法を用いても大きな差異が生じることは想定しづらいと考えられる。

このほか、例えば、一定の地域における住宅や業務用床の量的確保(増大)が事業の目的の場合には、土地区画整理事業により新たに市街地を拡大することに代えて、既成市街地の高度利用によるといった当該事業を実施しない案の設定の可能性が想定される。

なお、当該事業を実施しない案の設定にあたっては、環境への影響の視点のみならず、地域の社会的・経済的状況等を踏まえつつ、総合的な観点から検討を行うことが重要であることから、例えば、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想や、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する基本方針(市町村マスタープ

ラン)において当該第一種土地区画整理事業の位置づけがなされている場合等にあっては、 これらの上位計画に位置付けがなされた経緯、社会的・経済的側面についても考慮した上で 当該事業を実施しない案の検討を行うことが必要であり、環境面のみから当該事業を実施し ない案の検討を行うことは、必ずしも合理的では無い場合があることについて留意が必要と 考えられる。

位置等に関する複数案の設定ケース

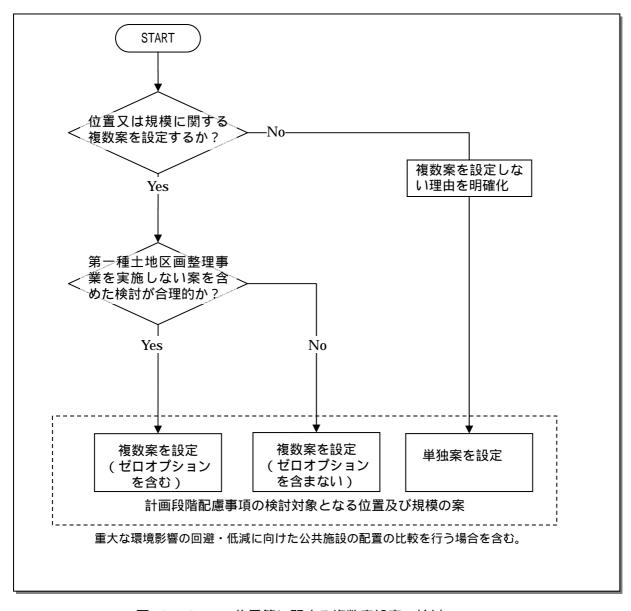


図 2.3-1 位置等に関する複数案設定の検討フロー

2.4 事業特性及び地域特性の把握(省令第4条)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第4条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種土地区画整理事業の内容(以下この条から第10条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種土地区画整理事業の実施が想定される区域(以下、「第一種土地区画整理事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第10条までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

【解 説】

第4条第1項は、計画段階配慮事項の検討に際して、必要な範囲内で事業特性及び地域特性の把握が必要であることを規定している。

事業特性及び地域特性をここで把握する目的は、第5条に定める計画段階配慮事項の選定及び第6条から第10条に定める調査、予測及び評価の手法の選定を適切に行うことにある。よって、当該土地区画整理事業によってどのような重大な環境影響を生じる可能性があるのかを適切に判断し、選定した計画段階配慮事項ごとにどのような調査、予測及び評価を行っていくのかを検討するにあたって十分な情報を収集・把握しておくことが必要である。

また、収集・把握した情報は、実施段階における環境影響評価手続を含め、関係者が計画 段階配慮事項の選定や、調査等の手法選定の妥当性について判断できるよう、わかりやすく とりまとめておくことが重要である。

2.4.1 事業特性に関する情報(省令第4条第1項第1号)

[国土交通省令]

- 一 事業特性に関する情報
 - イ 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - ロ 第一種土地区画整理事業の規模
 - ハ 第一種土地区画整理事業に係る公共施設の配置
 - 二 その他の第一種土地区画整理事業に関する事項

【解 説】

第4条第1項第1号では、計画段階配慮事項の検討に際して把握すべき事業特性に関する情報を定めている。各情報として把握すべき内容は以下のものが考えられる。

(1)省令第1条に掲げる事項(位置及び規模)

事業特性の把握は、まず「位置」及び「規模」について行う。複数案が検討されている場合は、各々の案について把握を行う。

1) 位置(イ 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置)

第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置は、都道府県名及び市区町村名により把握 し、適切な縮尺の平面図上に図示する。

配慮書段階では区域界は未確定であることから、例えば 100ha 規模の区域が A4 サイズ縦のレイアウトで図示できる程度の縮尺 (S=1/2.5 万~1/5 万程度) が考えられる。

2) 規模(ロ 第一種土地区画整理事業の規模)

規模については、第一種土地区画整理事業実施想定区域の面積により把握する。 区域界が未確定であることに伴い、面積も未確定であることから、基本的には 1ha 又は 10ha 単位までの「約 ha」と整理することが考えられる。

(2)公共施設の配置(八 第一種土地区画整理事業に係る公共施設の配置) 道路、公園・緑地、その他の主要な公共施設の配置について、計画の熟度に応じて把握する。

1) 道路

幹線道路は、土地利用の配置を規定する根幹的な公共施設であることから、配置が予定される主な道路の整備方針について把握する。

2) 公園・緑地

既存緑地を将来にわたって緑地として残す場合には、その残し方によって動植物への影響の回避・低減の度合いが変わってくるほか、公園・緑地内において代償措置として新たに生育・生息環境の創出も考えられることから、公園・緑地の配置方針及び既存緑地の残存方針等について把握する。

3) その他の公共施設

道路、公園等のほか、環境への影響の観点等からの検討が可能と想定される主な河川・ 運河・水路や下水道等の施設計画についても、必要に応じて把握する。

(3) その他の事項(ニ その他の第一種土地区画整理事業に関する事項)

第一種土地区画整理事業の目的及び主な内容について整理する。

また、その目的等により、当該第一種土地区画整理事業が成立する条件(例えば、インターチェンジから近いことなど)がある場合にはその条件を明らかにする。

当該事業が上位計画等において位置づけられている場合等にあっては、上位計画等における宅地の用途(工業系、住居系、商業系など)や計画人口等についても把握することが考えられる。

さらに、必要に応じ、当該土地区画整理事業以外の事業主体により整備される河川、下水 道等の公共施設についても把握することが考えられる。

2.4.2 地域特性に関する情報(省令第4条第1項第2号)

[国土交通省令]

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 土壌及び地盤の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。第20条第1項第2号イ(3)において同じ。)
- (2) 地形及び地質の状況
- (3) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

口 社会的状况

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

【解 説】

第4条第1項第2号は、計画段階配慮事項の検討に際して把握すべき地域特性に関する 情報を定めている。

事業の実施による環境影響の程度は、事業を実施しようとする地域の特性により大きく異なる。そこで、当該事業を実施しようとする地域及びその周辺地域の環境特性を把握しておく必要がある。

地域特性として把握する項目は、大きく、自然的状況と社会的状況に分けられている。自然的状況として把握する項目は、当該事業の実施により環境影響を受けるおそれがある環境の構成要素(環境要素)そのものの状況を明らかにするためのものである。社会的状況として把握する項目は、主に現状及び将来の環境の構成要素の状態に影響を及ぼす発生源や負荷の状況、事業により環境の構成要素の状態が変化した場合に保全上配慮を要する保全対象、確保すべき環境の構成要素の保全水準等について把握するためのものであり、事業による環境影響を検討する際の背景や前提条件になるものといえる。地域特性の把握にあたっては、このような情報収集の意味を十分認識して実施することが重要であると考えられる。なお、社会的状況に関する項目では、例えば既存の市街地や集落の存在は、環境への負荷の状況に

関する情報であるとともに、良好な住環境として保全を図るべき対象となることもあり、ひとつの項目が複数の意味を持つ場合がある。

地域特性の把握は、第4条第1項第1号の解説で述べたとおり、計画段階環境配慮事項の選定及び選定された項目の調査、予測及び評価の手法の選定を適切に行うために実施するものであることから、当該事業の実施により想定される環境影響に関係があるものを対象として実施することが想定される。このことから、主務省令では、自然的状況に関しては、一般的に第一種土地区画整理事業において計画段階配慮事項としての選定が想定される、重大な影響のおそれのある項目に限定して定めている。ただし、これは一般的な評価にあたり、最低限必要と考えられる項目であり、実務上は、実施段階の環境影響評価において地域特性として把握すべき自然的状況に関する項目(省令第20条第1項第2号のイ)全体を視野に入れながら、計画段階において把握が可能な項目について、社会的条件や事業特性等を勘案して、把握する項目を広く選定しておくことが望ましい。

以下に、省令第20条第1項第2号の項目全体における地域特性の把握項目を示す。

表 2.4-1 地域特性の把握項目(自然的状況)

表 2.4-1 地域特性の指揮項目(自然的状况)			
大項目	小項目	把握する事項	
気象、大気質、騒音、	気象	気温、降水量、風向、風速の状況等	
振動その他の大気	大気質	大気質の状況、環境基準の達成状況等	
に係る環境の状況	騒音、振動	騒音の状況、振動の状況、環境基準等の達成状況等	
(環境基準の確保	その他	悪臭、低周波音の状況等	
の状況を含む)*			
水象、水質、水底の	水象	水系、河川・湖沼等の位置、名称、種別、流路延長、流域面積等	
底質その他の水に	水質、水底	河川・湖沼等の水質及び底質の状況、環境基準の達成状況等	
係る環境の状況(環	の底質		
境基準の確保の状	その他	地下水位、地下水水質の状況等	
況を含む)*			
土壌及び地盤の状	土壌	土壌の分布状況、土壌汚染の状況、環境基準の達成状況等	
況(環境基準の確保	地盤	地盤沈下の状況、地下水の状況等	
の状況を含む)			
地形及び地質の状	地形	地形の種類、形成過程、学術的価値の高い地形の分布状況等	
況	地質	表層地質の種類、地質層序、学術的価値の高い地質の分布状況等	
動植物の生息又は	植物	現存植生の状況、植物相の状況、重要な植物種・植物群落の分布及び特	
生育、植生及び生態		性	
系の状況	動物	動物相の状況、重要な動物種・個体群及び群集の生息地の分布及び特性	
	生態系	以下の自然環境のまとまりを場として把握	
		・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改	
		変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆	
		弱な自然環境	
		・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。) 並びに河	
		川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつあ	
		る自然環境	
		・水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機	
		能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境	
		・都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)	
		並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境	

大項目	小項目	把握する事項
景観及び人と自然 との触れ合いの活	景観	地域の景観特性、主要眺望地点の種類・位置・概要、主要な景観資源の 種類・位置・概要等
動の状況	人と自然と の触れ合い の活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の種類・位置・概要・利用状況等

^{*:}計画段階配慮(第4条第1項第2号)においては必須とはされていない項目。

表 2.4-2 地域特性の把握項目(社会的状況)

大項目	小項目	把握する事項		
人口及び産業の	人口の状況	人口、人口密度、DIDの状況、世帯数等の現況及び推移		
状況	産業の状況	産業別就業者数、主要産業の状況		
土地利用の状況		土地利用の現況、国土利用計画法の規定に基づく地域区分の指定状		
		況、都市計画法に基づく地域地区の指定状況		
河川、湖沼及び	河川、湖沼及び海	水域の利用用途(水道原水の取水を含む)、位置、取水量、受益面積		
海域の利用並び	域の利用状況	等		
に地下水の利用	地下水の利用状	地下水の利用用途(水道原水の取水を含む) 位置、取水量等		
の状況	況			
交通の状況		主要な道路(既決定の都市計画道路を含む)・鉄道等の位置、交通量、		
		乗降客数等		
学校、病院その	学校、病院その他	学校(幼稚園、保育所・園を含む) 病院(療養施設、社会福祉施設		
他の環境の保全	の環境の保全に	を含む)等、人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特		
についての配慮	ついての配慮が	に必要な施設の現況及び将来の計画		
が特に必要な施	特に必要な施設			
設の配置の状況	の配置の状況			
及び住宅の配置	住宅の配置の概	住居が集合している地域の現況及び将来の計画		
の概況	況			
下水道の整備の状	況	下水道整備の現況及び将来の計画、処理施設の位置、処理形態等		
環境の保全を目的	ことして法令等によ	法令により保全を目的として指定された区域等の状況*、環境基準の		
り指定された地域	ぱその他の対象及び	類型の指定状況等の法令に定めた指定状況及び基準等		
当該対象に係る規	間制の内容その他の	各地方公共団体の条例や計画に基づく地域地区の指定状況及び基準		
状況		等		
その他の事項		地方公共団体における環境保全に係る各種計画(環境保全の水準等)		
		地方公共団体における地域の将来像に関する計画(事業実施想定区域		
		の位置づけ等)		
		その他、環境保全上配慮すべき社会的条件		
		(公害苦情件数、廃棄物処理の状況 等)		

^{*:}環境保全を目的として法令等により指定された地域としては、第二種事業の判定基準で示されているもの(省令第16条の2第1項第3号のイからソまでに掲げる区域)は最低限対象とする必要がある。それ以外の環境の保全を目的として法令により指定された地域その他の対象については、表2.4-3 地域特性の把握に用いる情報源の中で例示している。

・省令第16条の2第1項第3号のイからソまでに掲げる区域等の状況

- イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項 に規定する指定地域
- 口 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域
- 八 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第5条第1項 の規定により 指定された沿道整備道路
- 二 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定水域
- ホ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された 指定湖沼
- へ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第2条第1項に規定する瀬戸内海
- ト 自然公園法 (昭和32年法律第161号)第5条第1項 の規定により指定された国立公園、 同条第2項 の規定により指定された国定公園又は同法第72条 の規定により指定された都 道府県立自然公園の区域
- チ 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自 然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法 第45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
- リ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載され た自然遺産の区域
- ヌ 首都圏近郊緑地保全法 (昭和41年法律第101号)第3条第1項 の規定により指定された 近郊緑地保全区域
- ル 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和 42 年法律第 103 号)第 5 条第 1 項 の規定に より指定された近郊緑地保全区域
- ヲ 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条 の規定により指定された緑地保全地域又は 同法第 12 条第 1 項 の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
- ワ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)第36条 第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- カ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項 の規 定により設定された鳥獣保護区の区域
- ヨ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
- タ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項 の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)
- レ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (昭和41年法律第1号)第4条第1 項 の規定により指定された歴史的風土保存区域
- ソ 都市計画法 (昭和 43年法律第 100号)第8条第1項第7号 の規定により指定された風致 地区の区域

2.4.3 地域特性に関する情報の把握の方法(省令第4条第2項)

[国土交通省令]

- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該 資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
 - 二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

【解 説】

計画段階配慮事項の検討に必要な地域特性に関する情報は、国又は地方公共団体等が所有する一般的に入手可能な最新の文献その他の資料の収集・整理により把握することとされている。

その際、環境影響評価手続の信頼性確保等の観点から、使用した資料の出典について明らかにすることとされている。

地域特性を把握する上で一般的に用いる既存資料を、地域特性の項目ごとに整理したものを表 2 . 4 - 3 に示す。実際に地域特性の把握を行う場合には、ここに挙げた資料の入手可能な最新版によることが必要である。また、例示した資料以外にも、各地方公共団体が発行する地域固有の環境に関する資料を可能な限り収集・整理することが求められる。

また、環境影響評価においては、事業実施による将来の環境の状況を予測・評価するものであることから、自然的状況、社会的状況ともに将来の状況に関する情報がある場合にはこれを収集すること、また将来の状況の推定に資するよう過去の状況の推移についても把握することとされている。

なお、地域特性については、省令第 4 条第 1 項において、計画段階配慮事項の検討に必要と認める範囲内で、事業実施想定区域及びその周囲について把握することとされており、当該事業によって影響を受けるおそれのある範囲を包含するよう設定することが想定される。その際、環境影響を受けるおそれのある範囲は、環境の構成要素により、大きく異なるものと考えられ、従って地域特性を把握する地理的範囲については、当該情報が関係すると想定される環境の構成要素ごとに、それぞれの特性に応じて、範囲を設定し、情報を把握することが望ましい。また、位置について複数案が設定されている場合は、それぞれの案について環境要素ごとに範囲を設定して情報を把握することが必要である。

表 2 . 4 - 3 地域特性の把握に用いる情報源

	地域特性	の項目	情報の内容	資料名	発行者
自然的状況	気象、大気 質、騒音、 振動その他	気象の状況	気温、降水量、風向、風 速、日射量等	気象統計情報 過去の気象 データ検索	気象庁ウェブサイト http://www.data.jm a.go.jp/obd/stats/etr n/index.php
光	の大気に係る環境の状況	大気質の状況	大気質の状況(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素等の濃度の状況) 環境基準の確保の状況	日本の大気汚染状況 道路周辺の大気汚染状況 都道府県・市町村の環境白書 環境 GIS	環境省 環境省 都道府県、市町村 (独)国立環境研究 所 http://tenbou.nies.g
		騒音の状況	 騒音の状況(環境騒音、	都道府県・市町村の環境白書	o.jp/gis/ 都道府県、市町村
			自動車交通騒音、航空機 騒音、新幹線鉄道騒音 等)環境基準の確保の 状況、騒音規制法に基づ く自動車騒音の限度の 確保の状況	環境 GIS	(独)国立環境研究 所
		振動の状況	振動の状況、振動規制法 に基づく道路交通振動 の限度の確保の状況	都道府県・市町村の環境白書	都道府県、市町村
		その他の状況	(低周波音の状況、悪臭の状況等必要に応じて その他の大気に係る環境の状況を把握)	(その他の大気に係る環境 の状況に関する資料)	-
	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水象の状況	河川、湖沼及び海域の分 布の状況	河川図	都道府県
		水質の状況	公共用水域の水質の状況(健康項目、生活環境 項目)	公共用水域水質調査結果	都道府県、市町村
		水底の底質の 状況	公共用水域の底質の状 況	地方公共団体による公共用 水域の底質調査結果	都道府県、市町村
		その他の状況	(必要に応じてその他 の水に係る環境の状況 を把握)	(その他の水に係る環境の 状況に関する資料)	-
	土壌及び地 盤の状況	土壌の状況	土壌の区分及び分布状 況	土地分類基本調査 土壌図 (1/5 万)	国土交通省国土政策 局国土情報課ウェブ サイト http://nrb-www.mlit .go.jp/kokjo/inspect/ inspect.html
			土壌に係る環境基準の 確保の状況	都道府県環境白書	都道府県
		地盤の状況	地盤沈下の状況	全国の地盤沈下地域の概況	全国の地盤沈下地域 の概況(環境省) http://www.env.go.jp /water/jiban/chinka. html
				地方公共団体の地盤沈下測 定結果等	都道府県、市町村
	地形及び地質	の状況	地形の区分及び分布状 況	土地分類基本調査 地形分 類図(1/5 万)	国土交通省国土政策 局国土情報課ウェブ サイト(同上)
			地質の区分及び分布状 況	土地分類基本調査 表層地 質図(1/5万)	国土交通省国土政策 局国土情報課ウェブ サイト(同上)

	地域特性	の項目	情報の内容	資料名	発行者
自然的状況	地形及び地質	の状況		国指定の天然記念物(地形、 地質)	国指定文化財等データベース(文化庁) http://www.bunka.g o.jp/bsys/
				地方公共団体指定の天然記 念物(地形、地質)	都道府県、市町村
			学術上又は希少性の観	世界遺産登録地	日本の世界自然遺産 (環境省) http://www.sizenke n.biodic.go.jp/isan/
			点から重要な地形・地質 の分布状況	世界ジオパーク、日本ジオパーク	日本ジオパーク委員 会ウェブサイト http://www.gsj.jp/jgc /
				日本の地形レッドデータブ ック第1集、第2集	日本の地形レッドデータブック作成委員 会
				自然環境保全調査 すぐれ た自然図	生物多様性情報シス テム(環境省) http://www.biodic.go .jp/J-IBIS.html
				自然環境保全基礎調査 ・自然景観資源調査	生物多様性情報シス テム(環境省)(同上)
	動植物の生生ののは生生及の状	動植物の生息 又は生育の状 況	主な動物、植物の生息又は生育の状況	自然環境保全基礎調査 ・動植物分布調査 ・身近な生きもの調査(環境 指標種調査) ・藻場・干潟・サンゴ礁調査 ・海域生物調査 ・海の生きもの調査 ・海棲動物調査 生物多様性調査 ・種の多様性調査	生物多様性情報システム(環境省) http://www.biodic.go .jp/kiso/fnd_f.html
				国指定の天然記念物 (動物、 植物)	国指定文化財等デー タベース(文化庁) http://www.bunka.g o.jp/bsys/
				地方公共団体指定の天然記 念物(動物、植物)	都道府県、市町村
				国内希少野生動植物種、緊急 指定種、生息地等保護区 (動物、植物)	種の保存法の解説 (環境省) http://www.env.go.jp /nature/yasei/hozon ho/index.html
			学術上又は希少性の観点からの動物の重要な種及び注目すべき生息	世界遺産登録地	日本の世界自然遺産 (環境省) http://www.sizenke n.biodic.go.jp/isan/
			地、植物の重要な種及び群落	ラムサール条約指定湿地 (動物)	ラムサール条約と条 約湿地(環境省) http://www.env.go.jp /nature/ramsar/con v/index.html
				第4次レッドリスト(2012) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両 生類、昆虫類、貝類、その 他無脊椎動物 植物 (維管束植物) 植物 (藻類、蘚苔類、地 衣類、菌類)	絶滅危惧種情報(環 境省) http://www.biodic.go .jp/rdb/rdb_f.html

	地域特性(の項目	情報の内容	資料名	発行者
自然的状況	動植物の生 息 又 は 生 育、植生及	動植物の生息 又は生育の状 況	学術上又は希少性の観	改訂・日本の絶滅のおそれの ある野生生物 (2000 年 ~ 2006 年刊行) (動物、植物)	同上
4 況	び生態系の 状		点からの動物の重要な 種及び注目すべき生息	地方版レッドデータブック 等(動物、植物)	都道府県、市町村
			地、植物の重要な種及び 群落 -	自然環境保全基礎調査 ・特定植物群落調査 ・巨樹・巨木林調査	生物多様性情報シス テム(環境省) http://www.biodic.go .jp/kiso/fnd_f.html (公財)日本野鳥の
				重要野鳥生息地(IBA)	会 http://www.wbsj.org /nature/hogo/others/ iba/
				植物群落レッドデータブッ ク(1996)	(公財)日本自然保 護協会、(財)世界自 然保護基金日本委員 会
		植生の状況	現存植生の状況	自然環境保全基礎調査 ・植生調査	生物多様性情報シス テム(環境省)同上
		生態系の状況		保護林 ・森林生態系保護地域 ・植物群落保護林 ・特定動物生息地保護林 ・特定地理等保護林 ・郷土の森	保護林(林野庁) http://www.rinya.m aff.go.jp/j/kokuyu_ri nya/sizen_kankyo/h ogorin.html
		: の Nの	地域を特徴づける生態 系及び注目種等の状況	緑の回廊 ・保護林を相互に連結 ・全国の国有林 24 箇所	緑の回廊(林野庁) http://www.rinya.m aff.go.jp/j/kokuyu_ri nya/sizen_kankyo/c orridor.html
				その他上記水象、地形、地質、 動物、植物、植生等の状況に 係る資料	-
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況		主要な眺望点の分布及 び概況	全国観光情報データベース	全国旅そうだん ((社) 日本観光振興 協会) http://www.nihon-k ankou.or.jp/index.p hp
				地方公共団体の観光関連資 料	都道府県、市町村
				国指定の史跡、名勝、天然記 念物	国指定文化財等デー タベース(文化庁) http://www.bunka.g o.jp/bsys/
			早知次派の八大九が柳	地方公共団体指定の史跡、名 勝、天然記念物	都道府県、市町村
			景観資源の分布及び概 況	自然環境保全基礎調査 ・自然景観資源調査	生物多様性情報シス テム(環境省) 同上)
				全国観光情報データベース	全国旅そうだん ((社)日本観光振興 協会) (同上)
				地方公共団体の観光関連資 料	都道府県、市町村
			主要な眺望景観の概況	全国観光情報データベース	全国旅そうだん ((社)日本観光振興協会) (同上)
				地方公共団体の観光関連資 料	都道府県、市町村

地域特性の項目		 の項目	情報の内容	資料名	発行者
自然的状況	景観及び人 と自然との 触れ合いの	人と自然との 触れ合いの活 動の状況	人と自然との触れ合い	全国観光情報データベース	全国旅そうだん ((社)日本観光振興 協会) (同上)
状況	活動の状況	_里 川〇ノ4人7元 	の活動の場の分布状況	地方公共団体の観光関連資 料	都道府県、市町村
			人と自然との触れ合い の活動の場の利用状況	地方公共団体の観光入込客 数調査	都道府県
			法令による地域指定の 状況	土地利用規制図(自然公園、 保健保安林 等)	都道府県
			法令による地域指定の 状況	その他条例等に基づく地域 指定に関する資料	都道府県、市町村
			野外レクリエーション等に係る 地方公共団体の計画等	地方公共団体の公表資料 (観光振興計画 等)	都道府県、市町村
	自然環境全般		地方公共団体による自 然環境の評価結果等	地方公共団体の公表資料 (自然環境保全指針 等)	都道府県、市町村
社会的	人口及び産業の状況		関係する市町村の面積、 人口、人口密度 等	国勢調査、統計書、統計年鑑 等	総務省統計局 都道府県、市町村
社会的状況		産業の状況	関係する市町村の産業 別就業人口、農業粗生産 額、製造品出荷額 等	国勢調査、統計書、統計年鑑 等	総務省統計局 都道府県、市町村
	土地利用の	土地利用の状	土地利用の状況	土地利用現況図	都道府県
	状況	況	土地利用計画の状況	土地利用基本計画図	都道府県
			土地利用規制の状況	土地利用規制図	都道府県
	河川、湖沼	河川、湖沼及	水利用の状況	水道水源の利用状況	都道府県、市町村
	及び海域の		水利権設定状況	水利権設定状況	都道府県、市町村
	利用並びに	の状況	漁業権設定状況	漁業権設定状況	都道府県
	地下水の利 用の状況	地下水の利用 の状況	地下水の利用の状況	工業用水法、ビル用水法、条 例等に基づく採水量の報告	都道府県、市町村
	交通の状況	道路交通の状	主要な道路の位置	地形図	国土地理院
		況	交通量の状況	道路交通センサス	国土交通省、都道府 県
		鉄道の状況	鉄道、駅の位置	地形図	国土地理院
			乗降客数	統計書、統計年鑑等	都道府県
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		 学校、病院、幼稚園、保	教育要覧 (学校、幼稚園)	都道府県、市町村
			子校、祝祝、幼稚園、休 育園、老人ホーム等の位	WAM NET サービス提供機	(独)福祉医療機構 http://www.wam.go.
			置	関情報(医療、高齢者福祉、 児童福祉)	jp/content/wamnet/ pcpub/top/
			集落の状況、住宅の配置	地形図	国土地理院
			の概況	住宅地図	市販
			将来の住宅地等の面整 備計画の状況	土地利用動向調査	都道府県
	下水道の整備の状況		下水道の整備状況	下水道の整備の状況に関す る資料	都道府県、市町村
	環境の保全を目的として法 令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象		大気汚染防止法第5条の 2 第 1 項 に規定する指 定地域	例規集等	都道府県
	に係る規制の 状況)内容その他の	自動車から排出される 窒素酸化物及び地域に対ける総量の削減等に関する特別措置法第6条第1 項に規定する窒素酸化 物対策地域又は同法第8 条第1項に規定する粒子状物質対策地域	自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の特 定地域における総量の削減 等に関する特別措置法施行 令	法令等

地域特性の項目		情報の内容	資料名	発行者
社会的状況	環境の保全を目的として法 令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象 に係る規制の内容その他の	幹線道路の沿道の整備 に関する法律第5条第1 項の規定により指定さ れた沿道整備道路	例規集等	都道府県
	状況	自然公園法第5条第1項 の規定により指定され た国立公園、同条第2項 の規定により指定され た国定公園又は同法第 72条の規定により指定 された都道府県立自然 公園の区域	国土数値情報 自然公園地域データ	国土数値情報ダウン ロードサービス(国 土交通省) http://nlftp.mlit.go.j p/ksj/gml/gml_datal ist.html
		自然環境保全法第 14 条 第1項の規定により指定 を地域、同法第 22 条 1項の規定により指定 全地域、同法第 22 条第 1項の規定により指定 は同法第 45 条第1 以は同法第 45 条第 1 可の規定により で規定により で規定 で規定 の規定 により により は同法第 45 条 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 により の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定	国土数値情報 自然保全地 域データ	国土数値情報ダウン ロードサービス(国 土交通省) http://nlftp.mlit.go.j p/ksj/gml/gml_datal ist.html
		世界の文化遺産及び自 然遺産の保護に関する 条約第 11 条 2 の世界遺 産一覧表に記載された 自然遺産の区域	世界遺産地域管理計画	環境省、林野庁、文 化庁、都道府県
		首都圏近郊緑地保全法 第3条第1項の規定によ り指定された近郊緑地 保全区域	都市計画図	市町村
			近郊緑地保全区域	都市緑化データベース(国土交通省) http://www.mlit.go.j p/crd/park/joho/data base/toshiryokuchi/i ndex.html
		近畿圏の保全区域の整	都市計画図	市町村
		備に関する法律第5条第 1項の規定により指定さ れた近郊緑地保全区域	近郊緑地保全区域	都市緑化データベー ス(国土交通省) (同上)
		都市緑地法第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	都市計画図	市町村
			特別緑地保全地区	都市緑化データベー ス(国土交通省) (同上)
		瀬戸内海環境保全特別 措置法第 12 条の 7 の規 定により指定された自 然海浜保全地区	自然海浜保全地区制度	せとうちネット http://www.env.go.jp /water/heisa/heisa_ net/setouchiNet/set o/kankyojoho/kanky ohozen/kanho-2-5.h tm

	地域特性の項目	情報の内容	資料名	発行者
社会的状況	環境の保全を目的として法 令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象 に係る規制の内容その他の 状況	絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 関する法律第 36 条第 1 項 の規定により指定さ れた生息地等保護区の 区域	生息地等保護区位置図	環境省
		鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律第 28条第1項の規定によ り設定された鳥獣保護 区の区域	鳥獣保護区等位置図	都道府県
		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域	ラムサール条約指定湿地 (動物)	ラムサール条約と条 約湿地(環境省) http://www.env.go.jp /nature/ramsar/con v/index.html
		文化財保護法第 109 条 第1項の規定により指す された史跡、名勝又は 然記念物、同法第 134 条 第1項の規定により選 された重要文化的景観、 同法第 144 条第 1 項の規 定により選定された 軍伝統的建造物群保存 地区	国指定の史跡、名勝、天然記 念物、重要伝統的建造物群保 存地区、重要文化的景観	国指定文化財等データベース(文化庁) http://www.bunka.g o.jp/bsys/
		古都における歴史的風土の保存に関する特別	都市計画図	市町村
		措置法第4条第1項の 規定により指定された 歴史的風土保存区域	歷史的風土保存地域	都市緑化データベー ス(国土交通省) (同上)
		都市計画法第8条第1項	都市計画図	市町村
		第7号の規定により指定された風致地区の区域	風致地区	都市緑化データベー ス(国土交通省) (同上)
		都市計画法第8条第1項 第1号の規定に基づく用 途地域の決定の状況	都市計画図	市町村
		景観法第 61 条に基づく 景観地区	景観計画	市町村
		環境基本法に基づく環境基準の類型の指定状況(水質汚濁に係る環境 基準の類型指定、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音に 係る環境基準の類型指定)	地方公共団体の環境白書	都道府県、市町村
		環境基本法第 17 条第 1 項に基づく公害防止計 画の策定の状況	地方公共団体の環境白書	都道府県、市町村
		騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音 の限度、地域指定状況、 区域の区分、時間の区分 の状況	地方公共団体の環境白書	都道府県、市町村

地域特性の項目		情報の内容	資料名	発行者
社会的状況	環境の保全を目的として法 令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象 に係る規制の内容その他の 状況	振動規制法第 16 条第 1 項に基づく自動車交通 振動の限度、地域指定状 況、区域の区分、時間の 区分の状況	地方公共団体の環境白書	都道府県、市町村
		水質汚濁防止法第4条の 2第1項に規定する指定 水域及び指定地域	水質汚濁防止法施行令	法令等
		湖沼水質保全特別措置 法第3条第1項及び第2 項の規定に基づく指定 湖沼及び指定地域	総理府告示 43 号(公布日: 昭和 60 年 12 月 16 日)	法令等
		排水基準を定める省令 別表第二の備考6及び7 の規定に基づく窒素含 有量又は燐含有量につ いての排水基準に係る 湖沼	環境庁告示 27 号 (公布日: 昭和 60 年 05 月 30 日) 環境庁告示 78 号 (改訂: 平成 12 年 12 月 14 日)	法令等
		排水基準を定める省令 別表第二の備考6及び7 の規定に基づく窒素含 有量又は燐含有量につ いての排水基準に係る 海域	平成5年08月27日)	法令等
		水質汚濁防止法第3条第 3項に基づく上乗せ排水 基準の指定区域	都道府県条例	都道府県
		瀬戸内海環境保全特別 措置法第5条第1項の規 定により指定された関 係府県の区域	瀬戸内海環境保全特別措置 法、同施行令	法令等
	その他の事項	地方公共団体の環境保 全に係る計画	地方公共団体の環境基本計画、地球温暖化防止地域推進計画、生物多様性地域戦略、 緑の基本計画、景観計画等	都道府県、市町村
		地方公共団体の将来像に係る計画	地方公共団体の総合計画・ 長期計画、都市マスタープラン等	都道府県、市町村
		公害苦情処理件数	地方公共団体の環境白書	都道府県、市町村
		廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物処理実態調査結 果	環境省
		20X 13X-13BHX 97 17170	産業廃棄物処理の状況に関 する資料	都道府県、市町村

第3章 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法

3.1 計画段階配慮事項の選定(省令第5条)

3.1.1 選定の基本的考え方(省令第5条第1項)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の選定)

第5条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

【解 説】

計画段階配慮事項の検討は、「影響要因」ごとに重大な影響を受けるおそれのある「環境要素」を選定して行う。

影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性の検討は、事業特性及び地域特性に関する情報 を踏まえて、客観的かつ科学的に行わなければならないとされている。

影響の重大性は、影響要因の程度(大きさ)と、環境要素の保全の重要度に基づき検討する。影響要因の程度が大きくかつ保全対象の重要度が高い場合に影響の重大さは最も大きくなるが、影響要因の程度が非常に大きい場合や、保全の重要度が非常に高い場合にも、影響は重大であると判定することが想定される。

影響要因の程度には、例えば事業実施に伴う改変面積の大きさ、通行する車両の台数等が想定される。また、影響要因が工事中など一時的なものであるのか、存在影響のように恒久的なものであるのかといったことも、影響要因の程度を規定するものであるといえる。

保全の重要度には、保全上重要な動植物や生態系、景 観等の存在や、大気質、騒音・振動、水質等の変化によ って健康の保護又は生活環境の保全上の影響が著しい

図 3.1-1 影響の重大さの考え方

ものとなるおそれのある学校や住居専用地域等の存在等が想定される。

客観的かつ科学的な検討にあたっては、例えば、影響要因「敷地の存在(土地の改変)」が環境要素「植物(重要な種及び群落)」に及ぼす影響の場合は、事業実施想定区域の位置情報と、地域特性として把握した重要な植物種や群落の分布に関する情報を重ね合わせるといった方法が考えられる。ただし、この段階の検討は、基本的に既存資料により行うものであるため、重要な種や群落の分布情報がないことも想定されるが、情報がないことと重要な種等が存しないこととは必ずしも一致するものではないことから、重大な影響の可能性については慎重に判断することが望ましい。

3.1.2 影響要因の区分(省令第5条第2項)

[国土交通省令]

2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第一種土地区画整理事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種土地区画整理事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

【解 説】

第一種土地区画整理事業に係る影響要因としては、一般的には、実施段階の環境影響評価の参考項目を定めている省令の別表第一における影響要因があげられるが、計画段階配慮においては、別表第一における影響要因のうち「土地又は工作物の存在及び供用」(表3.1-1の網掛け部分参照)に限るとされている。これは、計画段階においては、工事の内容についてまで定まっていないこと、工事中の影響については工事の実施段階における工法の工夫等により影響を大きく低減させることが可能な場合も多いこと、さらに、工事中の影響要因は一般的に一過性のものであり、また、工事の実施により付加される影響要因の大きさ(例えば走行する工事車両の台数等)は既存の発生源による負荷の大きさ(例えば現状の交通量)に対して相対的に小さいことが想定されることなどによる。

なお、面整備事業のうち、工業団地造成事業においては、「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う影響要因として「工場の稼働」も想定される。

ただし、事業特性及び地域特性の把握結果を踏まえ、工事中の影響要因が現状の環境への 負荷に比べて著しく大きいと想定される場合(例えば住宅地を通る交通量の少ない道路が工 事資材の搬入路として使用される場合や、工事が集中的に実施される場合等)や、一時的な 影響でも保全対象に重大な影響が想定されるような場合(例えば工事箇所に近接して猛禽類 の営巣地がある場合や、工事中の雨水排水が水道原水取水地点に流入する可能性がある場合 等)には、工事の実施による影響要因も任意にとりあげることが想定される。

3.1.3 環境要素の区分(省令第5条第3項)

[国土交通省令]

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無 及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された 環境要素ごとに行うものとする。
 - 一環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 土壌に係る環境その他の環境 第 21 条第 4 項第 1 号イ及び口に掲げるものを除く。 以下同じ。)
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
 - 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 動物
 - 口 植物
 - 八 生態系
 - 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境 要素
 - イ景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

【解 説】

前項で区分した影響要因ごとに、計画段階配慮事項として選定するか否かを検討する環境要素の範囲が示されている。第一種土地区画整理事業における一般的な影響要因が、「工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種土地区画整理事業の目的に含まれるもの」とされており、実施段階の環境影響評価における環境要素として省令第21条第4項に示されたもののうち、当該影響要因の影響を受ける環境要素が取り上げられている(表3.1.1の網掛け部分)。

ただし、事業特性や地域特性の把握結果から、本項で示した範囲以外の環境要素に重大な影響が及ぶと想定された場合においては、それらの環境要素についても任意に検討対象とした上で適切に計画段階配慮事項を選定することが望まれる。例えば、重要な植物の生育する湿地に水を供給する水系を分断する形で事業実施想定区域が設定されている場合に、水象を計画段階配慮事項として選定するケースが考えられる。

また、環境要素の細区分については、例えば省令別表第一に示された実施段階の環境影響 評価における区分が考えられるが、計画段階においては既存資料に基づいて行うものである ため、既存資料から検討が可能で、複数案の比較が可能なものであれば、それ以外の区分と することも想定される。

表 3.1-1 実施段階の環境影響評価における環境要素(省令第21条第4項)

- 環境の自然的構成要素の良好	イ 大気環境	(1) 大気質		
な状態の保持を旨として調査、予		(2) 騒音及び超低周波音(周波数が二		
測及び評価されるべき環境要素		十ヘルツ以下の音をいう。)		
		(3) 振動		
		(4) 悪臭		
		(5) (1)から(4)までに掲げるも		
		ののほか、大気環境に係る環境要素		
	口 水環境	(1) 水質(地下水の水質を除く。)		
		(2) 水底の底質		
		(3) 地下水の水質及び水位		
		(4) (1)から(3)までに掲げるも		
	_	ののほか、水環境に係る環境要素		
	ハ 土壌に係る環	(1) 地形及び地質		
	境その他の環境	(2) 地盤		
		(3) 土壌		
		(4) その他の環境要素		
二 生物の多様性の確保及び自然	イ動物			
環境の体系的保全を旨として調		植物		
査、予測及び評価されるべき環境	八 生態系	生態系		
要素				
三人と自然との豊かな触れ合い	イー景観	6 景観		
の確保を旨として調査、予測及び	ロ 人と自然との触	人と自然との触れ合いの活動の場		
評価されるべき環境要素		745 77 = 0'=1 + 745 + 1 1 7 2		
四環境への負荷の量の程度によ	,	廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。)		
リ予測及び評価されるべき環境		温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障)		
要素	の原因となるま	の原因となるおそれがある物をいう。)		

注:網掛けした部分は、省令第 5 条第 3 項に規定する計画段階配慮事項の選定に際して検討する環境要素

土壌に係る環境その他の環境における重大な影響選定の考え方

第一種土地区画整理事業は、大規模な地形の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなることが想定されるため、地形及び地質、地盤、土壌について、以下のような地域特性を勘案して選定することが考えられる。

- ・重要な地形・地質が存在する場合。
- ・地盤について、崩壊の危険性が高い箇所の存在など、土地の造成に伴い地盤の安定性に著しい影響が想定される場合。
- ・自然由来や人為的な土壌汚染等により、造成に伴って有害物質が流出するおそれの ある土地が存在する場合。
- ・動植物の生育・生息基盤として良好な表土が存在する場合

動物・植物における重大な影響選定の考え方

第一種土地区画整理事業は、大規模な土地の改変を伴い、動植物の生息・生育環境の改

変やネットワークの分断が生じることが想定されるため、以下のような地域特性を勘案して選定することが考えられる。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律に基づく国内野生動植物種・緊急指定種、文化財保護法に基づく天然記念物、環境省レッドリストや地方公共団体のレッドデータブック記載種等、法令等により指定された種等が分布する又は分布する可能性が高い場合。
- ・個体数が少ない種、分布が限られる種、利用する生息・生育環境が限られる種、移動能力が小さい種等が分布する又は分布する可能性が高い場合。
- ・自然林、湿原等人為的な影響をほとんど受けていない自然環境や、湖沼等の事業の 影響による変化が生じやすい環境に依存する種等が分布する又は分布する可能性が 高い場合。
- ・環境の変化に対して個体数や繁殖率等が変動しやすい種等が分布する又は分布する 可能性が高い場合。
- ・その他地域において注目されている種や集団繁殖地等が分布又は存在する場合。 生態系における重大な影響選定の考え方

第一種土地区画整理事業は、大規模な土地の改変を伴い、重要な生息・生育環境の改変 やネットワークの分断が生じることが想定されるため、以下のような地域特性を勘案して 選定することが考えられる。

- ・自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、都市緑地保 全法に基づく緑地保全地区等、法令等により指定された場等が存在する場合。
- ・自然林、湿原、湧水等人為的な影響をほとんど受けていない自然環境や野生生物の 重要な生息・生育の場が存在する場合。
- ・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)や河畔林等地域で減少又は劣化しつつある自然環境が存在する場合。
- ・都市に存在する緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)のうち地域を特徴づける重要な 自然環境が存在する場合。
- ・その他地域において注目されている生息・生育環境が存在する場合。

景観における重大な影響選定の考え方

第一種土地区画整理事業は、大規模な土地の改変を伴い、景観資源や眺望点を改変したり眺望を阻害することが想定されるため、以下のような地域特性を勘案して選定することが考えられる。

- ・自然公園、文化財保護法に基づく名勝・天然記念物・重要文化的景観・重要伝統的 建造物群保存地区等、景観法に基づく景観地区、都市計画法に基づく風致地区、都 市緑地保全法に基づく緑地保全地区等、法令等により景観の保全が図られている地 域や対象が存在する場合。
- ・地方公共団体の景観計画に位置づけられるなど、地域のシンボルとなったり地域で 親しまれている景観資源や眺望点が存在する場合。

人と自然との触れ合いの活動の場における重大な影響選定の考え方

第一種土地区画整理事業は、大規模な土地の改変を伴い、人と自然との触れ合いの活動

の場を改変したり環境の質を低下させることが想定されるため、以下のような地域特性を 勘案して選定することが考えられる。

- ・自然公園、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源、温泉法に基づく国民 保養温泉地等、法令等により人と自然との触れ合いの活動の場として指定されている地域が存在する場合。
- ・長距離自然歩道やキャンプ場等の野外レクリエーション地として整備・活用されて いる場が存在する場合。
- ・社寺、広場、堤防、雑木林、ため池等地域において人と自然との触れ合いの活動の場として活用されている場が存在する場合。

3.1.4 専門家の助言(省令第5条第4項、第5項)

[国土交通省令]

- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。
- 5 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

【解 説】

専門家等からの助言が必要な場合としては、既存文献等により把握した地域特性に関する情報のうち特定の環境要素に関して補完が必要な場合、計画段階配慮事項の選定過程及び選定結果の妥当性を確認したい場合等が考えられる。

専門家による助言はあくまでも当該専門家の専門分野に関して行われるべきであることから、助言内容とともに専門家の専門分野を明示することとしている。併せて、助言内容の信頼性に関する判断材料として、当該専門家の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとされている。なお、所属機関等の当該専門家の個人情報の取り扱いについては、当該専門家自身の意向も踏まえて、必要に応じて個人が特定されないような配慮を行うことが考えられる。

3.1.5 計画段階配慮事項の選定理由の整理(省令第5条第6項)

〔国土交通省令〕

6 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

【解 説】

環境影響評価法での手続の透明性を確保する意味で、計画段階配慮事項の選定理由を明らかにすることとしている。

なお、選定・非選定の考え方を明確に示すため、選定しなかった事項についても選定しな かった理由を併せて整理することが望ましい。

表 3.1-2 計画段階配慮事項の選定結果の理由についての取りまとめの例

選定事項	影響要因	選定した理由		
植物	敷地の存在	既存資料により、事業実施想定区域に自然度の高い植生の		
	(土地の改変)	分布が確認され、敷地の存在(土地の改変)により、その		
		消失が懸念されるため選定した。		
動物	敷地の存在	専門家へのヒアリングの結果、事業実施想定区域内に希少		
	(土地の改変)	種の生息が確認され、敷地の存在(土地の改変)により、		
		生息環境の悪化・消失が懸念されるため選定した。		
景観	敷地の存在	既存資料により確認した眺望点とそこからの主要眺望対象		
	(土地の改変)	との間に事業実施想定区域が検討されることから、視覚的		
	構造物の存在	変化が想定され、眺望景観への影響が懸念されるため選定		
		した。		

非選定事項	影響要因	選定しなかった理由
地形及び地	敷地の存在	事業計画地の現状は起伏のほとんどない平坦な農地であ
質	(土地の改変)	り、事業の実施に伴う土地の改変による地形及び地質への
		影響はほとんどないと想定されることから、選定しなかっ
		<i>た</i> 。

3.2 調査、予測及び評価の手法(省令第6条)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第6条 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第10条までに定めるところにより選定するものとする。

【解 説】

省令第 6 条では、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法選定にあたって留意すべき基本的な考え方を示している。

3.2.1 「土壌に係る環境その他の環境」

[国土交通省令]

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第22条第1項第1号において同じ。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

【解 説】

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素については、汚染物質の濃度や騒音レベル等当該環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりについて、調査、予測、評価を行うことを基本としている。

省令第5条第3項では、第一種土地区画整理事業における計画段階配慮事項として一般的に検討対象とする環境要素の範囲を示している。第1号のこの区分に係る項目としては「土壌に係る環境その他の環境」として、地形及び地質、地盤、土壌及びその他の環境要素があげられており、実施段階の環境影響評価の参考項目を勘案した場合、地形及び地質が対象とする環境要素として想定される。ただし、事業特性と地域特性から、その他の環境要素においても重大な環境影響が予想される場合には必要に応じて選定することとなる。

調査、予測の手法としては、地形及び地質については、環境要素の状況の変化(改変状況等)の程度及び広がりに関して把握することとされている。また、地盤、土壌(重要な土壌)についても同様の手法が想定される。なお、土壌(土壌汚染)については、汚染物質の濃度等の程度及び広がりに関して一定の把握をしておくことが想定される。

また、環境影響としては、「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること」とされており、例えば環境基準との整合といった人の健康及び生活環境に係る観点だけでなく、騒音や水質汚濁による動植物への影響といったことも検討対象とすることが

望ましいものと考えられる。

個々の環境要素についての調査、予測、評価の手法については、5章で詳述する。

3.2.2 「動物」、「植物」

[国土交通省令]

二 前条第3項第2号イ及び口に掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水 生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希 少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観 点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布 状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解 説】

省令第5条第3項第2号では「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」を取り上げており、このうちイ、口に掲げる環境要素とは動物、植物である。

調査においては、学術上又は希少性の観点から重要な動植物の種や群落、注目すべき生息地の分布状況について把握することとされている。学術上の観点から重要な対象の例としては天然記念物等、希少性の観点から重要な対象の例としては環境省や都道府県のレッドデータブック記載種等があげられる。希少性の高い種等については、保護の観点から位置情報が非公開の場合もあることから、生育・生息に好適な環境条件から分布可能性を推定する方法も考えられる。

予測・評価においては、重要な対象に対する環境影響の程度について把握できることとされており、事業実施想定区域と重要な対象との位置関係に基づき、環境要素の改変の程度及び広がりに関して把握する方法が考えられる。

個々の環境要素についての調査、予測、評価の手法については、5章で詳述する。

3.2.3 「生態系」

[国土交通省令]

- 三 前条第3項第2号八に掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握 できること。
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
 - ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に 所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつ つあるもの

- ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を 有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
- 二 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。) 及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境

【解 説】

省令第5条第3項第2号八に掲げる環境要素とは、生態系である。

生態系に係る選定項目については、上記イから二に掲げる重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握できることを基本としている。

上記イでは、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や人為的な改変に対して脆弱な自然環境を取り上げており、陸上では自然林、湿原、水中では藻場、サンゴ群集、両者にまたがるものでは自然海岸を例示している。これら自然環境の主要なものは、自然環境保全法や自然公園法等の法令により指定された地域となっている場合が多い。

口では、減少又は劣化しつつある自然環境を取り上げている。例示された里地里山の自然環境においては都市近郊の市街化に伴う量的な減少、人為的な管理の放棄に伴う質的な劣化が、河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林においては、河川改修等による直接的な消失や氾濫の頻度の減少等に伴う生育環境の変化等が生じる場合が考えられる。

八では、地域において重要な機能を有する自然環境を取り上げている。例示された水源涵 養、防風、土砂崩壊防止等の重要な機能を持つ樹林地は、森林法に基づく保安林に指定され ている場合が多い。

二では、地域を特徴づける重要な自然環境を取り上げている。都市部や都市近郊の田園地帯に残された樹林地その他の緑地及び水辺地等は、たとえ上記イロハに該当しないものであっても、地域にとって重要なかけがえのない自然環境と位置付けられる場合がある。

調査においては、環境保全の観点から法令等により指定されている地域(上記イ:自然環境保全地域、自然公園等、上記八:保安林、鳥獣保護区等)や、地方公共団体の緑や自然に関する各種計画に位置付けられている地域(上記ロ・二)の分布状況を把握する等の方法が考えられる。

予測・評価においては、事業実施想定区域と把握されたまとまりの場との位置関係に基づき、環境要素の改変の程度及び広がりに関して把握する方法が考えられる。

個々の環境要素についての調査、予測、評価の手法については、5章で詳述する。

3.2.4 「景観」

[国土交通省令]

四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解 説】

省令第5条第3項第3号では「人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」を取り上げており、このうちイに掲げる環境要素とは景観である。

景観に係る選定項目については、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに 対する環境影響の程度を把握できることを基本としている。

調査においては、景観保全の観点から法令等により指定されている地域や、公的機関による重要性・貴重性についての調査結果等に基づき、眺望点や景観資源等の分布状況を把握する方法が考えられる。

予測・評価においては、事業実施想定区域と眺望点及び景観資源との位置関係から、直接的な改変による影響の有無、眺望点からの眺望への介入の有無等について把握することが考えられる。

個々の環境要素についての調査、予測、評価の手法については、5章で詳述する。

3.2.5 「人と自然との触れ合いの活動の場」

[国土交通省令]

五 前条第3項第3号口に掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解 説】

省令第5条第3項第3号口に掲げる環境要素とは、人と自然との触れ合いの活動の場である。

人と自然との触れ合いの活動の場に係る選定項目については、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できることを基本としている。

調査においては、触れ合いの活動の場の保全の観点から法令等により指定されている地域や、公的機関による重要性・貴重性についての調査結果等に基づき、触れ合いの活動の場の分布状況を把握する方法が考えられる。

予測・評価においては、事業実施想定区域と触れ合いの活動の場との位置関係から、直接 的な改変による影響の有無、利用動線への介入の有無等について把握することが考えられる。 個々の環境要素についての調査、予測、評価の手法については、5章で詳述する。

3.3 調査の手法(省令第7条)

3.3.1 調査に関する一般的事項(省令第7条第1項)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第7条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

【解 説】

調査は、予測及び評価を行う上で必要な情報を収集するために行うものであり、調査手法の選定は予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされている。

「予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう」とは、予測及び評価の手法を勘案し、そのインプットデータとしての精度が確保される程度の方法を用いるということである。

複数案において評価の結果を比較するためには、同一精度での調査・予測・評価が行われる必要があるため、一般に、下記の(1)調査すべき情報、(2)調査の基本的な手法は同一である必要がある。(3)調査の対象とする地域は、複数案の位置又は規模が異なる場合には、それらに応じて異なることとなる。

(1)調査すべき情報

[国土交通省令]

一 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しく は人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

【解 説】

調査において把握する情報の種類は、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報のほか、

予測条件として用いる自然的・社会的状況に関する情報とされている。

例えば、事業実施想定区域に隣接して水道水源が存在し、水源涵養において重大な影響が 想定される場合には、水象を計画段階配慮事項として選定し、予測条件として、降水量等の 気象条件、保全対象である水道水源の給水範囲等について、地域特性よりも詳細な情報を収 集・整理することが考えられる。

(2)調査の基本的な手法

[国土交通省令]

二 調査の基本的な手法

国又は第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体(以下この条から第14条までにおいて「関係する地方公共団体」という。)が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

【解 説】

調査における結果の整理及び解析とは、当該収集した情報を予測・評価に用いるデータに加工すること、又は、当該収集した情報が予測・評価に用いるデータとして妥当であるかの検討を行うこと等を示している。

専門家へのヒアリング調査は、既存文献調査の結果、予測・評価に必要な情報が不足すると考えられる場合や、収集整理した情報について妥当性の確認が必要な場合に実施する。例えば動植物の分布情報等については、一般に公表資料によって把握できる内容が極めて限定的であることから、重大な環境影響を把握するには地域の状況に詳しい専門家等へのヒアリング調査が重要となる。

現地調査及び踏査は、専門家等へのヒアリング調査によっても必要な情報が得られない場合に実施する。なお、本手引きにおいて「現地調査」とは、特定の調査地点やルートを設定して環境要素の測定、試料の採取、採集、観察等により調査対象地域内の現状把握を行うことを言い、「踏査」とは、調査対象地域内を適宜移動しながら、主に観察により現状把握を行うことを言う。

(3)調査の対象とする地域

[国土交通省令]

三 調査の対象とする地域

第一種土地区画整理事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

【解 説】

調査対象地域としては、大気質や騒音、悪臭などの物質の排出等に係る環境要素については「環境影響を受けるおそれがあると想定される地域」、地形及び地質や動物、植物などの直接改変に係る環境要素については「土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域」において、調査に適切な範囲を設定することが基本となる。

配慮書手続では、実施段階の環境影響評価において対応が困難となるような重大な影響をあらかじめ回避・低減することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階の環境影響評価よりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が当該調査対象地域の中で どの様な位置付けにあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において 設定することが考えられる。

3.3.2 法令等により定められた手法(省令第7条第2項)

[国土交通省令]

2 前項第 2 号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、 当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

【解 説】

法令等で定められた調査手法の例としては、大気質や水質の環境基準項目ごとに定められた採取や分析の手法等があげられる。必要に応じて現地調査を実施する場合には、基本的に 法令等で定められた手法に則り調査手法を選定するものとしている。

一方、文献その他の資料を収集する際にも、法令等で定められた手法で調査されていることを確認する必要がある。

法令等により定められた手法は、その目的に応じた手法を定めているものであり、調査期間、場所等までが定められているものもある。したがって、環境影響評価で行う調査においては、前述の「法令等により定められた手法」の目的との相違により、必ずしも当該手法で必要十分とならないことも想定されるため、法令等により定められた手法の中身を確認し、採用できるか否かの検討を行った上で、適切に手法を選定すべきである。

動植物や生態系、景観等の環境要素の調査手法は、法令等に特段の定めはないが、調査、 予測、評価手法等に関する手引書が環境省等から公表されており、それらを参考とすること が考えられる。

3.3.3 調査に伴う影響の回避・低減(省令第7条第3項)

[国土交通省令]

3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項の規定により現地調査及び 踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、で きる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

【解 説】

事業の実施による環境への影響のみならず、現地調査等を実施すること自体が環境に影響を及ぼす場合がある。例えば猛禽類など繁殖期の敏感な時期に外部からの刺激により営巣放棄等につながることがあるため、調査にあたってもその配慮が必要である。

3.3.4 調査に係る情報の信頼性の確保(省令第7条第4項)

[国土交通省令]

4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項の規定により調査の手法を 選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該 情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な 動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場 所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行 うものとする。

【解 説】

環境影響評価手続の信頼性等を確保するため、既存資料等に基づき把握した情報の出典を明らかにすることとされている。配慮書手続では、文献その他の資料に基づく現状把握を基本としていることから、出典資料の名称、発行者、発行年を明示することにより、適切かつ最新の情報が用いられていることを検証可能にしておく必要がある。

希少な動植物の生息又は生育に関する情報の公開に当たっては、レッドリスト記載種の様な希少性の高い動植物のうち特に盗掘や捕獲等の対象となりやすいものについては、その生育・生息場所の位置や、場合によっては種名そのものを秘匿することにより、保護を図ることが必要である。

3.4 予測の手法(省令第8条)

3.4.1 予測に関する一般的事項(省令第8条第1項)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第8条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

【解 説】

計画段階配慮事項の検討に係る予測を実施する場合には、この一般的事項を踏まえて適切な手法を選定する。評価において必要とされる水準を確保することで、当該選定事項の区分ごとの評価の指標に対して、予測の結果を適切に比較することが可能となる。

予測の手法は複数案及び選定事項ごとに選定しなければならないとされているが、複数案において評価の結果を比較するためには、同一精度での調査・予測・評価が行われる必要があるため、下記の「(1)予測の基本的な手法」は同一である必要がある。「(2)予測の対象とする地域」は、複数案の位置又は規模が異なる場合には、それらに応じて異なることとなる。

(1)予測の基本的な手法

[国土交通省令]

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、 できる限り定量的に把握する手法

【解 説】

配慮書の段階においては、把握可能な事業特性(位置及び規模、公共施設の配置)に応じて可能な定量的手法を用いることが考えられる。

地形及び地質、動物、植物、生態系等の項目においては、事業実施想定区域と保全対象として考慮すべき区域の分布を平面図上で重ね合わせることにより、直接的改変を受ける可能性が高い保全対象の数や面積を把握する方法等が考えられる。

大気質、騒音、水質等の項目においては、濃度や騒音レベル等の値を概略予測する方法や、 事業実施想定区域から保全対象として考慮すべき住居や利水地点までの距離を把握する方 法、影響が想定される範囲内の保全対象数を計上する方法等が考えられる。

(2)予測の対象とする地域

[国土交通省令]

二 予測の対象とする地域(第3項において「予測地域」という。) 調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

【解 説】

予測対象地域は、予測の対象となる項目の特性、保全対象の存在、現況を勘案して、調査 地域のうちから適切に選定する。

大気質や騒音、悪臭などの物質の排出等に係る環境要素については「環境影響を受けるおそれがあると想定される地域」から調査対象地域を設定しており、その中から保全対象となる集落や病院・学校等の存在、環境要素の現状を勘案して予測対象地域を選定する。地形及び地質や動物、植物などの直接改変に係る環境要素については「土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域」から調査対象地域を設定しており、その中から、保全対象となる重要な種等の存在や環境要素の現状を勘案して予測対象地域を選定する。

3.4.2 定量的予測と定性的予測(省令第8条第2項)

[国土交通省令]

2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

【解 説】

予測手法の選定にあたっては、まず定量的な手法を検討し、これが困難な場合には定性的な手法を選定することを規定するものである。(定量的な手法については省令第8条第1項第1号の解説(p.43)において例示した。)

定性的な手法とは、過去の類似事例からの推定や、当該環境要素の成立要件や影響のメカニズム等に関する考察(例えば、動植物・生態系の場合、それらが成立している立地条件の特殊性や脆弱性に関する考察、大気環境や水環境においては閉鎖性水域である、逆転層が発生しやすいなど汚染物質の拡散等を左右する気象や水象の条件に関する考察等)といったことが考えられる。

3.4.3 予測に係る情報の信頼性の確保(省令第8条第3項)

〔国土交通省令〕

3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項の規定により予測の手法を 選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定 の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、 事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と 併せて明らかにできるようにしなければならない。

【解 説】

予測結果の妥当性は、適切な条件設定により確保されるものである。そのため、設定した 条件及びその設定の考え方が科学的知見から適切であることを明らかにすることをもって 環境影響評価に係る情報の信頼性を確保するという観点から規定されているものである。

3.4.4 予測の不確実性(省令第8条第4項)

[国土交通省令]

4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第 1 項の規定により予測の手法を 選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業において新規の手法を用いる場合その 他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確 実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不 確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

【解 説】

新規の予測手法や知見の蓄積が十分ではない予測手法を用いる場合には、その予測の不確 実性の程度と、それが重要な環境影響の回避・低減に大きく関わるものであるかどうかを検 討し、必要に応じてその不確実性の内容や程度を明らかにすることを求める規定である。

環境影響の予測には、一定程度の不確実性が不可避である。予測の不確実性には、計画の 熟度による不確実性、事業以外の要因による将来の環境の状態に関する不確実性、収集され たデータの不確実性、調査や予測の手法の不確実性などが想定される。計画段階配慮におい ては、計画そのものの熟度が低いこと、調査・予測が既存資料によることとされており、デ ータの不確実性が高いことなどから、予測の不確実性は従来の環境影響評価(実施段階の環 境影響評価)に比べて大きいことが予想される。このことから、ここで明らかにすることが 求められる予測の不確実性とは、予測の不確実性全般ではなく、新たな手法の採用など予測 手法としての信頼性が確立していないものによった場合が想定されている。

ただし、これは新たな手法等の採用を妨げるものではなく、むしろ環境影響評価技術の向上の観点から、積極的に新たな手法等を採用し、その不確実性についても明らかにした上で、 実施段階の調査や予測、あるいは事後調査等によって検証していくことも重要であると考えられる。

3.5 評価の手法(省令第9条)

3.5.1 複数案の比較(省令第9条第1項第1号)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

- 第9条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 第3条第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。

【解 説】

評価の手法を選定する際の留意事項について規定している。

複数案を設定した場合においては、各環境要素ごとの予測結果に基づいて、各案における 影響の重大性を比較整理した上で、総括として各案の環境影響に関する特徴を整理すること が考えられる。

環境保全の観点から複数案の比較を行い、結果として環境面における優劣が示されることになるが、この段階でひとつの案に絞り込むことは求められておらず、実施段階の環境影響評価を行うまでに、経済的、社会的側面も踏まえた上で、ひとつの対象事業実施区域(環境影響評価法第5条第1項第3号)に絞り込むこととなるものである。

複数案の比較による評価は、まず環境要素ごとに行い、全環境要素の評価結果を踏まえ総合評価を行うことが望ましい。

3.5.2 重大な環境影響の回避・低減に向けた検討(省令第9条第1項第2号) [国土交通省令]

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種土地区画整理事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

【解 説】

位置等に関する複数案を設定しない場合には、各環境要素の予測結果及び環境保全措置の 検討結果に基づいて、想定される環境への重大な影響が事業者により実行可能な範囲内でで きる限り回避・低減されているかどうかを検討する。 主な公共施設の配置に関する比較案の検討による環境影響の回避・低減(例)

A案:尾根部を中心に緑地を存置

B案:谷戸を構成する尾根と谷のセットを一体として存置

B案は、A案では消失してしまう貴重な植物の群生地を保全できる。

直接改変による影響を「回避」することが可能

B案は、A案に比べて改変により失われる湿性草地の面積が小さい。

湿性草地への影響を「低減」することが可能



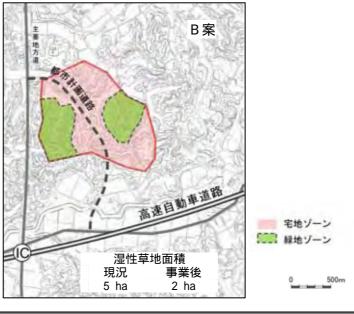


図 3.5-1 公共施設の配置に関する比較案の検討による重大な環境影響の回避・低減の例

3.5.3 基準・目標等との整合性の検討(省令第9条第1項第3号)

[国土交通省令]

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

【解 説】

評価を行うにあたって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境 保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関する基準又は目標が示されて いる場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予 測の結果との整合が図られているか否かについて検討するものとされている。

第一種土地区画整理事業においては、「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う土地の改変を影響要因として想定しており、対応する環境要素(地形地質、動植物・生態系、景観、人と自然とのふれあいの活動の場)に法令に基づく環境基準等が設定されていない場合にあ

っては、主に国又は地方公共団体の環境基本計画等に示される目標又は計画の内容等との整合について検討することとなる。

省令第9条第1項第1号及び第2号では、事業者の実行可能な範囲内でできる限り環境 影響の回避・低減が図られているかどうかの観点から行う評価について規定しており、同第 3号では基準・目標等と整合しているかどうかの観点から行う評価について規定している。 両者は並列の関係にあるが、いずれかを選択するのでなく、両方の観点から検討を行うこと が必要である。

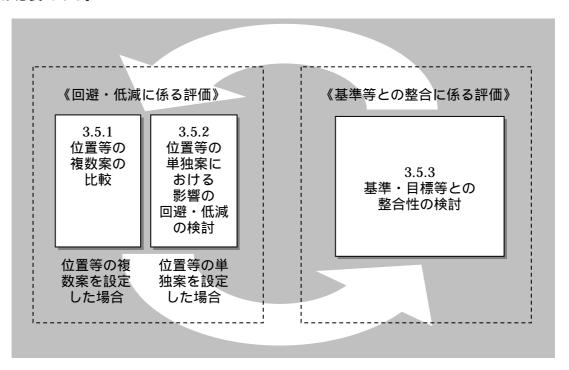


図 3 . 5 - 2 評価の考え方

3.5.4 事業者以外が行う環境保全措置等の効果(省令第9条第1項第4号) [国土交通省令]

四 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための 措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

【解 説】

「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置」とは、対象事業とは関係なく別の事業主体により計画されている措置が該当する。例えば、事業実施想定区域に隣接するまとまった緑地を自治体が取得して保全する計画があり、動植物の生育・生息空間が担保される場合などが考えられる。

3.6 手法選定に当たっての留意事項(省令第10条)

3.6.1 事業特性・地域特性を踏まえた選定(省令第10条第1項)

[国土交通省令]

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第10条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

【解 説】

調査、予測及び評価の手法を選定する際に、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえるとは、事業特性に基づき影響要因を整理し、環境要素ごとに保全上留意すべき対象の分布状況を地域特性に基づき把握した上で、調査・予測の方法や対象地域・地点等を選定するという意味である。

必要に応じ、専門家等の助言を受ける必要がある旨、規定しているが、これは、個別に専門家等の助言を受けることのほか、都市計画決定権者又は事業者が環境影響評価を実施するに当たって設ける都市計画審議会の専門部会(小委員会)又は環境影響評価に対する助言のための委員会等を通じて助言を受けることも含んでいる。

3.6.2 専門家の助言(省令第10条第2項)

[国土交通省令]

2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

【解 説】

専門家による助言はあくまでも当該専門家の専門分野に関して行われるべきであることから、助言内容とともに専門家の専門分野を明示することとしている。併せて、助言内容の信頼性に関する判断材料として、当該専門家の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとされている。なお、所属機関等の当該専門家の個人情報の取り扱いについては、当該専門家自身の意向も踏まえて、必要に応じて個人が特定されないような配慮を行うことが考えられる。

3.6.3 計画段階配慮事項及び手法の追加選定(省令第10条第3項)

[国土交通省令]

3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

【解 説】

配慮書手続の実施中に得られた環境情報(調査、予測及び評価の結果等)に基づき、必要な場合は計画段階配慮事項及びその調査・予測・評価の手法の選定を追加的に行うことを規定している。

複数案の間において選定事項に係る環境影響に著しい差異がない場合には、選定事項(重大な影響を受けるおそれがある環境要素)に比べて影響が小さいと想定される環境要素を追加的に計画段階配慮事項として選定し、調査・予測・評価の手法を選定して調査・予測・評価を実施することにより、複数案の比較による評価を成立させることを意図したものと考えられる。

3.6.4 手法の選定の理由の整理(省令第10条第4項)

[国土交通省令]

4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

【解 説】

環境影響評価手続の透明性及び手法の信頼性を確保する意味で、手法選定の理由を明らかにすることとされている。

例えば、予測手法の選定に際しては、事業特性及び地域特性並びに調査の結果得られた情報の中から、手法選定の前提条件となった事項を整理することなどが考えられる。

また、手法の選定に際して専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容を選定理由として整理することが考えられる。

3.7 計画段階環境配慮書の作成

《環境影響評価法》

(配慮書の作成等)

- 第3条の3 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。
 - ー 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種事業の目的及び内容
 - 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を 実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することが できる。

【解 説】

配慮書とは、対象事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項(計画段階配慮事項)について検討し、その検討の結果についてまとめたものである。

なお、配慮書の作成については、環境影響評価法第3条の3に規定されており、計画段 階配慮事項についての検討を行った結果について配慮書に記載すべき事項を定めている。第 一種事業を実施しようとする者は、この規定に基づき配慮書を作成することとなる。

(1)配慮書の構成案

環境影響評価法第3条の3を踏まえ、土地区画整理事業における配慮書は、以下の構成とすることが考えられる。

- 1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 第一種事業の目的及び内容
- 3 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 4 計画段階配慮事項の選定
- 5 調査、予測及び評価の手法及び結果
- 6 その他

(2)配慮書の記載内容

1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所 在地)を記載する。

なお、都市計画に定められる対象事業等においては、特例により「都市計画決定権者の 名称」と読み替えられるが、事業予定者の氏名及び住所を併記しておくことも考えられる。

2) 第一種事業の目的及び内容

「第2章 配慮書手続の検討対象 2.4事業特性及び地域特性の把握 2.4.1事業特性に関する情報(省令第4条第1項第1号)」において把握した、事業実施想定区域の位置及び規模、公共施設の配置、事業の目的等について記載する。

また、事業の実施による環境へのプラス影響を事業の効果として記載することも考えられる。

3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

「第2章 配慮書手続の検討対象 2.4事業特性及び地域特性の把握 2.4.2 地域 特性に関する情報(省令第4条第1項第2号)」において把握した、事業実施想定区域及 びその周囲の「地域特性」について記載する。

4) 計画段階配慮事項の選定

「第3章 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法 3.1計画段階配慮事項の選定(省令第5条)」において、「影響要因」ごとに重大な影響を受けるおそれのある「環境要素」を選定し、選定結果及びその理由について記載する。

5) 調査、予測及び評価の手法及び結果

「第3章 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法 3.3調査の手法(省令第7条) 3.4 予測の手法(省令第8条) 3.5 評価の手法(省令第9条)」において環境要素ごとに選定した調査・予測・評価の手法について記載する。また、選定した手法により実施した調査・予測・評価の結果についても、環境要素ごとにとりまとめ、記載する。

6) その他環境省令*1で定める事項

配慮書の案について意見を求めた場合は関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要を記載する。また、当該意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めることとされている。

*1【参照条文】 環境影響評価法施行規則

(配慮書の記載事項)

- 第1条 環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第3条の3第1項 第5号の環境省令で定める事項は、法第3条の7第1項の規定により配慮書の案 についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の 概要とする。
 - 2 法第3条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

第4章 計画段階環境配慮書に係る意見聴取の方法

4.1 計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針(省令第11条)

[国土交通省令]

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第11条 第一種土地区画整理事業に係る法第3条の7第2項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第14条までに定めるところによる。

【解 説】

環境影響評価法の主務省令への委任事項を規定している。

計画段階環境配慮書に係る環境の保全の見地からの意見を、関係する行政機関及び一般から求める場合の手続は、ここで規定する指針に則って行うこととなる。

- 4.2 関係する地方公共団体の長及び一般からの意見聴取(省令第12条)
- 4.2.1 意見聴取の努力義務(省令第12条第1項)

[国土交通省令]

第12条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

【解 説】

配慮書手続における関係する地方公共団体の長及び一般からの意見を求めることについての努力義務について規定している。

関係する地方公共団体とは、省令第7条第1項第2号に規定する、第一種土地区画整理 事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体をいう。 なお、関係する地方公共団体は都道府県と市区町村があり、環境影響を受ける範囲である と想定される地域の広がりによっては、関係する地方公共団体は複数の市区町村、複数の都

道府県にまたがる場合もある。

配慮書段階において関係する地方公共団体の長並びに一般からの意見聴取を行うことの 意義としては、地域の環境情報を補完することができ、あらかじめどのような項目が重要で あるかの把握に役立つという点が考えられる。 例えば、事業の構想・計画検討段階から既に自治体の意見、一般の意見を広く取り入れている場合等においては、理由を明らかにすることを前提に、意見を求めないことも想定されている。

4.2.2 配慮書の案について意見を求める場合(省令第12条第2項)

[国土交通省令]

2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案について法第3条の7第1項*1に規定する意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見(以下「一般の意見」という。)を求め、次に関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見(以下「関係する地方公共団体の長の意見」という。)を求めるように努めるものとする。

*1【参照条文】 環境影響評価法

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の7 第一種事業を実施しようとする者は、第2条第2項第1号イからりまでに掲げる 事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する 行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

【解 説】

より早い段階で多様な意見を採り入れることで、重大な環境影響の回避・低減をより円滑に行う観点から、可能な限り「配慮書の案」について意見を求めるよう努めるものとされている。

従来の実施段階の環境影響評価では、一般からの地域環境に関する幅広い情報・意見を収集し、その上で地域環境管理の要である地方公共団体が広域的な見地からの意見を述べ、その後、国が全国的見地からの意見を述べる仕組みとなっている。配慮書手続段階においても同様の順序で意見を聴取することが望ましいことから、まず一般の意見を求め、次に関係する地方公共団体の長の意見を求めるよう努めるものとされている。

一般の意見の聴取については省令第 13 条、関係する地方公共団体の長の意見の聴取については省令第 14 条の解説において詳述するが、配慮書の案について意見を求める場合の手続に関する概要を以下に示した。

(1)一般の意見の聴取

一般の意見を求める旨を公表し、配慮書の案を縦覧するとともに、事業者(又は環境影響評価の手続を代わって行う都市計画決定権者)のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表する。

配慮書の案について環境の保全の見地から意見を有する者は、省令第 13 条第 1 項の規定により事業者が定める 30 日以上の期間内に、意見書の提出によりこれを述べることができる。

(2) 関係する地方公共団体の長の意見の聴取

配慮書の案に一般の意見の概要及び事業者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方公共団体の長へ送付する。(省令第14条第1項)

事業者から上記送付を受けた関係する都道府県知事は、事業者が設定した期間内(送付の日の翌日から 60 日以上)に、環境の保全の見地からの知事意見を書面により述べる。 その際、期間を設定して関係する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

(3)一般の意見、関係する都道府県知事の意見及びそれらに対する事業者の見解 の扱い

一般からの意見の概要、関係する地方公共団体の長の意見及びそれらに対する事業者の 見解をとりまとめ、必要に応じて配慮書の案について修正を行った上で、配慮書を作成す る。

配慮書を作成後、速やかにこれを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類(概要版)*1を公表しなければならない。(環境影響評価法第3条の4第1項)

なお、配慮書の送付を受けた主務大臣は、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種 事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面に より述べることができることとされている。(環境影響評価法第3条の6)*2

*1【参照条文】 環境影響評価法

(配慮書の送付等)

第3条の4 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境 省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要 約した書類を公表しなければならない。

*2【参照条文】 環境影響評価法

(主務大臣の意見)

第3条の6 主務大臣は、第3条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、 政令で定める期間内*3に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の 保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定 による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

*3【参照条文】 環境影響評価法施行令

(主務大臣の意見の提出期間)

第9条 法第3条の6の政令で定める期間は、90日とする。

「配慮書の案」について意見を求める場合

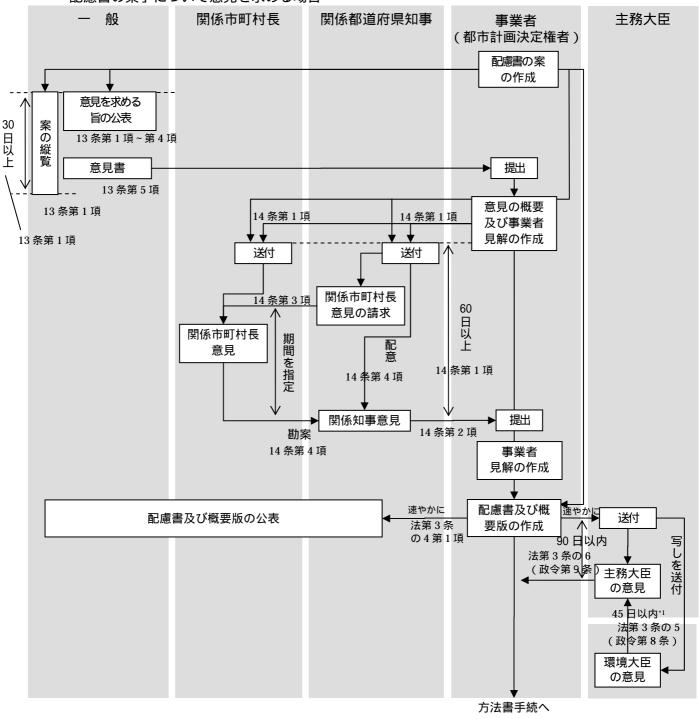


図 4.2-1 「配慮書の案」について意見を求める場合のフロー図

*1【参照条文】 環境影響評価法施行令

(配慮書についての環境大臣の意見の提出期間)

第8条 法第3条の5の政令で定める期間は、45日とする。

4.2.3 配慮書について意見を求める場合(省令第12条第3項)

[国土交通省令]

3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について法第3条の7第1項*1に規定する意見を求めるに当たっては、法第3条の4第1項*2に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係する地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。

*1【参照条文】 環境影響評価法

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の7 第一種事業を実施しようとする者は、第2条第2項第1号イからりまでに掲げる 事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する 行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

*2【参照条文】 環境影響評価法

(配慮書の送付等)

第3条の4 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省 令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約 した書類を公表しなければならない。

【解 説】

事業実施想定区域について相当程度の環境影響に関する調査の蓄積がある場合や、組合施行の土地区画整理事業等について、住民発意により事業化の検討がなされているなど、住民等に対する相当程度の意見交換の蓄積がなされてきている場合等においては、配慮書作成後に意見を聴取するケースが想定される。

この場合にあっても、環境影響評価法第3条の4第1項の規定に基づき、主務大臣に送付後、速やかに地方公共団体の長と一般の意見を求めるように努めることとされている。この時、地方公共団体の長と一般の意見は「同時に」求めるように努めることとされている。これは、配慮書の案について意見を求める場合には、まず一般の意見を求め、次に地方公共団体の長の意見を求めるように規定されているが、配慮書について意見を求める場合には、速やかに両者の意見を求めるという観点から、同時とされているものである。なお、「同時に」とは、公報への掲載に要する日程等を勘案した場合、必ずしも同日を意味するというより、時期があまりずれないことが求められているものと考えられる。

一般の意見の聴取については省令第 13 条、関係する地方公共団体の長の意見の聴取については省令第 14 条の解説において詳述するが、配慮書について意見を求める場合の手続に関する概要を以下に示した。

(1)一般の意見の聴取

一般の意見を求める手順は、配慮書の案について意見を聴取する場合と同様である。

(2) 関係する地方公共団体の長の意見の聴取

配慮書を主務大臣に送付後、速やかに関係する地方公共団体の長へ送付する。一般の意見については併行して聴取の手続を行うこととなるが、一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解については関係する地方公共団体の長に任意に送付することも想定される。

事業者から上記送付を受けた関係する都道府県知事は、事業者が設定した期間内(送付の日の翌日から 60 日以上)に、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。その際、期間を設定して関係する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

(3) 一般の意見、関係する都道府県知事の意見及びそれらに対する事業者の見解の 扱い

配慮書について意見を求める場合、一般からの意見の概要、関係する地方公共団体の長の 意見及びそれらに対する事業者の見解をとりまとめ、主務大臣の意見を踏まえた上で、方法 書の手続に向けた検討を進める。

「配慮書」について意見を求める場合のフロー

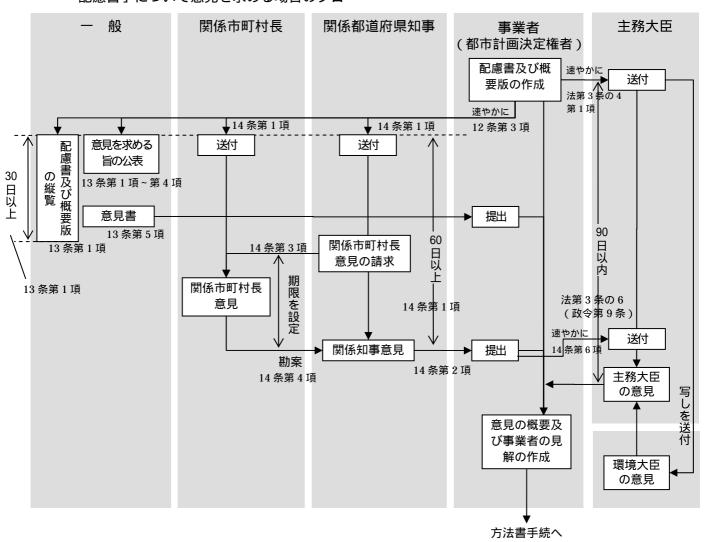


図 4 . 2 - 2 「配慮書」について意見を求める場合のフロー図

4.3 一般からの意見聴取の方法(省令第13条)

4.3.1 一般からの意見聴取の方法(省令第13条第1項)

[国土交通省令]

- 第 13 条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種土地区画整理事業の名称及び規模
 - 三 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - 四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - 五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出する ことができる旨
 - 六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

【解 説】

一般の環境の保全の見地からの意見聴取の方法を規定している。

(1)配慮書の案又は配慮書を縦覧する期間

配慮書の案又は配慮書を縦覧する期間は、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が 30 日以上の期間を定めることとしている。

(2)配慮書の案又は配慮書の内容の縦覧方法

配慮書の案又は配慮書の内容を一般に知らしめる手段としては、

- 1)関係する地方公共団体の地域内での縦覧
- 2) インターネットの利用その他の方法による公表
- の両者が必要であることが述べられている。
 - 1)については、省令第13条第3項にさらに詳しく規定している。
- 2)については、平成24年4月施行の法改正における、いわゆる電子縦覧の義務化を受けたものであり、インターネットの利用により全国からのアクセスが可能となることを想定したものである。この点については、省令第13条第4項にさらに詳しく規定している。

なお、環境影響評価法第3条の4第1項では、「配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない」としており、縦覧・ウェブサイトへの掲載に際しては、概要版を別途用意する必要がある。また、配慮書の案の縦覧等に際しても同様に取り

扱うことが考えられる。

- (3)一般からの意見聴取に際して公告すべき事項
 - 一般からの意見聴取に際して公告すべき事項は以下のとおり。
- 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ・環境影響評価法第3条の3第1項第1号に規定された配慮書の記載事項と同じである。
 - ・都市計画に定められる対象事業等においては、特例により「都市計画決定権者の名称」と 読み替えられる。
- 二 第一種土地区画整理事業の名称及び規模
 - ・事業の名称については、正式な事業名が未確定の場合には「(仮称)」を付けて記載する。
 - ・事業の規模については、予定している施行区域面積を記載する。
- 三 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - ・位置については、都道府県及び市町村名を記載する。
- 四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - ・縦覧及び公表の方法については、省令第13条第3項及び第4項の規定に基づき縦覧を行う場所、掲載するウェブサイトのURL等を記載する。
 - ・縦覧等の期間については、省令第13条第1項の規定により事業者が定めた縦覧期間(30 日以上)を記載する。
- 五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - ・次頁の例文を参照。
- 六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - ・意見書の提出期限、提出先について記載する。
 - ・その他意見書提出に必要な事項としては、提出方法(持参、郵送など) 意見書の様式の 配布がある場合はその方法(配布場所、ダウンロードできる URL 等)等が考えられる。 また、環境影響評価法施行規則第4条第2項では方法書・準備書に対する意見書の記載を 日本語によるものとしており、配慮書段階においても同様の条件を指定することが考えられる。

地区土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書の案の縦覧及び意見の募集について

環境影響評価法に基づく「計画段階環境配慮書の案」を作成しましたので、縦覧等の手続とご意見の募集についてお知らせします。

1.事業の概要について

(1)事業者の名称及び所在地

事業者の名称: 地区土地区画整理組合 理事長

・所在地: 県 市 町 3-1-10

・都市計画決定権者の名称: 市 市長

・所在地: 県 市 1-1-1

本事業は都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められるものであるため、環境影響評価法第38条の6の規定に基づき、環境影響評価手続は都市計画決定権者が行います。

(2)事業の名称及び種類及び規模

・事業の名称: 地区土地区画整理事業

・事業の規模:約170ha (3)事業実施想定区域の位置

・位置: 県 市 町及び 町

2.配慮書の案の縦覧及び公表の方法及び期間について

・縦覧場所:計画段階環境配慮書は、以下の場所で縦覧できます。

縦覧場所	所在地	縦覧時間
		8 時 45 分~17 時 15 分
		(ただし、土日・祝日は除く)
		9 時 00 分~18 時 00 分

- ・縦覧期間:平成 年 月 日(金)~ 月 日(月) ただし、縦覧場所によっては、ご利用いただけない曜日がありますのでご注意ください(詳細は上記表を参照)。
- ・また、縦覧期間中は、以下の 市ウェブサイトでもご覧いただけます。 http://www.***city**/*****/***/hairyosyo.html
- 3.意見書の提出について

本事業の配慮書の案について、環境の保全の見地からご意見のある方は、以下の宛先まで意見書を提出することができます。

- (1)意見書の提出期限
 - ・平成 年 月 日(金)~ 月 日(月)必着
- (2)意見書の提出先
 - · 市 部 都市計画課

〒***-**** 県 市 1 - 1 - 1 (TEL 0**-***-***)

- (3)提出方法
 - ・提出は、都市計画課窓口へ持参いただくか、郵送でお願いします。
 - ・意見書の用紙は各縦覧場所で配布しているほか、上記ウェブサイトからもダウンロー ドすることができます。
 - ・意見書は、日本語により記載してください。

お問合わせ先: 市 部 都市計画課 TEL: 0**-*** E-mail: *****@*****. **city.jp

4.3.2 意見を求める旨の公告の方法(省令第13条第2項)

[国土交通省令]

- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - 一 官報への掲載
 - 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

【解 説】

広く一般に周知するための公告の方法を規定している。

位置に関する複数案が設定されている場合は、いずれかの計画案によって影響のおそれがある地域は全て関係する地方公共団体と位置付け、意見聴取の対象とする必要がある。

ー 官報への掲載

- ・官報:国が平日の毎日発行する機関紙で全国向けに発行される。民法・商法等に基づく法 定公告や任意で出すお知らせ公告の掲載に利用できる。依頼した原稿が掲載されるまで、 一定の期間を要するため、公告日を指定する場合は事前の準備期間が必要。また、掲載に は所定の掲載料が必要。
- 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載
 - ・公報:地方公共団体が官報に準じて発行する機関紙。
 - ・広報紙:地方公共団体が住民へのサービスとして情報を知らせるために発行する機関誌。 当該地方公共団体の区域に向けて発行されるものであり、関係する地方公共団体が複数存 在する場合は、全ての関係する地方公共団体の公報又は広報紙への掲載が必要。

公報、広報紙とも、掲載料を要しないのが一般的。公報、広報紙とも、発行される間隔は地方公共団体によって様々であり、公告日前に発行される号に掲載するよう事前の準備期間が必要。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

新聞紙面の広告欄への掲載であり、関係する地方公共団体の区域をカバーする地方紙又は全国紙の地方版への掲載が考えられる。依頼した原稿が掲載されるまで、一定の期間を要するため、公告日を指定する場合は事前の準備期間が必要。また、日刊新聞紙への広告の掲載には所定の掲載料が必要。

なお、意見を求める旨の公表については、ウェブサイトへの掲載はその方法として規定されてはいないが、配慮書等の公表については、省令第 13 条第 1 項においてウェブサイトへの掲載により行うことが求められており、昨今のインターネットの利用の進展を考慮する場合、ここで規定する方法に加えて、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者のウェブサイトや関係する地方公共団体のウェブサイトに意見を求める旨のお知らせを掲載することも考えられる。

4.3.3 配慮書の案又は配慮書の縦覧場所(省令第13条第3項)

[国土交通省令]

- 3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所の うちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の事務所
 - 二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎 その他の当該地方公共団体の施設
 - 三前2号に掲げるもののほか、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

【解 説】

配慮書の案又は配慮書の縦覧場所を規定したものである。広く一般の意見を聴取することができるよう、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとされており、具体的には以下のようなことに留意して設定ことが考えられる。

- ・ 地域住民が日常的に利用する施設など、一般によく知られた施設を含むこと
- ・ 公共交通機関で利用できるなど、利用しやすい場所であること
- ・ 平日、土日・休日の利用についても配慮されていること

このような点を考慮し、地方公共団体の協力を得て、例えば以下のような施設を活用することが考えられる。

(縦覧に活用することが考えられる公共施設の例)

- ・ 当該地方公共団体の庁舎
- ・ 当該地方公共団体の行政サービスが行われている支所・出張所等
- ・ 公民館、図書館等住民の利用施設(土日に開館している施設が含まれるように配慮)

4.3.4 配慮書の案又は配慮書の公表方法(省令第13条第4項)

[国土交通省令]

- 4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
 - 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

【解 説】

配慮書の案又は配慮書の公表にあたってはインターネットを利用した公表を行うことを 規定したものである。

活用するウェブサイトとしては、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者のウェブ サイト又は関係する地方公共団体のウェブサイトから適切な方法を選ぶこととされている が、利用者の便を考慮し、関係する地方公共団体のウェブサイトへの掲載が困難な場合には、 当該地方公共団体のウェブサイトに事業者のウェブサイトへのリンクを置くといった方法 も有効と考えられる。

4.3.5 意見書の提出期間及び記載事項(省令第13条第3項)

[国土交通省令]

- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 1 項の 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種土地区画整理 事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
 - 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名 称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
 - 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

【解 説】

環境の保全の見地からの意見を有する者が意見書を提出できる期間、意見書を提出する際 に記載すべき事項を示している。

(1) 意見書を提出できる期間

第1項に定める期間とは、省令第13条第1項で事業者が定めるとされている配慮書の案 又は配慮書を縦覧する期間であり、30日以上と規定されている。

(2) 意見書の記載事項

第1号の「氏名及び住所」は、意見書の内容に責任を持っていただくために規定された事項であり、無記名の意見書については受理しないという対応もあり得るが、環境の保全の見地から妥当な内容の意見であれば検討の対象として取り上げるなど、柔軟な対応が望まれる。

同様に、第2号の「配慮書の案又は配慮書の名称」の記載がない場合についても、意見の 内容や提出先によって該当する案件が明らかな場合にも柔軟な対応が望まれる。

4.4 関係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法(省令第14条)

4.4.1 関係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法(省令第14条第1項) [国土交通省令]

第 14 条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して 60 日以上の期間を定めて行うものとする。

【解 説】

関係する地方公共団体の長からの意見聴取の方法を規定している。

(1)配慮書の案又は配慮書の送付

関係する地方公共団体には都道府県と市区町村があり、環境影響を受ける範囲であると想定される地域が複数の市区町村、都道府県にまたがる場合には、当該地域を含む全ての市区町村及び都道府県が関係する地方公共団体となり、配慮書の案又は配慮書の送付先となる。都市計画決定権者と関係する地方公共団体の長が同一である場合には、都市計画決定権者としての知事又は市町村長から、関係する地方公共団体の長としての知事又は市町村長に対して配慮書の案又は配慮書を送付することとなる。

(2)一般からの意見の概要及び事業者の見解

配慮書の案について一般からの意見を求めた場合には、意見の概要とそれに対する事業者の見解を記載した書類を作成し、関係する地方公共団体の長に送付することとしている。これは、関係する地方公共団体の長が意見を形成する際に、一般からの意見に配意して行えるようにするための手続である。

意見の概要及び見解を送付した日の翌日が、関係する都道府県知事が意見書を提出する期限の起算日となることから、一般からの意見の提出締切後、できるだけ速やかに意見の概要及び事業者の見解を作成することにより、配慮書手続に要する期間の短縮を図ることが可能となる。

1) 意見の概要の作成

配慮書等に対する意見は「環境の保全の見地からの意見(環境影響評価法第3条の7)」とされているが、実際には事業計画への賛否、行政への不満等、多岐に渡った意見の提出が想定される。縦覧し意見を求める手続は、事業者が環境の保全についての適正な配慮を行うにあたり、地域住民その他の地域の環境に関心のある者から、環境保全上重要と思われる情報を入手することを目的としており、事業の可否や行政の姿勢等に関する意見は想

定されていない。ただし、意見として提出されたものについては、これらを含めて意見の 概要としてとりまとめておくことが想定される。

意見はテーマごとに分類・整理する。テーマとしては、「事業計画」、「環境配慮事項の 選定結果」、「各環境要素ごとの調査・予測・評価の結果」等が考えられる。

多数の意見書が出た場合には、同趣旨のものをとりまとめて概要を作成する。

2) 意見の概要に対する事業者の見解の作成

意見の概要に対し、事業者の見解を作成する。

見解においては、意見の概要の各意見の内容ごとに、指摘事項への対応の考え方、対応が不要である場合の理由等を示すこととする。なお、必要に応じて、複数の意見項目についてまとめて見解を示すことも考えられる。

意見の概要と見解の対応関係がわかるよう、表形式で書類を作成することが望ましい。 表 4 . 4 - 1 意見の概要及び事業者の見解のとりまとめ様式の例

テーマ	意見の概要	事業者(都市計画決定権者)の見解

(3) 関係する地方公共団体の長からの意見を求める期間

関係する地方公共団体の長からの意見を求める期間を 60 日以上と規定しているのは、関係する地方公共団体の長が審査会等へ諮問し答申を受ける、関係する都道府県知事が関係する市町村長に期限を設定して意見を求める、などの審査手続に必要な期間等を考慮して設定されている。

4.4.2 関係する都道府県知事の意見(省令第14条第2項、第3項)

〔国土交通省令〕

- 2 第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、前項の第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 3 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を設定して、配慮書の案又は配慮書について第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

【解 説】

関係する都道府県知事には、当該都道府県の区域における環境の保全の観点からの意見が

求められており、その意見を形成する際には、市町村の区域ごとのローカルな環境保全上の 意見についても把握しておくことが望ましいことから、関係する市町村長の意見を求めるこ とができることとされている。

期間を設定する場合には、知事意見提出までの期間が最短で 60 日であることを踏まえ、 市町村長の意見を形成するのに必要な日数をできるだけ確保しつつ、知事意見形成に必要な 諸手続の日数を加えてこの範囲内に収まるよう留意する必要がある。

4.4.3 関係する市町村長の意見の勘案及び一般の意見への配意(省令第14条第4項) 〔国土交通省令〕

4 第2項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第1項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。

【解 説】

関係する都道府県知事には、当該都道府県の区域における環境の保全の観点からの意見が求められており、その意見を形成する際には、市町村の区域ごとのローカルな環境保全上の意見や、一般からの個別具体的な環境保全上の意見についても考慮しておくことが望ましい。そのため、関係する市町村長の意見を求めた場合には、知事意見を形成する際にその意見を勘案するよう努めることとし、配慮書の案に対する一般からの意見の概要及び事業者の見解に関する書類の送付を受けた場合には、知事意見を形成する際に配意するよう努めることとされている。

4.4.4 政令で定める市の長の意見(省令第14条第5項)

[国土交通省令]

5 第2項に規定する地域の全部が一の法第10条第4項の政令で定める市*1の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、第1項の書類の送付を受けたときは、同項の第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

【解 説】

政令で定める市の長から事業者への直接の意見の提出に係る規定である。この政令で定める市とは、条例を制定し独自の環境影響評価制度を有する市である。

市町村長の意見は、都道府県知事がこれを勘案して知事意見を作成し、事業者に送付することとされているが、第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域がひとつの政令で定める市の区域に限られる場合は、当該市の長は、60 日以上の事業者が定める期間内に、直接事業者に対して意見を述べることができるものとされている。

なお、この場合にあっても、省令第14条第3項の規定に基づき、都道府県知事が配慮書 等について環境の保全の見地からの意見を政令で定める市の長に求めることを妨げるもの ではないものとされている。

*1【参照条文】環境影響評価法施行令

(法第10条第4項の政令で定める市)

第11条 法第10条第4項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、 横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、 広島市、北九州市及び福岡市とする。

「配慮書の案」について意見を求める場合のフロー(関係地域が一の政令で定める市に限られる場合)

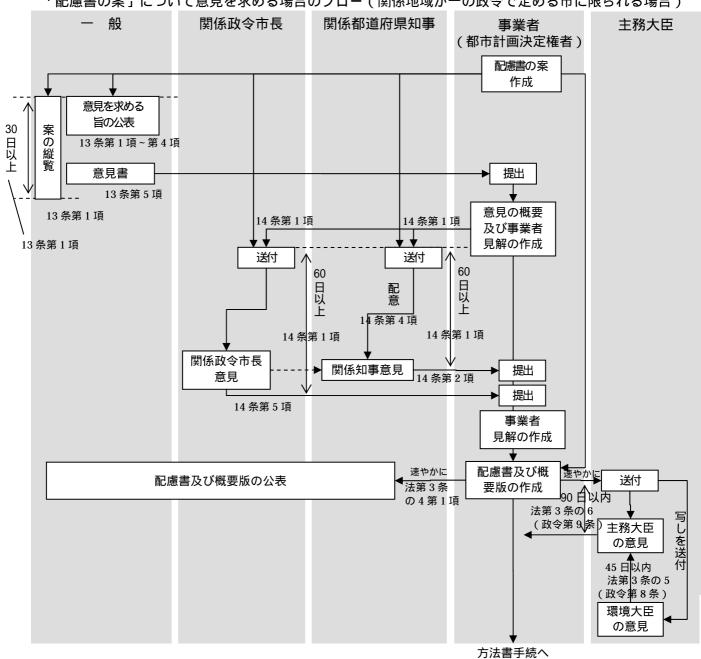


図 4.4-1 関係地域が一の政令で定める市に限られる場合の意見聴取のフロー図 (配慮書の案について意見を求める場合)

4.4.5 関係する都道府県知事の意見又は政令で定める市の長の意見の国土交通 大臣への送付(省令第14条第6項)

[国土交通省令]

6 配慮書について第2項又は第5項の書面の提出があったときは、第一種土地区画整理 事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

【解 説】

配慮書について省令第14条第2項による都道府県知事の意見又は同条第5項による政令で定める市の長の意見の提出があった場合には、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、速やかにこれを国土交通大臣に送付することを定めるものである。

省令第12条第3項により配慮書について意見を求める場合には、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に配慮書を送付した後、速やかに意見を求めることとされている。国土交通大臣は、環境影響評価法第3条の6(政令第9条)により、配慮書の送付より90日以内に意見を述べることとなっている。一方、関係する地方公共団体の長の意見を求める時は配慮書の送付(国土交通大臣に送付後、速やかに関係する地方公共団体の長に送付することとなっている)より60日以上の期間を定めて求めることとなっている。国土交通大臣は、関係する地方公共団体の長の意見を踏まえて意見を述べることが望ましいため、都道府県知事の意見又は政令で定める市の長の意見の提出があった場合には、速やかに国土交通大臣に送付されることが求められているものである。

第5章 個別項目に関する技術解説

土地区画整理事業の配慮書の手続きにおいては、原則として既存資料に基づく現状把握を行い、マクロ的な視点から重大な環境影響の有無を予測し、位置又は規模に関して設定した複数案において重大な影響が回避・低減されているかどうかを評価することが基本と考えられる。

配慮書手続きの結果を受けて事業の実施段階で行う環境影響評価においては、具体化された事業計画に基づいて詳細な現地調査を行い、計画段階配慮によって重大な影響が回避・低減された後に残った環境影響について予測・評価を行い、必要な環境保全措置を講じることとされている。

このように、計画段階配慮と事業実施段階の環境影響評価は異なる役割を担っており、それぞれが有効に機能することによって適切な環境影響の回避・低減が期待されるものである。 第5章では、計画段階環境配慮書の目的を踏まえて、個別項目において調査・予測・評価を実施する際の技術的事項について解説する。

5 . 1 土地区画整理事業の環境影響評価に関連する環境要素

土地区画整理事業の計画段階配慮において対象とする環境要素は、省令第5条第3項において、土壌に係る環境その他の環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場とされている。一方、事業実施段階の環境影響評価においては、これらに加えて、大気環境、水環境、廃棄物等、温室効果ガス等についても対象とされている(省令第21条第4項)。

ここでは、事業実施段階における土地区画整理事業の環境影響評価の対象となる全環境要素について、概要を解説する。

5.1.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気環境

1) 大気質

二酸化窒素

二酸化窒素(NO2)は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。また、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となるばかりでなく、高濃度で呼吸器に好ましくない影響を与える。

我が国では、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環告第 38 号)において「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」という環境基準を設け、対策の目標としている。

二酸化硫黄

二酸化硫黄(SO₂)は、硫黄分を含む石油や石炭を燃焼させることにより生じ、四日

市ぜんそくなどの公害病の原因物質として知られているほか、酸性雨の原因物質ともなる。主要発生源としては、工場がある。

我が国では、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環告第 25 号)において「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」という環境基準を設けている。

浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter: SPM)とは、大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾル)のうち粒径が10μm以下のものをいう。SPMは、微少なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質などの人為的発生源によるものと、土壌の巻き上げなどの自然発生源によるものがある。

我が国では、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環告第 25 号)において「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること」という環境基準を設け、対策の目標としている。

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 µ m以下の粒子をいう。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成 21 年 9 月 9 日 環告第 33 号)において「1 年平均値が $15 \,\mu\,g/m^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\,g/m^3$ 以下であること」という環境基準を設け、対策の目標としている。 粉じん

粉じんとは、広義には「気体中に浮遊している微細な個体の粒子状の物質の総称」であり、狭義には「物の破砕、選別その他の機械処理、又は堆積に伴い発生、又は飛散するもの」として定義される。「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)においては後者として取り扱われ、石綿その他の人の健康に係わる被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものを「特定粉じん」といい、「特定粉じん」以外のものを「一般粉じん」とし、規制を行っている。

特定粉じんとしては、現在石綿が定められており、その規制は、特定粉じん発生施設に対して適用され、現在、政令で紡織用機械はじめ 9 施設が定められており、総理府令で特定粉じんに係る規制基準が定められている。

一般粉じんの規制は、一般粉じん発生施設に対して適用される。現在政令で破砕機及び摩砕機等 5 種類の一般粉じん発生施設が定められており、総理府令で一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準が定められている。

建設工事においては、建設機械及び工事用車両の稼働・運行に伴って発生する土壌、 砂塵及び建設機械の稼働に伴って発生する黒煙が粉じんの原因であり、快適な生活環境 を損なうおそれがある。

2) 騒音・超低周波音

騒音

騒音は、各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様である。平成23年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が32.7%で最も多く、次いで工場・事業場が29.9%、営業音が10.7%の順となっている。

騒音の環境基準は地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、環境基準達成状況の評価は、一般地域と道路に面する地域(住居等)別に行うこととされている。また、航空機・鉄道の騒音については、その特性に応じて、別途環境基準が設定されている。

騒音に係る環境基準について(改正:平成24年3月30日環告第54号)

航空機騒音に係る環境基準について(改正:平成19年12月17日環告第114号) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(改正:平成12年12月14日環告第78号)

騒音の規制基準は、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき、騒音規制地域を指定し、工場・事業場及び建設作業騒音については規制基準が、自動車騒音については措置を要請する限度が定められている。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(改正:平成18年9月29日 環告第132号)

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準

(改正:平成12年3月28日 環告第16号)

自動車騒音の大きさの許容限度(改正:平成 12 年 2 月 21 日 環告第 12 号) 超低周波音

一般に 100Hz 以下の音を低周波音といい、ヒトの聴覚では感知できない 20Hz 以下の音を超低周波音という。

超低周波音は、ガラス窓や戸、障子等を振動させるとして苦情の原因となっている。 また、不定愁訴の原因の1つとして、健康に悪影響があるとも言われ研究されている。

3) 振動

振動は、各種公害の中で騒音と並んで日常生活に関係の深い問題である。平成 23 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が全体の 63.5%で最も多く、次いで工場・事業場の 18.3%、道路交通 9.1%、鉄道 1.9%の順となっている。

振動の規制基準は、振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)に基づき、振動規制地域を指定し、工場・事業場及び建設作業振動については規制基準が、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(改正:平成 12 年 3 月 28 日 環告第 18 号)

振動規制法施行規則(改正:平成23年11月30日環境省令第32号)

別表第一 特定建設作業の規制に関する基準

別表第二 道路交通振動の限度

4) 悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるにおいの原因となる物質が大気中に混じることにより感じられ、騒音・振動と同様、感覚公害であるため日常生活に密着した問題である。現在、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)により、規制が行われている。

悪臭苦情件数は、年々減少傾向にあるが、いわゆる都市・生活型に分類される悪臭苦情件数の割合が増加する傾向にある。

特定悪臭物質の濃度による規制、及びヒトの嗅覚に基づく臭気指数による規制が行われている。

(2) 水環境

1) 水質

水の濁り

水の濁りに係る項目としては、SS(浮遊物質量)、濁度がある。SSは、水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の濃度で、濁度とは水の濁りの程度を表すものである。このうちSSは、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月2日環告第59号)の生活環境の保全に関する項目として基準が設けられている。

水の汚れ

水の汚れに係る項目としては、有機汚濁の指標として COD (化学的酸素要求量) BOD (生物化学的酸素要求量) 富栄養化の指標として T - N (全窒素) T - P (全燐) がある。これらは、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号) の生活環境の保全に関する項目として基準が設けられている。

また、有害物質汚染の指標として重金属、農薬、有機塩素系化合物等があり、これらについては、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号)の人の健康の保護に関する項目として基準が設けられている。

さらに、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については、水生生物保全の観点から水質汚濁に係る環境基準が設けられている。

2) 水底の底質

底質は、河川、湖沼及び海域において様々な経路からもたらされる多くの種類の汚染物質が蓄積する可能性をもつものである。汚染された底質から、有害物質が水中へ溶出し、魚介類の直接的取食等を経て魚介類に蓄積される傾向がある。

汚染された底質に関しては、除去等の対策が必要であり、この除去等の対策を実施する際に対策を講ずべき汚染底質(水銀、PCBを含む底質)の基準が、「底質の暫定除去基準」(昭和50年10月28日環水管第119号)に示されている。

3) 地下水の水質及び水位

地下水の水質に関する環境基準は、カドミウム、全シアン、鉛等の 28 項目について、 人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められている。

地下水位は、地盤沈下の発生や地下水を構成要素の一部とする地形地質(例えば、滝等)に影響を及ぼす要因となるものである。

4) その他水環境に係る環境要素

水象

水象は、河川や湖沼、海洋、地下水等の環境中の水に関わる諸現象を扱う環境要素である。河川や湖沼、海洋等の水域はそれ自体が重要な動植物の生息・生育環境の基盤となるほか、河川等の流路それ自体が重要でなくても、重要な動植物の生息・生育環境に

必要な水を供給する機能を果たす場合もある。また、これら水域においては水産業やレクリエーション等の水面利用が行われるほか、河川や湖沼、地下水は水道水源としても利用される。

(3)土壌に係る環境その他の環境

1) 地形及び地質

地形及び地質には、「学術上等の観点から重要な地形・地質」と「動植物の生息・生育環境等の基盤としての地形・地質」がある。ここで「土壌に係る環境その他の環境」において計画段階配慮の対象とする地形・地質は、主に重要な地形・地質を想定している。

重要な地形・地質

重要な地形・地質としては、文化財保護法等の法令で指定されている地形・地質や人 為的な改変等により消失の危機にある地形・地質があげられる。

「文化財保護法、条例」指定の自然的構成要素と一体をなす地質鉱物に係る天然記念 物

「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)は、文化財を保存し、かつ、 その活用を図ることを目的としている。

天然記念物のうち、地質鉱物に係る天然記念物[242件(特別天然記念物20件) 平成25年3月現在]は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記 念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年5月10日文化告第2号)により 指定されている。

「日本の地形レッドデータブック第 1 集新装版 - 危機にある地形 - 」(小泉武栄・青木賢人共編著 2000)、「日本の地形レッドデータブック第 2 集 - 保存すべき地形 - 」 (小泉武栄・青木賢人共編著 2002)に掲載されている地形・地質

日本の地形レッドデータブックは、我が国を代表したり、あるいは学術上貴重な存在でありながら現在破壊が進められていたり、あるいは破壊のおそれがある地形をリストアップしたものである。第2集までで673件の地形が掲載されている。

地方公共団体によって選定された重要な地形・地質等

動植物の生息・生育環境等の基盤としての地形・地質

「動植物の生息・生育環境等の基盤としての地形・地質」は、「生態系」において重要な自然環境のまとまりを場として把握した際に、環境の基盤としてその中に含まれていると考えることができる。

2) 地盤

地盤沈下

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取による地下水位の低下等により、粘土層が収縮することによって生じる現象である。すなわち、地下水は雨水や河川水等の地下浸透により供給されているが、この供給に見合う以上の汲み上げによって、地下水位が低下し、 粘土層の間隙水が排出されて、粘土層が収縮することによる。

地盤の安定性

急傾斜地や地すべり地形等の地形的・地質的に土砂移動を起こしやすい要因を有する

立地においては、降雨等の誘因により地盤が不安定化し、崩壊や地すべり等の土砂移動 現象が発生することがある。砂防指定地や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等 の法指定地においては、有害な土砂移動による災害を防止する観点から、開発行為等が 規制されている。

また、起伏のある土地において面的開発を行う場合には、切土工・盛土工による地盤の改変が行われるが、一定面積内の高度差(起伏量)が大きいほど移動する土砂の量(土工量)が増え、大規模な工事を伴うこととなり、環境への負荷は大きくなるものと考えられる。

3) 土壌

土壌には、「土壌汚染」と「動植物の生息・生育環境等の基盤としての土壌」がある。 土壌汚染

土壌汚染には、汚染物質が直接土壌に混入するものや、大気汚染や水質汚濁を通じ間接的に土壌に負荷を与えるものがある。土壌汚染は、一旦生じると農作物や地下水等に長期にわたって影響を与える蓄積性の汚染であり改善が困難である。また、有機塩素系化合物等による土壌汚染は、地下水汚染につながることが多く、水循環を通じて水質汚濁の問題と密接に関わっている。

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環告第46号)が定められており、原則として全ての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また、改善対策を講ずる際の目標基準として活用されている。

動植物の生息・生育環境等の基盤としての土壌

「動植物の生息・生育環境等の基盤としての土壌」は、陸域生態系において植物の生育基盤や土壌動物の生息環境となるものである。

土壌の中でも特に表土は、動植物の生息・生育の場、水の貯留、有機物の蓄積・分解等多くの機能を持つ一方で、その生成には非常に長時間を要する上、地表に薄く存在するに過ぎない。このように、表土は生態系保全の観点からきわめて重要な資源であることから、計画段階配慮のみならず、事業実施段階の環境配慮においてもその保全・活用に努めることが望まれる。

5.1.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1)動物

計画段階配慮の対象とする動物は、学術上又は希少性の観点から重要な種及び動物の集団繁殖地等の注目すべき生息地である。学術上又は希少性の観点から重要な種及び注目すべき生息地とは、以下に該当するものである。

1) 学術上又は希少性の観点から重要な種

文化財保護法や条例で指定された自然的構成要素である動物に係る天然記念物

動物に係る天然記念物は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年5月10日文化告第2号)によ

り指定される。このうち、動物において予測・評価を行う対象は、自然的構成要素であるものとし、畜養動物は除外する。

種の保存法該当種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)は、絶滅のおそれのある野生動植物の種を指定している。指定されている動物種のうち、重要種に当たるものは、国内希少野生動物種、緊急指定種である。指定状況は、平成24年11月現在で、国内希少野生動物種64種である。なお、緊急指定種の指定は、国内希少野生動物種としての指定を検討するために3ヶ年に限ることとされており、平成24年11月現在で指定されている種はない。

レッドリスト該当種

レッドリストは、日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される 検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、そ の結果をリストにまとめたものであり、最新の第4次レッドリストは2012年、2013 年に公表されている。

「環境省第4次レッドリスト」(2012環境省)

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物

「環境省第4次レッドリスト」(2013環境省)

汽水・淡水魚類

レッドデータブック該当種

レッドデータブックは、レッドリストに掲載された種について、それらの生息状況 や存続を脅かしている原因等を解説した書籍であり、現在のレッドデータブックは、 第2次レッドリストに対応したものが刊行されている。

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 1 [哺乳類]」(2002 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 2 [鳥類](2002 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物3[爬虫類・両生類]」(2000 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 4 「 汽水・淡水魚類]」(2003 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 5 [昆虫類]」(2006環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 6 [陸・淡水産貝類]」(2005 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 7 [クモ形類・甲殻類等]」(2006 環境省) 地方版レッドデータブック該当種

地方公共団体が作成したレッドデータブック等に掲載されている種等

2) 学術上又は希少性の観点から注目すべき生息地

「文化財保護法」による天然記念物の保護地域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する法律」により指定された湿地 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定された生息地 等保護区の区域(動物に関するもの)

世界遺産条約で登録されている自然遺産

動物の集団繁殖地、渡り鳥の渡来地等で、文献資料や国の保全計画、関係する地方公 共団体、専門家等からの情報により確認されるもの

(2)植物

計画段階配慮の対象とする植物は、学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落である。学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落とは、以下に該当するものである。

文化財保護法や条例で指定された自然的構成要素である植物に係る天然記念物

植物に係る天然記念物は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年5月10日文化告第2号)により指定される。

種の保存法該当種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に指定されている植物種のうち、重要種及び重要群落に当たるものは、国内希少野生植物種、緊急指定種である。指定状況は、平成24年11月現在で、国内希少野生植物種26種である。

レッドリスト該当種

「環境省第4次レッドリスト」(2012環境省)

植物 (維管束植物) 植物 (藻類、蘚苔類、地衣類、菌類)

レッドデータブック該当種

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 8

[植物 I (維管束植物)]」(2000 環境省)

「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物9

[植物 (維管束植物以外)](2000 環境省)

植物群落レッドデータブック該当群落

「植物群落レッドデータブック」(1996(財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会)は、我が国における保護を必要とする植物群落をリストアップし、保護の必要性を評価した植物群落のレッドデータブックである。7,492 件の植物群落が抽出されている。

地方版レッドデータブック該当種

地方公共団体が作成したレッドデータブック等に掲載されている種等 特定植物群落調査該当群落

「第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査) 特定植物群落調査報告書 日本の 重要な植物群落の分布 全国版」(1979 環境庁)

「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(全国版)」(1988環境庁) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(2000環境庁)

(3)生態系

生態系とは、植物、動物及びそれらをとりまく非生物的要素(土壌、水、空気等)から 成り立っているものであり、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な 過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものである。

計画段階配慮の対象となる生態系は、以下に掲げる重要な自然環境のまとまりを場とし

て把握したものである。

- (ア)自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほと んど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
- (イ)里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
- (ウ)水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境
- (エ)都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)並びに 水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

5.1.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保

(1)景観

景観とは、見る主体である人間と見られる対象である環境との視覚的関係である。

計画段階配慮の対象とする景観は、主要な眺望点からの眺望の状況及び景観資源の分布状況である。

主要な眺望点とは、「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である。また、景観資源(見られる対象である環境)は、環境基本法第14条第3号「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」の確保を旨として、「景観として認識される自然的構成要素」と位置づけられるものであり、主として以下に該当する自然景観資源がその対象となる。

文化財保護法や条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝

名勝[299(特別名勝36件)件、平成10年1月現在]は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年5月10日文化告第2号)により指定される。このうち景観において予測・評価を行う対象は、自然的構成要素であるものとする。

第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査で選定されている景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査」(環境庁)は、自然景観の骨格をなす景観として認識される自然現象などを全国視野で把握することを目的としたものである。

「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」で登録されて いる自然遺産

世界自然遺産の登録基準のうち「類例を見ない自然の美しさ、又は、美観的に見てすぐれた自然現象、あるいは地域を包含すること」に該当するもの。

地方公共団体の条例、要覧、郷土資料等で指定されている景観資源等

(2)人と自然との触れ合いの活動の場

計画段階配慮の対象とする「人と自然との触れ合いの活動の場」とは、野外レクリエー

ションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場のうち、不特定かつ多数の者が利用している自然との触れ合いの活動の場である。特定の者しか利用していないもの、少数の者しか利用していないものは対象とはしない。

5.1.4 環境への負荷

環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支 障の原因となるおそれのあるものをいう。(環境基本法第2条より)

(1) 廃棄物等

廃棄物等については、工事により発生する「建設副産物」を対象とする。建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものである。

建設工事により発生する建設副産物は多種多様であるが、環境影響評価法で取り扱う建設副産物の種類は、一般的に発生量が多く、処理を適正に行う必要がある以下の 4 種類を標準とする。

- ・建設発生土
- ・コンクリート塊
- ・アスファルト・コンクリート塊
- ・建設汚泥

(2)温室効果ガス等

温室効果ガス等とは、地球温暖化物質の一つである二酸化炭素(CO₂)の排出を想定して基本的事項において設定されたものである。要因としては、自動車の走行、工場の稼働(工業団地造成事業の場合)、建設機械の稼働や工事用車両の運行によるもの等が想定される。

なお、工事中の CO2 の排出削減のための対策については、工事計画等が具体化した事業実施段階の環境影響評価において検討することがふさわしいと考えられる。

5.2 計画段階配慮事項の選定に際して検討すべき環境要素

ここでは、省令第5条第3項に規定する、土地区画整理事業の計画段階配慮において対象とする環境要素「地形及び地質」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」に関する技術的事項を解説する。

5.2.1 地形及び地質

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては不可逆的な土地の改変により、地形及び地質に重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区域において大規模な土地の改変を伴わないことが明らかな場合を除き、原則として地形及び地質を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

地形及び地質の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、学術上 等の観点から重要な地形及び地質の保全が考えられる。

重要な地形及び地質の保全

地質鉱物に関する天然記念物、ジオパーク、日本の地形レッドデータブックの記載対象など、学術上等の観点から重要な地形及び地質の保全が図られるかどうかを評価する。 なお、その他の観点として、活断層、活火山、急傾斜地、地すべり地形など、防災上の観点から留意すべき地形及び地質の分布域への立地を可能な限り回避できているかや、土地を造成する際の土工量が大きくなる起伏量の大きい地形等への立地を可能な限り回避できているかどうかを評価することも想定される。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

重要な地形及び地質への影響を予測・評価する際に必要な情報として、重要な地形及び地質の分布情報、法令等による保護の状況、学術的価値の内容等を調査する。

なお、防災上の観点から留意すべき地形及び地質として、活断層、活火山、急傾斜地、 地すべり地形など、災害発生の危険性のある地形及び地質の分布情報、法令等による規 制の状況等を調査することも想定される。

また、土地を造成する際の土工量を左右する地形条件として、傾斜度、起伏量等を調査することも想定される。

2) 調査対象地域

配慮書手続では、実施段階の環境影響評価において対応が困難となるような重大な影響をあらかじめ回避・低減することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階の環境影響評価よりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握す

るために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が調査対象地域の中で重要な地形及び地質の核心部あるいは分布の密な地域等とどの様な位置関係にあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考えられる。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

重要な地形及び地質の抽出の考え方の例を表 5.2.1 - 1に示した。

地域特性に関する調査において重要な地形及び地質の分布状況等の一般的情報については整理済みであることから、必要に応じて、調査対象地域内に分布するものに対象を限定して、より詳細な資料の入手に努め、その特性を整理する。

(ア) 文献情報の照会先の例

・調査対象地域の都道府県又は市町村の自然保護担当部局、文化財担当部局

(イ)詳細な資料の例

- ・重要な地形及び地質を対象として実施された学術調査等の報告書
- ・地形及び地質に関する学術誌に掲載された論文等

表 5.2.1-1 重要な地形及び地質の抽出の考え方

	X			
	重要な地形及び地質	文献及び法律名		
対象環境保全の観点	地質鉱物に関する国指定の天然記念物及び特別天 然記念物*1 天然記念物:地質鉱物のうち学術上貴重で、わが 国の自然を記念するもの 特別天然記念物:天然記念物のうち世界的に又国 家的に価値が特に高いもの	・文化財保護法 ・国宝及び重要文化財指定基準並びに特 別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝 天然記念物指定基準		
の観点から法令等により	自然環境保全地域 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然 の現象が生じている土地の区域及びこれと一体 となつて自然環境を形成している土地の区域で その面積が 10ha 以上のもの。	・自然環境保全法		
らり指定された重要な	世界遺産登録地)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要ないます。	・世界遺産条約・世界遺産条約履行のための作業指針		
重要	な段階を代表する顕著な見本である。 地質鉱物に関する地方公共団体指定の天然記念物	・文化財保護条例等		
な	都道府県指定の自然環境保全地域	・自然環境保全条例等		

	重要な地形及び地質	文献及び法律名
法令等による指定は	世界ジオパーク、日本ジオパークの認定地域*2 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を 多数含むだけでなく、考古学的・生態学的もしく は文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界 を定められた地域。 ジオツーリズムなどを通じて、地域の持続可能な 社会・経済発展を育成する。	・日本ジオパーク委員会ウェブサイト http://www.gsj.jp/jgc/
2指定はないが重要な対	日本の地形レッドデータブックに記載された地 形・地質*3	・日本の地形レッドデータブック 第1 集 危機にある地形 新装版(日本の地形レット・デ・タブック作成委員会、2000年) ・日本の地形レッドデータブック 第2 集 保存すべき地形(日本の地形レットデータブック年)
対 象	「すぐれた自然」のうち「地形・地質・自然現象」 に関するもの* ⁴	・自然環境保全調査報告書(環境庁、昭 和 51 年及び 52 年)
	その他、地域において注目されている地形・地質	-

*1:地質鉱物に関する天然記念物の種類

(一)岩石、鉱物及び化石の産出状態

(二)地層の整合及び不整合

(三)地層の褶曲及び衝上

(四)生物の働きによる地質現象

(五)地震断層など地塊運動に関する現象

(六)洞穴

室戸

(七)岩石の組織

(八)温泉並びにその沈澱物

(九)風化及び侵蝕に関する現象

(十)硫気孔及び火山活動によるもの

(十一)氷雪霜の営力による現象

(十二)特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

*2:日本国内のジオパーク(2012年9月現在)

世界ジオパーク(5件)

日本ジオパーク(20件)

洞爺湖有珠山、糸魚川、 島原半島、山陰海岸、 白滝、アポイ岳、洞爺湖有珠山、男鹿半島・大潟、磐梯山、 茨城県北、糸魚川、下仁田、秩父、伊豆大島、白山手取川、 恐竜渓谷ふくい勝山、南アルプス、山陰海岸、隠岐、室戸、 島原半島、阿蘇、天草御所浦、霧島

*3:日本の地形レッドデータブック第1集・第2集に記載された地形・地質の種類

85 件 海岸地形 111 件 变動地形 78件 火山地形 89件 地質を反映した地形 河川のつくる地形 192件 その他の重要な地形 73件 693件 気候を反映した地形 65 件 合計

(複数カテゴリに該当するものがあり、合計は記載された件数とは一致しない)

- *4:「すぐれた自然」のうち「地形・地質・自然現象」に関するものの選定理由
 - (ア)点又は線的分布をするものについては、模式的、記念物的意味をもつ岩石、鉱物、化石などの露頭、典型的な地形種類(小地形) 火山現象、水文、気象、海象現象で、限られた分布をするものであること。
 - (イ)面的分布をするものについては、(ア)のうち大規模なもの、および地形地質、自然現象などのさまざまな要素の組合せにより、地球科学的意味を持った景観を構成するものであること。

なお、防災上の観点から重要な地形及び地質としては、以下のものが考えられる。

・土砂災害防止の観点から法令等により指定された区域:

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

砂防指定地(砂防法)

急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害 防止に関する法律)

地すべり防止区域(地すべり等防止法)

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林(森林法)

・地震や火山噴火等の災害の被害を回避する上で留意すべき対象:

活断層(「都市圏活断層図」(国土交通省)、「活断層データベース」(独)産業技術総合研究所)、「新編日本の活断層」(活断層研究会、1991年))

活火山(「活火山データベース」(独)産業技術総合研究所、「火山ハザードマップデータベース」(独)防災科学技術研究所)

また、土地を造成する際の土工量を低減する上で留意すべき地形条件としては、傾斜度、起伏量等があり、国土数値情報や数値地図メッシュ標高等の情報源に基づき把握することが考えられる。

ヒアリング調査

ヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地元の地形及び地質に詳しい専門家をヒアリング対象者として選定する必要がある。ヒアリング対象を選定する際には、学術調査報告書等が存在する場合にはその著者をヒアリング対象としたり、文献情報を照会する際に同時に都道府県や市町村に情報提供を依頼したりすることが考えられる。

ヒアリング調査では、文献調査で把握した重要な地形及び地質に見落としがないかを確認するとともに、把握した対象の重要度に関する評価の考え方等について聞き取りを行うことが考えられる。

現地調査

現地調査を行う場合は、文献調査、ヒアリング調査で把握しきれなかった分布情報や対象の様態を現地確認し、写真撮影等により記録することが考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す分布図及び各重要な地形及び地質の名称、法令等による保護の状況、対象の重要度の内容等を示した一覧表の形に整理する。 調査結果を整理した上で、重要な地形及び地質ごとに重要度を評価し、重大な影響の回避が必要な対象を明確化しておく。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 重要な地形及び地質の概要(例)

番号	名称	対象の重要度の内容	保護の状況	出典
1	**の化石産地	典型的な**の化石産地であり、県内では唯一のものであることから県の天然記念物に指定されている。	天然記念物 (県指定)	**県の文化財(平成 年、**県)
2	の湧水	地元の名水として親しまれ、 多くの住民が水を汲みに訪 れている。	法令に基づく 指定はない	+ + 町観光パンフレット

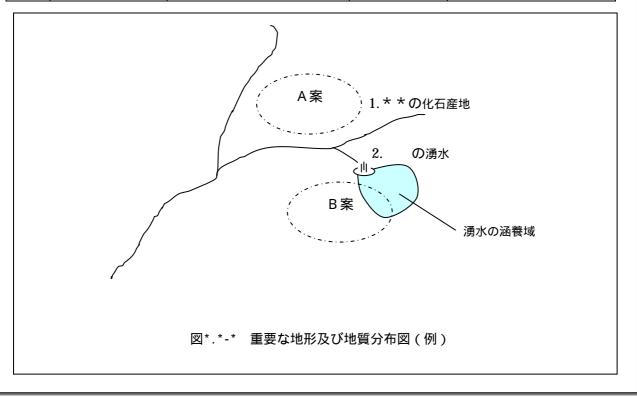


図 5.2.1-1 調査結果のとりまとめ様式例(地形及び地質)

(3)予測の手法

1) 予測事項

重要な地形及び地質の直接的改変による消失・縮小の程度、間接的影響の内容と程度を 予測する。

2) 予測対象地域

重要な地形及び地質に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」による影響としては、直接的改変による対象の消失、縮小が主なものであるが、事業実施想定区域に隣接して重要な地形及び地質が分布し、重大な影響が想定される場合には、間接的影響の可能性についても検討することが望ましい。

直接的改変については、重要な地形及び地質の分布図と事業実施想定区域(全域が改変されると仮定)とを重ね合わせることにより、改変により消失する対象数と面積、分布が縮小する対象数と面積等を把握するとともに、予測対象地域全体における消失率、減少率についても把握する。

間接的影響については、事業実施想定区域と対象との位置関係、想定される影響のメカニズム等に基づき、可能な場合は定量的に、そうでない場合は定性的に把握する。

影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例:

- ア-1 直接的改変により、対象が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、対象の核心部が改変される場合
- ア-3 直接的改変により、対象の分布密度が高い区域が改変される場合
- ア-4 間接的影響により、対象の価値が大きく損なわれる場合

影響が軽微な場合の例:

- イ-1 直接的改変により、対象の縁辺部がわずかに改変される場合
- イ-2 直接的改変により、対象の分布密度が低い区域が改変される場合
- イ-3 間接的影響は想定されるが、対象の価値がほとんど損なわれない場合

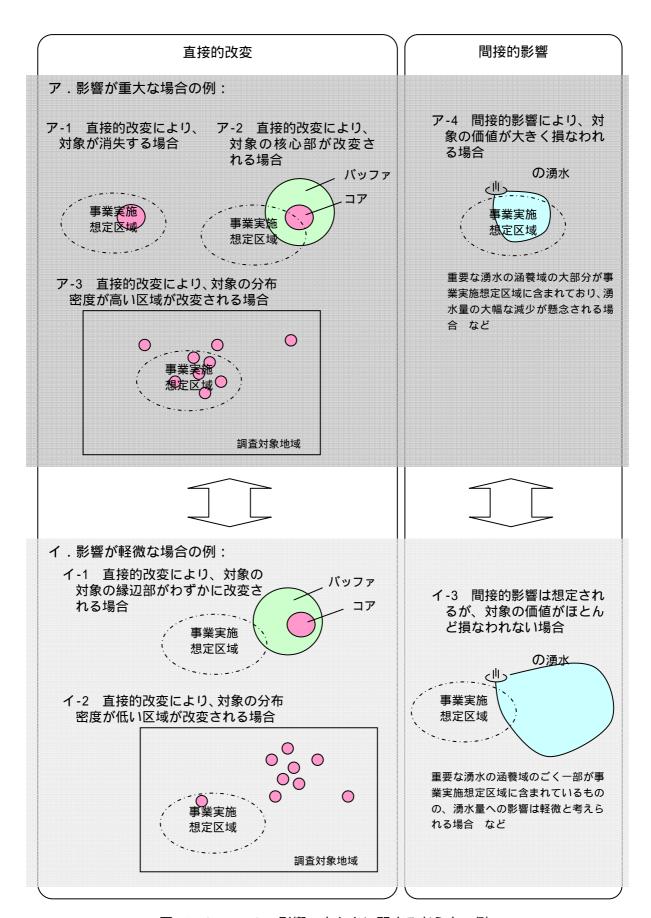


図 5.2.1-2 影響の大きさに関する考え方の例

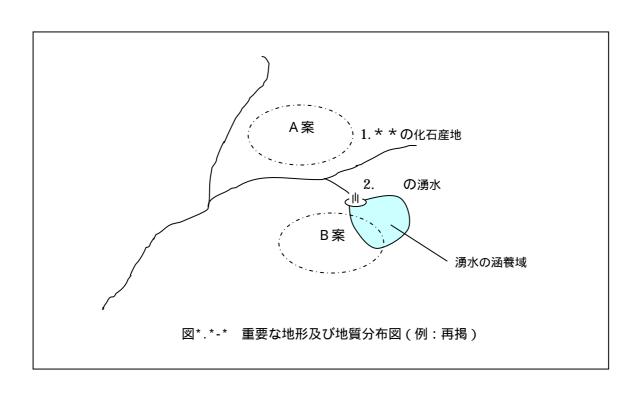
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、重要な地形及び地質・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

表 5.2.1-2 重要な地形及び地質への影響の予測結果の記載例(位置の複数案の場合)

		位置又は規	位置又は規模の複数案		
重要な地形及び地質		A案	B案		
		位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案		
	**の化石産地	分布範囲(1箇所*.*ha)を全 て区域内に含んでおり、改変に より消失するおそれがある。	分布範囲は区域外であり直接 改変はなく、約*km離れている ことから、間接的影響も想定さ れない。		
		【重大な影響の可能性:あり】	【重大な影響の可能性:なし】		
	の湧水	湧水地点は区域外であり直接 改変はなく、湧水の涵養域を区 域に含まないことから、間接的 影響も想定されない。	湧水地点は区域外であり直接 改変は及ばないが、湧水地点の 涵養域約**ha のうち**ha が区 域に含まれることから、湧水量 への間接的影響が想定される。		
		【重大な影響の可能性:なし】	【重大な影響の可能性:あり】		



位置等の単独案において影響の回避・低減を検討する場合

位置又は規模の複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較 案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比 較案ごとに消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

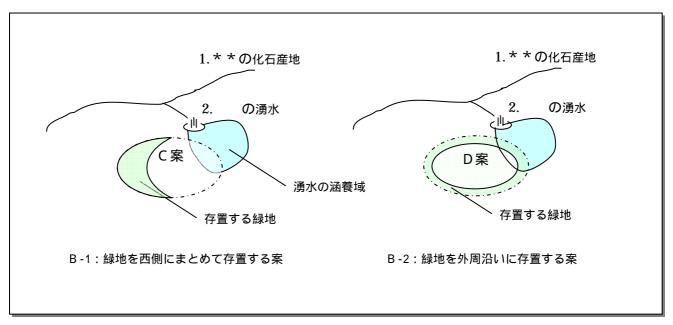


図 5.2.1-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.1-3 重要な地形及び地質への影響の予測結果の記載例(配置の比較案の場合)

		公共施設の配置の比較案		
	重要な地形及び地質	C案	D案	
		緑地を西側にまとめて存置する案	緑地を外周沿いに存置する案	
-	**の化石産地	分布範囲は区域外であり直接改変はなく、約*km離れていることから、間接的影響も想定されない。		
		【重大な影響の可能性:なし】		
	の湧水	湧水地点は区域外であり直接改変は及ばないが、湧水地点の涵養域約**haのうち**haが区域に含まれ、その全てが造成等により改変される。	湧水地点は区域外であり直接 改変は及ばないが、湧水地点の 涵養域約**haのうち**haが区 域に含まれ、そのうち**ha は 緑地として存置される。	
		【重大な影響の可能性:大】	【重大な影響の可能性:中】	

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した重要な地形及び地質ごとに、重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、例えば、極めて重要な対象とされた地形が環境の変化に対して脆弱なものである場合、インパクトが小さくても重大な影響を生じる場合も想定されることから、まず対象の特性を踏まえ、次いでインパクトの内容を勘案しつつ、個々の対象について重大な影響の有無を検討することが望ましい。

		_	対象の重要度(調査結果より)	
重要		極めて重要		
			(専門家の助言を得ながら事業者が評価)	
インパクトの大き	大	・対象が消失 ・対象の核心部を改変 ・重大な間接影響が想定さ れる	一定の影響が想定さ	重大な影響が 想定される れる
大きさ(予測結果より	小	・対象の縁辺部をわずかに 改変 ・軽微な間接影響が想定さ れる	影響は軽微	
より)	なし	・影響なし	影響は想定され	ない

図 5.2.1-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

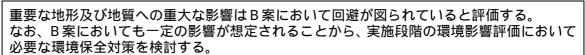
位置又は規模の複数案が設定されている場合には、重要な地形及び地質ごとに影響の程度を比較できるよう整理する。

その上で、複数案による重要な地形及び地質への影響を総合的に比較し、いずれの案において重大な影響の回避・低減が図られているかを評価する。

表 5.2.1-4 重要な地形及び地質への影響の評価結果の記載例(位置の複数案の場合)

	位置又は規模の複数案		
重要な地形及び地質	A案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南側とした案	
**の化石産地	×		
の湧水			

: 影響は軽微と想定される : 一定の影響が想定される ×: 重大な影響が想定される



位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって重要な地形及び地質への重大な影響が回避・低減されているかどうかを評価する。

表 5.2.1-5 重要な地形及び地質への影響の評価結果の記載例(配置の比較案の場合)

	配置の比較案		
重要な地形及び地質	C案	D案	
	緑地を西側にまとめて存置する案	緑地を外周沿いに存置する案	
**の化石産地	-	-	
の湧水	×		

- :影響は想定されない

:影響は軽微と想定される

: 一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される

重要な地形及び地質への重大な影響はD案において低減が図られていると評価する。なお、D案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において必要な環境保全対策を検討する。

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

地形及び地質については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方 公共団体の環境基本計画等に地形及び地質に関する環境保全上の目標等が示されてい るかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結 果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.2.2 地盤

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変が行われることから、立 地条件によっては地盤の安定性に重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及 び地域特性から、事業実施想定区域が土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の 大きい地域(丘陵地、山地等)に立地していることが明らかとなった場合には、地盤(地盤の安定性)を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

なお、土地区画整理事業の一般的な事業特性として、地盤沈下を促進させる影響要因は存在しないが、事業実施想定区域が軟弱地盤の分布する沖積平野に立地し、かつ、事業特性において大規模な地下水のくみ上げ等の影響要因が把握された場合には、例外的に地盤(地盤沈下)を計画段階配慮事項として選定することも考えられる。

2) 評価の観点

地盤の項目において位置又は規模の複数案を比較評価する際の観点としては、地盤の安定性に影響する立地の回避、が考えられる。

地盤の安定性に影響する立地の回避

急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や、起伏量の大きい地域への立地が回避されているかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1)調査すべき情報

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり 地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件を調査する。

2) 調査対象地域

配慮書手続では、実施段階の環境影響評価において対応が困難となるような重大な影響をあらかじめ回避・低減することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階の環境影響評価よりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が調査対象地域の中で土砂災害防止の観点から留意すべき地域等とどの様な位置関係にあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考えられる。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を 把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要 な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集 し、その結果を整理する。

文献調査

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の抽出の考え方の例を表 5.2.2 - 1 に示した。

地域特性に関する調査において法令等に基づく指定地域の分布状況等の一般的情報 については整理済みであることから、必要に応じて、調査対象地域内に分布するものに 対象を限定して、より詳細な資料の入手に努め、その特性を整理する。

(ア) 文献情報の照会先の例

・調査対象地域の都道府県又は市町村の砂防担当部局、防災担当部局

(イ)詳細な資料の例

- ・法令等による指定のない危険箇所に関する情報
- ・数値地図 50m メッシュ(標高) (国土地理院)等を用いてメッシュ単位で算出する 傾斜度、起伏量 等

表 5.2.2 - 1 土砂災害防止の観点から留意すべき地域の抽出の考え方

	では、1、2、2、2、1、工匠交合的工の観点がら出意すべき地域の抽出の与れ方			
	土砂災害防止の観点から留意すべき地域	文献及び法律名		
土砂災害防止の観点か	砂防指定地 治水上砂防のため砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地、又は一定の行為を禁止、若しくは制限を行う必要があるとして、法に基づいて指定される区域	・砂防法		
一の観点から法令等に	地すべり防止区域 地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、公 共施設、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼ すおそれのあるものとして、法に基づいて指定さ れる区域	・地すべり等防止法		
等	急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関		
により指定され	崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地および隣接する土地のうち、法に基づいて指定される区域	する法律		
さ わ	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害		
た地域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の 生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認 められる土地の区域で、政令で定める基準に該当 するものとして法に基づき指定される区域	防止対策の推進に関する法律		
	土砂流出防備保安林	・森林法		
	雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊に よる土石流を防ぐことを目的に指定された保 安林			
	土砂崩壊防備保安林			
	山地の崩壊を防ぐことを目的に指定された保 安林			

	土砂災害防止の観点から留意すべき地域	文献及び法律名	
法令等による指定はないが留意すべ	土石流危険渓流 都道府県の行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、土石流が発生するおそれがあると認められた川や沢	・各都道府県が公開している土砂災害危 険箇所と土砂災害警戒区域(国土交通 省ウェブサイト) http://www.mlit.go.jp/river/sabo/link	
	急傾斜地崩壊危険箇所 都道府県の行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、がけ崩れの発生する危険性があると認められた、傾斜度 30 度以上、高さ 5m以上の急傾斜地	_dosya_kiken.html	
	地すべり危険箇所 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲		
き地域	傾斜度、起伏量 等 メッシュ標高データに基づき、メッシュ単位の傾 斜度、起伏量を計算し、事業実施想定区域内にお ける分布状況を把握する	・数値地図 50m メッシュ(標高) (国土地理院) http://www.gsi.go.jp/geoinfo/dmap/dem50m-index.html	

ヒアリング調査

ヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地方公共団体の砂防部局や防災 部局の職員等をヒアリング対象者としてヒアリング調査を実施する。

ヒアリング調査では、文献調査で把握した留意すべき地域に見落としがないかを確認 することが考えられる。

現地調査

現地調査を行う場合は、文献調査、ヒアリング調査で把握しきれなかった分布情報や対象の様態を現地確認し、写真撮影等により記録することが考えられる。

4)調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す分布図及び各指定地、危険箇所等の一覧表の形に整理する。

傾斜度や起伏量については、例えば傾斜区分別の面積とその割合を事業実施想定区域内 の複数案ごとに算出しておくことが考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 土砂災害防止の観点から留意すべき地域の概要(例)

種別	番号	保全対象	面積等	出典
土石流危険渓流	1	家屋*軒		
	2	家屋*軒		
	3	家屋*軒		
	4	家屋*軒		
地すべり危険箇所	1	県道、家屋*軒、小学校		

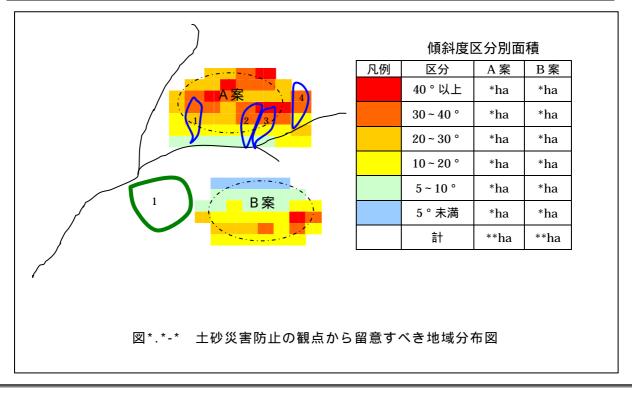


図 5.2.2-1 調査結果のとりまとめ様式例(地盤)

(3)予測の手法

1) 予測事項

土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測する。

2) 予測対象地域

地盤の安定性に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

予測は、土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね 合わせることにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握する。

また、傾斜度や起伏量をメッシュ単位で求めた場合には、これらを地盤の改変量の大きさを示す指標とみなし、傾斜度や起伏量が大きいメッシュの面積や割合を複数案の間で比較することにより、相対的な地盤の改変量の比較を行う。

4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、土砂災害防止の観点から留意すべき地域・位置又は規模の複数案ごとに、予測結果の内容等を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

表 5.2.2 - 2 地盤の安定性に関する予測結果の記載例(位置の複数案の場合)

	位置又は規模の複数案	
土砂災害防止の観点 から留意すべき地域	A案	B案
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流3件が事業実 施想定区域と重複している	土石流危険渓流等との重複はない。また、地すべり危険箇所からは約**mを隔てている。
	【重大な影響の可能性:あり】	【重大な影響の可能性:なし】
土工量の指標 (傾斜度 30°以上 の区域)	事業実施想定区域の約**%が 30°以上の急傾斜地となって いる。	30°以上の急傾斜地は A 案よりは少ないが約*.*%存在する。

位置等の単独案において影響の回避・低減を検討する場合

位置又は規模の複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較 案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比 較案ごとに消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

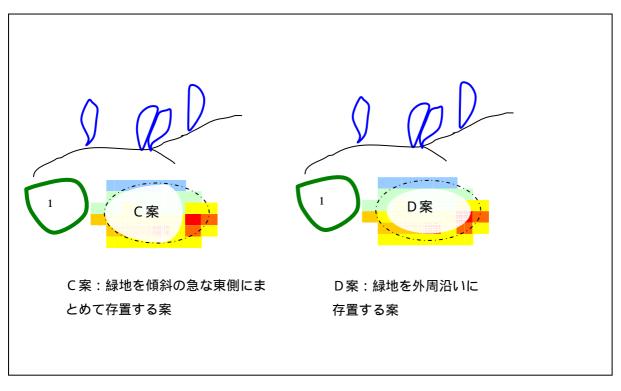


図 5.2.2-2 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.2-3 地盤の安定性に関する予測結果の記載例(配置の比較案の場合)

土砂災害防止の観点	公共施設の配置の比較案	
から留意すべき地域	C案 緑地を東側にまとめて存置する案	D案 緑地を外周沿いに存置する案
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流等との重複はない。また、地すべり危険箇所からは 危険箇所 約**mを隔てている。 【回避は図られている】	
土工量の指標 (傾斜度 30°以上 の区域)	造成区域に占める傾斜度 30°以上 の面積は約*%であり、D案よりも 小さい 【相対的に土工量は小さい】	造成区域に占める傾斜度 30° 以上の面積は約*%であり、C 案よりも大きい 【相対的に土工量は大きい】

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

土砂災害防止の観点から抽出した留意すべき地域の重要度は、いずれも高いと考えられることから、予測結果から整理したインパクトの大きさにより、重大な影響の有無を判定する。

インパクトの大きさが大きい場合には、重大な影響が想定され、インパクトの大きさが 相対的に小さい場合には、影響は軽微であると想定される。

_			
			対象の重要度(調査結果より)
			土砂災害防止の観点からいずれも重要
インパクト	大	・留意すべき区域を相当程 度改変 ・土工量の指標が相対的に 大きい	重大な影響が想定される
-の大きさ(予測結果より)	小	・留意すべき区域をわずか に改変 ・土工量の指標が相対的に 小さい	一定の影響が想定される
未より)	なし	・影響なし	影響は想定されない

図 5.2.2-3 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、土砂災害防止の観点から留意すべき地域ごとに影響の程度を比較できるよう整理する。

その上で、複数案による土砂災害防止の観点から留意すべき地域への影響を総合的に 比較し、いずれの案において重大な影響の回避・低減が図られているかを評価する。

表 5.2.2 - 4 土砂災害防止の観点から留意すべき地域への影響の評価結果の記載例 (位置の複数案の場合)

土砂災害防止の観点から	位置又は規模の複数案	
留意すべき地域	A 案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南側とした案
土砂災害危険箇所	×	
土工量の指標		
(傾斜度 30°以上の区域)	×	

:影響は軽微と想定される:一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響はB案において回避が図られていると評価する。

なお、B 案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において 必要な環境保全対策を検討する。

位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避・低減されているかどうかを評価する。

表 5.2.2 - 5 土砂災害防止の観点から留意すべき地域への影響の評価結果の記載例 (配置の比較案の場合)

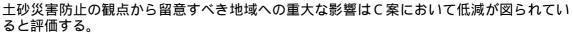
土砂災害防止の観点から	配置の比較案	
留意すべき地域	C案	D案
	緑地を東側にまとめて存置する案	緑地を外周沿いに存置する案
土砂災害危険箇所	-	-
土工量の指標		
(傾斜度 30°以上の区域)		×

- :影響は想定されない

:影響は軽微と想定される

: 一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



なお、C 案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において必要な環境保全対策を検討する。

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

地盤の安定性については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画等に地盤の安定性に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5)実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.2.3 土壌

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、土壌汚染された土地の改変に伴う汚染土壌の移動により環境に重大な影響を与えることがある。また、大規模な土地区画整理事業における面的改変により、森林生態系の基盤として重要な役割を果たしている良好な表土等の重要な土壌が失われる場合があるそのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区域において土壌汚染の履歴が確認された場合又は事業実施想定区域において重要な土壌の分布が確認された場合には、土壌を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

土壌の項目において位置又は規模の複数案を比較評価する際の観点としては、土壌汚染の回避、重要な土壌の保全が考えられる。

土壌汚染の回避

過去に自然的要因又は人工的要因による土壌汚染の履歴がある地域への立地が回避 されているかどうかを評価する。

重要な土壌の保全

生産性が高い、失われつつある等の理由から重要な土壌の分布域への立地が回避されているかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査する。また、土壌汚染に係る人工的要因として、過去の土地利用の状況(特に廃棄物処分場、廃棄物投棄場所、精錬工場、化学工場、クリーニング事業所等の位置)及び汚染の有無を調査する。

重要な土壌への影響を予測・評価する際に必要な情報として、重要な土壌の分布情報、 学術的価値の内容等を調査する。

2) 調査対象地域

配慮書手続では、実施段階の環境影響評価において対応が困難となるような重大な影響をあらかじめ回避・低減することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階の環境影響評価よりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が調査対象地域の中で土壌汚染の回避又は重要な土壌の保全の観点から留意すべき地域等とどの様な位置関係にあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考

えられる。

3) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

重金属等の鉱物に関する鉱区については、当該地方の経済産業局への鉱業原簿・鉱区 図の謄本・抄本の交付・閲覧を請求することにより入手することができる。

過去の土地利用の履歴については、大規模な精錬工場、化学工場等については市町村 誌等の文献に記載されている場合もあるが、廃棄物の不法投棄現場等については既存資 料による把握が困難であると考えられる。

重要な土壌については、以下に示す文献等により把握するほか、現存植生図の凡例を 参考に、良好な表土の分布を推定する等の方法が考えられる。

- ・「土壌版レッドデータブック」(土壌ペドロジー学会)
- ・「土地分類調査、水調査結果(土壌図)」(国土交通省 土地・水資源局)

ヒアリング調査

土壌汚染に関するヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地方公共団体の産業関連部局の職員等をヒアリング対象者として、主に土壌汚染に係る過去の土地利用の履歴についての情報を収集することが考えられる。

重要な土壌については、都道府県の林業試験場等に在席する土壌の専門家を対象として、重要な土壌の分布状況等の情報を収集することが考えられる。

現地調査

現地調査を行う場合は、文献調査、ヒアリング調査で把握しきれなかった廃棄物の不 法投棄現場等の状況、重要な土壌の分布状況を現地確認し、写真撮影等により記録する ことが考えられる。

4)調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す鉱区や汚染土壌の分布図、重要な土壌の分布図として整理するほか、これらを一覧表の形式で整理しておくこと等が考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 鉱区・汚染土壌、重要な土壌の概要(例)

番号	区分	名称	概要	出典
1	重要な土壌	生産性の高い褐色森 林土の分布域		土壌図
2				
3	鉱区・汚染土壌	鉱区(銅)		鉱業原簿・鉱区図

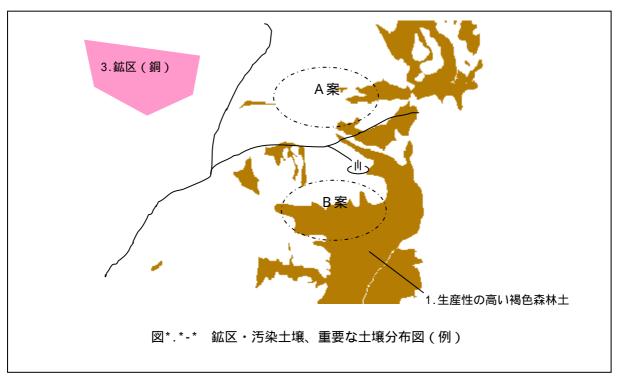


図 5.2.3-1 調査結果のとりまとめ様式例(土壌)

(3)予測の手法

1) 予測事項

土壌汚染の回避

土壌汚染の履歴があり、土地の改変により汚染された土壌の拡散が懸念される地域へ の立地を回避できているかどうかを予測する。

重要な土壌の保全

重要な土壌の分布域への立地を回避できているかどうかを予測する。

2) 予測対象地域

土壌に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

土壌汚染の回避

土壌汚染の履歴がある地域や鉱区等の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避できているかどうかを把握する。

重要な土壌の保全

重要な土壌の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避で きているかどうかを把握する。

4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、土壌汚染の回避・重要な土壌の保全の観点から留意すべき地域と、位置又は規模の複数案ごとに、予測結果の内容等を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

表 5.2.3-1 土壌に関する予測結果の記載例(位置の複数案の場合)

土壌汚染の回避・重要な	位置又は規模の複数案				
土壌の保全の観点から 留意すべき地域	A 案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南側とした案			
鉱区(銅)	鉱区の直接改変はない。				
生産性の高い褐色森林 土の分布域	褐色森林土分布域の直接改変 量は事業実施想定区域の**% と少ない。	褐色森林土分布域の直接改変量は事業実施想定区域の約60%に及んでいる。			

位置等の単独案において影響の回避・低減を検討する場合

位置又は規模の複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較 案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比 較案ごとに消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

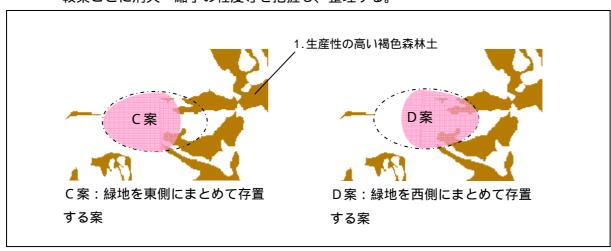


図 5.2.3-2 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.3-2 地盤の安定性に関する予測結果の記載例(配置の比較案の場合)

土壌汚染の回避・重	公共施設の配置の比較案				
要な土壌の保全の観点から留意すべき地域	C 案 緑地を東側にまとめて 存置する案	D案 緑地を西側にまとめて 存置する案			
生産性の高い褐色森 林土の分布域	事業実施想定区域に含まれる褐色森林土分布域の**%が直接改変される。 【重大な影響の可能性:小】	事業実施想定区域に含まれる褐 色森林土分布域は全て直接改変 される。 【重大な影響の可能性:大】			

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、土壌汚染の回避又は重要な土壌の保全の観点から抽出された留意すべき地域ごとに、重大な影響の有無を判定する。

なお、土壌汚染の回避の観点から抽出された留意すべき地域については、安全側の評価 を行う観点から、いずれも重要度が大きいものと扱うことが考えられる。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

		/	対象の重要度(調査結果より)
			重要	極めて重要
			(専門家の助言を得な	ながら事業者が評価)
インパク	大	・重要な土壌分布域が消失 又は大幅に減少 ・鉱区・汚染土壌分布域が 大面積にわたり直接改変 の対象となる		重大な影響が想定される
クトの大きさ		の対象となる	一定の影響が想	定される
(予測結果より	小	・重要な土壌分布域がわず かに減少 ・鉱区・汚染土壌分布域が わずかに直接改変の対象 となる	影響は軽微	
(رو	なし	・影響なし	影響は想気	ごされない

図 5.2.3-3 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、重要な土壌への影響の程度、土壌 汚染による影響の回避の程度を比較することにより、評価を行う。

表 5.2.3-3 土壌への影響の評価結果の記載例(位置の複数案の場合)

土壌汚染の回避・重要な土壌の	位置又は規	模の複数案
保全の観点から留意すべき地域	A案	B案
Photo Branch of Six	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案
鉱区(銅)		
生産性の高い褐色森林土の分布域		×

: 影響はほとんど想定されない : 一定の影響が想定される ×: 重大な影響が想定される



重要な土壌への重大な影響はA案において回避が図られていると評価する。

なお、A案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において 必要な環境保全対策を検討する。

位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって重要な土壌への影響や土壌汚染による影響が回避・低減されているかどうかを検討することにより、評価を行う。

表 5.2.3-4 土壌への影響の評価結果の記載例(配置の比較案の場合)

	配置の比較案					
土壌汚染の回避・重要な土壌の 保全の観点から留意すべき地域	C案	D案				
休主の観点から曲息すべら地域	緑地を東側にまとめて	緑地を西側にまとめて				
	存置する案	存置する案				
At (/ A)						
鉱区(銅)	いずれの案も鉱区の改変による土壌汚染発生のおそれは ない。					
		×				
土壌汚染の回避・重要な土壌の保	C案では、区域内に含まれる重要な土壌の大部分が存置さ					
全の観点から留意すべき地域	れることから、直接改変による影響はD案より低減され					
	る。					

: 影響はほとんど想定されない : 一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



重要な土壌への重大な影響はC案において低減が図られていると評価する。

なお、C 案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において 必要な環境保全対策を検討する。

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

土壌汚染については、環境基準が設定されているが、重要な土壌については基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画、生物多様性地域戦略、自然環境保全指針等に土壌に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.2.4 動物

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により動物の生息環境に 重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区 域に重要な動物の生息に適した環境が存在しないことが明らかとなった場合(既に市街化 された地区を再開発する場合等)を除き、原則として動物を計画段階配慮事項として選定 して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

動物の項目において位置又は規模の複数案を比較評価する際の観点としては、動物の重要な種・個体群及び群集(以下、「重要な種等」という。)と注目すべき生息地の保全が考えられる。

動物の重要な種等の保全

動物に関する天然記念物、レッドデータブックの記載種など、学術上等の観点から重要な動物の種等の保全が図られるかどうかを評価する。

動物の注目すべき生息地の保全

渡り鳥の集団越冬地など、動物の注目すべき生息地の保全が図られるかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

動物の重要な種等と注目すべき生息地への影響を予測・評価する際に必要な情報として、まず、事業実施想定区域及びその周辺における動物の重要な種等の確認記録から、当該地域に生息する可能性が高い動物の重要な種をリストアップする。次に、種ごとに生息に好適な環境条件を整理し、それらの分布状況を把握する。

なお、動物の重要な種等と注目すべき生息地の即地的な位置情報については、保護の観点から秘匿されていることもあるが、利用可能な位置情報がある場合には併せて整理しておくことが望ましい。

2) 調査対象地域

配慮書手続では、実施段階の環境影響評価において対応が困難となるような重大な影響をあらかじめ回避・低減することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階の環境影響評価よりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が調査対象地域の中で動物の重要な種等の生息に好適な環境や注目すべき生息地とどの様な位置関係にあるかを 把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考えられる。

動物の場合、種によって移動能力が異なることから、調査範囲は移動能力を考慮して種

ごとに設定することが望ましい。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

動物の重要な種等と注目すべき生息地の抽出の考え方の例を表 5.2.4 - 1 に示した。

表 5 2 4 - 1 動物の重要な種及び注目すべき生息地の抽出の考え方

	表 5.2.4・1 動物の重要な種及び注目すべき生息地の抽出の考え方							
	動物の重要な種及び注目すべき生息地	文献及び法律名						
対象環境保全の観点から法	動物に関する国指定の天然記念物及び特別天然記念物 天然記念物:動物のうち学術上貴重で、わが国の自然 を記念するもの 特別天然記念物:天然記念物のうち世界的に又国家的 に価値が特に高いもの 国内希少野生動植物種のうち動物種 緊急指定種のうち動物種 生息地等保護区のうち動物に関するもの	・文化財保護法 ・国宝及び重要文化財指定基準 並びに特別史跡名勝天然記念 物及び史跡名勝天然記念物指 定基準 ・絶滅のおそれのある野生動植 物種の種の保存に関する法律						
点から法令等により指定された	世界遺産登録地 ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。	・世界遺産条約 ・世界遺産条約履行のための作 業指針						
た重要な	ラムサール条約指定湿地	・特に水鳥の生息地として国際 的に重要な湿地に関する条約						
な	動物に関する地方公共団体指定の天然記念物	・文化財保護条例等						
法令等による指定はないが重要な対象	全国版レッドリスト記載種のうち 絶滅危惧 I 類: 絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧 I A 類(CR): ごく近い将来における絶滅の危 険性が極めて高い種 絶滅危惧 I B 類(EN): I A 類ほどではないが、近い将 来における絶滅の危険性が高い種 絶滅危惧 II 類(VU): 絶滅の危険が増大している種 絶滅のおそれのある地域個体群(LP): 地域的に孤立して いる個体群で、絶滅のおそれが高いもの 準絶滅危惧(NT): 現時点では絶滅危険度は小さいが、 生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する 可能性のある種	・第4次レッドリスト(2012) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生 類、昆虫類、貝類、その他無 脊椎動物 ・第4次レッドリスト(2013) 汽水・淡水魚類						
ん な 対 象	地方版レッドデータブック等記載種のうち 絶滅危惧種 準絶滅危惧種 等	・地方版レッドデータブック等						
	地域により注目されている種、集団繁殖地 等	-						

当該地域に生息する可能性が高い動物の重要な種のリストアップは、例えば表 5.2.4 - 2に例示した文献等の収集整理により行う*1が、動物の重要な種等と注目すべき生息地の情報は、一般に公開されてない場合が多い。また、ある地域において動物の重要な種等や注目すべき生息地に関する文献情報が得られなかったとしても、それは単に調査が行われていないためかもしれず、ただちにそれらの分布がないと断定することはできない。したがって、文献調査のみによって当該地域に生息する可能性が高い動物の重要な種をリストアップできるケースは例外的であり、一般には地域の動物相に詳しい専門家等の助言を得ることが必要になるものと考えられる。

生息環境の把握に用いられる一般的な資料の例を表 5.2.4 - 3 に示した。 抽出された重要な種の生息に好適な環境の分布状況については、種の生態特性を踏ま えて、地形・植生・水環境等に関する既存資料に基づいて整理を行う。

*1:生息環境に関する指標を用いて重要な種の生息の可能性を統計的に推定する手法も 提案されていることから、実用的な手法が開発されている種については、これらの 手法により生息の可能性を検討し、リストに追加することも考えられる。

表 5.2.4-2 動物の重要な種及び注目すべき生息地に関する情報源の例

情報区分	項目	整理内容	資料名	情報のス ケール、 精度	整備·発 行年度	形態· 形式	整備範囲	情報の入手 先・管理者	更新 頻度	情報収集 方法
重要な動物種の分布、生息 の状況	国指定レッドデータブック・動物 対象種	哺乳類、両生類、爬虫類、 類、爬虫類、 淡水魚類	絶滅危惧種 分布情報	2次メッシュ	平成5年 ~10年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	管理者に 問い合わ せ
	735012	鳥類、昆虫 類、貝類、そ の他無脊椎動物	絶滅危惧種 分布情報	2次メッシ ュ	平成14年 ~16年度	PDF	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	管理者に 問い合わ せ
	国指定レッドリスト・動物対象種	国指定レッドリ スト対象種の 分布状況	絶滅危惧種 分布情報	3次メッシュ	平成18年 ~19年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	管理者に 問い合わ せ
	県指定レッドデータブック・動物 対象種	県指定レッド データブック 対象種の分布 状況	各県発行のレッドデータブック 自然環境保 全指針 等	一覧表、解説等	県による	図書	各県	各県	不定期	図書購入 管理者に 問い合わ せ
	猛禽類繁 殖地	猛禽類の繁殖 地の分布状況	猛禽類の繁 殖地分布	3次メッシュ	平成18年 ~19年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	管理者に 問い合わ せ
	天然記念 物	国、都道府 県、市町村指 定文化財の指 定状況	国、県、市町村指定文化財一覧	一覧表、 解説	-	図書	各県 及び 市町 村	各県及び市 町村	不定期	図書閲 覧、購入

表 5.2.4-3 生息環境の把握に用いる一般的な資料の例

情報区分	項目	整理内容	資料名	情報のス ケール、 精度	整備·発 行年度	形態· 形式	整備範囲	情報の入手 先・管理者	更新 頻度	情報収集 方法
基盤情報	植生区分	植生の概況	第2~5回自 然環境保全 基礎調査植 生調査	1/5万	図郭による	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ -	不定期	ウェブサイト でダウンロ ート¨可能
			第6回~自然 環境保全基 礎調査植生 調査	1/2.5万	図郭による	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	ウェブサイト でダウンロ ート¨可能
基盤情報	湖沼	湖岸改変状 況、湖岸土地 利用状況、魚 類の生息状況	第4回自然環境保全基礎調查湖咨詢調查	1/5万	平成5~6 年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	未定	ウェブ サイト でダ ウンロ ート 可能
		湖沼の分布状 況	国土数値情 報 湖沼デー タ	1/2.5万	平成17年 度	GIS	全国	国土交通省: 国土政策局 国土情報課	不定期	ウェブ サイト でダ ウンロ -ト 可能
	湿地分布	湿地の分布状 況	第5回自然環境保全基礎調査湿地調查	1/5万	平成5~6 年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	未定	ウェブ サイト でダ ウンロ ート¨ 可能
		日本の重要湿 地500	日本の重要 湿地500	概略図、 解説	平成13年	一覧図	全国	環境省	不定期	ウェブ サイト で閲覧可 能
	河川域	1級河川、2級 河川等の状況	国土数値情 報 河川デー タ	1/5万	平成18~ 21年度	GIS	全国	国土交通省: 国土政策局 国土情報課	不定期	ウェブ サイト でダ ウンロ -ト¨ 可能

ヒアリング調査

ヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地元の動物相等に詳しい専門家等をヒアリング対象者として選定することが重要である。専門家等としては、大学等の学識経験者、公的な研究所・試験場、環境分野の NGO・NPO 等が想定される。ヒアリング対象者を選定する際には、調査対象地域の都道府県又は市町村の自然保護担当部局に適任者の紹介を依頼する方法等が考えられる。

専門家等の助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けるように努め、意見や考え方に偏りが出ないよう配慮することが望ましい。

ヒアリングでは、文献調査で整理した当該地域に生息する可能性が高い動物の重要な種のリストに追加すべき種について情報を収集するとともに、それらの種の生息に好適な環境を抽出・整理する際の着眼点や具体的手法の妥当性について確認する。

現地調査

現地調査としては、既存の文献情報が古い等、情報の不確実性が高い場合に現地踏査により確認を行うケース、文献調査又はヒアリング調査で把握された重要な種の重要性が非常に高い場合に、当該種の生息状況を把握するための現地調査を行うケース等が考えられる。

現地調査の実施時期、調査手法については、対象とする種の確認に適した時期、手法 を、事業実施段階の環境影響評価のガイドライン等を参考に選定する。

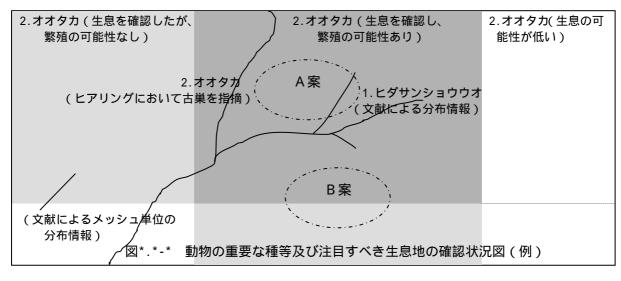
4) 調査結果の整理

調査結果は、重要な種等の確認位置や生息に好適な環境について、事業実施想定区域との位置関係を示す分布図として整理するほか、各重要な種の重要性を判断するために、国や地方公共団体等での希少性の指定状況、重要な種等のおおよその分布状況を推定するための一般生態、動物の生息地のネットワークを考えるための移動能力等を整理しておくことが考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要(例)

図示			一般生態		希少性		出典	
番号	作出口	繁殖環境	採餌環境	移動性	国 RDB	地方 RDB	山央	
1	ヒダサンショウ ウオ	源流域の枝 沢等	雑木林 林床	徘徊性	NT	NT (**県)		
2	オオタカ	杯内に空間が広がる林	林縁から ***m以内 の森林内	飛翔性	NT	W (**県)	分布情報: 希少性:環境省レッドリスト、** 県レッドデータブック動物編	



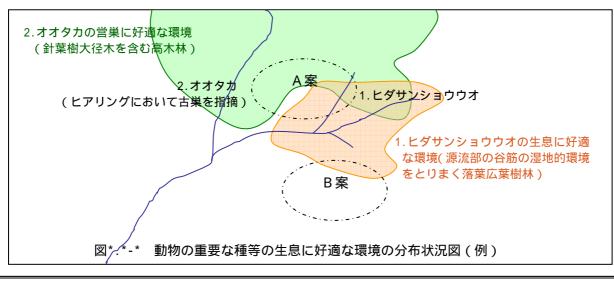


図 5.2.4-1 調査結果のとりまとめ様式例(動物)

(3)予測の手法

1) 予測事項

動物の重要な種等の生息に好適な環境や注目すべき生息地の直接的改変による消失・縮小の程度、間接的影響の内容と程度を予測する。

2) 予測対象地域

動物の重要な種等及び注目すべき生息地に係る予測対象地域は、重要な種ごとに移動能力を考慮して設定した調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」による影響としては、直接的改変による対象の消失、縮小が主なものであるが、事業実施想定区域に隣接して、あるいは、河川の下流において動物の重要な種等及び注目すべき生息地の分布情報が得られた場合には、工事の実施に伴う騒音や濁水による影響の可能性についても検討することが望ましい。

直接的改変については、重要な種等の生息に好適な環境の分布図と事業実施想定区域 (全域が改変されると仮定)とを重ね合わせることにより、改変により消失する面積、分 布が縮小する面積等を把握し、こうした環境の変化に対して当該重要な種がどの様に反応 し、その結果として種の存続に問題が生じるかどうかを検討する。

工事の実施による影響については、事業実施想定区域と対象との位置関係、想定される 影響のメカニズム(騒音の発生、濁水の流出等)に基づき、可能な場合は定量的に、そう でない場合は定性的に把握する。

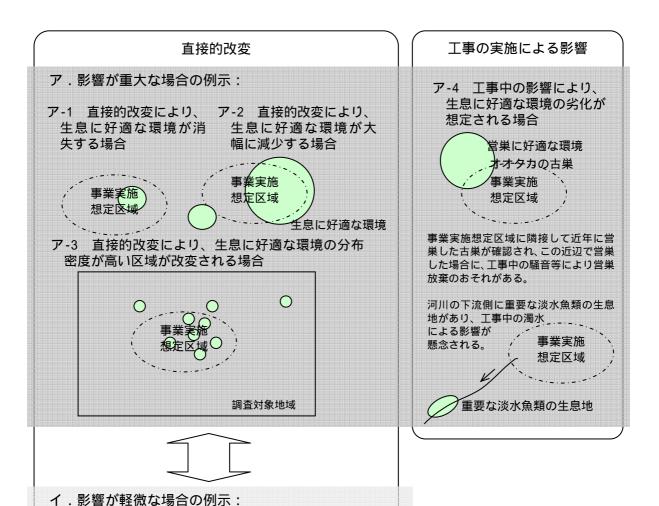
影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例:(当地における重要な種の存続が危ぶまれる)

- ア-1 直接的改変により、生息に好適な環境が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、生息に好適な環境が大幅に減少する場合
- ア-3 直接的改変により、生息に好適な環境の分布密度が高い区域が改変される場合
- ア-4 間接的影響により、生息に好適な環境の劣化が想定される場合

影響が軽微な場合の例:(当地における重要な種の存続にほとんど支障がない)

- イ-1 直接的改変により、生息に好適な環境がわずかに減少する場合
- イ-2 直接的改変により、生息に好適な環境の分布密度が低い区域が改変される場合



事業実施 想定区域 改変量がわずか イ-2 直接的改変により、生息に好適な環境の分布密度が低い区域が改変される場合

イ-1 直接的改変により、 生息に好適な環境がわず かに減少する場合

図 5.2.4-2 影響の大きさに関する考え方の例(動物)

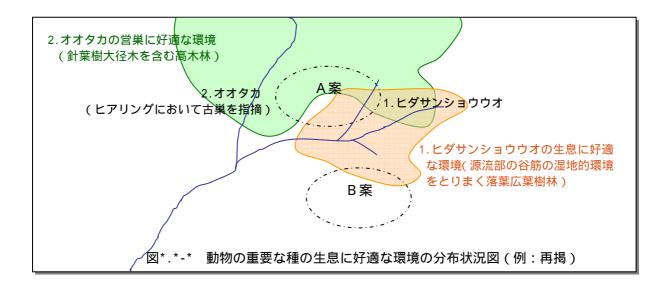
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、動物の重要な 種等及び注目すべき生息地・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧 表の形に整理する。

表 5.2.4 - 4 動物の重要な種等及び注目すべき生息地への影響の予測結果の記載例 (位置の複数案の場合)

動物の重要な種及び	位置又は規模の複数案						
注目すべき生息地	A案	B案					
	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案					
オオタカ	オオタカの古巣が隣接地に確認されており、古巣近辺で営巣した場合、工事中の騒音等の間接的影響により営巣を放棄する危険性が考えられる。 生息に好適な環境***ha のうち、**ha を区域に含んでいる。	オオタカの生息情報はなく、オオタカの営巣に好適な環境を区域 に含まない。					
	【重大な影響の可能性:大】	【重大な影響の可能性:なし】					
ヒダサンショウウオ	文献に基づく分布確認位置を区域に含んでいる。一帯の生息に好適な環境約***haのうち、**haを区域に含んでいる。	ヒダサンショウウオの生息情報はなく、一帯の生息に好適な環境約***ha のうち、*ha を区域に含んでいる。					
	【重大な影響の可能性:大】	【重大な影響の可能性:小】					



位置等の単独案において影響の回避・低減を検討する場合

位置又は規模に関する複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比較案ごとに生息に好適な環境の消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

表 5.2.4 - 5 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の予測結果の記載例 (配置の比較案の場合)

動物の重要な種及び	公共施設の配置の比較案				
注目すべき生息地	C 案 緑地を西側にまとめて存置する案	D案 緑地を外周沿いに存置する案			
オオタカ	カの営巣に好適な環境を区域に				
ヒダサンショウウオ	文献に基づく分布確認位置の改変はない。一帯の生息に好適な環境約***ha のうち、区域内に含まれる**ha が全て改変される。 【重大な影響の可能性:中】				
	D案では、生息に好適な環境がより多く存置されることから、直接 改変による影響はC案より低減される。				

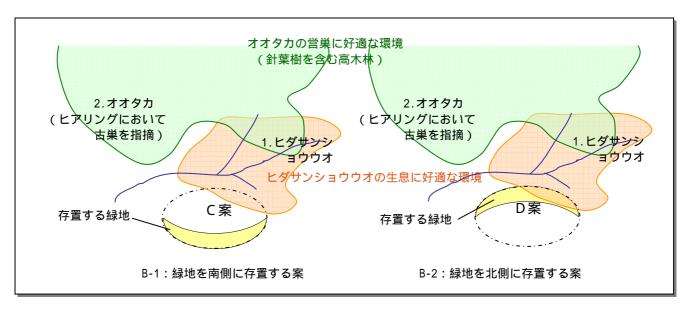


図 5.2.4-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した動物の重要な種等及び注目すべき生息地ごとに、重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、例えば、極めて重要な対象とされた種が環境の変化に対して脆弱なものである場合、インパクトが小さくても重大な影響を生じる場合も想定されることから、まず種の特性を踏まえ、次いでインパクトの内容を勘案しつつ、個々の種について重大な影響の有無を検討することが望ましい。

			対象の重要度(調査結果より)		
			重要	極めて重要	
			(専門家の助言を得な	がら事業者が評価)	
インパクトの大きさ	大	・生息に好適な環境が消失 又は大幅に減少 ・生息に好適な環境の分布 密度が高い区域が改変 ・工事中の影響により環境 が劣化	一定の影響が想況	重大な影響が 想定される	
さ (予測結果より)	小 なし	・生息に好適な環境がわず かに減少 ・生息に好適な環境の分布 密度が低い区域が改変 ・影響なし	影響は軽微 影響は想定	されない	

図 5.2.4-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、動物の重要な種等及び注目すべき 生息地への影響の程度を比較することにより、評価を行う。

その上で、複数案による動物の重要な種等及び注目すべき生息地への影響を総合的に 比較し、重大な影響の回避・低減がいずれの案においてより図られているかを評価する。

表 5.2.4 - 6 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の評価結果の記載例 (位置の複数案の場合)

動物の重要な種及び	位置又は規模の複数案				
注目すべき生息地	A案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南側とした案			
オオタカ	×				
ヒダサンショウウオ					

: 影響はほとんど想定されない: 一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



動物の重要な種及び注目すべき生息地への重大な影響はB案において回避が図られていると評価する。

位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避・低減されているかどうかを検討することにより、評価を行う。

表 5.2.4 - 7 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の評価結果の記載例 (配置の比較案の場合)

	配置の比較案				
動物の重要な種及び 注目すべき生息地	C案 緑地を西側にまとめて存置する 案	D案 緑地を外周沿いに存置する案			
オオタカ	いずれの案も同様にオオタカへの重大な影響は想定されない。				
ヒダサンショウウオ	D案では、区域内に含まれる 存置されることから、直接改される。	生息に好適な環境の大部分が 変による影響はC案より低減			

:影響はほとんど想定されない

:一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



動物の重要な種及び注目すべき生息地への重大な影響はD案において低減が図られていると評価する。

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

動物については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画、生物多様性地域戦略、自然環境保全指針等に動物に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5)実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.2.5 植物

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により植物の生育環境に 重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区 域に重要な植物の生育に適した環境が存在しないことが明らかとなった場合(既に市街化 された地区を再開発する場合等)を除き、原則として植物を計画段階配慮事項として選定 して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

植物の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、植物の重要な種及び群落の保全が考えられる。

植物の重要な種及び群落の保全

植物に関する天然記念物、世界遺産登録地、レッドデータブックの記載種など、学術上等の観点から重要な植物の種の生育環境及び重要な群落の保全が図られるかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

植物の重要な種及び群落への影響を予測・評価する際に必要な情報として、まず、事業 実施想定区域及びその周辺における植物の重要な種及び群落の確認記録から、当該地域に 生育する可能性が高い植物の重要な種及び群落をリストアップする。次に、種及び群落ご とに生育に好適な環境条件を整理し、それらの分布状況を把握する。

なお、植物の重要な種及び群落の即地的な位置情報については、保護の観点から秘匿されていることもあるが、利用可能な位置情報がある場合には併せて整理しておくことが望ましい。

2) 調査対象地域

配慮書手続では、実施段階アセスになると回避・低減が困難な重大な影響を予め回避することが重要である。従って、配慮書手続では、実施段階アセスよりも広域的な環境の中で事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査対象地域とすることが望ましい。

調査対象地域は、予測に必要な情報として、事業実施想定区域が調査対象地域の中で植物の重要な種の生育に好適な環境や重要な群落とどの様な位置関係にあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考えられる。

3) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を

把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

植物の重要な種及び群落の抽出基準の例を表 5.2.5 - 1に示した。

表 5.2.5-1 植物の重要な種及び群落の抽出基準

	技物の手曲が呑むが飛 菜	立ねながた
	植物の重要な種及び群落	文献及び法律名
環境保全の観	植物に関する国指定の天然記念物及び特別天然記念物 天然記念物:植物のうち学術上貴重で、わが国の自然を 記念するもの 特別天然記念物:天然記念物のうち世界的に又国家的に 価値が特に高いもの	・文化財保護法 ・国宝及び重要文化財指定基準 並びに特別史跡名勝天然記 念物及び史跡名勝天然記念 物指定基準
点から法令等	国内希少野生動植物種のうち植物種 緊急指定種のうち植物種 生息地等保護区のうち植物に関するもの	・絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律
IL.	世界遺産登録地	・世界遺産条約
の観点から法令等により指定された重要な対象	ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。	・世界遺産条約履行のための作 業指針
な 対 象	植物に関する地方公共団体指定の天然記念物	・文化財保護条例等
	全国版レッドリスト記載種のうち	・第4次レッドリスト(2012)
法令等による指定はない	絶滅危惧 I 類:絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧 I A 類 (CR): ごく近い将来における絶滅の危 険性が極めて高い種 絶滅危惧 I B 類 (EN): I A 類ほどではないが、近い将 来における絶滅の危険性が高い種 絶滅危惧 II 類 (VU): 絶滅の危険が増大している種 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP): 地域的に孤立して いる個体群で、絶滅のおそれが高いもの 準絶滅危惧 (NT): 現時点では絶滅危険度は小さいが、生 息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能 性のある種	植物 (維管束植物) 植物 (藻類、蘚苔類、地 衣類、菌類)
が 重 要	地方版レッドデータブック等記載種のうち 絶滅危惧種、準絶滅危惧種 等	・地方版レッドデータブック等
が重要な対象	植物群落レッドデータ・ブックの記載群落	・植物群落レッドデータ・ブッ ク(1996)
	特定植物群落 (選定基準A~H)	・第2回、第3回、第5回自然 環境保全基礎調査 特定植
		物群落調査

当該地域に生育する可能性が高い植物の重要な種のリストアップは、例えば、表 5.2.5 - 2に例示した文献等の収集整理により行うが、植物の重要な種及び群落の情報は、一般に公開されてない場合が多い。また、ある地域において重要な植物種や群落に関する文献情報が得られなかったとしても、それは単に調査が行われていないためかもしれず、ただちにそれらの分布がないと断定することはできない。したがって、文献調査のみによって当該地域に生育する可能性が高い植物の重要な種をリストアップできるケースは例外的であり、一般には地域の植物相に詳しい専門家の助言を得ることが必要になるものと考えられる。

生育環境の把握に用いられる一般的な資料の例を

表 5.2.5 - 3に示した。

抽出された重要な種の生育に好適な環境の分布状況については、種の生態特性を踏まえて、地形・植生・水環境等に関する既存資料に基づいて整理を行う。

表 5.2.5-2 植物の重要な種及び群落に関する情報源の例

情報区分	項目	整理内容	資料名	情報の スケー ル、精度	整備·発 行年度	形態· 形式	整備範囲	情報の入手 先・管理者	更新 頻度	情報収集 方法
重要な植 物種及び 群落の分	国指定レッ ドデータブ ック・植物	維管束植物	絶滅危惧種分 布情報	一覧表	平成12年 度	CSV	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	ウェブサイトで ダウンロード 可能
布、生育の状況等	対象種	藻類·蘚苔類· 地衣類·菌類	絶滅危惧種分 布情報	一覧表	平成12年 度	CSV	全国	環境省:生物 多様性センタ	不定期	ウェブサイトで ダウンロート" 可能
	国指定レッドリスト・植物対象種・ 群落	維管束植物	絶滅危惧種分 布情報	2次メッシュ	平成19年	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ -	不定期	一部ウェブサ 小で閲覧 可能
	県指定レッドデータブック・植物 対象種・群 落	県指定レッド データブック 対象種・群落 の分布状況	各県発行のレッドデータブック 自然環境保全 指針 等	一覧表、 解説等	県による	図書	各県	各県	不定期	図書購入 管理者に 問い合わ せ
	天然記念 物	国、都道府 県、市町村指 定文化財の指 定状況	国、県、市町村指定文化財 一覧	一覧表、 解説	-	図書	各県 及び 市町 村	各県及び市 町村	不定期	図書閲 覧、購入
	津波による 希少植物 被害	希少植物の被 害状況	東日本大震災 の津波が岩手 県沿岸部の希 少植物に及ぼ した影響	解説等	2012年	HP情 報	岩手県	岩手県:保健福祉部環境保健研究センター	不定期	概要のみり ェブサ仆で 閲覧可能
	特定植物群落 4)	特定植物群落 の分布状況	第5回自然環境保全基礎調查 特定植物群落調查	1/5万	平成9~ 10年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ -	不定期	ウェブサイトで ダウンロート 可能
	巨樹·巨木	巨樹・巨木の 分布状況	第6回自然環境保全基礎調查 特定植物群落調查	1/5万	平成11~ 12年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	ウェブ サイトで ダウンロード 可能
	湿地分布	湿地の分布状 況	第5回自然環 境保全基礎調 査 湿地調査	1/5万	平成5~6 年度	GIS	全国	環境省∶生物 多様性センタ ー	未定	ウェブサイトで ダウンロート 可能
		日本の重要湿 地500	日本の重要湿 地500	概略図、 解説	平成13年	一覧図	全国	環境省	不定期	ウェブサイトで 閲覧可能

表 5.2.5-3 生育環境の把握に用いる一般的な資料の例

情報区分	項目	整理内容	資料名	情報の スケー ル、精度	整備·発 行年度	形態· 形式	整備範囲	情報の入手 先・管理者	更新 頻度	情報収集 方法
基盤情報	植生区分	植生の概況	第2~5回自然 環境保全基礎 調査植生調査	1/5万	図郭による	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	ウェブサイト でダウンロ -ト¨可能
			第6回~自然 環境保全基礎 調査植生調査	1/2.5万	図郭による	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	不定期	ウェブ サイト でダウンロ -ト¨ 可能
基盤情報	湖沼	湖岸改変状 況、湖岸土地 利用状況、魚 類の生息状況	第4回自然環 境保全基礎調 査 湖沼調査	1/5万	平成5~6 年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	未定	ウェブ サイト でダ ウンロ -ト 可能
		湖沼の分布状 況	国土数値情報 湖沼データ	1/2.5万	平成17年 度	GIS	全国	国土交通省: 国土政策局 国土情報課	不定期	ウェフ サイト でダウンロ ード可能
	湿地分布	湿地の分布状 況	第5回自然環 境保全基礎調 査 湿地調査	1/5万	平成5~6 年度	GIS	全国	環境省:生物 多様性センタ ー	未定	ウェブ サイト でダ ウンロ -ト¨ 可能
		日本の重要湿 地500	日本の重要湿 地500	概略図、 解説	平成13年	一覧図	全国	環境省	不定期	ウェブサイト で閲覧可 能
	河川域	1級河川、2級 河川等の状況	国土数値情報 河川データ	1/5万	平成18~ 21年度	GIS	全国	国土交通省: 国土政策局 国土情報課	不定期	ウェブ サイト でダ ウンロ -ト 可能

ヒアリング調査

ヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地元の植物相等に詳しい専門家等をヒアリング対象者として選定することが重要である。専門家等としては、大学等の学識経験者、公的な研究所・試験場、環境分野の NGO・NPO 等が想定される。ヒアリング対象者を選定する際には、調査対象地域の都道府県又は市町村の自然保護担当部局に適任者の紹介を依頼する方法等が考えられる。

専門家等の助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けるように努め、意見や考え方に偏りが出ないよう配慮することが望ましい。

ヒアリングでは、文献調査で整理した当該地域に生育する可能性が高い植物の重要な種のリストに追加すべき種について情報を収集するとともに、それらの種の生育に好適な環境を抽出・整理する際の着眼点や具体的手法の妥当性について確認する。

現地調査

現地調査としては、既存の文献情報が古い等、情報の不確実性が高い場合に現地踏査により確認を行うケース、文献調査又はヒアリング調査で把握された重要な種の重要性が非常に高い場合に、当該種の生育状況を把握するための現地調査を行うケース等が考えられる。

現地調査の実施時期、調査手法については、対象とする種の確認に適した時期、手法 を、事業実施段階の環境影響評価のガイドライン等を参考に選定する。

4) 調査結果の整理

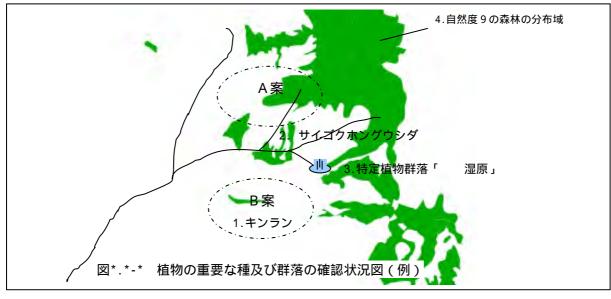
調査結果は、重要な種の確認位置や生育に好適な環境について、事業実施想定区域との位置関係を示す分布図として整理するほか、各重要な種の重要性を判断するために、国や

地方公共団体等での希少性の指定状況、重要な種等のおおよその分布状況を推定するための一般生態等を整理しておくことが考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 植物の重要な種及び注目すべき生息地の概要(例)

番号	猛夕(夕 称)	一般生態 種名(名称) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		希少性		出典	
宙与	俚有(有物)	生活型	生育環境	開花期	国 RDB	地方 RDB	山典
1	キンラン	多年生草本	雑木林林床	4-6 月	VU	VU(**県)	
2	サイゴクホン グウシダ				NT	VU(**県)	希少性:環境省レッドリスト、 **県レッドデータブック
3	湿原	-	-	-	-	-	特定植物群落調査(環境省)
4	自然度9の森 林	-	-	-	-	-	現存植生図(環境省)



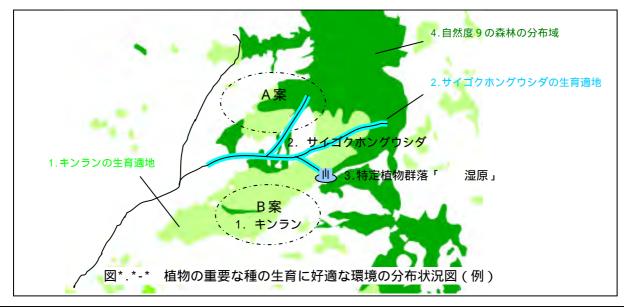


図 5.2.5-1 調査結果のとりまとめ様式例(植物)

(3)予測の手法

1) 予測事項

植物の重要な種の生育に好適な環境や重要な植物群落の直接的改変による消失・縮小の 程度を予測する。

2) 予測対象地域

植物の重要な種及び群落に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う影響としては、直接的改変による対象の消失、縮小が主なものである。

直接的改変については、植物の重要な種の生育に好適な環境や重要な植物群落の分布図と事業実施想定区域(全域が改変されると仮定)とを重ね合わせることにより、改変により消失する面積、分布が縮小する面積等を把握し、こうした環境の変化によって当該重要な種の存続が危ぶまれるかどうかを検討する。

影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例示:(当地における重要な種の存続が危ぶまれる)

- ア-1 直接的改変により、生育確認地又は生育に好適な環境が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、生育に好適な環境が大幅に減少する場合
- ア-3 直接的改変により、生育に好適な環境の分布密度が高い区域が改変される場合

影響が軽微な場合の例示:(当地における重要な種の存続にほとんど支障がない)

- イ-1 直接的改変により、生育に好適な環境がわずかに減少する場合
- イ-2 直接的改変により、生育に好適な環境の分布密度が低い区域が改変される場合
 - 注)工事の実施による植物への影響としては、森林の伐採に伴い新規に形成された林緑部における微気象の変化や、工事に伴い流出した土砂による被覆等が考えられるが、影響範囲が比較的狭いことや、実施段階の環境影響評価において具体的な保全対策を検討することが可能であることから、配慮書段階において検討する必要性は低いと考えられる。

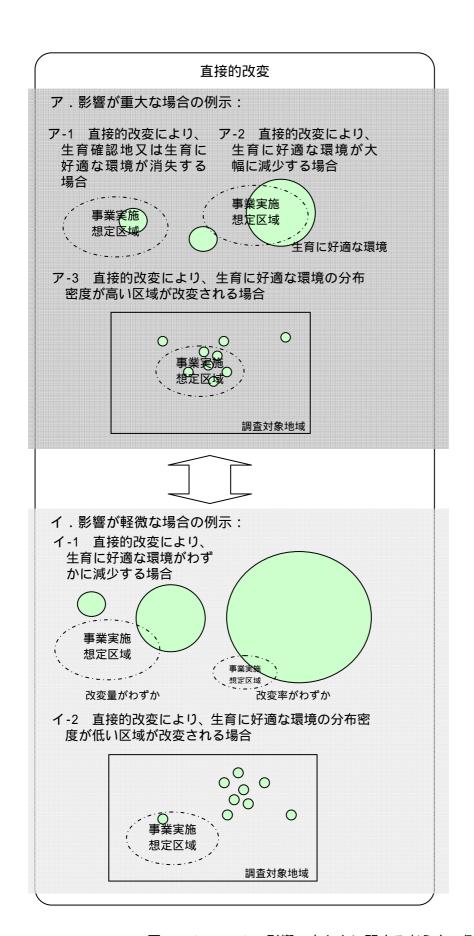


図 5.2.5-2 影響の大きさに関する考え方の例

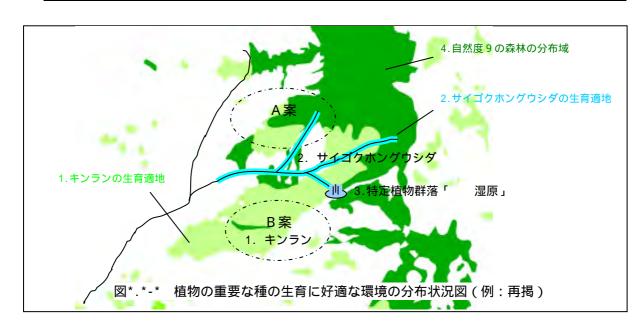
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、植物の重要な種及び群落・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧表の形に整理する。

表 5.2.5-4 植物の重要な種及び群落への影響の予測結果の記載例(位置の複数案の場合)

植物の重要な種	位置又は規模の複数案			
及び群落	A案	B案		
	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案		
1.キンラン	直接改変により、本種の文献確認位置及び本種の生育適地を約**haが消失。(調査対象地域内***haの**.*%)	直接改変により、本種の生育適 地を約**ha が消失。(調査対象 地域内***ha の**%)		
2. サイゴクホングウシ ダ	直接改変により、本種の生育適 地を約*ha が消失。(調査対象 地域内**ha の**%)	本種の生育適地の直接改変はない		
3.特定植物群落「湿原」	直接改変はない	直接改変はない		
4.自然度9の森林の分布域	直接改変により、同植生域の約 **ha が消失。(調査対象地域内 ***ha の**%)	直接改変により、同植生域の約 *ha が消失。(調査対象地域内 ***ha の*.*%)		



位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

位置又は規模に関する複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する 比較案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する 比較案ごとに消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

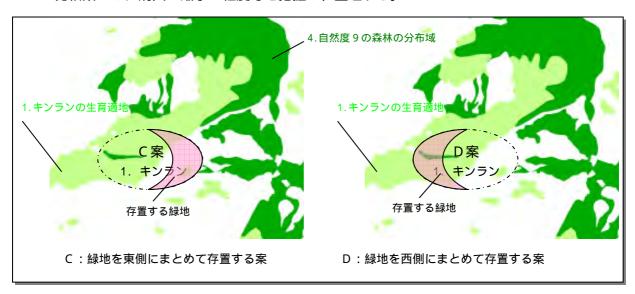


図 5.2.5-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.5-5 植物の重要な種及び群落への影響の予測結果の記載例 配置の比較案の場合)

1-11	公共施設の配置の比較案			
植物の重要な種 及び群落	C 案 緑地を東側にまとめて存置する 案	D案 緑地を西側にまとめて存置する 案		
1.キンラン	本種の文献確認位置が消失し、生育適地の**ha が消失する。(調査対象地域内***ha の**%)	本種の文献確認位置が存置され、 生育適地の**ha が消失する。(調 査対象地域内***ha の**.*%) 生育適地の改変量はD案の方が 少ない		
4.自然度9の森林 の分布域	直接改変により、同植生域の約 *ha が消失。(調査対象地域内 ***haの*.*%)	直接改変により、同植生域の約 *.*ha が消失。(調査対象地域内 ***ha の*.*%) 生育適地の改変量はD案の方が 少ない		

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した植物の重要な種及び群落ごとに、当地における種の存続に支障を来すなどの重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、例えば、極めて重要な対象とされた種が環境の変化に対し て脆弱なものである場合、インパクトが小さくても重大な影響を生じる場合も想定される ことから、まず種の特性を踏まえ、次いでインパクトの内容を勘案しつつ、個々の種につ いて重大な影響の有無を検討することが望ましい。

			対象の重要度(調査結果より)		
			重要極めて重要		
			(専門家の助言を得ながら事業者が評価)		
インパクトの大き	大	・生育確認地又は生育に好 適な環境が消失 ・生育に好適な環境が大幅 に減少 等	重大な影響が 想定される 一定の影響が想定される		
の大きさ(予測結果より	小	・生育に好適な環境がわず かに減少 ・分布密度が低い好適な環 境が改変	影響は軽微		
より)	なし	・影響なし	影響は想定されない		

図 5.2.5-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、植物の重要な種及び群落への影響 の程度を比較することにより、評価を行う。

その上で、複数案による植物の重要な種及び群落への影響を総合的に比較し、いずれ の案において重大な影響の回避・低減が図られているかを評価する。

表 5.2.5-6 植物の重要な種及び群落への影響の評価結果の記載例(位置の複数案の場合)

植物の重要な種	位置又は規模の複数案			
及び群落	A 案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南側とした案		
1.キンラン		×		
2.サイゴクホングウシダ				
4.自然度9の森林の分布域				

: 影響はほとんど想定されない

:一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



植物の重要な種及び群落への重大な影響はB案において回避が図られていると評価する。 (キンランの消失が懸念されるが、それ以外の影響が A 案に比べて小さいため)

位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、植物の重要な種及び群落への影響が回避・低減 されているかどうかを検討することにより、評価を行う。

表 5.2.5-7 植物の重要な種及び群落への影響の評価結果の記載例 配置の比較案の場合)

植物の重要な種	配置の比較案				
及び群落	C案	D案			
20 1171	緑地を東側にまとめて存置	緑地を西側にまとめて存置			
1.キンラン	×				
4.自然度9の森林の分布域					

:影響はほとんど想定されない :一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



植物の重要な種及び群落への重大な影響はD案において低減が図られていると評価する。 (キンラン確認位置の改変が回避され、自然度9の森林の分布域も多くが存置されるため)

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されて いる場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基 準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価するこ ととされている。

植物については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体 の環境基本計画、生物多様性地域戦略、自然環境保全指針等に植物に関する環境保全上 の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標 等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5)実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が 必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効 に活用することが期待される。

5.2.6 生態系

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により動植物の生息・生育環境に重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区域に動植物の生息・生育に適した環境が存在しないことが明らかとなった場合(既に市街化された地区を再開発する場合等)を除き、原則として生態系を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

生態系の分野において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、重要な自然環境のまとまりの場の保全が考えられる。

重要な自然環境のまとまりの場の保全

以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらの保全が図られるかどうかを評価する。

- 1. 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど 受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
- 2. 里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
- 3. 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑 地等、地域において重要な機能を有する自然環境
- 4. 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

(2)調査の手法

1)調査すべき情報

重要な自然環境のまとまりの場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、重要な自然環境のまとまりの場の分布情報、生態系ネットワーク¹の現状を調査する。

2)調査対象地域

配慮書手続では、自然環境に関する地域類型を整理し、広域的、相対的な観点から事業の位置づけを捉えることが重要である。広域的な視点からでないと、その状況を捉えることができない生態系ネットワーク等を考慮して、調査範囲を設定する。

すでに生物多様性地域戦略等で自然環境に関する地域類型や生態系ネットワークが検 討されている場合には、これらに十分に留意することが望ましい。

¹ 一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を言い、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われている。野生生物の生息空間を確保するための回廊(コリドー)のネットワークは、国際レベル、全国レベル、地方レベル、地域レベルなど様々な空間レベルで構築されるべきであり、さらにはそれらが全体としてひとつのネットワークを形成することが望ましいとされている。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調查

重要な自然環境のまとまりの場の抽出基準の例を表 5.2.6 - 1に示した。

重要な自然環境のまとまりの場のうち、「環境保全の観点から法令等により指定された対象」については、地域特性の把握において一定の情報が整理されていることから、地方公共団体により「生物多様性地域戦略」が策定されている場合には、これを参考として「地域により重要な場として選定すべき対象」について把握する。

表 5.2.6-1 重要な自然環境のまとまりの場の抽出基準

ス 3.2.0・1 主要な自然環境のなどようの物の抽口至十					
	重要な自然環境のまとまりの場	文献及び法律名			
い対象又は地域環境影響を受けやす	自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野 生生物の重要な生息・生育の場	- (大部分は、下記「環境保全の観点から法令等により指定された対象」に含まれると想定される。)			
環境保全の観点から法令等により指定された重要な対象	自然公園の区域 国立公園:我が国の風景を代表するに足りる傑出した 自然の風景地 国定公園:国立公園に準ずる優れた自然の風景地 都道府県立自然公園:優れた自然の風景地であつて、 都道府県が指定するもの	・自然公園法			
	自然環境保全地域、原生自然環境保全地域 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が10ha以上のもの。	・自然環境保全法			
	世界遺産登録地 ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。	・世界遺産条約 ・世界遺産条約履行のための作業 指針			
	ラムサール条約指定湿地	・特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約			
	緑地保全地区	・都市緑地保全法			

重亜な白然理培のまとまりの担 立起及び注急を					
重要な自然環境のまとまりの場		文献及び法律名			
り指定された重要な対象環境保全の観点から法令等によ	鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区 鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と 認める区域	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律			
	保安林等の重要な機能を有する自然環境 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防 備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保 安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、 防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防 火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安 林、風致保安林	・森林法			
は対象 法令等による指定はな	緑の回廊	・緑の回廊設定要領(平成 12年 3 月 22日林野庁長官通達)			
	里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境	・生物多様性地域戦略 (18 都道県、14 市 1 町 1 区が策 定済み:平成 24 年 3 月末現在) 等			
が、	都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷 林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な 自然環境	・同上			
地 域 に					
により重要	地域で重視すべき場	・同上			

ヒアリング調査

ヒアリング調査を実施する場合には、調査対象地域の地元の動植物相等に詳しい専門家等をヒアリング対象者として選定することが重要である。専門家等としては、大学等の学識経験者、公的な研究所・試験場、環境分野のNGO・NPO等が想定される。ヒアリング対象者を選定する際には、調査対象地域の都道府県又は市町村の自然保護担当部局に適任者の紹介を依頼する方法等が考えられる。

専門家等の助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けるように努め、意見や考え方に偏りが出ないよう配慮することが望ましい。

ヒアリングでは、文献調査で整理した重要な自然環境のまとまりの場に追加すべき情報を収集するとともに、予測・評価の着眼点や具体的手法の妥当性について確認する。 現地調査

現地調査としては、既存の文献情報が古い等、情報の不確実性が高い場合に現地踏査により確認を行うケース、文献調査又はヒアリング調査で把握された重要な自然環境のまとまりの場の重要性が非常に高い場合に、当該対象の状況を把握するための現地調査を行うケース等が考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す確認位置の分布図として整理するほか、各重要な自然環境のまとまりの場の重要性を判断するために、法令等による指定状況、対象の概要等を整理しておくことが考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 重要な自然環境のまとまりの場の概要(例)

番号	名称	概要	出典
1	里山の落葉広葉樹二 次林	薪炭林として活用され、萌芽更新が維持されている典型的な里山の二次林。林床にはカタクリ等が生育する。 調査対象地域内に約***ha。	
2	渓流沿い植物の分布 域	サイゴクホングウシダ等の渓流沿い植物が多く 見られる渓畔域。調査対象地域内に約**ha。	
3	特定植物群落「湿原」	湧水によって涵養される中間湿原であり、ワタス ゲ、ヤマドリゼンマイ等が生育する。調査対象地 域内に約*ha。	
4	生態系ネットワーク をなす天然林	植生自然度9の自然林が帯状につながり、大型の 森林性動物の移動経路等としての機能を担って いる。調査対象地域内に約***ha。	

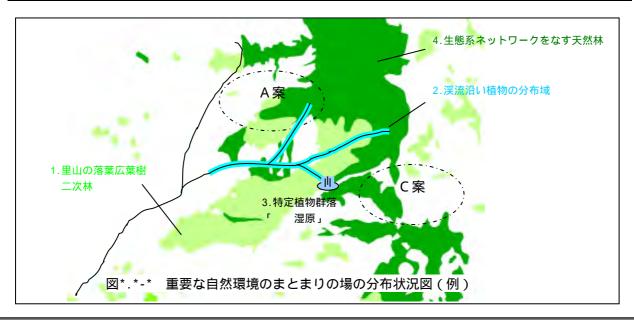


図 5.2.6-1 調査結果のとりまとめ様式例(生態系)

(3)予測の手法

1) 予測事項

重要な自然環境のまとまりの場の直接的改変による消失・縮小の程度を予測する。

2) 予測対象地域

重要な自然環境のまとまりの場に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う影響としては、直接的改変による対象の消失、縮小が主なものである。

直接的改変については、事業実施想定区域内が全て改変されるとの仮定の元、重要な自然環境のまとまりの場の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変により消失する面積、分布が縮小する面積等を把握する。

影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例示:

- ア-1 直接的改変により、重要な自然環境のまとまりの場が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、重要な自然環境のまとまりの場が大幅に減少する場合
- ア-3 直接的改変により、重要な自然環境のまとまりの場のネットワークが分断される場合

影響が軽微な場合の例示:

- イ-1 直接的改変により、重要な自然環境のまとまりの場がわずかに減少する場合
- イ-2 直接的改変はあるが、重要な自然環境のまとまりの場のネットワークを分断しな い場合
- 注)植物と同様の理由により、重要な自然環境のまとまりの場に対する間接的影響を 配慮書段階において検討する必要性は低いと考えられる。

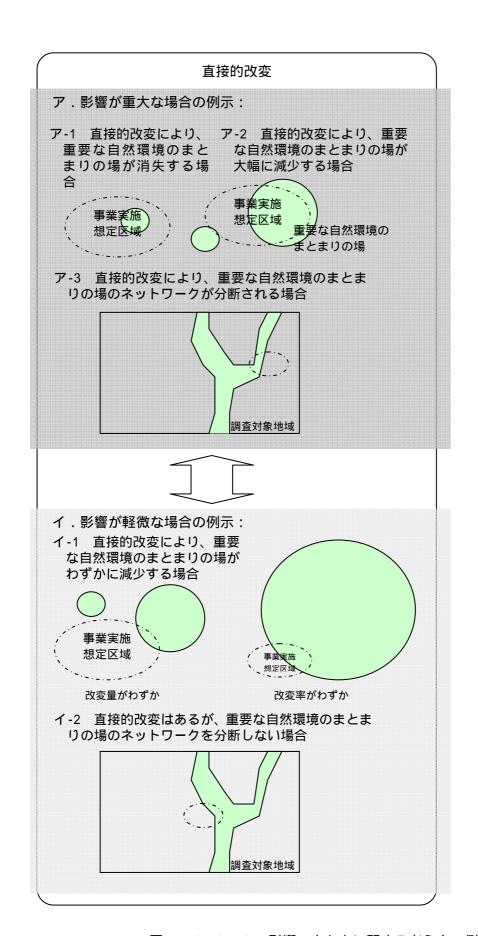


図 5.2.6-2 影響の大きさに関する考え方の例

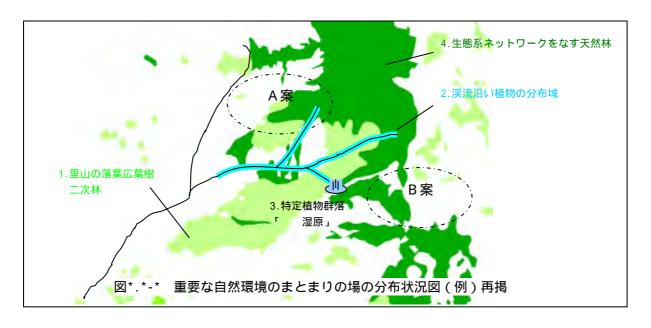
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、重要な自然環境のまとまりの場・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧表の形に整理する。

表 5.2.6 - 2 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果の記載例 (位置の複数案の場合)

重要な自然環境の	位置又は規模の複数案	
まとまりの場	A 案 位置を支川北側とした案	B 案 位置を支川南東側とした案
1.里山の落葉広葉樹二次林	直接改変により、分布域の末端部を 約**ha 消失。(調査対象地域内***ha の*%)	直接改変により、小規模な分布域を 約*ha 消失。(調査対象地域内***ha の*%)
2.渓流沿い植物の分布域	直接改変により、分布域を約*ha 消失。(調査対象地域内**haの**%)	直接改変はない
3.特定植物群落「湿原」	直接改変はない	直接改変はない
4.生態系ネットワークをな す天然林	直接改変により、分布域を約**ha 消失。(調査対象地域内***ha の**%) 改変面積は大きいが、ネットワークの分断は生じない。	直接改変により、分布域を約**ha 消失。(調査対象地域内***ha の*%) 改変面積はA案よりも小さいが、ネットワークの一部を分断する。



位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

位置又は規模に関する複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比較案ごとに消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

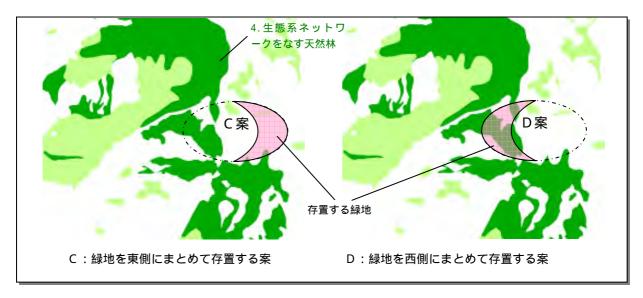


図 5.2.6-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.6 - 3 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果の記載例 (配置の比較案の場合)

重要な自然環境のまと	公共施設の配置の比較案		
まりの場	C案	D案	
2.2.2.2.2	緑地を東側にまとめて存置する案	緑地を西側にまとめて存置する案	
4.生態系ネットワークをな す天然林	事業実施想定区域内の同植生域 **ha のうち*ha が緑地内に存置され、**ha が消失。(調査対象地域内 ***ha の*%) ネットワークの一部を分断する。	事業実施想定区域内の同植生域 **ha のうち**ha が緑地内に存置され、*ha が消失。(調査対象地域内 ***ha の*%) ネットワークの分断は回避される。	

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した重要な自然環境のまとまりの場の消失や生態系ネットワークの分断等の重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、例えば、極めて重要な対象とされた自然環境のまとまりの場が環境の変化に対して脆弱なものである場合、インパクトが小さくても重大な影響を生じる場合も想定されることから、まず自然環境のまとまりの場の特性を踏まえ、次いでイ

ンパクトの内容を勘案しつつ、個々の自然環境のまとまりの場について重大な影響の有無 を検討することが望ましい。

			対象の重要度(調査結果より)	
重要		極めて重要		
			(専門家の助言を得	昇ながら事業者が評価)
インパクトのナ	大	・重要な自然環境のまとまりの場が消失 ・大幅に減少 ・ネットワークが分断		重大な影響が想定される
大きさ(予測結果より	小	・重要な自然環境のまとま りの場がわずかに減少 ・ネットワークが分断され ない	一定の影響が 影響は軽微	想定される
(より)	なし	・影響なし	影響は想定されない	

図 5.2.6-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

複数案の比較の場合

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、重要な自然環境のまとまりの場へ の影響の程度を比較することにより、評価を行う。

その上で、複数案による重要な自然環境のまとまりの場への影響を総合的に比較し、 いずれの案において重大な影響の回避・低減が図られているかを評価する。

表 5.2.6 - 4 重要な自然環境のまとまりの場への影響の評価結果の記載例 (位置の複数案の場合)

	位置又は規模の複数案		
重要な自然環境のまとまりの場	A案	B案	
	位置を支川北側とした案	位置を支川南東側とした案	
1.里山の落葉広葉樹二次林			
2.渓流沿い植物の分布域			
4.生態系ネットワークをなす天然林		×	

:影響はほとんど想定されない

:一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



重要な自然環境のまとまりの場への重大な影響は、A案において回避が図られていると評価する。(「渓流沿い植物の分布域」に対してはB案が優れているが、「生態系ネットワークをなす天然林」の分断による影響が重大と考えられるため。)

回避・低減の検討の場合

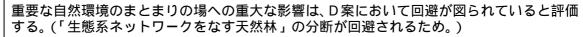
複数案が設定されていない場合には、重要な自然環境のまとまりの場への影響が回避・低減されているかどうかを検討することにより、評価を行う。

表 5.2.6 - 5 重要な自然環境のまとまりの場への影響の評価結果の記載例 (配置の比較案の場合)

	配置の比較案		
重要な自然環境のまとまりの場	C 案 緑地を東側にまとめて存置	D案 緑地を西側にまとめて存置	
4.生態系ネットワークをなす天然林	×		

: 影響はほとんど想定されない : 一定の影響が想定される : 重まな影響が相定される

×:重大な影響が想定される



基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

生態系については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画、生物多様性地域戦略、自然環境保全指針等に生態系に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.2.7 景観

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により周囲の眺望の状況に重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区域周辺に景観資源や主要な眺望点、日常的な眺望点等が存在しないことが明らかとなった場合を除き、原則として景観を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

景観の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、主要な眺望景観及び景観資源への影響の回避が考えられる。

主要な眺望景観及び景観資源への影響の回避

景観保全の観点から法令等で指定されている資源等及び地域にとって重要な場とされている資源等への影響の回避が図られるかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

主要な眺望景観及び景観資源への影響を予測・評価する際に必要な情報として、景観の保全の観点から法令等で指定されている景観資源及び眺望点、地域にとって重要な場とされている景観資源及び眺望点の分布状況を把握する。

2) 調査対象地域

景観の調査対象地域は、事業実施想定区域及びその周辺の地域類型(環境基本計画(平成6年12月16日閣議決定)における国土空間の自然的社会的特性の類型)の区分を行い、下表に示す眺望のスケール感を踏まえて設定することが考えられる。

	代 3.2./・1 地域規重し晩重の/	
地域類型	着眼点	眺望のスケール感
山地自然地域	非日常的な行動が主体であり、行動の範囲や眺望 の広がりが大きく、資源規模も大きくなる傾向に ある。	・20~30 k m四方 ・1/20 万~1/5 万
里地自然 地域	古くから人の手が入った自然であり、一般に山地 よりも活動範囲や規模は小さくなる。	・10~20km四方 ・1/5 万~1/1 万
平地自然地域	高密度な人間活動が行われており、日常生活の中でふれあうことのできる緑地や水辺などが重要な要素となる。資源の規模は一般に小さくなる傾向にある。	・10 k m四方 ・1/2.5 万~1/数千
沿岸海域	自然海岸から人工海岸、断崖、砂浜、干潟など様々な要素が含まれることから、資源の規模や活動傾向を特定できない。また、陸域での連続性がなくても、海域による連続性を考慮する必要がある。	・沿岸の後背地である陸域が山地、 里地、平地のいずれが主体となっているかによって陸域の範囲 を目安として設定する。 ・1/20 万~1/2.5 万

表 5.2.7-1 地域類型と眺望のスケール感

参考:「環境アセスメント技術ガイド 自然とのふれあい」(2002年 自然とのふれあい分野の 環境影響評価技術検討会編,p62)を一部修正

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

主要な眺望景観及び景観資源の抽出の考え方の例を表 5.2.7 - 2に示した。

「景観の保全の観点から法令等により指定された重要な対象」や「全国的な視点で選定された重要な対象」の分布及び概況については、地域特性の把握において一定の情報が整理されていることから、地方公共団体により策定されている各種計画等を収集整理し、「地域にとって重要な対象」について把握する。

表 5.2.7-2 主要な眺望景観及び景観資源の抽出基準

	衣 3.2.7・2 工女な晩宝京観及び京観真源の加山奉守			
	主要な眺望景観及び景観資源	文献及び法律名		
景観の保	世界遺産登録地	・世界遺産条約		
		・世界遺産条約履行のための作業指針		
	景観計画区域、景観地区 準景観地区等保護・規制区域	・景観法		
全の	風致地区	・都市計画法		
観占	自然公園	・自然公園法		
がら	自然環境保全地域、原生自然環境保全地域	・自然環境保全法		
法令	伝統的建造物保存地区、重要文化的景観、 史跡・名勝・天然記念物	・文化財保護法		
等に	歷史的風土特別保存地区	・古都における歴史的風土の保全に関す る特別措置法		
の保全の観点から法令等により指定された重要な対象	歴史的風土保存地区	・明日香村における歴史的風土の保存及 び生活環境の整備等に関する特別措置 法		
された	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	・地域における歴史的風致の維持及び向 上に関する法律		
重	特別緑地保全地区	・都市緑地法		
要な対	近郊緑地特別保全地区	・首都圏近郊緑地保全法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律		
象	特定自然観光資源	・エコツーリズム推進法		
	条例により定められた指定地区	・景観条例		
重要な対象を国的な	「自然環境保全基礎調査」による自然景観資源	・第2回、第3回 自然環境保全基礎調 査 自然景観資源調査		
象 れ た た た	日本百景等の選定地	・各選定主体		

	主要な眺望景観及び景観資源	文献及び法律名
な地対域象に	各種八景等の選定地	・各選定主体
家にとって	里地里山、農地、ため池、草原、河畔林、都市 に残存する樹林地及び緑地、水辺地等の、地域 にとって重要な場として選定すべき対象	-
重要	社寺、史跡等	-

ヒアリング調査

「地域にとって重要な対象」については、既存文献等に明文化されていない場合も想 定されることから、ヒアリング調査によりこれを補足することが考えられる。

ヒアリング対象者としては、郷土史に詳しい学識者、市長村誌編纂の担当者等が想定される。ヒアリング対象者を選定する際には、調査対象地域の都道府県又は市町村の自然保護、文化財、景観計画等の担当部局に適任者の紹介を依頼する方法等が考えられる。

専門家等の助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けるように努め、意見や考え方に偏りが出ないよう配慮することが望ましい。

現地調査

現地調査としては、既存の文献情報が古い等、情報の不確実性が高い場合に現地踏査により確認を行うケース、文献調査又はヒアリング調査で把握された眺望点又は景観資源の重要性が非常に高い場合に、対象の現状を把握するための現地踏査を行うケース等が考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す眺望点及び景観資源の分布図として整理するほか、眺望点及び景観資源の重要性を判断するために、法令等による指定状況、対象の概要等を整理しておくことが考えられる。また、眺望点と景観資源との間の見る・見られるの関係が把握できた場合にはその関係についても整理することが望ましい。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 景観資源及び眺望点の概要

番号	区分	名称	対象の重要度の内容	保護の状況	出典
1	景観資源	**岳	地域のシンボル的な独立峰であり、山麓にいたるエリアが国定公園に指定され、登山利用が行われている。	国定公園	国定公園計画書
2	源	の滝	地元の名水として親しまれ、多くの住民が水を汲み に訪れている。	法令に基づく 指定はない	+ + 町観光パンフレット
		+ + 橋	**岳登山道の起点にあたり、**岳方向の眺望が開ける。	法令に基づく 指定はない	
	眺望点	PΑ	高速道路のパーキングエリアであり、**岳側を眺望できる展望園地が整備されている。	法令に基づく 指定はない	
		**見ヶ丘	遊歩道沿いの小ピークであり、360 度の眺望が得られる。	法令に基づく 指定はない	

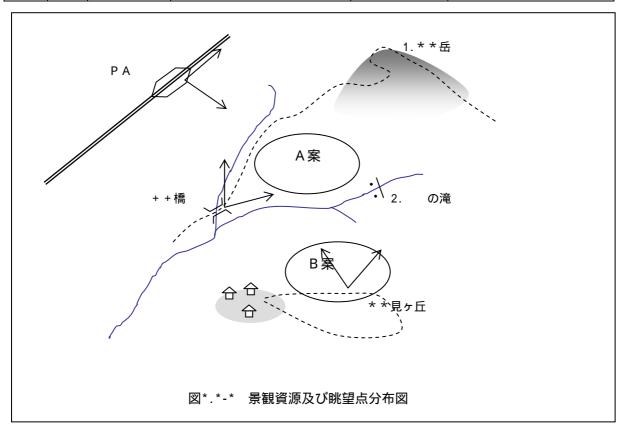


図 5.2.7-1 調査結果のとりまとめ様式例(景観)

(3)予測の手法

1) 予測事項

景観資源、眺望点の直接的改変の有無・程度、眺望景観への支障の可能性について予測 する。

2) 予測対象地域

主要な眺望景観及び景観資源に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う影響としては、直接的改変による景 観資源及び眺望点の消失、縮小を予測する。

直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域(全域が改変されると仮定)とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握する。

眺望景観への支障の可能性については、眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から、眺望景観への支障の可能性を予測する。なお、この段階ではおおむねの位置又は規模以外の計画諸元が未確定なことから、眺望景観への支障の可能性については概略かつ定性的に検討することが考えられる。

影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例示:

- ア-1 直接的改変により、眺望点、景観資源が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、景観資源の核心部が改変される場合
- ア-3 事業実施想定区域が、眺望点からの主要な眺望方向に介在する可能性が高い場合

影響が軽微な場合の例示:

- イ-1 直接的改変により、景観資源がわずかに改変される場合
- イ-2 事業実施想定区域が、眺望点からの主要な眺望方向から外れる可能性が高い場合

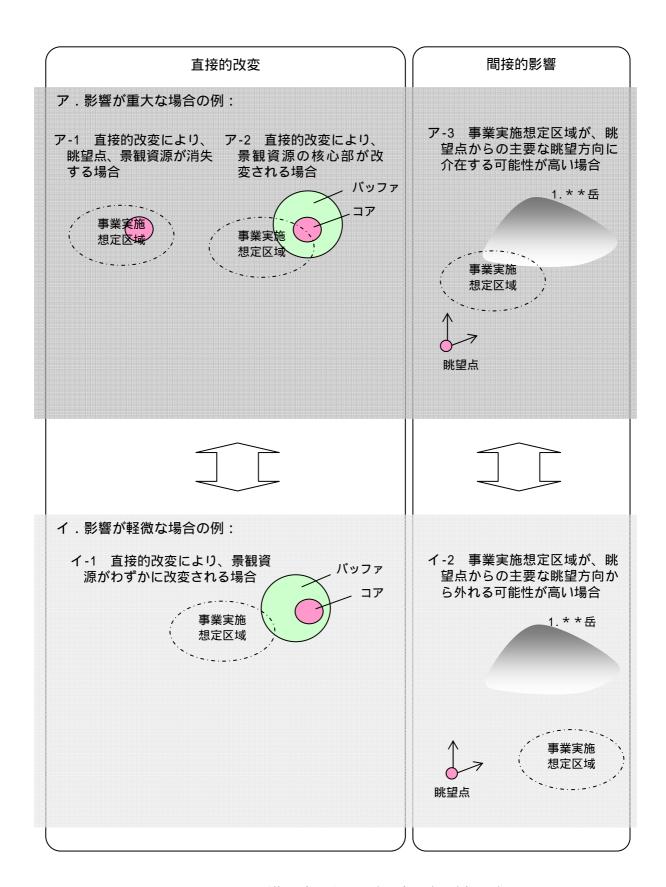


図 5.2.7-2 影響の大きさに関する考え方の例 (景観)

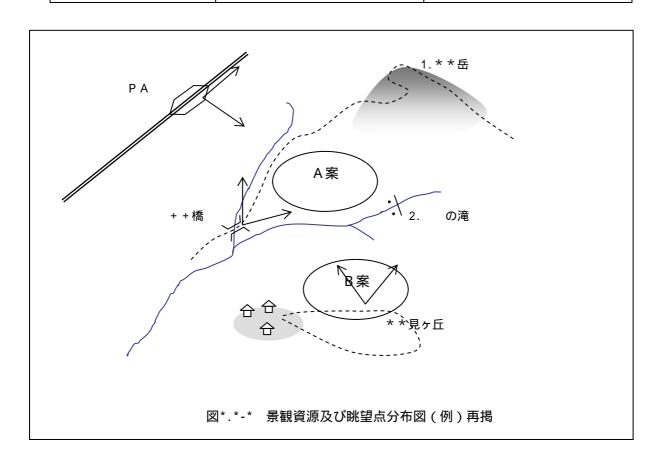
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、主要な眺望景 観及び景観資源・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧表の形に整 理する。

表 5.2.7-3 主要な眺望景観及び景観資源への影響の予測結果の記載例 (位置の複数案の場合)

主要な眺望景観及び	位置又は規模の複数案		
景観資源	A案	B案	
3, 5, 13,	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案	
眺望点 + + 橋	直接的改変はない。**岳を眺望する際の視野内に比較的間近に出現することから、眺望への支障が生じる可能性がある。	直接的改変はない。**岳の眺望には介在しない。	
	【重大な影響の可能性:中】	【重大な影響の可能性:なし】	
眺望点 **見ヶ丘	直接的改変はない。**岳を眺望する際の視野内に出現するが、約*kmの距離を隔てており、眺望への支障の程度はさほど大きくない可能性がある。	直接的改変により、眺望点が消失する可能性がある。 眺望点の周辺が改変されるため、眺望景観の印象が大きく変化する可能性がある。	
	【重大な影響の可能性:小】	【重大な影響の可能性:大】	



位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

位置又は規模に関する複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比較案ごとに直接改変による消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

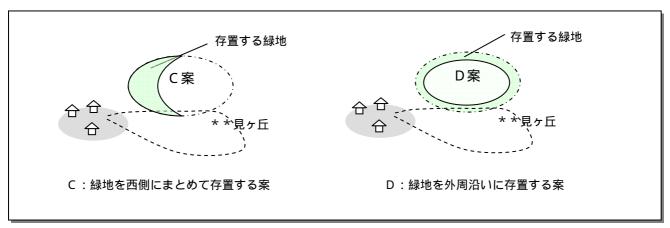


図 5.2.7-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.7-4 主要な眺望景観及び景観資源への影響の予測結果の記載例 (配置の比較案の場合)

主要な眺望景観及び	公共施設の配置の比較案	
景観資源	C 案 緑地を西側にまとめて存置する案	D案 緑地を外周沿いに存置する案
眺望点 **見ヶ丘	直接的改変により遊歩道の一部と眺望の開けた小ピークが 消失する。	遊歩道と眺望の開けた小ピー クは、緑地内に存置され、直接 的改変を免れる。

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した主要な眺望景観及び景観資源ごとに、改変に伴う眺望点や景観資源の消失や主要な眺望景観の阻害などの重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、まず対象の特性を踏まえ、次いでインパクトの内容を勘案 しつつ、個々の対象について重大な影響の有無を検討することが望ましい。

			対象の重要度(調査結果より)	
			重要	極めて重要
			(専門家の助言を得	昇ながら事業者が評価)
より)	大	・眺望点、景観資源が消失 ・景観資源の核心部の改変 ・主要な眺望方向に介在	一定の影響が	重大な影響が 想定される 想定される
の大きさ (予測結果	小	・景観資源がわずかに改変 ・主要な眺望方向から外れ る	影響は軽微	
川 結 果	なし	・影響なし	影響は想	見定されない

図 5.2.7-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、主要な眺望景観及び景観資源への 影響の程度を比較することにより、評価を行う。

表 5.2.7 - 5 主要な眺望景観及び景観資源への影響の評価結果の記載例 (位置の複数案の場合)

	位置又は規模の複数案		
主要な眺望景観及び景観資源	A案	B案	
	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案	
眺望点 + + 橋			
眺望点 **見ヶ丘		×	

: 影響は軽微と想定される : 一定の影響が想定される ×: 重大な影響が想定される



主要な眺望景観への重大な影響はA案において回避が図られていると評価する。 なお、A案においても一定の影響が想定されることから、実施段階の環境影響評価において 必要な環境保全対策を検討する。

位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって主要な眺望景観及び景観資源への影響が回避・低減されているかどうかを検討することにより、評価を行う。

表 5.2.7 - 6 主要な眺望景観及び景観資源への影響の評価結果の記載例 (配置の比較案の場合)

	配置の比較案	
主要な眺望景観及び景観資源 	C案 緑地を西側にまとめて存置する案	D案 緑地を外周沿いに存置する案
眺望点 **見ヶ丘	×	

: 影響は軽微と想定される : 一定の影響が想定される ×: 重大な影響が想定される



主要な眺望景観への重大な影響はD案において低減が図られていると評価する。(遊歩道及び小ピークが存置されるため。)

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

景観については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画、景観計画等に景観に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測の結果により、眺望点・眺望対象と事業実施想定区域 との位置関係が把握されているため、これを実施段階の環境影響評価における眺望への介 入の有無の検討に活用することが期待される。

5.2.8 人と自然との触れ合いの活動の場

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により野外レクリエーション地等に重大な影響を与えることがある。そのため、事業特性及び地域特性から、事業実施想定区域周辺に人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことが明らかとなった場合を除き、原則として人と自然との触れ合いの活動の場を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

2) 評価の観点

人と自然との触れ合いの活動の場の項目において位置等の複数案を比較評価する際の 観点としては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の回避が考えられる。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の回避

人と自然との触れ合いの観点から法令等で指定されている対象及び地域にとって重要な場とされている対象等への影響の回避が図られるかどうかを評価する。

(2)調査の手法

1)調査すべき情報

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、人と自然との触れ合いの観点から法令等で指定されている対象、地域にとって重要な場とされている身近な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を把握する。

2) 調査対象地域

人と自然との触れ合いの活動の場の調査対象地域は、事業実施想定区域及びその周辺の地域類型(環境基本計画(平成6年12月16日閣議決定)における国土空間の自然的社会的特性の類型)の区分を行い、下表に示す眺望のスケール感を踏まえて設定することが考えられる。

	代 3.2.0 - 1 地域規重し航重の入り	7V /UX
地域類型	着眼点	眺望のスケール感
山地自然地域	非日常的な行動が主体であり、行動の範囲や眺望の広がりが大きく、資源規模も大きくなる傾向にある。	・20~30 k m四方 ・1/20 万~1/5 万
里地自然地域	│ 古くから人の手が入った自然であり、一般に山 │ 地よりも活動範囲や規模は小さくなる。	・10~20 k m四方 ・1/5 万~1/1 万
平地自然地域	高密度な人間活動が行われており、日常生活の中でふれあうことのできる緑地や水辺などが重要な要素となる。資源の規模は一般に小さくなる傾向にある。	・10km四方 ・1/2.5 万~1/数千
沿岸海域	自然海岸から人工海岸、断崖、砂浜、干潟など 様々な要素が含まれることから、資源の規模や 活動傾向を特定できない。また、陸域での連続 性がなくても、海域による連続性を考慮する必 要がある。	・沿岸の後背地である陸域に おいて主体となっている地 域類型により陸域の範囲を 目安として設定する。 ・1/20 万~1/2.5 万

表 5.2.8-1 地域類型と眺望のスケール感

参考:「環境アセスメント技術ガイド 自然とのふれあい」(2002年 自然とのふれあい分野の 環境影響評価技術検討会編,p62)を一部修正

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、既存の文献等により十分な情報が得られないなど、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等へのヒアリング調査を実施し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調查

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の抽出の考え方の例を表 5.2.8 - 2 に示した。

「人と自然との触れ合いの観点から法令等により指定された重要な対象」や「全国的な視点で選定された重要な対象」の分布及び概況については、地域特性の把握において一定の情報が整理されていることから、地方公共団体により策定されている各種計画等を収集整理し、「地域にとって重要な対象」について把握する。

表 5.2.8-2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の抽出の考え方

	主要な眺望景観及び景観資源	文献及び法律名
人 等占	世界遺産登録地	・世界遺産条約 ・世界遺産条約履行のための作業指針
に気に	風致地区	・都市計画法
りの指	自然公園	・自然公園法
等により指定された重要な対象と自然との触れ合いの観点からは	伝統的建造物保存地区、重要文化的景観、 史跡・名勝・天然記念物	・文化財保護法
	特別緑地保全地区	・都市緑地法
の観点から法令	近郊緑地特別保全地区	・首都圏近郊緑地保全法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
対か	特定自然観光資源	・エコツーリズム推進法
象法	生産緑地	・生産緑地法
令	レクリエーションの森	・国有林野の管理経営に関する法律
な対象 選定された重要	長距離自然歩道 北海道・東北・首都圏・中部北陸・東海・ 近畿・中国・四国・九州	・環境省
要な対象の	里地里山、農地、ため池、草原、河畔林、都市に残存する樹林地及び緑地、水辺地等の、 地域にとって重要な触れ合いの活動の場とし て選定すべき対象	-
て重	社寺、史跡等	-

ヒアリング調査

「地域にとって重要な対象」については、既存文献等に明文化されていない場合も想 定されることから、ヒアリング調査によりこれを補足することが考えられる。

ヒアリング対象者としては、郷土史に詳しい学識者、地方公共団体の観光部門の担当者等が想定される。ヒアリング対象者を選定する際には、調査対象地域の都道府県又は市町村の観光等の担当部局に適任者の紹介を依頼する方法が考えられる。

専門家等の助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けるように努め、意見や考え方に偏りが出ないよう配慮することが望ましい。

現地調査

現地調査としては、既存の文献情報が古い等、情報の不確実性が高い場合に現地踏査により確認を行うケース、文献調査又はヒアリング調査で把握された主要な人と自然との触れ合いの活動の場の重要性が非常に高い場合に、対象の現状を把握するための現地 踏査を行うケース等が考えられる。

4)調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場の確認位置の分布図として整理するほか、重要性を判断するために、法令等による指定状況、対象の概要等を整理しておくことが考えられる。

調査結果のとりまとめ様式例

表*.*-* 人と自然との触れ合いの活動の場の概要(例)

番号	名称	対象の重要度の内容	保護の状況	出典
1	**岳(登山道)	地域のシンボル的な独立峰であり、山麓にいたるエリアが 国定公園に指定され、登山利 用が行われている。	国定公園	国定公園計画書
2	の滝キャン プ場	滝に隣接した野営場。夏季を 中心にキャンプ、バーベキュ ー等に利用されている。	法令に基づく 指定はない	+ + 町観光パンフレット
3	**見ヶ丘遊歩 道	遊歩道沿いに小ピークがあり、360度の眺望が得られる。 ハイキングや散策に利用されている。	法令に基づく 指定はない	

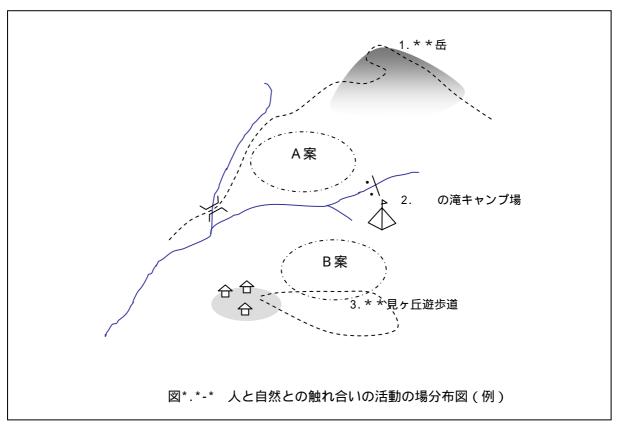


図 5.2.8-1 調査結果のとりまとめ様式例(人と自然との触れ合いの活動の場)

(3)予測の手法

1) 予測事項

人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変の有無・程度について予測する。

2) 予測対象地域

主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

影響要因「土地又は工作物の存在及び供用」に伴う影響としては、直接的改変による人と自然との触れ合いの活動の場の消失、縮小を予測する。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と事業実施想定区域 全域が改変されると仮定)とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握する。

影響が重大と判断される場合、影響が軽微と判断される場合の考え方の一例を以下に示した。

影響が重大な場合の例示:

- ア-1 直接的改変により、人と自然との触れ合いの活動の場が消失する場合
- ア-2 直接的改変により、人と自然との触れ合いの活動の場の核心部が改変される場合

影響が軽微な場合の例示:

イ-1 直接的改変により、人と自然との触れ合いの活動の場がわずかに改変される場合

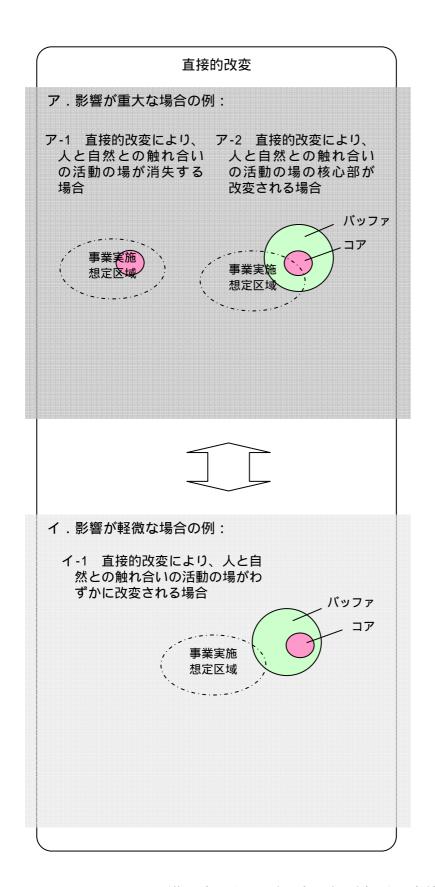


図 5.2.8-2 影響の大きさに関する考え方の例(人と自然との触れ合いの活動の場)

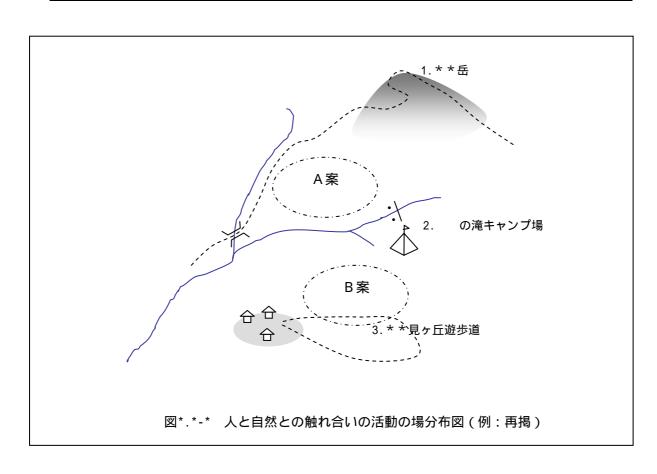
4) 予測結果の整理

位置等の複数案の比較

位置又は規模の複数案が設定されている場合においては、予測結果は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場・位置又は規模の複数案ごとに、影響の内容等を示した一覧表の形に整理する。

表 5.2.8 - 3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果の記載例 (位置の複数案の場合)

主要な人と自然との触	位置又は規模の複数案		
も今いの活動の相	A案	B案	
れ合いの活動の場	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案	
1.**岳(登山道)	登山道は隣接地を通過するが、 直接的改変はない。	直接的改変はない。	
	【重大な影響の可能性:なし】	【重大な影響の可能性:なし】	
2. の滝キャンプ場	直接的改変はない。	直接的改変はない。	
	【重大な影響の可能性:なし】	【重大な影響の可能性:なし】	
3. * *見ヶ丘遊歩道	直接的改変はない。	直接的改変により、遊歩道の一部と展望のよい小ピークが消失する可能性がある	
	【重大な影響の可能性:なし】	【重大な影響の可能性:大】	



位置等の単独案における影響の回避・低減の検討

位置又は規模に関する複数案を設定せず、公共施設の配置(存置する緑地等)に関する比較案を設定することにより影響の回避・低減を検討する場合においては、配置に関する比較案ごとに直接改変による消失・縮小の程度等を把握し、整理する。

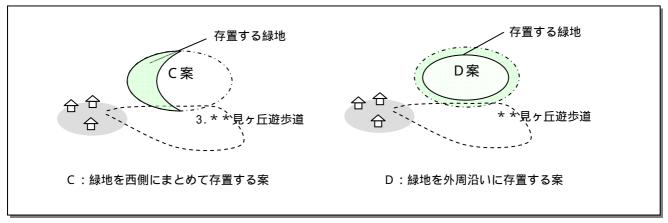


図 5.2.8-3 公共施設の配置に関する比較案を設定する場合の例

表 5.2.8 - 4 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果の記載例 (配置の比較案の場合)

人と自然との触れ合い	公共施設の配置の比較案		
の活動の場	C案	D案	
	緑地を西側にまとめて存置する案	緑地を外周沿いに存置する案	
3. * *見ヶ丘遊歩道	直接的改変により遊歩道の一 部と眺望の開けた小ピークが 消失する。	遊歩道と眺望の開けた小ピー クは、緑地内に存置され、直接 的改変を免れる。	

(4)評価の手法

1) 重大な影響の検討

調査結果から整理した対象の重要度と予測結果から整理したインパクトの大きさの組合せにより、抽出した主要な人と自然との触れ合いの活動の場ごとに、改変に伴う場の消失などの重大な影響の有無を判定する。

対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が大きい場合には、重大な影響が想定され、 逆に対象の重要度及びインパクトの大きさの両方が相対的に小さい場合には、影響は軽微 であると想定される。

それ以外の領域にあっては、まず対象の特性を踏まえ、次いでインパクトの内容を勘案 しつつ、個々の対象について重大な影響の有無を検討することが望ましい。

			対象の重要度(調査結果より)	
			重要	極めて重要
			(専門家の助言を得	昇ながら事業者が評価)
より)	大	・人と自然との触れ合いの 活動の場が消失 ・人と自然との触れ合いの 活動の場の核心部の改変		重大な影響が 想定される
トの			一定の影響が	想定される
の大きさ (予測結果	小	・人と自然との触れ合いの 活動の場がわずかに改変	影響は軽微	
結果	なし	・影響なし	影響は想	見定されない

図 5.2.8-4 重大な影響の考え方

2) 評価結果の整理

複数案の比較の場合

位置又は規模の複数案が設定されている場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を比較することにより、評価を行う。

表 5.2.8 - 5 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の評価結果の記載例 (位置の複数案の場合)

主要な人と自然との触れ合いの	位置又は規模の複数案		
活動の場	A案	B案	
	位置を支川北側とした案	位置を支川南側とした案	
1. * *岳(登山道)			
3. * *見ヶ丘遊歩道		×	

: 影響は軽微と想定される : 一定の影響が想定される

×:重大な影響が想定される



主要な人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響はA案において回避が図られていると評価する。

回避・低減の検討の場合

複数案が設定されていない場合には、公共施設の配置における比較案の検討等によって主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避・低減されているかどうかを 検討することにより、評価を行う。

表 5.2.8 - 6 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の評価結果の記載例 (配置の比較案の場合)

主要な人と自然との触れ合い	配置の比較案	
の活動の場	C案 緑地を西側にまとめて存置する案	D案 緑地を外周沿いに存置する案
3. * *見ヶ丘遊歩道	×	

: 影響は軽微と想定される : 一定の影響が想定される x: 重大な影響が想定される



主要な人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響はD案において低減が図られていると評価する。(遊歩道及び小ピークが存置されるため。)

基準・目標等との整合性の検討

国又は地方公共団体が実施する環境に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価することとされている。

人と自然との触れ合いの活動の場については、環境基準等の基準値は設定されていないため、国又は地方公共団体の環境基本計画等に人と自然との触れ合いの活動の場に関する環境保全上の目標等が示されているかどうかを確認し、それらが存在する場合には、該当する目標等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響 評価における現地調査地点の選定等に有効に活用することが期待される。

また、配慮書段階で実施した予測・評価の結果から、実施段階において環境保全措置が必要な対象が把握できており、あらかじめこれらの対象に配慮した事業計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.3 計画段階配慮事項として任意の選定が想定される環境要素

土地区画整理事業の配慮書手続きは、事業の位置又は規模を決定する段階で行われるものである。この段階では、工事に関する諸元は未定であると想定されること、また、工事の実施による影響については、不可逆的な土地の改変等と比較して、事業の計画段階や、工事の実施段階においても様々な対策を講じることが可能であることなどから、省令においては、計画段階配慮事項は「土地又は工作物の存在及び供用」を影響要因として検討することとしている。

ただし、例えば、地域特性において、環境基準が達成されていない状況が確認された場合や、事業実施想定区域に隣接して保全上留意すべき学校・病院等の施設や集落・住宅地が存在する場合等においては、重大な環境影響の回避の観点から「工事の実施」により影響が想定される環境要素についても任意に選定し、計画段階配慮事項の検討を行うことが考えられる。

このほか、例えば、水系の改変に伴う流量や水位の低下が下流域の生態系や水利用に重大な影響を及ぼすおそれが懸念される場合には、省令上は計画段階配慮事項を選定する際に検討すべき環境要素とされていない項目であっても、水環境の「水象」を任意に選定し、計画段階配慮事項の検討を行うことが考えられる。

ここでは、任意に計画段階配慮事項として選定することが想定される項目として、影響要因「工事の実施」による影響が想定されるとして省令の別表第一に示された参考項目「大気質(粉じん等)」、「騒音」、「振動」、「水質(水の濁り)」、「建設工事に伴う副産物」と、「水象」に関する技術的事項を参考として解説する。

5.3.1 大気環境 大気質(粉じん等)

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

土地区画整理事業の工事中における大気質への影響としては、建設機械の稼動や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行(以下、「建設機械の稼働等」という。)に伴い発生する粉じんが家屋や衣類等に付着することによる不衛生感や不快感が考えられる。

被影響対象となる学校・病院等の施設や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合や、現状において粉じんの影響が発生している(降下ばいじん量の比較的高い)地域*1の場合等には、大気質(粉じん等)を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが望ましい。

*1:「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版第 2 巻」(2007 年 9 月、財団法人道路環境研究所)(p.112)では、降下ばいじん量の比較的高い地域の値を、平成 5 年度から平成 9 年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位 2%を除外して得られた値である 10t/km²/月としている。

2) 評価の観点

大気質(粉じん等)の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点として、

粉じんが問題となっている地域との関係性、 被影響対象の数、 被影響対象までの離隔 距離が考えられる。

粉じんが問題となっている地域との関係性

現状において降下ばいじん量が多いなど、粉じんが問題となっている地域との関係性 を比較評価する。

被影響対象の数

工事中の粉じんによる影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校·病院等の施設の箇所数、集落・住宅地の戸数や居住人口等を比較評価する。

被影響対象までの離隔距離

工事中の粉じんによる影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校・病院等の施設、集落・住宅地までの離隔距離等を比較評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

大気質(粉じん等)の影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域 周辺の粉じんの状況及び被影響対象となる学校・病院等の位置、数、種類等、被影響対象 となる集落・住宅地の人口・世帯数等、周辺の気象データ等が考えられる。

粉じんの状況については、大気測定局等の降下ばいじん量の測定結果を参照するほか、 関係する地方公共団体の環境部局へのヒアリング等により粉じんが問題になっている地域の存在を確認することが考えられる。

2) 調査対象地域

粉じんの発生源となる工事実施区域及び工事用車両の走行ルートから、粉じん等の影響が及ぶ一定の距離を調査対象地域とすることが考えられる。ただし、車両の運行する道路はこの段階では未確定なため、通行する可能性のある主要国道等の幹線道路に至る経路が把握できるよう、地域特性を把握する範囲から適切に設定する。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、必要な情報が得られないときは、関係する地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理する。

文献調査

現状の降下ばいじん量、環境保全上留意すべき施設や集落等の分布、周辺の気象データについては、地域特性として把握していることから、調査対象地域の被影響対象に限定して施設の位置、種類等、人口、世帯数等に関して詳細な情報を収集・整理する。

被影響対象の位置、種類等、住宅戸数の把握には、国土地理院発行の地形図、関係する地方公共団体発行の都市計画図、要覧等、学校便覧、病院名簿、社会福祉施設名簿等

の資料、民間発行の住宅地図、道路地図等の各種地図等が活用できる。

ヒアリング調査

粉じんが問題となっている地域の存在については、既存の文献として整理されていない可能性があるため、関係する地方公共団体の環境部局へのヒアリング調査により把握することが考えられる。

4)調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す被影響対象の分布図として整理する ほか、調査対象地域に存在する被影響対象の数等を集落ごとに表形式で整理しておくこと 等が考えられる。

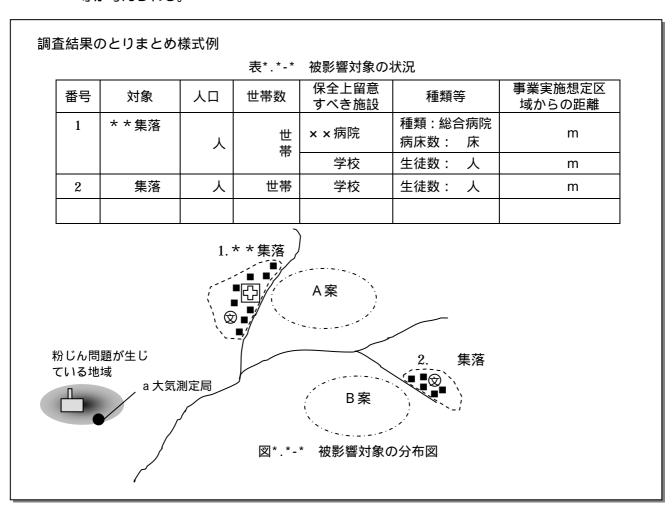


図 5.3.1-1 調査結果のとりまとめ様式例 (大気質 (粉じん))

(3)予測の手法

1) 予測事項

現状において粉じんが問題となっている地域との関係性、大気質(粉じん等)の影響が 想定される範囲に存在する被影響対象の数量、事業実施想定区域と被影響対象との距離を 把握することにより、影響の程度を予測する。

2) 予測対象地域

大気質(粉じん等)に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

現状において粉じんが問題となっている地域及び被影響対象の分布図と事業実施想定 区域とを重ね合わせることにより、予測事項を把握する。なお、卓越風向が顕著な場合は、 風下側の被影響対象のみを考慮することも考えられる。

4) 予測結果の整理

予測結果は、位置又は規模の複数案ごとに、現状において粉じんが問題となっている地域との関係性、粉じんの影響が想定される範囲内における被影響対象の数、被影響対象との離隔距離を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

表 5.3.1-1 大気質(粉じん等)の影響の予測結果の記載例

大気質(粉じん)に関する		位置又は規模の複数案		
予測結果		A案	B案	
現状において粉じん っている地域と		粉じんが問題となっている地域とは*km離れており、直接的な関係はない。	粉じんが問題となっている 地域とは**km離れており、直 接的な関係はない。	
事業実施想定区域 から***m*1以内に	住宅地	住宅 戸	なし	
おける保全対象の 数	静穏を要す る施設	学校 件 病院 件	なし	
最寄りの保全対象 までの距離	住宅地	約**m	約***m	
	静穏を要す る施設	約**m	約***m	

^{*1:}環境影響評価の事例等に基づき、事業実施想定区域から***mの範囲を、粉じんによる影響が想 定される範囲と仮定した。

(4)評価の手法

大気質(粉じん等)の影響の程度を位置又は規模の複数案で比較することにより評価を行う。

表 5.3.1-2 大気質(粉じん等)の影響の評価結果の記載例

評価指標	A案	B案
現状において粉じんが 問題となっている地域 との関係性	粉じんが問題となっている地域と 直接的な関係はない。	粉じんが問題となっている地域と 直接的な関係はない。
被影響対象の数	影響が想定される範囲に被影響対 象が存在する	影響が想定される範囲に被影響対 象はない
被影響対象までの離隔距離	最も近い被影響対象までの離隔距離は約**mとなっている	最も近い被影響対象までの離隔距離は約***mとなっている

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性はほとんどない

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性が考えられる

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用するとともに、環境保全上留意すべき施設や住宅地等の保全対象に配慮した事業計画、施工計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.3.2 大気環境 騒音

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

土地区画整理事業の工事中における騒音の影響としては、建設機械の稼動や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行(以下、「建設機械の稼働等」という。)に伴い発生する騒音による生活環境への影響が考えられる。事業特性及び地域特性の把握の結果、静穏な環境が必要な学校・病院等の施設や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合や、現状において騒音に係る環境基準を達成していない地域が周辺に存在し、工事用車両がそれらの地域を通行する可能性を否定できない場合等においては、騒音を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが考えられる。

2) 評価の観点

騒音の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、 環境基準を超過する地域との関係性、 被影響対象の数(人口や世帯数等)、 被影響対象までの離隔距離が考えられる。

環境基準を超過する地域との関係性

現状において騒音の環境基準を超過する地域との関係性を比較評価する。

被影響対象の数

工事中の騒音による影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校・病院等の施設 の箇所数、集落・住宅地の戸数や居住人口等を比較評価する。

被影響対象までの離隔距離

工事中の騒音による影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校·病院等の施設、 集落・住宅地までの離隔距離等を比較評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

騒音の影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域周辺における現状の騒音環境基準達成状況及び被影響対象となる学校・病院等の位置、数、種類等、被影響対象となる集落・住宅地の人口・世帯数等が考えられる。

2) 調査対象地域

建設機械の稼働等の騒音による影響が想定される範囲としては、一般に建設作業騒音、 道路交通騒音ともに敷地境界又は沿道から数百 m 程度の範囲を対象とする場合が多いこ とから、調査対象地域は、事業実施想定区域及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 が想定される道路の周辺数百 m の範囲とすることが考えられる。ただし、車両の運行す る道路はこの段階では未確定なため、通行する可能性のある主要国道等の幹線道路に至る 経路が把握できるよう、地域特性を把握する範囲から適切に設定する。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、必要な情報が得られないときは、関係する地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理する。なお、資料調査及びヒアリング調査でも必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

現状の騒音レベル、環境保全上留意すべき施設や集落等の分布については、地域特性 として把握していることから、調査対象地域の被影響対象に限定して施設の位置、種類 等、人口、世帯数等に関して詳細な情報を収集・整理する。

被影響対象の位置、種類等、住宅戸数の把握には、国土地理院発行の地形図、関係する地方公共団体発行の都市計画図、要覧等、学校便覧、病院名簿、社会福祉施設名簿等の資料、民間発行の住宅地図、道路地図等の各種地図等が活用できる。

ヒアリング調査

調査すべき情報の大部分が地方公共団体の文献等により把握可能と考えられることから、ヒアリング調査は文献等によって十分な情報が得られない場合に、関係する地方公共団体の環境部局等を対象として行うことが考えられる。

現地調査

騒音について現地調査を必要とする場合としては、事業実施想定区域の近傍での騒音 レベルが土地利用等から相当程度高いと推測され、かつ、環境基準の超過状況が既存資 料からは把握できない場合に、騒音レベルを実測すること等が考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す被影響対象の分布図として整理する ほか、調査対象地域に存在する被影響対象の数等を集落ごとに表形式で整理しておくこと 等が考えられる。

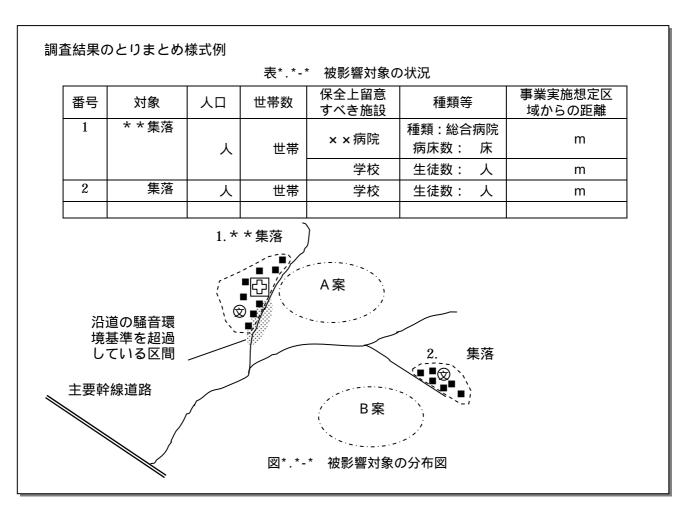


図 5.3.2-1 調査結果のとりまとめ様式例(騒音)

(3)予測の手法

1) 予測事項

現状において騒音の環境基準を超過している地域との関係性、騒音の影響が想定される 範囲に存在する被影響対象の数量、事業実施想定区域と被影響対象との距離を把握するこ とにより、影響の程度を予測する。

2) 予測対象地域

騒音に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

現状において騒音の環境基準を超過している地域及び被影響対象の分布図と事業実施 想定区域とを重ね合わせることにより、予測事項を把握する。

4) 予測結果の整理

予測結果は、位置又は規模の複数案ごとに、現状において騒音の環境基準を超過している地域との関係性、騒音の影響が想定される範囲内における被影響対象の数、被影響対象との離隔距離を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

表 5.3.2-1 騒音の影響の予測結果の記載例

騒音に関する予測結果		位置又は規模の複数案	
独目にぼりる)」、例和木	A案	B案
現状において騒音の環境基準を 超過している地域との関係性		主要幹線道路に至る最寄りの 既存道路の沿道において環境 基準を超過する区間がある	主要幹線道路に至る最寄り の既存道路の沿道に、環境基 準を超過する区間はない
事業実施想定区 域から***m*1以	住宅地	住宅 戸	なし
内における保全 対象の数	静穏を要する 施設	学校 件 病院 件	なし
最寄りの保全対	住宅地	約**m	約***m
象までの距離	静穏を要する 施設	約**m	約***m

^{*1:}特定建設作業の騒音レベルの敷地境界における規制基準 85dB が、距離減衰によって 地域の 昼間の 類型の環境基準**dB にまで低減する距離は約***mであることから、余裕を見込んで事業実施想定区域から***mの範囲を工事騒音による影響が想定される範囲とした。

(4)評価の手法

騒音の影響の程度を位置又は規模の複数案で比較することにより、評価を行う。

表 5.3.2-2 騒音の影響の評価結果の記載例

評価指標	A案	B案
環境基準を超過する地 域との関係性	現況騒音レベルが環境基準を超過 する区間に近接している	現況騒音レベルが環境基準を超過 する区間に近接していない
被影響対象の数	影響が想定される範囲に被影響対 象が存在する	影響が想定される範囲に被影響対 象はない
被影響対象までの離隔距離	最も近い被影響対象まで約**mの 離隔となっている	最も近い被影響対象までの離隔距 離は約***mとなっている

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性はほとんどない

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性が考えられる

(5)実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用するとともに、環境保全上留意すべき施設や住宅地等の保全対象に配慮した事業計画、施工計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.3.3 大気環境 振動

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

土地区画整理事業の工事中における振動の影響としては、建設機械の稼動や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行(以下、「建設機械の稼働等」という。)に伴い発生する振動による生活環境への影響が考えられる。事業特性及び地域特性の把握の結果、静穏な環境が必要な学校・病院等の施設や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合や、現状において道路交通振動の要請限度を超えている地域が周辺に存在し、工事用車両がそれらの地域を通行する可能性を否定できない場合等においては、振動を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが考えられる。

2) 評価の観点

振動の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、 振動が問題となっている地域との関係性、 被影響対象の数、 被影響対象までの離隔距離が考えられる。

振動が問題となっている地域との関係性

現状において振動が問題となっている地域 道路交通振動の要請限度を超えている地域など)との関係性を比較評価する。

被影響対象の数

工事中の振動による影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校・病院等の施設 の箇所数、集落・住宅地の戸数や居住人口等を比較評価する。

被影響対象までの離隔距離

工事中の振動による影響を受ける可能性のある保全上留意すべき学校·病院等の施設、 集落・住宅地までの離隔距離等を比較評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

振動の影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域周辺の現状の振動の状況及び被影響対象となる学校・病院等の位置、数、種類等、被影響対象となる集落・住宅地の人口・世帯数等が考えられる。

2) 調査対象地域

建設機械の稼働等の振動による影響が想定される範囲としては、一般に騒音よりも狭いと考えられるが、環境影響評価では騒音と合わせて振動の調査地域や調査地点を設定する場合が多いことから、調査対象地域は、騒音と同様に、事業実施想定区域及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が想定される道路の周辺数百 m の範囲とすることが考えられる。ただし、車両の運行する道路はこの段階では未確定なため、通行する可能性のある主要国道等の幹線道路に至る経路が把握できるよう、地域特性を把握する範囲から適切に

設定する。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、必要な情報が得られないときは、関係する地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理する。なお、資料調査及びヒアリング調査でも必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調查

現状の振動レベル、環境保全上留意すべき施設や集落等の分布については、地域特性 として把握していることから、調査対象地域の被影響対象に限定して施設の位置、種類 等、人口、世帯数等に関して詳細な情報を収集・整理する。

被影響対象の位置、種類等、住宅戸数の把握には、国土地理院発行の地形図、関係する地方公共団体発行の都市計画図、要覧等、学校便覧、病院名簿、社会福祉施設名簿等の資料、民間発行の住宅地図、道路地図等の各種地図等が活用できる。

ヒアリング調査

振動が問題となっている地域の存在については、既存の文献として整理されていない 可能性があるため、関係する地方公共団体の環境部局へのヒアリング調査により把握す ることが考えられる。

現地調査

振動について現地調査を必要とする場合としては、事業実施想定区域の近傍での振動 レベルが土地利用等から相当程度高いと推測され、かつ、実際の振動レベルが既存資料 からは把握できない場合に、振動データを実測すること等が考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す被影響対象の分布図として整理するほか、調査対象地域に存在する被影響対象の数等を集落ごとに表形式で整理しておくこと等が考えられる。

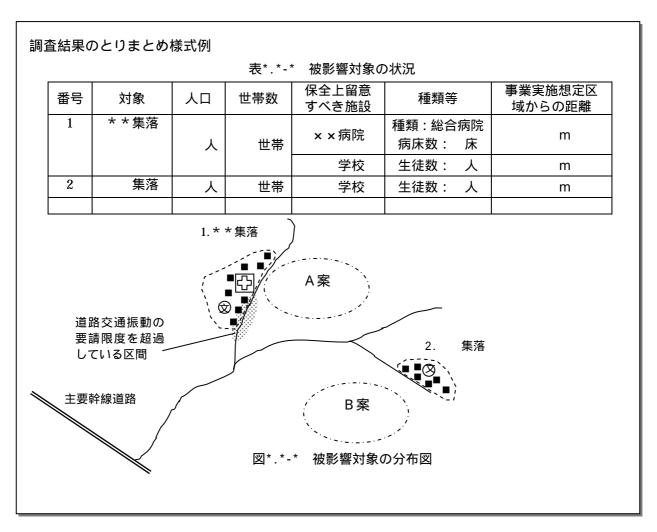


図 5.3.3-1 調査結果のとりまとめ様式例(振動)

(3)予測の手法

1) 予測事項

現状において振動が問題となっている地域との関係性、振動の影響が想定される範囲に存在する被影響対象の数量、事業実施想定区域と被影響対象との距離を把握することにより、影響の程度を予測する。

2) 予測対象地域

振動に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

現状において振動が問題となっている地域及び被影響対象の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、予測事項を把握する。

4) 予測結果の整理

予測結果は、位置又は規模の複数案ごとに、現状において振動が問題となっている地域

との関係性、振動の影響が想定される範囲内における被影響対象の数、被影響対象との離隔距離を示した一覧表の形に整理することが考えられる。

位置又は規模の複数案 振動に関する予測結果 A案 B案 主要幹線道路に至る最寄りの 主要幹線道路に至る最寄り 現状において振動が問題となっ 既存道路の沿道において要請 の既存道路の沿道に、要請限 ている地域との関係性 限度を超過する区間がある 度を超過する区間はない 事業実施想定区 戸 住宅地 住宅 なし 域から***m^{*1} 以 内における保全 静穏を要する 学校 件 なし 対象の数 病院件 施設 約***m 住宅地 約**m 最寄りの保全対 象までの距離 静穏を要する 約**m 約***m 施設

表 5.3.3-1 振動の影響の予測結果の記載例

(4)評価の手法

振動の影響の程度を位置又は規模の複数案で比較することにより、評価を行う。

評価指標	A案	B案
振動が問題となってい る地域との関係性	現況振動レベルが要請限度を超過 する区間に近接している	現況騒音レベルが要請限度を超過 する区間に近接していない
被影響対象の数	影響が想定される範囲に被影響対 象が存在する	影響が想定される範囲に被影響対 象はない
被影響対象までの離隔 距離	最も近い被影響対象まで約**mの離隔となっている	最も近い被影響対象までの離隔距離は約***mとなっている

表 5.3.3-2 振動の影響の評価結果の記載例

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性はほとんどない

: 工事に伴い重大な影響が及ぶ可能性が考えられる

(5)実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用するとともに、環境保全上留意すべき施設や住宅地等の保全対象に配慮した事業計画、施工計画の立案に有効に活用することが期待される。

^{*1:}特定建設作業の振動レベルの敷地境界における規制基準**dBが、距離減衰によって一般的な住宅地における振動レベル**dBにまで低減する距離は約***mであることから、余裕を見込んで事業実施想定区域から***mの範囲を工事騒音による影響が想定される範囲とした。

5.3.4 水環境 水質(水の濁り)

(1)計画段階配慮事項の選定

被影響対象の数(取水施設、漁場等)

1) 選定の考え方

土地区画整理事業の工事中における水質への影響としては、造成工事中の雨水の排水による水の濁りが考えられる。水質(水の濁り)の変化の影響を受けると考えられる水系に被影響対象となる取水施設、漁場等が存在している場合には、水質(水の濁り)を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが考えられる。

2) 評価の観点

水質(水の濁り)の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、 被影響対象の数(取水施設、漁場等) 被影響対象までの離隔距離が考えられる。

水の濁りの影響を受ける可能性のある取水施設、漁場等の箇所数等を比較評価する。 被影響対象までの離隔距離

水の濁りの影響を受ける可能性のある取水施設、漁場等までの離隔距離を比較評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

水質(水の濁り)の影響を予測・評価する際に必要な情報として、被影響対象の位置、 数、種類等が考えられる。

2) 調査対象地域

造成工事中の雨水排水による水の濁りの影響が想定される範囲について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[]」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会)(p.116~)では、基本とする考え方として「事業実施区域から流出する水量の 10 倍の水量となる範囲を設定する」としていることから、調査対象地域は、事業実施想定区域から下流の雨水排水先の公共用水域で、事業実施想定区域から流出する水量の 10 倍の水量となる範囲とすることが考えられる。

3)調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、必要な情報が得られないときは、関係する地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理する。なお、資料調査及びヒアリング調査でも必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

事業実施想定区域周辺の河川等の利用状況については、地域特性として把握していることから、調査対象地域に限定して施設の位置、数、種類等に関して詳細な情報を収集・

整理する。

被影響対象の位置等の把握には、以下のような既存資料が活用できる。

【取水施設の位置】

・河川管理者資料 (上水、農業用水、工業用水の取水位置)

【水辺の利用(水浴場等)】

- ・「水浴場の水質調査結果」http://www.env.go.jp/water/suiyoku_cho/index.html
- ・「河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査結果)」 http://www3.river.go.jp/kuukan/index.htm
- ・「子供の水辺」http://www.mizube-support-center.org/

【漁業】

- ・漁業権設定に関する都道府県等告示資料
- ・漁獲高に関する統計資料

【生物】

・「河川水辺の国勢調査(生物調査結果)」http://www3.river.go.jp/index_seibutu.htm ヒアリング調査

調査すべき情報の大部分が地方公共団体の文献等により把握可能と考えられることから、ヒアリング調査は文献等によって十分な情報が得られない場合に、関係する地方公共団体や利水関係者等を対象として行うことが考えられる。

現地調査

水質(水の濁り)について現地調査を必要とする場合としては、被影響対象における 水の濁りの現状が既存文献やヒアリングにおいても把握できない場合に、浮遊物質量 (SS)及び流量を実測すること等が考えられる。

4)調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す被影響対象の分布図として整理する ほか、調査対象地域に存在する被影響対象の数等を表形式で整理しておくこと等が考えられる。

《調査結果のとりまとめ様式例》 表 被影響対象の状況 番号 対象 備考 種類 種類等 取水施設 用水量: 取水施設 農業用水 1 2 A案 000 ○ 被影響対象 事業による影響範囲 B案 事業実施想定区域から の雨水排水 図 被影響対象の分布図

図 5.3.4-1 調査結果のとりまとめ様式例(水質(水の濁り))

(3)予測の手法

1) 予測事項

水質(水の濁り)の影響を受ける範囲を設定し、そこに存在する被影響対象の数又は量等を把握することにより、影響の程度を予測する。

2) 予測対象地域

水質(水の濁り)に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

被影響対象の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、事業実施想定区域からの距離、被影響対象の数・量等を把握する。

4) 予測結果の整理

予測結果は、位置又は規模の複数案ごとに、被影響対象の数、離隔距離に示した一覧表の形等に整理する。

表 5.3.4-1 水質(水の濁リ)の影響の予測結果の記載例

か (かの 海口)	位置又は規模の複数案		
水質(水の濁り)	A案	B案	
被影響対象の数・量	箇所	箇所	
雨水排水先から被影響対象まで	* * 取水施設m	* * * 取水施設m	
の離隔距離			

(4)評価の手法

水質(水の濁り)の影響の程度を位置又は規模の複数案で比較することにより評価を行う。

表 5.3.4-2 水質(水の濁り)の影響の評価結果の記載例

評価指標	評価の観点	A案	B案
被影響対象の数・量	被影響対象の数・量が少ないこと	箇所	箇所
被影響対象までの距離	被影響対象までの距離が 遠いこと	離隔距離:m	離隔距離:m

: 相対的に影響が軽微である

:相対的に影響が大きい

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用するとともに、保全対象に配慮した施工計画の立案に有効に活用することが期待される。

5.3.5 廃棄物等 建設工事に伴う副産物

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

土地区画整理事業における廃棄物等(建設工事に伴う副産物)については、一般的には残土や伐採木の発生が考えられるが、通常の事業の場合、切盛土バランスの調整、残土の他事業への流用、伐採木の再利用等により事業実施段階で発生量の低減措置が取られる。既成市街地の再開発等で既存施設の大規模な解体、撤去が想定される場合や、起伏の大きい丘陵地での造成等で建設副産物が比較的多く発生するケースも考えられるが、同様に事業実施段階で発生量の低減措置が取られることから、土地区画整理事業の場合、廃棄物等を計画段階配慮事項として選定する必要性は低いと考えられる。

2) 評価の観点

前述のとおり、土地区画整理事業の場合、廃棄物等を計画段階配慮事項として選定する必要性は低いと考えられるが、位置又規模の複数案で切盛土量や樹木の伐採範囲等が想定できる場合は、残土量や伐採木の幹材積等を比較評価することは可能であると考えられる。

5.3.6 水環境 水象

(1)計画段階配慮事項の選定

1) 選定の考え方

大規模な土地区画整理事業においては、不可逆的な土地の改変により水系そのものが埋め立てられたり、流域界の大幅な変更により流況が変化するなど、水象に重大な影響を与えることがある。こうした影響を受ける水系において水産業や水源としての利用が行われている場合には、水象を計画段階配慮事項として選定して調査・予測・評価を行うことが考えられる。

2) 評価の観点

水象の項目において位置等の複数案を比較評価する際の観点としては、 重要な水系の 保全、 被影響対象の数が考えられる。

重要な水系の保全

自然度が高い清流や動植物の生息・生育環境として良好な湖沼などの重要な水系の保全が図られているかどうかを評価する。

被影響対象(取水施設、漁場等)の数

流況変化の影響を受ける可能性のある取水施設、漁場等の箇所数等を比較評価する。

(2)調査の手法

1) 調査すべき情報

水象への影響を予測・評価する際に必要な情報として、重要な水系の分布情報、被影響 対象の位置、数、種類等が考えられる。

2) 調査対象地域

重要な水系についての調査対象地域は、事業実施区域が調査対象地域の中で重要な水系とどの様な位置関係にあるかを把握するのに必要な範囲とし、地域特性の調査範囲内において設定することが考えられる。

また、流況変化の影響についての調査対象地域は、「水質(濁水)」を参考に事業実施想定区域から下流の公共用水域で、事業実施想定区域から流出する水量の 10 倍の水量となる範囲とすることが考えられる。

3) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法により調査を行う。ただし、必要な情報が得られないときは、関係する地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理する。なお、資料調査及びヒアリング調査でも必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。

文献調査

事業実施想定区域周辺の河川等の利用状況については、地域特性として把握していることから、調査対象地域に限定して施設の位置、数、種類等に関して詳細な情報を収集・整理する。

重要な水系については、以下の既存資料が活用できる。

【重要な水系】

- ・「第4回自然環境保全基礎調査 湖沼調査」(環境省 生物多様性センター)
- ・「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査」(環境省 生物多様性センター)
- ・「日本の重要湿地 500」(環境省 生物多様性センター) http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/
- ・「平成の名水百選」(環境省)http://www.env.go.jp/water/mizu_site/index.html
- ・「河川環境データベース 河川環境基図作成調査、河川空間利用実態調査」 (国土交通省) http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/

流況変化の被影響対象の位置等は、以下のような既存資料が活用できる。

【流況】

・「水文水質データベース」(国土交通省) http://www1.river.go.jp/

【取水施設の位置】

・河川管理者資料 (上水、農業用水、工業用水の取水位置)

【水辺の利用(水浴場等)】

- ・「水浴場の水質調査結果」http://www.env.go.jp/water/suiyoku_cho/index.html
- ・「河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査結果)」 http://www3.river.go.jp/kuukan/index.htm
- ・「子供の水辺」http://www.mizube-support-center.org/

【漁業】

- ・漁業権設定に関する都道府県等告示資料
- ・漁獲高に関する統計資料

【生物】

・「河川水辺の国勢調査(生物調査結果)」http://www3.river.go.jp/index_seibutu.htm ヒアリング調査

調査すべき情報の大部分が地方公共団体の文献等により把握可能と考えられるが、地域にとって重要な水系など、文献等によって十分な情報が得られないものを対象に、関係する地方公共団体や利水関係者等を対象としてヒアリング調査を行うことが考えられる。

現地調査

水象について現地調査を必要とする場合としては、被影響対象における流況が既存文献やヒアリングにおいても把握できない場合に、流量を実測すること等が考えられる。

4) 調査結果の整理

調査結果は、事業実施想定区域との位置関係を示す重要な水系及び被影響対象の分布図として整理するほか、調査対象地域に存在する被影響対象の数等を表形式で整理しておくこと等が考えられる。

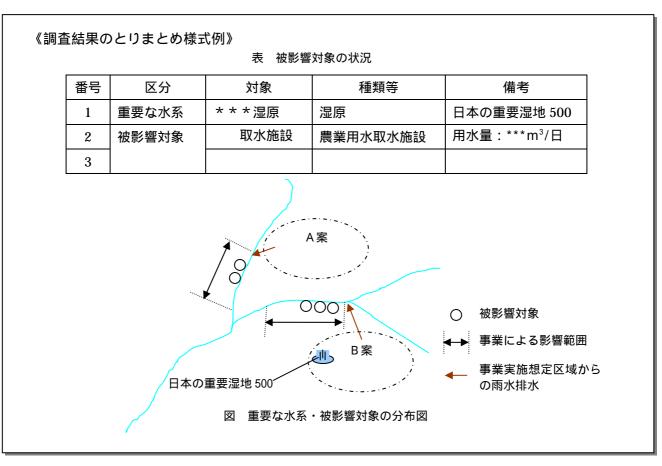


図 5.3.6-1 調査結果のとりまとめ様式例(水象)

(3)予測の手法

1) 予測事項

重要な水系の保全

重要な水系の直接的改変による消失・縮小の程度を予測する。

被影響対象(取水施設、漁場等)の数

流況変化の影響を受ける範囲に存在する被影響対象の数又は量等を予測する。

2) 予測対象地域

水象に係る予測対象地域は、調査対象地域とする。

3) 予測手法

重要な水系の保全

重要な水系の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変により消失する面積、箇所数等を把握することにより、影響の程度を予測する。

被影響対象(取水施設、漁場等)の数

流況変化の影響を受ける範囲を設定し、そこに存在する被影響対象の数又は量等を把握することにより、影響の程度を予測する。

4) 予測結果の整理

予測結果は、位置又は規模の複数案ごとに、被影響対象の数、離隔距離に示した一覧表の形等に整理する。

水象位置又は規模の複数案A案B案重要な水系重要な湿地 1 箇所が消失する。被影響対象の数・量箇所箇所

表 5.3.6-1 水象の影響の予測結果の記載例

(4)評価の手法

水象への影響の程度を位置又は規模の複数案で比較することにより評価を行う。

評価指標	評価の観点	A案	B案		
重要な水系	消失数、縮小量が少ないこと	0 箇所	*箇所		
被影響対象の数・量	被影響対象の数・量が少 ないこと	箇所	箇所		

表 5.3.6-2 水質(水の濁り)の影響の評価結果の記載例

:相対的に影響が軽微である :相対的に影響が大きい

(5) 実施段階の環境影響評価に向けて

配慮書段階で整理した既存文献調査及びヒアリング調査の結果は、実施段階の環境影響評価における現地調査地点の選定等に有効に活用するとともに、保全対象に配慮した施工計画の立案に有効に活用することが期待される。

第6章 資料集

6 . 1 関係法令等(抄)

6.1.1 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、 予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全 のための措置に関する指針等を定める省令

土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成10年6月12日建設省令第13号)

最終改正:平成25年4月1日国土交通省令第28号

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。)別表第一の八の項の第二 欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種土地区画整理事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種土地区画整理事業が実施されるべき 区域の位置及び第一種土地区画整理事業の規模(第一種土地区画整理事業の施行区域の面積をいう。以下同じ。)とする。

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種土地区画整理事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めると ころによる。

(位置等に関する複数案の設定)

- 第三条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置又は第一種土地区画整理事業の規模に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種土地区画整理事業に代わる事業の実施により健全な市街地の整備改善が図られる場合その他第一種土地区画整理事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

- 第四条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種土地区画整理事業の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種土地区画整理事業の実施が想定される区域(以下「第一種土地区画整理事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。
 - ー 事業特性に関する情報
 - イ 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - ロ 第一種土地区画整理事業の規模
 - ハ 第一種土地区画整理事業に係る公共施設の配置
 - 二 その他の第一種土地区画整理事業に関する事項
 - 二 地域特性に関する情報
 - イ 自然的状況
 - (1) 土壌及び地盤の状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(3)において同じ。)

- (2) 地形及び地質の状況
- (3) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- 口 社会的状况
 - (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備の状況
 - (7) 環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - (8) その他の事項
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らか にできるよう整理すること。
 - 二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

(計画段階配慮事項の選定)

- 第五条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項を 選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」 という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。) に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第一種土地区画整理事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種土地区画整理事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 土壌に係る環境その他の環境(第二十一条第四項第一号イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。)
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
 - 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 動物
 - 口 植物
 - 八 生態系
 - 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。
- 5 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 6 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごと

- に、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。
- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第三項第二号イ及び口に掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、 生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、 生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地そ の他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上 重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
 - ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び 河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - 二 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が 一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる こと。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

- 第七条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
 - ー 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若し くは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国又は第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体(以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。)が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域 第一種土地区画整理事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の 区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、 適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定す るよう留意しなければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第八条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の 検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞ れ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域 特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案 及び選定事項ごとに選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量 的に把握する手法
- 二 予測の対象とする地域 (第三項において「予測地域」という。) 調査の対象とする地域のうちから適切 に選定された地域
- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に 関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測 の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

- 第九条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の 検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえ るとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
 - 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種土地区画整理事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者により実行可能な 範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。
 - 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
 - 四 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

- 第十条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

- 第十一条 第一種土地区画整理事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。
- 第十二条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案について法第

- 三条の七第一項に規定する意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見(以下「一般の意見」という。)を求め、次に関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見(以下「関係する地方公共団体の長の意見」という。)を求めるように努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるに当たっては、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係する地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。
- 第十三条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種土地区画整理事業の名称及び規模
 - 三 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - 四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - 五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - 六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - ー 官報への掲載
 - 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り 縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の事務所
 - 二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公 共団体の施設
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
- 4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
 - 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
 - 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
 - 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 第十四条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共 団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案 について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区 画整理事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方公共団体の長に送付し、当該 書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、 前項の規定による書面の送付を受けたときは、前項の第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める 期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全 の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 3 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について第一種土地区 画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地か らの意見を求めることができる。
- 4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、 第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。
- 5 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、 当該市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、同項の第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が 定める期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境

- の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 6 配慮書について第二項又は第五項の書面の提出があったときは、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

(第二種事業の届出)

第十五条 令別表第一の八の項の第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業(次条において「第二種土地区画整理事業」という。)に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

- 第十六条 第二種土地区画整理事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種土地区画整理事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種土地区画整理事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ (略)

- ロ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条 第三号イから二までに掲げる重要な環境要素が存在する地域
- 三 当該第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種土地区画整理事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ~ソ (略)

四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種土地区画整理事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。イ 大気の汚染(二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。) 水質の汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。)又は騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)に係る環境基準が確保されていない地域

口~ホ (略)

2 (略)

(方法書の作成)

- 第十七条 令別表第一の八の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業(以下「対象土地区画整理事業」という。)に係る事業者(以下単に「事業者」という。)は、対象土地区画整理事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 対象土地区画整理事業の種類
 - 一 (略)
 - 三 対象土地区画整理事業の規模(対象土地区画整理事業の施行区域の面積をいう。以下同じ。)
 - 四 (略)
- 2 事業者は、対象土地区画整理事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。
- 3 (略)
- 4 事業者は、対象土地区画整理事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 5 (略)

第十八条 (略)

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第十九条 対象土地区画整理事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に 係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七条ま でに定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

- 第二十条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象土地区画整理事業の内容(以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。)並びに対象土地区画整理事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。
 - 一 事業特性に関する情報
 - イ 対象土地区画整理事業実施区域の位置
 - ロ 対象十地区画整理事業の規模
 - ハ 対象土地区画整理事業に係る公共施設の配置
 - 二 対象土地区画整理事業に係る宅地の利用計画
 - ホ 対象土地区画整理事業の工事計画の概要
 - へ その他の対象土地区画整理事業に関する事項
 - 二 地域特性に関する情報
 - イ 自然的状況
 - (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
 - (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
 - (3) 土壌及び地盤の状況
 - (4) 地形及び地質の状況
 - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
 - 口 社会的状况
 - (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備の状況
 - (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - (8) その他の事項
- 2 (略)
- 3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 必要に応じ、対象土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体(以下「関係する地方公共団体」という。)又は専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。
 - 三 (略)

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に 掲げる一般的な事業の内容(同表備考第二号イから二までに掲げる特性を有する土地区画整理事業の当該特性 をいう。以下同じ。)によって行われる対象土地区画整理事業に伴う影響要因について同表においてその影響 を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案して選定しなければ ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

- 4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 (第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。)
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
- 口 水環境
 - (1) 水質(地下水の水質を除く。別表第一において同じ。)
 - (2) 水底の底質
 - (3) 地下水の水質及び水位
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ハ 土壌に係る環境その他の環境
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第 四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ 動物

- 口 植物
- 八 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ 景観

- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。)
 - ロ 温室効果ガス等 (排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条 第一項第六号において同じ。)
- 5 第五条第四項から第六項までの規定は第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、第五条第四項から第六項までの規定中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項(以下「選定事項」という。)について」とあるのは「項目(以下この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。)として」と読み替えるものとする。
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により選定項目の見直しを行わなければならない。

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

- 第二十二条 対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる 事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。
 - 一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境 又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二~六 (略)

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

第二十三条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以

下この条及び別表第二において「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定しなければならない。

2 (略)

3・4 (略)

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

- 第二十四条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 調査の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において「調査地域」という。) 対象土地区画整理事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四・五 (略)

- 2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。
- 3 (略)
- 4 (略)

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

- 第二十五条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 予測の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地 域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三・四 (略)
- 2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「対象土地区画整理事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。
- 3 (略)
- 4 (略)

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

- 第二十六条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に 掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象土地区画整理事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
 - 二~五 (略)

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)

- 第二十七条 事業者は、対象土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第二十条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 3 · 4 (略)

(環境保全措置に関する指針)

第二十八条 対象土地区画整理事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に関する指針 については、次条から第三十二条までに定めるところによる。

第二十九条・第三十条 (略)

(検討結果の整理)

第三十一条 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一~六 (略)

- 2 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。
- 3 事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、 当該位置等に関する複数案から第一種土地区画整理事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響 が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(事後調査)

- 第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象土地区画整理事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行わなければならない。
 - 一~四 (略)
- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 -~三 (略)
 - 四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。
- 3 (略)
- 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(準備書の作成)

- 第三十三条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象土地区画整理事業に係る準備書に法第五条第一項第 二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二~四 (略)
- 2 第十七条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象土地区画整理事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第二十条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十三条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第五条第一項第七号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは「第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 事業者は、対象土地区画整理事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第二十四条第四項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第二十五条第四項において明らかにできるよう整理するものとされた事項並びに第二十六条第二号、第四号イ及び第五号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。
- 4 事業者は、対象土地区画整理事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号口に掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果及び第三十一条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

- 5 事業者は、対象土地区画整理事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号八に掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。
- 6 (略)

第三十四条・第三十五条 (略)

(報告書作成に関する指針)

第三十六条 対象土地区画整理事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針に ついては、次条及び第三十八条に定めるところによる。

(報告書の作成時期等)

- 第三十七条 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象土地区画整理事業に係る工事が完了した後、報告書を 作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確 認した上で作成するよう努めるものとする。
- 2 法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象土地区画整理事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

(報告書の記載事項)

- 第三十八条 法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。
 - 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 対象土地 区画整理事業の名称、種類及び規模、対象土地区画整理事業が実施された区域の位置その他の対象土地区 画整理事業に関する基礎的な情報
 - 二 環境保全措置(第四号に掲げるものを除く。)の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
 - 三事後調査の項目、手法及び結果
 - 四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
 - 五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当 該専門家の所属機関の種別
 - 六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表す る旨
- 2 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象土地区画整理事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と公共施設の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一 参考項目(第二十一条関係) 別表第二 参考手法(第二十三条関係) 別記様式(第十五条関係) (略) 6.1.2 土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並び に当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措 置に関する指針等を定める省令

(平成十年六月十二日建設省令第二十二号)

最終改正:平成二五年四月一日国土交通省令第二八号

環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号)第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される同法第四条第三項 (同法第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される同法第四条第四項 及び同法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される同法第二十九条第二項 において準用する場合を含む。)並びに同法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項 、第六条第一項 、第十一条第一項 及び第十二条第一項 の規定に基づき、土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

(法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項) 第一条 環境影響評価法施行令 (平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。)別表第一の八の項の第 二欄に掲げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる場合における当該第一種事業(以下「都市計 画第一種土地区画整理事業」という。)に係る環境影響評価法 (以下「法」という。)第三十八条の六第三 項 の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項 の主務省令で定める事項は、都市計画第一種土地 区画整理事業が実施されるべき区域の位置及び都市計画第一種土地区画整理事業の規模(都市計画第一種土地 区画整理事業の施行区域の面積をいう。以下同じ。)とする。

(計画段階配慮事項に係る検討)

都市計画第一種土地区画整理事業に係る法第三十八条の六第三項 の規定により読み替えて適用され る法第三条の二第一項 の規定による計画段階配慮事項についての検討については、土地区画整理事業に係る 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指 針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成十年建設省令第十三号。以下「選定指針等 省令」という。) 第二条 から第十条 までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二条 中 「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、選定指針等省令第三条第一 項 中「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、「を実施しようとす る者」とあるのは、「に係る都市計画決定権者(以下「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」という。)」 と、同条第二項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業 都市計画決定権者」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、 「実施しない」とあるのは「都市計画に定めない」と、選定指針等省令第四条第一項 中「第一種土地区画整 理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、「第一種土地区 画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、「第一種土地区画整理事業の」とある のは「都市計画第一種土地区画整理事業の」と、「第一種土地区画整理事業実施想定区域」とあるのは「都市 計画第一種土地区画整理事業実施想定区域」と、同条第二項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとす る者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第五条第一項 及び第二 項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定 権者」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、同項 中「第 ー種土地区画整理事業の」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業の」と、同条第四項 から第六項 ま での規定中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画 決定権者」と、選定指針等省令第六条 及び第七条第一項 中「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市 計画第一種土地区画整理事業に」と、「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種 土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同項第三号 中「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画 第一種土地区画整理事業」と、同条第三項 及び第四項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」 とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第八条第一項 中「第一種土地 区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、「第一種 土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、同条第三項 及び第四項 中「第 一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、 同項 中「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、選定指針等省 令第九条 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市 計画決定権者は」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、 同条第二号 及び第四号 中「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、 選定指針等省令第十条第一項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地 区画整理事業都市計画決定権者」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整 理事業に」と、同条第二項 及び第三項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第 一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同項 中「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画 第一種土地区画整理事業に」と、同条第四項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるの は「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

都市計画第一種土地区画整理事業に係る法第三十八条の六第三項 の規定により読み替えて適用され 第三条 る法第三条の七第一項 の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省 令第十一条 から第十四条 までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条 中「第一種 土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、選定指針等省令第十二条第一項 及 び第二項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計 画決定権者」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、同項 中「法第三条の七第一項 」とあるのは「法第三十八条の六第三項 の規定により読み替えて適用される法第三 条の七第一項 」と、同条第三項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土 地区画整理事業都市計画決定権者」と、「法第三条の七第一項 」とあるのは「法第三十八条の六第三項 の規 定により読み替えて適用される法第三条の七第一項 」と、「法第三条の四第一項 」とあるのは「法第三十八 条の六第三項 の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項 」と、選定指針等省令第十三条第一項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」 と、「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名 称」と、「第一種土地区画整理事業の」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業の」と、「第一種土地 区画整理事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業実施想定区域」と、同条第三項 か ら第五項 までの規定中「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理 事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条第一項 中「第一種土地区画整理事業を実施しようとす る者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同条第二項 中「第一種土地区画整理事 業に」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業に」と、「第一種土地区画整理事業を実施しようとする 者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同条第三項 中「第一種土地区画整理事業」 とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、同条第四項 中「第一種土地区画整理事業を実施しよう とする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同条第五項 中「法第十条第四項 」 とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十条第四項 」と、「第一種土地区画 整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」と、同条第六項 中 「第一種土地区画整理事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」 と読み替えるものとする。

(第二種事業の届出)

第四条 令別表第一の八の項の第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業が都市計画に定められる場合における当該第二種事業(次条において「都市計画第二種土地区画整理事業」という。)に係る法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

第五条 都市計画第二種土地区画整理事業に係る法第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される法 第四条第三項 (法第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される法第四条第四項 及び法第四十条第 二項 の規定により読み替えて適用される法第二十九条第二項 において準用する場合を含む。)の規定による 判定については、選定指針等省令第十六条 の規定を準用する。この場合において、同条第一項 中「法第四条 第三項 (同条第四項 及び」とあるのは、「法第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される法第四 条第三項 (法第三十九条第二項 の規定により読み替えて適用される法第四条第四項 及び法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により選定指針等省令第十六条の規定を準用する場合において、都市計画同意権者が同項の判定を行うときは、選定指針等省令第十六条第一項第二号及び第四号に規定する地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見には、必要に応じ、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果その他の都市計画に関する資料、次条第二項において「基礎調査結果等資料」という。)により把握された都市計画第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲の現況又は将来の見通しに関する知見を含むものとする。

(方法書の作成)

- 第六条 令別表第一の八の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する都市計画対象事業(以下「都市計画 対象土地区画整理事業」という。)に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第五条第 一項 の規定による方法書の作成については、選定指針等省令第十七条第一項 から第四項 までの規定を準用 する。この場合において、同条第一項 中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「対象土地区画 整理事業」という。」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都 市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業に」と、「法 第五条第一項第二号 」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第 二号 」と、「対象土地区画整理事業の」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業の」と、「対象土地区 画整理事業が」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業が」と、「対象土地区画整理事業実施区域」とあ るのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と、同条第二項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定 権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「法第五条第一項第 三号 」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第三号 」と、同 条第三項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計 画対象土地区画整理事業」と、同条第四項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区 画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「法第五条第一項第七号 」とあるのは「法 第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第七号 」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定により選定指針等省令第十七条第一項 から第四項 までの規定を準用する場合において、都市 計画決定権者は、都市計画対象土地区画整理事業に係る方法書に法第四十条第二項 の規定により読み替えて 適用される法第五条第一項第三号 に掲げる事項を記載するに当たっては、必要に応じ、基礎調査結果等資料 により把握された都市計画対象土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲の現況又は将来の見通 しを記載するものとする。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第七条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の規定による方法書の送付については、選定指針等省令第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「対象土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業に」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、「対象土地区画整理事業実施区域」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と読み替えるものとする。

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第八条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十 一条第一項 の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定については、選定指針 等省令第十九条 から第二十七条 までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十九条 中「対 象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第二十条第一項 中 「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画対象土地 区画整理事業に」と、「対象土地区画整理事業の」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業の」と、 象土地区画整理事業実施区域」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と、同条第二項 中「事 業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整 理事業」と、同条第三項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第二号 中「対象土地区画整 理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項 中「事業者」 とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事 業に」と、同項第二号 中「対象土地区画整理事業実施区域」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実 施区域」と、同条第二項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第三項 中「事業者」とある のは「都市計画決定権者」と、「、対象土地区画整理事業」とあるのは「、都市計画対象土地区画整理事業」 と、同項第一号 中「対象土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業に」と、「対象 土地区画整理事業の」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業の」と、「対象土地区画整理事業実施区域」 とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と、同項第二号 及び第三号 中「対象土地区画整理事 業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第五項 及び第六項 中「事業者」とあるのは「都 市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十二条第一項 中「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画 対象土地区画整理事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項 中「事業者」とあ るのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十三条第一項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定 権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第二項 中「事 業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第三項 及び第四項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定 権者」と、「対象土地区画整理事業実施区域」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と、選 定指針等省令第二十四条第一項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」 とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第二項 中「対象土地区画整理事業」とあるのは「都 市計画対象土地区画整理事業」と、同項 及び第四項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定 指針等省令第二十五条第一項 及び第二項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画 整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第三項 中「対象土地区画整理事業」とあ るのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第四項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、 「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第二十六条 中 「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土 地区画整理事業」と、選定指針等省令第二十七条第一項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、 「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、同条第二項 から第四項 までの 規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令 別表第二中「対象土地区画整理事業 実施区域」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業実施区域」と読み替えるものとする。

(環境保全措置に関する指針)

第九条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十二条第一項 の規定による環境影響評価の実施については、選定指針等省令第二十八条 から第三十二条 までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二十八条 中「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第二十九条 中「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、選定指針等省令第三十条 中「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第三十一条 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第三項 中「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項 中「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、この条第三項 及び第三項 中「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と読み替えるものとする。

(準備書の作成)

- 第十条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十 四条第一項 の規定による準備書の作成については、選定指針等省令第三十三条 の規定を準用する。この場合 において、同条第一項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第十四条第一項 」とあるのは 「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項 」と、「対象土地区画整理事業」 とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「法第五条第一項第二号 に規定する対象事業」とあるの は「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号 に規定する都市計画対象事 業」と、同条第二項 中「第十七条第二項 から第五項 まで」とあるのは「第十七条第二項 から第四項 まで」 と、「法第十四条 」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十四条 」と、 「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区 画整理事業」と、「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは「第十四条第二項 において準用する法第五条第二項 」とあるのは「第十四条第一項第五号 」と、同条第三項 中「事業者」と あるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」 と、「法第十四条第一項第七号 イ」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第 十四条第一項第七号 イ」と、同条第四項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画 整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「法第十四条第一項第七号 口」とあるのは「法 第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第七号 口」と、同条第五項 中「事業 者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理 事業」と、「法第十四条第一項第七号 八」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用され る法第十四条第一項第七号 ハ」と、同条第六項 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土 地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「法第十四条第一項第七号 二」とある のは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第七号 二」と読み替えるもの
- 2 第六条第二項の規定は、前項の準備書の作成について準用する。この場合において、第六条第二項中「選定指針等省令第十七条第一項から第四項まで」とあるのは、「選定指針等省令第三十三条」と読み替えるものとする。

(評価書の作成)

- 第十一条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第 二十一条第二項 の規定による評価書の作成については、選定指針等省令第三十四条 の規定を準用する。この 場合において、同条 中「法第二十一条第二項 」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適 用される法第二十一条第二項 」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象土地区画整理事業」と読み替えるものとする。
- 2 第六条第二項の規定は、前項の評価書の作成について準用する。この場合において、第六条第二項中「選 定指針等省令第十七条第一項 から第四項 まで」とあるのは、「選定指針等省令第三十四条 」と読み替える ものとする。

(評価書の補正)

第十二条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第 二十五条第二項 の規定による評価書の補正については、選定指針等省令第三十五条 の規定を準用する。この 場合において、同条 中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第二十五条第二項 」とあるのは「法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項 」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と読み替えるものとする。

(報告書作成に関する指針)

第十三条 都市計画対象土地区画整理事業に係る法第四十条の二 の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項 の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条 から第三十八条 の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条 中「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項 中「法第二十七条 の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項 中「法第二十七条 の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、選定指針等省令第三十八条第一項 中「法第二十七条 の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」とあるのは「都市計画対象土地区画整理事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一一日建設省令第三〇号)

この省令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月一四日建設省令第四号)

この省令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日国土交通省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一日国土交通省令第二八号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

別記様式 (第一条関係)

(略)

(参考) 読替対照表

十地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該十地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並び に当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措 置に関する指針等を定める省令(都市計画特例省令による読み替え)

土地区画整理事業主務省令

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六 号。以下「令」という。) 別表第一の八の項の第二欄に掲 げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種土地区画整 理事業」という。) に係る環境影響評価法(以下「法」と いう。) 第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第 一種土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置及び 第一種土地区画整理事業の規模(第一種土地区画整理事業 の施行区域の面積をいう。以下同じ。) とする。

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種土地区画整理事業に係る法第三条の二第三 項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画 段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指 針については、次条から第十条までに定めるところによ る。

(位置等に関する複数案の設定)

- 第三条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項につい ての検討に当たっては、第一種土地区画整理事業が実施さ れるべき区域の位置又は第一種土地区画整理事業の規模 に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。) を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場 合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項 2 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、前項の規 の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、 第一種土地区画整理事業に代わる事業の実施により健全 な市街地の整備改善が図られる場合その他第一種土地区 画整理事業を実施しないこととする案を含めた検討を行 うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含 めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の 把握)

第四条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項につい ての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範 囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種土地区画整理事業 の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」 という。) 並びに第一種土地区画整理事業の実施が想定さ れる区域(以下「第一種土地区画整理事業実施想定区域」 という。) 及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条

都市計画特例省令による読み替え

(法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用さ れる法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六 号。以下「令」という。) 別表第一の八の項の第二欄に掲 げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる 場合における当該第一種事業(以下「都市計画第一種土地 区画整理事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」 という。) 第三十八条の六第三項の規定により読み替えて 適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項 は、都市計画第一種土地区画整理事業が実施されるべき区 域の位置及び都市計画第一種土地区画整理事業の規模(都 市計画第一種土地区画整理事業の施行区域の面積をいう。 以下同じ。)とする。

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 都市計画第一種土地区画整理事業に係る法第三条 の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに 当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する 指針については、次条から第十条までに定めるところによ る。

(位置等に関する複数案の設定)

- 第三条 都市計画第一種土地区画整理事業に係る都市計画 決定権者(以下「第一種土地区画整理事業都市計画決定権 者」という。) は、都市計画第一種土地区画整理事業に係 る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、都市計 画第一種土地区画整理事業が実施されるべき区域の位置 又は都市計画第一種土地区画整理事業の規模に関する複 数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切 に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、 その理由を明らかにするものとする。
- 定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、都市 計画第一種土地区画整理事業に代わる事業の実施により 健全な市街地の整備改善が図られる場合その他第一種土 地区画整理事業を都市計画に定めないこととする案を含 めた検討を行うことが合理的であると認められる場合に は、当該案を含めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の 把握)

第四条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市 計画第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項に ついての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認め る範囲内で、当該検討に影響を及ぼす都市計画第一種土地 区画整理事業の内容(以下この条から第十条までにおいて 「事業特性」という。)並びに都市計画第一種土地区画整 理事業の実施が想定される区域(以下「都市計画第一種土 地区画整理事業実施想定区域」という。) 及びその周囲の

から第十条までにおいて「地域特性」という。) に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 一 事業特性に関する情報
 - イ 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置
 - ロ 第一種土地区画整理事業の規模
 - ハ 第一種土地区画整理事業に係る公共施設の配置
 - ニ その他の第一種土地区画整理事業に関する事項

二 (略)

2 <u>第一種土地区画整理事業を実施しようとする者</u>は、前項 第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項 に留意するものとする。

一、二 (略)

(計画段階配慮事項の選定)

- 第五条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第一種土地区画整理事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種土地区画整理事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3 (略)

- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。
- 5 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするう努めるものとする。
- 6 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏

自然的社会的状況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 一 事業特性に関する情報
 - イ <u>都市計画第一種土地区画整理事業実施想定区域</u>の 位置
 - ロ 都市計画第一種土地区画整理事業の規模
 - ハ <u>都市計画第一種土地区画整理事業に</u>係る公共施設 の配置
 - 二 その他の<u>都市計画第一種土地区画整理事業に</u>関す る事項
- 二 (略)
- 2 <u>第一種土地区画整理事業都市計画決定権者</u>は、前項第二 号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留 意するものとする。

一、二 (略)

(計画段階配慮事項の選定)

- 第五条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市計画第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、都市計画第一種土地区画整理事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。
- 2 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、<u>都市計画第一種土地区画整理事業に</u>係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって<u>都市計画第一種土地区画整理事業の</u>目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3 (略)

- 4 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の 規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した 事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ 専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下 「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとす る。
- 5 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の 規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できる よう整理するとともに、同項の規定により選定した事項 (以下「選定事項」という。)について選定した理由を明 らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 <u>都市計画第一種土地区画整理事業に</u>係る計画段階 配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、<u>第一</u> 種土地区画整理事業都市計画決定権者が、次に掲げる事項 まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一~五 (略)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

- 第七条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 調査の基本的な手法 国又は<u>第一種土地区画整理事業に</u>係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体(以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。)が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域(次条第一項第二号において「調査地域」という。) 第一種土地区画整理事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 (略)
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第八条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選

を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次 条から第十条までに定めるところにより選定するものと する。

一~五 (略)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

- 第七条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市計画第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 調査の基本的な手法 国又は<u>都市計画第一種土地区</u><u>画整理事業に</u>係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体(以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。)が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域(次条第一項第二号において「調査地域」という。) <u>都市計画第一種土地区画整理事業</u>の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 (略)
- 3 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の 規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施 に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる 限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しな ければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第八条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市 計画第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の 検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号 に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該 各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応 じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、 当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確 保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに 定しなければならない。

一、二 (略)

- 2 (略)
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種土地区画整理事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

- 第九条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討 に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮 事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるととも に、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、<u>第一種土地区画整理事業</u>の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、<u>第一種土地区画整理事業</u>を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

三 (略)

四 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者以外 の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場 合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留 意事項)

- 第十条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項並びに

選定しなければならない。

一、二 (略)

- 2 (略)
- 3 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の 規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基 本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根 拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項につ いて、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、 それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併 せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、第一項の 規定により予測の手法を選定するに当たっては、<u>都市計画</u> 第一種土地区画整理事業において新規の手法を用いる場 合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積さ れていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確 実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるとき は、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなけれ ばならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

- 第九条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市 計画第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の 検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階 配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえると ともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、<u>都市計画第一種土地区画整理事業</u>の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、<u>都市計画第一種土地区画整理事業</u>を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

三 (略)

四 <u>都市計画第一種土地区画整理事業</u>を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留 意事項)

- 第十条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、<u>都市計画第一種土地区画整理事業に</u>係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。
- 2 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市計画 第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項の検討 に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案 のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に 及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必 要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項並

その手法の選定を追加的に行うものとする。

4 第<u>一種土地区画整理事業を実施しようとする者</u>は、手法 の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を 明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

- 第十一条 第一種土地区画整理事業に係る法第三条の七第 二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当 たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地か らの意見を求める場合の措置に関する指針については、次 条から第十四条までに定めるところによる。
- 第十二条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者 は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案又は配慮書 について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保 全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該 意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければな らない。
- 2 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見(以下「一般の意見」という。)を求め、次に関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見(以下「関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見、以下「関係する地方公共団体の長の意見」という。)を求めるように努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、当該 事業に係る配慮書について法第三条の七第一項に規定す る意見を求めるに当たっては、法第三条の四第一項に規定 する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係する地方 公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるよう に努めるものとする。
- 第十三条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の氏 名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種土地区画整理事業の名称及び規模
 - 三 第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置

四~六 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
 - 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の事務所
- 二(略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

びにその手法の選定を追加的に行うものとする。

4 <u>第一種土地区画整理事業都市計画決定権者</u>は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

- 第十一条 <u>都市計画第一種土地区画整理事業</u>に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。
- 第十二条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市計画第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 2 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、都市計画 第一種土地区画整理事業に係る配慮書の案について法第 三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される 法第三条の七第一項に規定する意見を求めるように努め るものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全 の見地からの意見(以下「一般の意見」という。)を求め、 次に関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地から の意見(以下「関係する地方公共団体の長の意見」という。) を求めるように努めるものとする。
- 3 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、当該事業に係る配慮書について法第三十八条の六第第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項に規定する意見を求めるに当たっては、法第三十八条の六第第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係する地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。
- 第十三条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 一 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者の名称
 - 二 都市計画第一種土地区画整理事業の種類及び規模
 - 三 <u>都市計画第一種土地区画整理事業実施想定区域の位</u> 置

四~六 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
 - ー 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者の事務所
 - 二 (略)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、<u>第一種土地区画整理事業</u> 都市計画決定権者が利用できる適切な施設

- 4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次 4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次 に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者のウ ェブサイトへの掲載
 - (略)
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地から の意見を有する者は、第一項の第一種土地区画整理事業を 実施しようとする者が定める期間内に、第一種土地区画整 理事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記 載した意見書の提出により、これを述べることができる。 一~三 (略)
- 第十四条 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者 は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体 の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当 該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について 前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見 の概要及び当該意見に対する第一種土地区画整理事業を 実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係 する地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌 日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとす
- 2 第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲 であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項 の規定による書面の送付を受けたときは、前項の第一種土 地区画整理事業を実施しようとする者が定める期間内に、 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者に対し、配 慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意 見を書面により述べるものとする。
- 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定 して、配慮書の案又は配慮書について第一種土地区画整理 事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地 域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を 求めることができる。
- 4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規 定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項 の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区 画整理事業を実施しようとする者の見解を記載した書類 がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよ う努めるものとする。
- 5 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の 政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該 市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、第一項の 第一種土地区画整理事業を実施しようとする者が定める 期間内に、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者 に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地 からの意見を書面により述べるものとする。
- 6 配慮書について第二項又は第五項の書面の提出があっ たときは、第一種土地区画整理事業を実施しようとする者 は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとす る。

- に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者のウェブ サイトへの掲載
 - (略)
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地から の意見を有する者は、第一項の第一種土地区画整理事業都 市計画決定権者が定める期間内に、第一種土地区画整理事 業都市計画決定権者に対し、次に掲げる事項を記載した意 見書の提出により、これを述べることができる。 一~三 (略)
- 第十四条 第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、配 慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長 の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配 慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条 の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概 要及び当該意見に対する第一種土地区画整理事業都市計 画決定権者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方 公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起 算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。
- 2 都市計画第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受 ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知 事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、前項 の第一種土地区画整理事業都市計画決定権者が定める期 間内に、第一種土地区画整理事業都市計画決定権者に対 し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地から の意見を書面により述べるものとする。
- 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定 して、配慮書の案又は配慮書について都市計画第一種土地 区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定 される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地から の意見を求めることができる。
- 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規 定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項 の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種土地区 画整理事業都市計画決定権者の見解を記載した書類があ る場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努 めるものとする。
- 5 第二項に規定する地域の全部が一の法第四十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十条第四項の政 令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市 の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、第一項の第 <u>一種土地区画整理事業都市計画決定権者</u>が定める期間内 に、第一種土地区画整理事業都市計画決定権者に対し、配 慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意 見を書面により述べるものとする。
- 6 配慮書について第二項又は第五項の書面の提出があっ たときは、第一種土地区画整理事業都市計画決定権者は、 速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

6.1.3 環境影響評価法

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)

最終改正: 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号

第一章 総則(第一条 第三条) 第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書(第三条の二 第三条の十) 第二節 第二種事業に係る判定(第四条)

(以下、略)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらか じめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の 責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環 境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境 影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させ るための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、 もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更 (これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境 に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の 活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程 においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
 - 一次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であること。
 - イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条に規定する道路その 他の道路の新設及び改築の事業
 - ロ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築 及び改築の事業(以下この号において「ダム新築等事業」という。)並びに同法第八条の河川工事の事業 でダム新築等事業でないもの
 - ハ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による 軌道の建設及び改良の事業
 - 二 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
 - ホ 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用の ものの設置又は変更の工事の事業
 - へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
 - ト 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
 - チ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条に規定する土地区画整理事業
 - リ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二条に規定する新住宅市街地開発事業

- ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第 五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する 法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業
- ル 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条に規定する新都市基盤整備事業
- ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団 地造成事業
- ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類
- 二 次のいずれかに該当する事業であること。
 - イ 法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出(当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。ホにおいて同じ。)が必要とされる事業(ホに掲げるものを除く。)
 - 口 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。)
 - ハ 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う事業(イ及び口に掲げるものを除く。)
 - 二 国が行う事業(イ及びホに掲げるものを除く。)
 - ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業
- 3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、第一種事業に 準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるも のに限る。)を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単 に「判定」という。)を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定 めるものをいう。
- 4 この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた第二種事業(第四条第四項(第三十九条第二項の規定 により読み替えて適用される場合を含む。)及び第二十九条第二項(第四十条第二項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。)において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)をいう。
- 5 この法律(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(国が行う対象事業 にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあ ってはその委託をしようとする者)をいう。

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

- 第三条の二 第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。
- 2 前項の事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。
- 3 第一項の主務省令(事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。)は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

(配慮書の作成等)

- 第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次 に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。
 - 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種事業の目的及び内容
 - 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

- 第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
- 2 主務大臣(環境大臣を除く。)は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

(環境大臣の意見)

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣(環境大臣を除く。)に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

(主務大臣の意見)

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

- 第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。
- 2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の 見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、 内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

(基本的事項の公表)

第三条の八 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第三条の二第三項及び前条第二項の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を 定めて公表するものとする。

(第一種事業の廃止等)

- 第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第一項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 一 第一種事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第三条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二 種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - 三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

- 第三条の十 第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする 者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

- 第四条 第二種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからりまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要(以下この項において「氏名等」という。)を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることに代えて、氏名等を記載した書面を作成するものとする。
 - 一 第二条第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(以下「免許等」という。)を行い、又は同号イに規定する届出(以下「特定届出」という。)を受理する者
 - 二 第二条第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者(以下「交付決定権者」という。)
 - 三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する 法人を当該事業に関して監督する者(以下「法人監督者」という。)
 - 四 第二条第二項第二号二に該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣
 - 五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び 同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を 行う者
- 2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。)に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定してこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。
- 3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。
 - 一 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事)に通知すること。
 - 二 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事)に通知すること。
- 4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二種事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第三項第二号(前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまで(当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで)は、当該第二種事業を実施してはならない。
- 6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあってはこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に

応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成するものと する。

- 7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。
- 9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の 環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣 (主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。
- 10 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(以下、略)

6.1.4 環境影響評価法施行令

環境影響評価法施行令(平成9年12月3日政令第346号)

最終改正: 平成 24 年 10 月 24 日政令第 265 号

内閣は、環境影響評価法 (平成9年法律第81号)第二条第二項 及び第三項 並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(第一種事業)

第一条 環境影響評価法 (以下「法」という。)第二条第二項 の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に 掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が 同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、 公有水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に 掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号 の措置がとられたものに限る。以下「対象公 有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(法第二条第二項第一号 ワの政令で定める事業の種類)

第二条 法第二条第二項第一号 ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業(造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号 チから ヲまでに掲げるものに該当するものを除く。)とする。

(免許等に係る法律の規定)

第三条 法第二条第二項第二号 イの法律の規定であって政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業 の種類(第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の細分を含む。)ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(法第二条第二項第二号 口の政令で定める給付金)

- 第四条 法第二条第二項第二号 口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号)第百五条の三第二項 に規定する交付金
 - 二 地域自主戦略交付金
 - 三 社会資本整備総合交付金

(法第二条第二項第二号 ホの法律の規定であって政令で定めるもの)

第五条 法第二条第二項第二号 ホの法律の規定であって政令で定めるものは、公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項 (土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第四号 の事業に適用される場合に限る。)の規定とする。

(第二種事業の規模に係る数値の比)

第六条 法第二条第三項 の政令で定める数値は、〇・七五とする。

(第二種事業)

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(配慮書についての環境大臣の意見の提出期間)

第八条 法第三条の五 の政令で定める期間は、四十五日とする。

(主務大臣の意見の提出期間)

第九条 法第三条の六 の政令で定める期間は、九十日とする。

(方法書についての都道府県知事の意見の提出期間)

第十条 法第十条第一項 の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項 の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

(法第十条第四項 の政令で定める市)

第十一条 法第十条第四項 の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新 潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

(以下、略)

6.1.5 環境影響評価に基づく基本的事項

環境影響評価法に基づく基本的事項(平成9年12月12日 環境庁告示第87号)

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第三条の二第三項、第三条の七第二項、第四条第九項、第十一条 第四項、第十二条第二項及び第三十八条の二第二項の規定に基づき、環境影響評価法第四条第九項の規定に よる主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定によ る主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項(平成九年十二月環境庁告示第八十七号)の全部を次のよ うに改正したので、同法第三条の八、第四条第十項、第十三条及び第三十八条の二第三項の規定に基づき、 公表する。

最終改正:平成24年4月2日環境省告示第63号

この基本的事項は、環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の二第三項の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣。以下同じ。)が定めるべき「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」(以下「計画段階配慮事項にの選定定指針」という。)、法第三条の七第二項の規定により主務大臣が定めるべき「計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針」(以下「計画段階意見聴取指針」という。)、法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき「第二種事業の判定の基準」(以下「判定基準」という。)、法第十一条第四項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」(以下「環境影響評価項目等選定指針」という。)、法第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき「環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)に関する指針」(以下「環境保全措置計針」という。)に関する指針」(以下「環境に関する指針」(以下「報告書の作成に関する指針」(以下「報告書作成指針」という。)に関する基本となるべき事項について定めるものである。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価は、法第三条の二第三項の規定に基づき、計画段階配慮事項等選定指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。
- (3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- (4) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項(以下「選定事項」という。)ごとに行うものとする。
- (5) 調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲(以下「調査地域」という。)の気象、水象等の自然条件(以下単に「自然条件」という。)及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件(以下単に「社会条件」という。)に関する情報を、原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。
- (6) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。
- (7) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実 行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定事項については、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化(構成要素そのものの量的な変化を含む。)の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。
- (2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。
 - ア「植物」及び「動物」に区分される選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - イ「生態系」に区分される選定事項については、以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - (ア)自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない 自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
 - (イ)里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔 林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
 - (ウ)水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境(工)都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境
- (3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。
 - ア「景観」に区分される選定事項については、主要な眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及 び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - イ「触れ合いの活動の場」に区分される選定事項については、野外レクリエーション及び地域住民等の 日常的な自然との触れ合いの活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利 用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
- (4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定事項については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。
- 三 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項
 - (1) 第一種事業を実施しようとする者が、位置等に関する複数案を設定するに当たっての留意事項、並びに 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報の内 容及びその把握に当たっての留意事項を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき旨、また、重大な環境影響を回避し、又は低減するために建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意すべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (3) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、 計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (4) (1)の計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報には、第一種事業の内容(以下第一において「事業特性」という。)並びに第一種事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況(以下第一において「地域特性」という。)に関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (5) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (6) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
 - (7) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当

該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配 盧事項等選定指針において定めるものとする。

この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。

(8) 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

第二計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置は、法第三条の七第二項の規定に基づき、計画段階意見聴取指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 意見聴取は、第一種事業の実施が想定される区域を管轄する都道府県及び市町村その他の当該事業に関係すると認められる地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)の長並びに一般からの意見を求めることを基本とし、これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。また、意見聴取に当たっては、当該事業の計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体の長及び一般の意見を求めるよう努めるものとする。
- (3) 関係地方公共団体の長及び一般からの意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるよう努めるものとする。このとき、まず一般からの意見を求め、次に関係地方公共団体の長からの意見を求めるよう努めるものとする。関係地方公共団体の長に意見を求めるに当たっては、一般からの意見の概要及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解をあらかじめ関係地方公共団体の長へ送付するよう努めるものとする。

二 意見聴取に当たっての留意事項

第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する留意事項を、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」、「第一種事業の名称、種類及び規模」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。
- (2) 一般から意見を求める場合の配慮書の案又は配慮書の一般への公表は、書面による供覧及びインターネットの利用等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。
- (3) 関係地方公共団体の長からの意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を当該地方公共団体に送付し、適切な期間を確保して意見を求める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。

第三 判定基準に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第二種事業についての判定は、法第四条第三項の規定に基づき、判定基準の定めるところにより行われるものである。
- (2) 判定基準は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められる事業として法第四条第三項第一号の措置をとらなければならない場合について定めるものとする。
- (3) 判定基準は、第二種事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、次に掲げる事項が含まれるよう定めるものとする。ア個別の事業の内容に基づく判定基準イ第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情(以下「環境の状況その他の事情」という。)に基づく判定基準

二 判定基準の内容

(1) 個別の事業の内容に基づく判定基準

個別の事業の内容に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。

ア当該事業が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが ある場合

例えば、当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でないものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

イ当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われることにより、総体としての環境影響 の程度が著しいものとなるおそれがある場合 (2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準

環境の状況その他の事情に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。

ア環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合

例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。

- (ア)閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される汚染物質が滞留しやすい地域において、 当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (イ)学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (ウ) 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息・生育の場としての自然 環境その他、次に掲げる重要な自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあ る場合
 - (i) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けて いない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
 - (ii) 里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
 - (iii) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、 地域において重要な機能を有する自然環境
 - (iv) 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、 地域を特徴づける重要な自然環境
- イ環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合

例えば、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)に基づき総量規制基準が定められた地域、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に基づき自然公園として指定された地域等法令等により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

- ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合 例えば、環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る 環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- 三 判定基準を定めるに当たっての留意事項判定基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 法第四条第一項の規定により届出が行われた第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき 区域その他第二種事業の概要並びに第二種事業に係る判定を行う者(以下「判定権者」という。)が入 手可能な地域の自然的社会的状況に関する知見に基づき、判定権者が客観的に判定できるものとすること。
 - (2) 二(1)及び二(2)に掲げる内容に沿って法第四条第二項の規定により述べられた都道府県知事の意見が適切に反映できるものとすること。

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

- 一般的事項

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、法第十一条第一項の規定に基づき、環境影響評価項目等選定指針の定めるところにより、選定されるものである。
- (2) 環境影響評価の項目の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。
- (3) 調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。
- (4) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査地域の自然条件及び社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。
- (5) 予測は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法により、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。
- (6) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。この場合において、国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合

は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

- (7) 調査、予測及び評価に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめること等により、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について、検討が行われるよう留意するものとする。
- 二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針
 - (1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第 十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度 その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化(構 成要素そのものの量的な変化を含む。)の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び 自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。
 - (2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本 法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行 うものとする。
 - ア「植物」及び「動物」に区分される選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - イ「生態系」に区分される選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、アの調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする
 - (3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。
 - ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観 資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - イ「触れ合いの活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の 日常的な自然との触れ合いの活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利 用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
 - (4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。
- 三 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項
 - (1) 事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に整理すべき情報の内容及びその整理に当たっての留意事項を、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。
 - この場合において、当該情報には、計画の立案の段階以降の事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容に関する情報が含まれ、また、必要に応じ、当該事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の地域の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関する計画段階配慮事項についての検討後に追加的に収集した情報が含まれるよう定めるものとする。また、事業特性に関する情報の整理に当たっての留意事項として、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても整理することが含まれるものとする。地域特性に関する情報の整理に当たっての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても整理することが含まれるものとする。
 - (2) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。
 - (3) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。
 - (4) 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

四 環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1) 環境影響評価項目等選定指針において、対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を明らかにするとともに、この内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分(以下「参考項目」という。)を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

ア影響要因の細区分は、環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等に応じて、(ア)当該対象事業に係る工事の実施、(イ)当該工事が完了した後の土地(他の対象事業の用に供するものを除く。)又は工作物(以下「土地等」という。)の存在(法第二条第二項第一号トに掲げる事業の種類に該当する事業以外の事業にあっては土地等の供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。)のそれぞれに関し、物質等を排出し、又は既存の環境を損ない若しくは変化させる等の要因を整理するものとする。

イ 環境要素の細区分は、法令による規制・目標の有無、環境に及ぼすおそれのある影響の重大性等を考慮して、適切に定められるものとする。

(2) 個別の事業ごとの環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、法第三章に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分を明らかにすべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響要因が整理されるものとすること。

五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1) 事業者による調査の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法(以下「調査法」という。)を選定するものとすること。地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとすること。法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとすること。

イ調査地域

調査地域の設定に当たっては、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等とすること。

ウ調査の地点

調査地域内における調査の地点の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点が設定されるものとすること。

エ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとすること。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとするとともに、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されるものとすること。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとすること。

オ調査によって得られる情報の整理の方法

調査によって得られる情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理されるものとすること。

また、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとすること。カ環境への影響の少ない調査の方法の選定調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法が選定されるものとすること。

(2) 事業者による予測の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア予測法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法(以下「予測法」という。)を選定するものとすること。

イ予測地域

予測の対象となる地域の範囲(以下「予測地域」という。)は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、 選定項目ごとの調査地域の内から適切に設定されるものとすること。

ウ予測の地点

予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等が設定されるものとすること。

エ予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分勘案し、供用後の定常状態及び影響が最大になる時期(当該時期が設定されることができる場合に限る。)、工事の実施による影響が最大になる時期等について、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期が設定されるものとすること。

また、工事が完了した後の土地等の供用後定常状態に至るまでに長期間を要し、若しくは予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測が行われるものとすること。

オ予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる 条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及 び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理されるものとすること。

カ 将来の環境の状態の設定のあり方環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態(将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。)を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとすること。この場合において、地域の将来の環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとすること。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であって、 将来の環境の状態の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容 を明らかにできるように整理されるものとすること。

キ予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとすること。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとすること。

(3) 事業者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア環境影響の回避・低減に係る評価

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、 複数案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられて いるか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に 及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるもの とすること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理される ものとすること。

なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとすること。

イ国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとすること。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても、当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討されるものとすること。

- ウ その他の留意事項評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措 置等の内容を明らかにできるように整理されるものとすること。
- (4) 環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、

対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、事業者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法(以下「参考手法」という。)を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。この場合において、参考手法には、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるよう複数の手法を含めるよう努めること。

- (5) 参考手法を定める場合には、環境影響評価項目等選定指針において、個別の事業ごとの調査及び予測の手法の選定に当たって、それぞれの事業ごとに参考手法を勘案しつつ事業特性及び地域特性に関する情報、法第三章に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定すべき旨、定めるものとする。
- 六 参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たっての留意事項

参考項目又は参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、法第三章に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ、項目及び手法を選定するに当たっての留意事項として、以下の内容を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

- (1) 参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容と個別の事業の内容との相違を把握するものとすること。
- (2) 環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合、類似の事例により影響の程度が明らかな場合等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができること。
- (3) 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域 又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等において は、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。

第五 環境保全措置指針に関する基本的事項

- 一般的事項

- (1) 対象事業に係る環境保全措置は、法第十二条第一項の規定に基づき、環境保全措置指針の定めるところにより、検討されるものである。
- (2) 環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものとする。
- 二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)の検討が行われるものとすること。
- (2) 環境保全措置は、事業者により実行可能な範囲内において検討されるよう整理されるものとすること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとすること。
 - ア 環境保全措置の効果及び必要に応じ不確実性の程度
 - イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
 - ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
 - エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとすること。
- (5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること。
- (6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工

事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の 重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償 措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後 の環境の状態等を把握するための調査(以下「事後調査」という。)の必要性を検討するとともに、事後 調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応 の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとすること。
- イ 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法が選定され、採用されるものとすること。
- ウ 事後調査において、地方公共団体等が行う環境モニタリング等を活用する場合、当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにできるようにすること。
- エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとすること。

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 対象事業に係る報告書の作成は、法第三十八条の二第二項の規定に基づき、報告書作成指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階で一回作成することを基本とし、この場合、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

二 報告書の記載事項

- (1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。
 - ア 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報
 - イ 事後調査の項目、手法及び結果
 - ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等才報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は その計画、及びその結果を公表する旨
- (2) 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする

第七 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者等の読替え

法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、第一の適用については、一(7)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、三(1)、(5)、(6)及び(8)中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。また、第二の適用については、一(3)中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、二(1)中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」とする。

法第四十条第二項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、第四の適用については、一(6)中「事業者により」とあるのは「都市計画事業者により」と、「事業者の」とあるのは「都市計画決定権者の」と、三(1)から(3)まで中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、五(1)及び(2)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同(3)中「事業者による」とあるのは「都市計画決定権者による」と、「事業者により」とあるのは「都市計画決定権者により」と、「事業者以外」とあるのは「都市計画事業者以外」と、同(4)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。また、第五の適用については、一(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、二(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

法第四十条の二の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続を行う場合において、第六の適用については、二(1)ア中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

第八 その他

本基本的事項並びにこれに基づき主務大臣が定める基準及び指針に用いられる科学的知見については、常に

その妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本 基本的事項並びに基準及び指針について、必要な改定を随時行うものとする。

特に、本基本的事項の内容全般については、五年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表するものとする。

改正文(平成一二年一二月一四日環境庁告示第七八号)抄 平成十三年一月六日から適用する。 改正文(平成一七年三月三〇日環境省告示第二六号)抄 平成十七年三月三十日から適用する。 改正文(平成二四年四月二日環境省告示第六三号)抄 平成二十四年四月二日から適用する。

<別表>

		影	響要因の区分	工事	存在・供用
環境要素の区分			細区分		
			細区分	1 1 1 1 1 1 1 1	
		大気質		· †	i i i .
環境の自然的構成	大気環境	騒 音		+	
要素の良好な状態		振動		+	
の保持		悪臭			
		その他		· 	
		水質			
	水環境	底 質		· -	
		地下水		.	
		その他		!	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	土壌環境	土壌環境地形・地質		1	
	・その他	地盤		 	
	の環境	土壌		1	1 1 1
		その他		‡	
生物の多様性の確	植物			+	i i i
保及び自然環境の	動物			‡	i i i
体系的保全	生態系			i i · +	
人と自然との豊か	景 観			i i	i i i i
な触れ合い	触れ合い	活動の場			1 1 1
環境への負荷		廃棄物等			
		温室効果ガス等		· -	

6.2 その他参考資料

6.2.1 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(平成 19 年 4 月 環境省)

戦略的環境アセスメント導入ガイドライン (上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階)

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEA(戦略的環境アセスメント)の共通的な手続、評価方法等を示すものであり、これによりSEAの実施を促すことを目的とする。

2. 対象計画

このガイドラインの対象とする計画は、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号) に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画(法定計画以外の任意の計画を含む。)のうち事業の位置・規模等の検討段階のもの(以下「対象計画」という。)を想定している。本ガイドラインに基づきSEAの導入を検討するに当たっては、対象計画や事業の特性、事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、検討するものとする。

3. 実施主体

意思決定者の自主的環境配慮という環境アセスメントの原則及び環境配慮を意思決定に円滑に組み込むという目的に鑑みれば、SEAは、対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等(以下「計画策定者等」という。)が行うことが適当である。

4. SEAに関する手続等

(1) 基本的な考え方

計画策定者等が自ら評価を実施するに当たっては、評価の信頼性及び客観性等を確保する必要があることから、計画策定者等は、対象計画に応じた情報の公開や、次に掲げる者の関与を得ることが必要である。また、科学的な環境情報の交流のベースや意思決定の際に勘案すべき情報を提供することを目的に、SEAの評価結果を記した文書(以下「評価文書」という。)をわかりやすく作成することが必要である。

計画策定者等が法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「民間事業者等」という。) の場合にあっては、6.(2)の考え方による。

ア 公衆

地域の環境情報は、国、地方公共団体のほか、当該地域の住民をはじめ、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等(以下「公衆」という。)によって広範に保有されている。

計画策定者等が、対象計画の検討経緯を示し、公衆から環境の保全の見地からの意見を聴取し、その意見を踏まえて環境配慮を行うという環境の保全に向けた積極的な参画・協働を推進し、公衆が共有する環境の将来像や地域固有の環境に関する価値観を含む地域の環境情報を把握するよう努めることで、より良い計画が策定されることが期待される。

なお、現在一部の事業で行われている「公共事業の構想段階における住民参加手続」(PI) は、計画 案の背景、理由、案の内容、国民生活や環境、社会経済への影響、メリット・デメリット等の情報を住民 に提供し、意見を把握しようとする取組である。環境面については、本ガイドラインを踏まえ、評価結果 を文書にわかりやすくとりまとめるなどにより、公衆等のより積極的な関与を得、計画の検討において環 境的側面が適切に配慮されるよう取り組むことが望ましい。

イ 地方公共団体(環境の保全に関する事務を所掌する部局等)

地域の環境の保全に関する事務を所掌し、地域の環境情報を広範に保有する地方公共団体は、計画策定者等が行う検討に必要な環境情報を提供するとともに、計画策定者等が行う評価において必要な環境情報に基づいた環境影響の把握及び複数案の比較等が行われ、それらに基づいて環境の保全についての適切な配慮がなされているかについて、SEAの目的を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を述べる。

さらに、地方公共団体が計画策定者等となる例があり、評価の客観性や科学的な信頼性を高める必要

があること等から、意見の提出に当たっては専門家の活用を図ることが望ましい。

また、地方公共団体は、公報・広報誌の発行、ホームページの開設等公衆への周知手段を有し、その利用を図り得る立場にあることから、計画策定者等が作成する評価文書等の周知に協力することが期待される。

なお、地方公共団体の策定する環境基本計画等において公衆が共有する環境の将来像や地域固有の環境に関する価値観を分かりやすく示すことにより、SEAの実施に当たっての計画策定者等の検討に資することが望まれる。

ウ 国(環境省)

環境省は、国の行政機関の長又は国の行政機関の地方支分部局の長が決定を行う又は決定に関与する対象計画について、計画策定者等が行う評価において必要な環境情報に基づいた環境影響の把握及び複数案の比較等が行われ、それらに基づいて環境の保全についての適切な配慮がなされているかについて、国における環境の保全に関する行政の総合的な推進を担う立場で、SEAの目的を踏まえ、必要な場合に環境の保全の見地からの意見を述べる。

また、計画策定者等の求めに応じて、環境の保全の見地からの意見を述べること、計画策定者等が作成する評価文書等の周知に協力するなどにより、本ガイドラインに基づく計画策定者等の取組を支援し、適切な環境配慮が行われるよう努めるものとする。

(2) SEAの手続

本ガイドラインにおいてSEAの実施に当たり必要な標準的手続を以下のとおり定める。ただし、本ガイドラインによる手続は、計画策定者等が行う対象計画の策定や参画・協働のプロセスを画一的なものとすることを目的とするものではなく、また、対象計画の特性、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取扱いを妨げるものではないことに留意する必要がある。

なお、計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業段階で行う詳細、網羅的な 評価の手続とは異なるものとなる。

計画策定者等が各段階において公表及び意見の把握を行うに当たっては、説明会、文書又はインターネットによる縦覧など状況に応じた適切な方法により必要な情報を可能な範囲で公表するとともに、適切な意見形成に必要な期間を設け意見の把握に努めるものとする。また、円滑な意見の把握を行うため、対象計画及びSEAの検討のスケジュール等が決定されるごとに速やかに公表するものとする。

対象計画に係る事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)を管轄する国の地方環境事務所は地方公共団体の協力も得て、公表の内容等の連絡を受け、公衆への周知等について協力する。

ア SEA実施の発議

計画策定者等は、対象計画の検討を実施すること及びSEAの検討を開始する旨を公表するとともに、関係地域を管轄する都道府県及び市町村(以下「関係都道府県・市町村」という。)に通知する。その際、対象計画の検討手順及びSEAの実施スケジュール等が決まっている場合、併せて公表する。

イ 評価方法の検討プロセス

計画策定者等は、比較評価を行うべき位置・規模等の複数案、評価を行うべき項目並びに調査、予測及び評価の手法(以下「評価方法」という)を検討する。。評価方法の検討に当たって、計画策定者等は、適切な時期に計画特性及び地域特性並びに評価方法の案等を公表し、環境の保全の観点からの公衆の意見を把握する。また、関係都道府県・市町村に対し、適切な時期に評価方法の検討状況を示すともに、それまでに把握している公衆の意見の概要及び当該意見に対する見解等を示し、関係地域の環境の保全に関する情報の提供を求める。

ウ 評価文書の作成プロセス

(ア) 評価文書案の作成

計画策定者等は評価方法に基づき、環境影響について調査、予測及び評価を行い、計画策定者等の氏名及び住所、対象計画の概要(目的、内容、事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況等。以下同じ。)、評価方法(評価方法に関する公衆の意見の概要及び当該意見に対する計画策定者等の見解等検討経緯を含む。)並びに調査、予測及び評価の結果を記載した評価文書案を作成する。

(イ) 評価文書案の公表及び公衆の意見の把握

計画策定者等は評価文書案(必要な場合はその概要を含む。)を公表し、環境の保全の見地からの公衆の意見を把握する。

(ウ) 関係都道府県・市町村の意見の把握

計画策定者等は、評価文書案に把握した公衆の意見の概要及び当該意見に対する計画策定者等の見解を

付して関係都道府県・市町村に送付するとともに、関係都道府県・市町村に対し、評価文書案について環境の保全の見地からの意見を求める。

(I) 環境省の意見

環境省は、国の行政機関の長又は国の行政機関の地方支分部局の長が決定を行う又は決定に関与する対象計画について、資料の提出を求める等により、計画策定者等の検討状況の把握に努め、環境の保全に関する行政を総合的に推進する立場から、SEAの目的を踏まえ、必要な場合に環境の保全の見地から意見を述べる。なお、計画策定者等は、評価文書案に把握した関係都道府県・市町村の意見及びそれに対する計画策定者等の見解を付して環境省に送付するとともに、環境省に対し、評価文書案についてSEAの目的を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

(オ) 評価文書の作成

計画策定者等は、公衆、関係都道府県・市町村及び環境省の意見(以下「関係者意見」という。)を踏まえ、評価文書案の記載事項について検討を加え、評価文書(関係者意見(公衆の意見にあってはその概要)及び当該意見に対する計画策定者等の見解を含む。)を作成し、公表する。

(3) SEA評価結果の対象計画への反映等

計画策定者等は、対象計画の決定に当たり、評価文書の内容を踏まえ、環境の保全について適正な配慮に努める。また、評価結果の反映状況について、対象計画を決定し公表する際に明らかにする。

5. 評価の実施方法

(1) 計画特性及び地域特性の把握

複数案の設定及び評価項目や手法の選定を行うに当たって、計画特性及び地域特性の把握を行う。

ア 計画特性

対象計画の目的、検討経緯や事業の種類、位置・規模等対象計画の内容についての情報を取りまとめる。なお、対象計画に係る事業の実施における環境保全措置のうち、位置・規模等の検討段階でその実施が確実であり、予測・評価の前提として扱うものについて記述する。

イ 地域特性

対象計画に係る事業が実施されるべき区域及びその周辺の地域について、既存文献調査等により大気質、地形及び土地利用等の自然的社会的状況を把握する。自然的社会的状況には、当該地域において特に留意すべき環境の保全に関する課題とその解決に向けた取組や、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準、計画及び方針等環境の保全に関する施策の内容等(以下「環境保全施策」という。) も含まれる。

(2) 複数案の設定

環境への影響の回避又は低減の可能性を検討するため、対象計画の目的を達成し得る実現可能な案として 計画策定プロセスにおいて選定される複数案を対象に比較評価を行う。

評価の目的を達成するためには、環境影響の有無や程度及び環境保全施策との整合性について比較評価を 行うことで、環境への影響の回避又は低減の検討が可能な複数案が設定されることが必要である。

また、事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を 達成できる案を設定し得る場合等には、それらを複数案に含めるものとする。複数案に含めて考えることが 現実的でない場合でも、対象計画に係る事業を行わない場合に将来の環境の状態の悪化が予測される場合や 事業の実施により現況の環境の改善が見込まれる場合等には、評価の参考として示すことが必要である。

ただし、地域の自然的状況、社会的状況等から複数案を設定することが現実的でない場合には、その理由を付すとともに、単一案で調査、予測及び評価を行い、環境配慮事項を整理することとする。

(3) 評価項目の選定

ア 評価項目の範囲

対象とする影響要因については、原則として、対象計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用とする。ただし、建設工事に伴う副産物については、工作物の存在により発生量の程度が大きく異なり、複数案の環境的側面の比較評価等に必要な場合には対象とする。

また、対象とする環境要素については、環境基本法に定める「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」及び「環境への負荷」に係るものとする。

イ 評価項目の選定方法

評価項目は、計画特性及び地域特性を勘案し、各案毎にSEAの評価の目的に照らし、位置・規模等の検討段階において評価を行う必要のある項目を選定する。

計画特性の観点からは、当該計画案に係る事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある環境要素に係る項目を選定する。また、地域特性の観点からは、環境影響を受けやすい地域又は対象、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象及び既に環境が悪化し又はそのおそれのある地域が存在する場合において、環境保全施策との整合性の確認に必要な環境要素に係る項目を勘案し、影響を受けるおそれのある環境要素に係る項目を選定するとともに、対象計画に係る事業の実施による環境の改善効果が見込まれる項目について選定する。

「参考付表 - 1 主な評価項目の選定の考え方]

(4) 調査、予測及び評価

評価項目ごとに環境影響の程度を把握するため、評価指標を設定すること等により、調査、予測及び評価を行う。

調査、予測及び評価は、SEAの評価の目的を満たす範囲で事業の熟度に応じた手法を用いれば足る。

ア 調査の手法

調査は、予測及び評価に必要な被影響対象の分布状況や、特に脆弱な環境の状況等の情報を既存資料(計画策定者等が過去に行った現地調査結果等を含む)により収集し、整理等することにより行う。

なお、既存資料のみでは評価に必要な情報が得られず、さらに詳細な情報が必要であると判断された 場合には、専門家の意見聴取や現地調査の実施について検討する。

イ 予測の手法

予測は、重大な環境影響の回避又は低減を図るという評価の趣旨を勘案し、複数案の環境影響の比較評価の指標(評価指標)として各案ごとに被影響対象の分布を整理し、環境影響の程度を把握することにより行う。

また、著しい影響が予測される場合等さらに詳細な情報が必要な場合、国や地方公共団体による環境の保全に係る基準等との整合性を確認するため、可能な範囲で理論式に基づく計算、事例の引用等を行う。 [参考付表 - 2 予測手法及び情報源等]

ウ 評価の手法

評価は、予測結果に基づき、次に掲げる評価の視点について各案ごとに環境影響の把握等を行い、複数案間の環境影響の比較により留意すべき環境影響や環境保全施策との整合性等各案の特徴を明らかにし、環境配慮事項を整理することにより行う。

(ア) 留意すべき環境影響の把握

評価項目ごとに各案の影響の程度を把握するとともに、特に留意すべき環境影響の内容を整理し、対策が必要な評価項目を把握する。

(イ) 環境保全施策との整合性の確認

地域特性として把握した地域の環境課題の解決や環境目標の達成等、環境保全施策との整合性について確認する。

(ウ) 環境配慮事項の提示

上記(ア) 及び(イ) を踏まえ、事業実施段階の環境影響評価において留意すべき点等、それぞれの案を採用した場合に必要となる環境配慮の事項を示す。

(5) 評価結果の取りまとめ

予測及び評価を踏まえ、その評価結果を対象計画に反映させるため、環境面から見た各案の長所・短所、 及び当該検討段階において特に留意すべき環境影響の内容について記述する。

なお、複数案のうち、環境面から見て他の案と比較して特に環境影響が著しい案があれば、その根拠とと もに明らかにする。

6 . その他

(1) 公共事業分野における関連する取組との関係

上位計画のうち事業の位置・規模等を決定する場合にあたっては、環境的側面、社会的側面、経済的側面 等様々な側面を勘案して決定されるものであり、環境的側面が適切に配慮されるよう本ガイドラインを踏ま えて取り組まれることが必要である。

既に、国土交通省においては、計画案の背景、理由、及び案の内容、国民生活や環境、社会経済への影響、メリット・デメリット等の情報を住民に提供し、意見の把握を行う「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」(平成15年6月30日国土交通事務次官通知)等を活用して一部の事業

でその取組みを実施しているとともに、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階での計画策定プロセスのあり方について検討が開始されたところである。今後は、SEAを実施するに当たりPIにおいて、本ガイドラインを踏まえ、適切な環境面での検討が行われ、重大な環境影響の回避又は低減に向けた検討に活かされることが望ましい。

(2) 民間事業者等の取扱い

民間事業者等の場合にあっては、このガイドラインの対象計画が規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものであることに鑑み、CSR(企業の社会的責任)等の考え方を踏まえた環境保全上の配慮の取組を透明性を持って推進していくことが期待される。

一方、民間事業者等においては、SEAの手続により計画策定者等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある場合も想定されること、法律によらず本ガイドラインに基づいて民間事業者等に一律の手続きを課すことには限界があることから、SEAについては、事業の特性に即した検討を行い、4.(1)の基本的な考え方の趣旨及び事業の特性を踏まえ、適切な方法の選択により、検討経緯及び評価結果等を記載した文書を作成し、公表するなど、可能な限り取り組むことが期待される。

(3) SEAの評価結果の取扱い

SEAにおいて明らかにされた対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容など、SEAの評価結果については、環境影響評価方法書等の作成に活かすことが望ましい。

参考付表 - 1 主な評価項目の選定の考え方

			参考的表・1 主な評価項目の選定の考え方						
	特性	計画特性	地域特性						
環境要素		X17-131-	環境影響を受けや 環境保全の観点から法令等 すい地域又は対象 より指定された地域又は対		環境が悪化し又は そのおそれのある 地域				
大気環境	大気質	・大気汚染物質を排 出させ、その影響の 程度が著しいものと なるおそれあり	・住居専用地域、住 居地域、住宅、学校、 病院、福祉施設 等	・総量規制の指定地域 大防法) ・窒素酸化物対策地域及び粒子 状物質対策地域(自動車NOx・PM 法) 等	・環境基準(NO2、SPM 等)の未達成地域 等				
	騒音· 振動	・騒音・振動を発生 させ、その影響の程 度が著しいものとな るおそれあり		・騒音規制地域(騒音規制法) ・振動規制地域(振動規制法) 等	・環境基準(騒音)の 未達成地域 ・要請限度の超過地 域(騒音・振動規制 法) 等				
	悪臭	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・悪臭規制地域(悪臭防止法) 等	・規制基準の超過地域(悪臭防止法) 等				
水環境	水 質	・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり・水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・水道原水取水地点 ・閉鎖性の高い水域 ・汽水域 等	・環境基準でより高度な類型に 指定されている水域及びその周 辺地域 ・総量規制の指定地域 水濁法) ・指定地域 (湖沼水質保全特別 措置法) 等	・環境基準(BOD等) の未達成地域 等				
	地下水	・大規模な地下構造物の設置、著しい量の揚水を伴う事業内容を含む・地下水汚染のおそれあり	・地下水利用が行われている地域 等	・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採 取規制法) 等	・相当範囲にわたる 地盤沈下が観測され る地域 等				
土壌環境・そ	地形・ 地質	-	・地形レッドデータ ブックに記載されて いる重要な地形 等	・名勝又は天然記念物(文化財保護法) ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質等	-				
での他	土壤	-	・自然由来・人為的 土壌汚染地域 ・鉱山等跡地 等	・指定地域(土壌汚染防止法) ・農用地汚染対策地域(農用地 土壌汚染防止法) 等	-				
	か・植物 E態系	-	・自然林、湿原、藻 場、干潟、サンゴ群 集、自然海岸等の人 為的な改変をほとん ど受けていない自然 環境又は野生生物の 重要な生息・生育の 場	・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・生息地等保護区(種の保存法) ・緑地保全地区(都市緑地保全法) ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地	-				

特性	計画特性	地域特性					
環境要素	前四付注	環境影響を受けや すい地域又は対象	環境保全の観点から法令等に より指定された地域又は対象	環境が悪化し又は そのおそれのある 地域			
景 観	-	・景観資源 等	・市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然環境情報図(自然環境保 全基礎調査)における自然景観 資源 等	-			
触れ合い活 動の場	•	・地域の主要な人と 自然との触れ合い活 動の場 等	1	-			
廃棄物等	・一般・廃棄物廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	-	-	-			
温室効果ガス等	・温室効果ガス等の 排出量の程度が著し いもの	-	-	-			

注1) 評価項目(環境要素)の選定に当たっては、「計画特性」及び「地域特性」の各欄に該当する可能性のあ る環境要素を選定するものとする。 2) 「地域特性」に掲載している地域又は対象は、参考例として示したものである。

参考付表 - 2 予測手法及び情報源等

	参考的表・2								
環境	予測手法等	評価指標に基づく	P測	理論式に基づく言 る予測	†算又は事例の引用等によ				
要素			情報源	理論式等	情報源等				
大気環境	大気質	・住居専用地域等の 通過・改変の有無、 距離、面積 ・計画実施区域周辺	・地形図、都市計画図、住宅 地図 ・道路環境影響評価の技術手 法 大気汚染物質排出原単位)	・プルーム式、パ フ式による計算 ・簡易予測式 等	・起終点、計画路線、道 路構造、車道部幅員、車 線数、計画交通量、設計 速度等(道路の場合)				
	騒音・ 振動	(m以内)の住宅		・音の伝搬理論式 ・振動レベルの80 %レンジ上端値の 予測式 等	· 気象条件、地形条件 · 大気汚染常時監視結果 等				
	悪臭	等の施設数 ・大気汚染物質総排 出量 等		・事例の引用による予測 等	・廃棄物の種類及び性状 等				
水環境	水 質	・利水の種類・量、 利水施設までの距離 ・漁場の改変面積、 漁場までの距離 ・生態系への影響の 程度(水域の改変面 積、自然植生の改変 面積) ・水質汚濁物質総排 出量 等	・地形図 ・漁業権に関する資料(漁業 権の免許内容) ・自然環境保全基礎調査、航 空写真 等	・事例の引用、そ の他の資料を用い た解析(ボーレン ワイダー等)によ る予測 ・類似施設による 予測 等	・公共用水域の水質測定 結果 ・水文水質データベース ・河川環境データベース ・自治体の水質調査結果 ・事業者が過去に実施し た現地調査報告書 ・雨量・水位・流量年表 等				
	地下水	・計画実施区域周辺 (m以内)の湧水 地、井戸、地下水取 水施設の有無・数 ・地下構造物の有無 ・規模 等		-	-				
土壌環境・その他	地形 地質	・重要な地形・地質 の通過・改変の有無、 直接改変の程度(通 過距離、改変面積等) 等	・天然記念物の一覧 ・自然環境情報図(自然環境 保全基礎調査) ・地形レッドデータブック ・自然環境の保全に関する指 針、環境特性図(重要な地形 ・地質の分布状況等) ・観光パンフレット 等	-	•				
	土壤	・自然由来・人為的 土壌汚染地域の改変 の有無 等	・土壌汚染調査結果 ・地歴の状況(工場や鉱山跡 地等の有無) 等	-	-				
動物・植物 ・生態系		・動植物の重要な 種、注目種等の生息 ・生育の場及び注目 すべき生息地の程度 無、直接改変の程度 (通過距離、改変面 積等) 等	[植生、自然植生、特定植物群落、巨樹・巨木林] ・自然環境保全基礎調査・天然記念物の一覧・レッドデータブック・林班図 等 [湿地、干潟、藻場]・ラムサール条約に基地、日本の重要湿地500・自然環境保全基礎調査、航空写真 等	-	-				

予測手 法等 環境	評価指標に基づく	予測	理論式に基づく計算又は事例の引用等によ る予測		
要素		情報源	理論式等	情報源等	
景 観	・景観資源、眺望景 観の改変の有無・程 度(通過距離、改変 面積等) 等	・自然環境保全基礎調査、地 形図、観光パンフレット 等	-	-	
触れ合い活動の場	・触れ合い活動の場 の改変の有無・程度 (距離、改変面積等) 等		-	-	
廃棄物等	・廃棄物等の種類別 発生量 等	・自治体の廃棄物調査報告書 等	-	-	
温室効果ガス等	・温室効果ガスの年 間発生総量 等	・温室効果ガス排出量算定方 法ガイドライン 等	-	-	

注)本表に掲載している評価指標及び理論式等は、参考例として示したものである。

6.2.2	事業の構想 20 年 4 月				定プロ	コセスガ	イドラ <i>・</i>	イン	
		事業定							
		国	±	交	通	省			

目 次

はじめに				 1
第1 基本的な考えて	5			 2
(1) 本ガイドライ	′ンの目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 2
(2) 本ガイドライ	′ンの運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 2
(3) 用語につい	τ			 4
第2 計画検討手順				 6
(1) 計画検討の	発議 ••••••			 6
(2) 事業の必要	性と課題の共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 6
(3) 複数案の設	定			 6
(4) 評価項目の	設定			 7
(5) 複数案の比	較評価			 7
(6) 計画案の選	定			 7
(7) 計画の決定				 7
(8) 留意事項				 8
第3 住民参画促進				 9
(1) 住民•関係	者等の対象範囲の把握 ···			 9
(2) コミュニケー	-ション手法の選択 ・・・・・・			 9
(3) 段階に応じ	た双方向コミュニケーションの	D実施 ······		 10
(4) 留意事項				 10
第4 技術・専門的検	討			 11
(1) 技術・専門的	的検討内容の整理 ・・・・・・			 11
(2) 技術・専門的	内検討の実施 ・・・・・・・・・・			 11
(3) 各項目の評	価等			 11
(4) 検討結果の	公表			 12
(5) 留意事項				 12
第5 委員会等 ・・・				 13
(1) 設置にあた	っての基本的事項 ・・・・・・			 13
(2) 委員会等の	役割			 13
第6 その他留意事項	頁			 15
(1) 評価結果等	の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 15
(2) 事例の蓄積	とガイドラインの見直し・・・			 15

はじめに

社会資本整備を進めるに当たっては、透明性、公正性を確保し住民・関係者等の理解と協力を得るため、住民参画の取り組みを推進することが重要であり、このことは社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき策定された社会資本整備重点計画において位置づけられている。国土交通省においては、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、計画策定者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民・関係者等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行う等、より良い計画となるよう取り組んできた。

一方、計画づくりにあたっては、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があり、これらを適切に実施するためには、住民・関係者等の理解と協力が不可欠であり、計画策定プロセスを、より透明性等を持ったものにしていくことが求められている。

国土交通省においては、既に、一部の事業においては、構想段階における計画策定プロセスの透明性等を確保するためガイドラインを定め、先行的な取り組みを実施してきたところであるが、今般、これまでの取り組みや各事業における事例等を基に、公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について、標準的な考え方を示すことにより、より良い計画作りに資し、もって、適切な社会資本整備を推進するため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)を策定した。なお、次期「社会資本整備重点計画」の策定についての社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめ(平成19年6月)の中でも公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性、公正性の向上のため新たなガイドライン等で明確に位置づけることの重要性が言及されている。

また、平成 19 年 4 月、環境省により「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が策定され、事業に先立つ早い段階での環境配慮の取組みを進めることが求められているところである。本ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを含むものとなっている。

第1 基本的な考え方

(1) 本ガイドラインの目的

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会資本の整備を円滑に 推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めていく必要 がある。

公共事業の計画に関して国民の理解を得るためには、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性が確保されていることが重要である。

本ガイドラインは公共事業の構想段階に焦点を当て、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、標準的な計画検討手順と手順の各段階に実施すべき事項、計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進及び技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をとりまとめたものである。

本ガイドラインにおいては、標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じた住民参画や委員会等の関与の下、計画を策定することを定めており、これらの計画策定プロセスを実施することにより、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討された合理的な計画を導き出すことが可能となる。

なお、事業の特性等に応じ最適な計画策定のプロセスにも違いがあることから、本 ガイドラインの趣旨を十分に踏まえつつ、各事業において、最適な計画策定のプロセ スを追求することが重要である。

また、本ガイドラインは基本的に計画策定者が実施すべき事項を定めたものであるが、住民、利害関係者(団体)、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関等、様々な主体の計画策定プロセスにおける関わりについても記述している。

(2) 本ガイドラインの運用

- ① 本ガイドラインは、国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の国等が実施する事業のうち、国民生活、社会経済又は環境への影響が大きいものに関係する計画で構想段階にあるものに適用することを基本とし、必要に応じ、各事業において適用対象を定めるものとする。
- ② 計画策定者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、事業の規模等に十分配慮し、当該事業に最も適した計画策定プロセスになるように努めるものとする。なお、本ガイドラインは全ての事業に一律に適用することを意図しているものではなく、本ガイドラインの趣旨を十分踏まえつつ、実際の個別事業への適用にあたって画一的にならないよう柔軟に対応するものとする。

- ③ 公共事業は事業毎に個別の所管法に則り実施されるものである。このため計画策定者は個別の所管法の目的や責務を十分に踏まえて、本ガイドラインを運用するものとする。
- ④ 事業特性等を勘案し、必要に応じて、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドライン等(マニュアル)の整備・充実を図るものとする。
- ⑤ 計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスを進めるにあたり、関係地方公共団体と連携して行うとともに、上位計画等との整合性のみならず、当該事業に関連する地方公共団体の基本構想、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、その他当該地域の整備等に関する構想・方針等や関係行政機関の計画との整合性を図るものとする。
- ⑥ 地方公共団体は、地域社会に密接に関係しており、各地域の意見を代表して述べる立場にあるとともに社会、経済、環境等の様々な観点から行政区域全体を見通し、 判断を行うことができる。このため、地方公共団体は、計画策定プロセスにおいて、 計画策定者と連携・協力することが期待される。
- ⑦ 地方公共団体、民間事業者等が行う事業についても、本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する。

(3) 用語について

構想段階

計画策定者が、事業の公益性及び必要性を確認するとともに、当該事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な事項について、事業の目的に照らして検討を加えることにより、計画を決定するまでの段階をいうものとする。

計画(構想段階における計画)

構想段階の一連の手順を経て絞り込まれた事業の概ねの計画。また、構想段階の次の詳細な計画案の検討段階における検討の基本となるものである。

例えば、河川事業における計画検討、道路事業における概略計画及び港湾事業における長期構想等が該当する。

本ガイドラインにおいては、これらすべてを「計画」と表記する。

住民 関係者等

当該事業の規模や特性に応じて影響(受益、負担)を受ける地域の住民及びNP O・企業等の利害関係者等。

計画策定者

構想段階において計画の検討の発議から計画の決定に至る手続きを実施する主体。なお、事業の特性に応じて、地方公共団体、関係行政機関が共同で実施する場合もある。

委員会等

計画検討手順の妥当性の確保、住民・関係者等との適切なコミュニケーションの確保及び高度な技術・専門的判断が必要な場合等に、計画検討手順、住民参画促進及び技術・専門的検討の進め方に関し客観的な立場から助言するための、学識経験者等からなる組織。

計画策定プロセス

構想段階における計画策定のために実施する標準的な計画検討手順並びに計画 検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進と技術・専門的検討の総称。

計画検討手順

計画検討の発議の後、当該事業の必要性と課題の共有、複数案と評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定及び計画の決定に至るまでの各段階から構成される一連の手順及びその総称。

住民参画促進

計画策定プロセスへの住民・関係者等の参画を促進し、住民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保するために講じられる一連の行為及びその総称。

住民参画促進においては計画策定者と住民・関係者等との双方向のコミュニケーションとなるよう、計画検討手順を進める中で、情報提供、意見の把握、意見の整理・対応の公表を適宜実施する。

技術・専門的検討

計画検討手順の中で行われる当該事業の必要性と課題の共有や複数案の設定・ 評価等における技術的、専門的事項について検討し、計画の合理性を確保するため に行われる一連の検討作業及びその総称。

なお、技術・専門的検討においては、理学や工学等の自然科学分野、社会学や経済学等の社会科学分野、考古学等の人文科学分野の専門的な検討を行うこととする。

第2 計画検討手順

計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性をもって適切に行われるよう計画検討を進めなければならない。そのためには次の 3点に留意する。

- ① 計画検討手順の事前の明確化
- ② 住民参画促進及び技術・専門的検討との有機的な連携
- ③ 事業特性や地域特性を踏まえた検討

計画検討手順の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 計画検討の発議

計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確にし、計画検討に着手することを公表する。

(2) 事業の必要性と課題の共有

計画策定者は、計画検討の発議後、当該事業の必要性や当該事業を実施するに あたっての課題、当該事業を行わないことにより将来どのような影響があるか等の課 題について、住民・関係者等と出来る限り早い段階で共有することが望ましい。

計画策定者は、事業の必要性と課題を共有する過程で、当該事業に関する住民・ 関係者等の様々な観点からの意見の概要を把握するように努める。

また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定等の、以後の計画検討の参考とするものとする。

(3) 複数案の設定

計画策定者は、課題を解決するための適切な計画を決定するため、複数案を設定し比較・検討することを基本とする。その際に、各案の得失を明確にするために複数 案の設定理由を説明することが望ましい。

複数案の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 事業の目的が達成できる案を設定する。
- ② 単一の観点に偏らず社会面、経済面、環境面等の様々な観点を考慮して設定する。
- ③ 住民・関係者等の関心事を含め、地域特性や事業特性等に応じて設定する。
- ④ 事業を行わない案が現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成できる案を設定し得る場合等には、これらを複数案に含めるものとする。

⑤ 事業を行わない案が現実的でない場合でも、比較評価の参考として示すこと が望ましい。

なお、地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を 設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。

(4) 評価項目の設定

複数案の評価項目の設定においては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 事業の目的の達成度合いを評価できること。
- ② 社会面、経済面、環境面等の様々な観点からの評価ができること。
- ③ 住民・関係者等の関心事も含め、地域特性や事業特性等に配慮していること。 その上で、計画策定者は、住民・関係者等からの意見を参考にして必要に応じて評価項目の設定内容を改善する。

(5) 複数案の比較評価

複数案について、住民参画促進や技術・専門的検討を踏まえ、評価項目ごとの評価結果に基づいて、地域や事業の特性等に応じ多様な観点から複数案の優位性を評価する。評価項目ごとの評価にあたっては、正確な資料・データ等に基づき、できるだけ客観的に示すことが重要である。

なお、複数案の優位性を住民・関係者等に説明するにあたっては、正確な資料・データ等に基づき、分かりやすい図示、比較評価表等を用いた整理、客観的な表現、違いの明確化等を行い、容易に結果が理解されるように表現を工夫し、複数案の比較評価の資料としてとりまとめることが望ましい。

(6) 計画案の選定

計画策定者は、自らの責任の下、総合的な観点により比較評価の結果をもとに複数案の中から計画案を選定する。さらに、選定の結果やその理由を広く住民・関係者等に対して説明する。

その説明にあたって、次の点に留意することが望ましい。

- ① 複数案の絞り込み方法、総合評価の過程で特に重視した観点や項目、重視した理由等の明示
- ② 住民・関係者等の意見等に対する真摯な対応
- ③ 選定した計画案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化

(7) 計画の決定

計画策定者は、自らの責任の下、選定した計画案を踏まえて計画を決定し、決定した計画について速やかに公表する。なお、計画の決定にあたって、事業毎の根拠法令に必要な手続きが定められている場合には、その手続きを実施するものとする。

(8) 留意事項

①計画検討手順の管理

計画策定者は、計画検討手順を適切かつ効率的に実施するために、手順全体の管理を行う。

その際、以下の点に留意する。

- 計画策定の期限や策定過程における主要な段階の時期を設定すること
- ・ 次の手順に進む場合等、手順を進めていく上で、残された問題点等を整理する こと

なお、計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要である。

②地方公共団体との連携等

計画策定者は、当該事業に関係する地方公共団体と当該事業に対して社会面、経済面、環境面等の様々な観点から意見交換を十分行うとともに、計画検討手順を進めるにあたって連携するものとする。

③委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて計画検討手順に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

第3 住民参画促進

構想段階における計画策定プロセスにおいて、住民・関係者等の当該計画に対する 意見等の把握、当該計画に対する理解の促進を図るとともに、把握した意見等を計画 検討手順、技術・専門的検討において活用し、よりよい計画を策定するため、住民・関 係者等との適切なコミュニケーションを確保する住民参画が重要である。

構想段階における住民参画促進にあたっては、双方向コミュニケーションとなるように、 次の4点に留意する。

- ① 住民参画の進め方について早期に公表すること
- ② 計画策定者から積極的に情報提供を行うこと
- ③ 住民・関係者等に対し、適切な参画の機会と期間を確保すること
- ④ 住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること

住民参画促進の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握

計画策定者は、住民参画の進行に応じ次の事項を踏まえて、当該事業に関わる住民・関係者等の対象範囲を適切に把握する。

- ① 事業の特性
- ② 地域の特性
- ③ 関連事業の有無
- ④ 事業によってもたらされる影響(受益・負担)の範囲
- ⑤ 事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合

なお、意見把握の実施においては、一部特定事項の関心者等の意見に偏らないようにするため、様々な住民・関係者等の参画を促進することが望ましい。

(2) コミュニケーション手法の選択

住民・関係者等とコミュニケーションを行うには様々な手法がある。

例えば、広報資料やホームページ、新聞等のメディア等を活用した広範な情報提供 手法や、ヒアリングやアンケート、パブリックコメント等の実施による意見把握の手法、さらに、説明会や公聴会、住民・関係者等の参加する協議会、ワークショップ、オープンハウス等を開催し、対面で意見交換・聴取を行う手法等がある。

これらのコミュニケーション手法の選択においては、次の4点を考慮する必要がある。 なお、複数の手法を組み合わせて活用する等、適切に実施することが望ましい。

- (1) コミュニケーションの目的(情報提供、意見把握等)
- ② 対象者
- ③ コミュニケーション手法の特性(メリット、デメリット等)
- ④ 予算や時間等とのバランス

(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施

住民参画促進においては双方向のコミュニケーションとなるように、事業特性等を考慮し、計画検討手順の進行に応じて適切な段階毎に、以下の3点を適切に実施する。

① 情報提供

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために、必要な情報を適切な時期、方法により住民・関係者等に積極的に提供するように努める。

② 意見把握

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画に関して有している意見の把握に努める。なお、意見把握の際には、住民・関係者等が計画案に対して適切に検討する期間及び意見を述べる機会を確保する。

③ 意見の整理と対応の公表

計画策定者は、計画検討手順の進行に応じて住民・関係者等の意見を適切に把握、 整理し、計画検討手順を進めるにあたっての判断材料のひとつとして参考とする。

また、整理した結果を公表するとともに、意見に対していかに対応したか公表し、説明 する。

(4) 留意事項

① 地方公共団体との連携

計画策定者は、地域の代表である当該計画に関係する地方公共団体と、住民参画の進め方についての調整を行う等、住民参画の促進を連携して行う。

② 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて住民参画促進に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

③ 住民参画の円滑な実施

計画策定者は、住民参画を進めるにあたって、住民・関係者等との双方向コミュニケーションが、適切かつ円滑に進むためのルール作りや環境整備に努めるものとする。

第4 技術・専門的検討

技術・専門的検討は、構想段階における計画検討手順において、事業の目的の設定 や計画案を選定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方等が、技術的ある いは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠を与えるものである。

その標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 技術・専門的検討内容の整理

計画策定者は、技術・専門的知見から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提 条件を整理し、検討を実施するために必要となる調査、検討すべきデータの範囲や検 計の手法、体制等の検討の枠組みをあらかじめ決定する。

技術・専門的検討内容の整理にあたっては、住民参画により把握した意見等に留意する等、計画検討手順、住民参画促進との有機的な連携に努めるものとする。

(2) 技術・専門的検討の実施

計画策定者は、技術・専門的検討に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 資料・データ等
 - 検討に用いる資料・データ等は、構想段階における計画検討であることを踏まえ、 入手可能な範囲で適切なものを用いるものとする。
 - 既存の文献や調査データを積極的に活用するものとする。
 - ・ 当該事業の必要性や住民・関係者等の関心事に関係する資料・データ等の収集 にあたっては必要に応じて追加調査を実施する。実施にあたっては、調査の精度、 収集範囲及び調査に要する費用や期間等について、留意するものとする。

② 分析手法

- ・ 資料・データ等の制約、分析精度等を勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。
- 定量的または定性的な評価を行う上で、分かりやすい項目や指標を設定する。

なお、技術・専門的検討の具体的作業の内容は、事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については事業分野ごとの技術基準等に基づき実施するものとする。

(3) 各検討項目の評価等

計画策定者は、各検討項目の評価にあたっては、構想段階の計画検討であることを 踏まえ、客観的な指標に基づき、事業の目的や特性に照らし必要な項目についてはで きるかぎり定量的な評価を実施することに努めるものとし、定性的な評価を実施する際 には可能な限り客観性の確保に努めるものとする。

(4) 検討結果の公表

計画策定者は、検討結果について適切な方法にて公表するものとする。その際には、 技術・専門的検討の透明性を確保するために必要となる検討の前提条件や検討過程 についても併せて公表する。

(5) 留意事項

① 地方公共団体との連携

計画策定者は、技術・専門的検討を実施するにあたり、検討を実施するために必要となる資料・データ等の収集や提供について、必要に応じて地方公共団体と、連携するものとする。

② 関係行政機関等に対する意見聴取

計画策定者は、技術・専門的検討を実施するにあたっては、必要に応じて関係行政機関等に対して意見聴取を行うものとする。

③ 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて、技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

第5 委員会等

(1) 設置にあたっての基本的事項

計画策定者は、必要に応じて、構想段階の計画策定プロセスにおける計画検討手順、 住民参画促進、技術・専門的検討に対して客観的な立場から助言等を行う委員会等を 設置する。

委員会等の設置にあたっては、以下の点に留意する。

① 役割に応じた適切な検討体制の構築 地域や事業の特性に応じて委員会等の役割を明確にし、その役割に応じ幅広い 分野からバランス良く人選し、適切な検討体制の構築をできるだけ早い段階から行

② 適切な役割分担

うこと。

委員会等の役割を明確にし、適切な役割分担を行うことを基本とする。実際の設置にあたっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割毎に別々の委員会等を設置することや、中立性の確保に留意して複数の役割を一つの委員会等が担当することが考えられる。

(2) 委員会等の役割

① 計画検討手順に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、計画検討手順の妥当性の確保について助言等を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- 計画検討手順の進め方についての助言
- ・ 計画検討手順の各手順及びスケジュールの管理
- ② 住民参画促進に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、住民・関係者等と適切なコミュニケーションの確保について助言等 を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 住民参画の進め方についての助言
- 住民参画が適切に行われているかの確認
- ③ 技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、高度な技術・専門的判断や計画内容の合理性の確保について助言等を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

・ 技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言

・ 技術・専門的検討を行うべき内容や検討過程および検討結果の妥当性の確認 なお、専門分野が社会、経済、環境等、様々な分野に渡る場合や、数多くの専門 家の参加が必要な場合には、分野ごとに分科会を設けることも考えられる。

また、この技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等は助言や確認に留まらず、計画策定者の諮問に応じて具体的な検討や提言を行う等の役割を担うことも考えられる。

第6 その他留意事項

(1) 評価結果等の活用

当該事業における計画策定後の環境影響評価や都市計画手続きの段階においても、 計画策定プロセスにおける検討の経緯を十分に勘案するとともに、計画策定プロセスの 中で収集した調査結果・データ等については、有効に活用することが望ましい。

さらに、調査結果・データ等については、他の事業等においても活用が可能となるよう、 既往の調査データ等に必要に応じて反映させる等、データの充実に努めることが望まし い。

(2) 事例の蓄積とガイドラインの見直し

計画策定プロセスの進め方を充実するため、本ガイドラインを踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、他の計画策定者の参考に供するとともに、社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、策定から5年が経過した時点を目処に見直しを行い、その充実を図るものとする。

6.2.3 都市計画における構想段階手続ガイドライン

事 務 連 絡 平成25年4月26日

各都道府県・政令指定都市 都市計画担当部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課

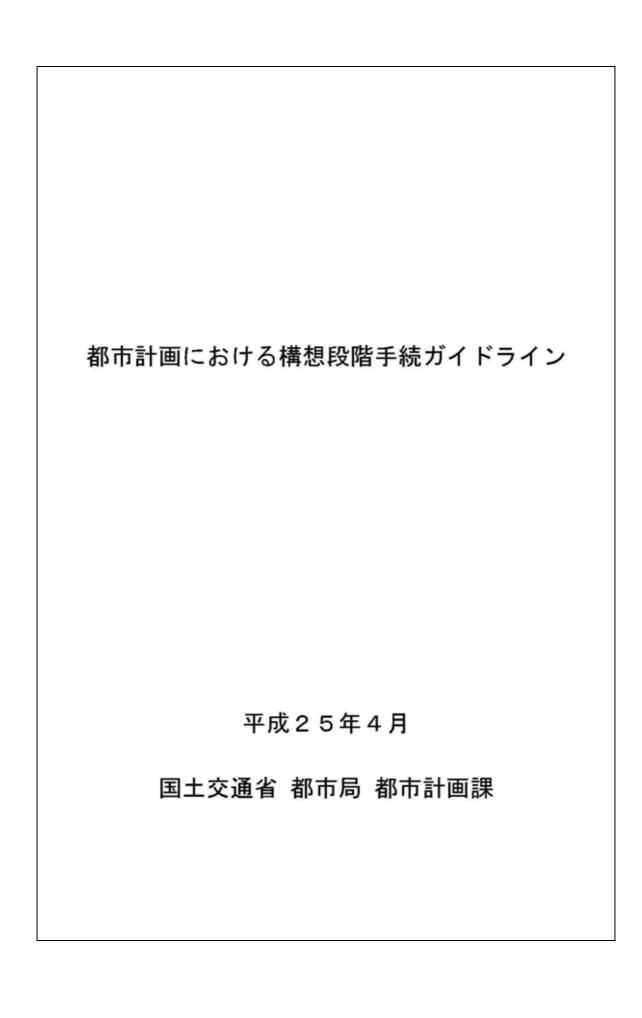
都市計画における構想段階手続ガイドラインについて

都市計画行政の円滑かつ適切な遂行については、かねてよりご高配をいただき感謝申し上げます。

近年の市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり、また、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号)の施行に伴い、平成25年4月1日付けで、都市計画の構想段階における手続の充実に関する都市計画運用指針(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)の改正をしたところです。今般、その解説書として、「都市計画における構想段階手続ガイドライン」を取りまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれては、都市計画における構想段階手続を講じる際に本ガイドラインをご参考とされるとともに、都道府県におかれては、管内市区町村(指定都市を除く。)に対して、本ガイドラインを周知いただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



目 次

1. 趣	取旨・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	本ガイドラインの趣旨・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	都市計画の構想段階手続を行うことの意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 樟	構想段階手続の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	都市計画の概略の案として定める事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	構想段階手続の期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 対	対象都市計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	条例等に基づく配慮書手続との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)	都市計画決定された都市施設、市街地開発事業への対応・・・・・・・・	5
4. 標	票準的な手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	事業の必要性等の共有とプロセスの検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)	複数の都市計画の概略の案の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3)	構想段階評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4)	住民等の意見聴取手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(5)	都市計画の概略の案の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. 評	平価分野・評価項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)	評価項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2)	環境影響評価法に基づく配慮書手続との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
割	窓市計画の種類に応じた参考となる評価分野、評価項目に係る一覧表 ・・	11

1. 趣旨•目的

(都市計画運用指針本文)

近年、市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり等を背景に、都市計画においても、より早期の段階から検討内容を開示し市民参画を進める取組を講じるなど、手続の客観性、透明性を高め、段階的に市民の合意を得ながら計画の熟度を高めていく取組の必要性が高まってきているところである。

また、平成25年度より改正環境影響評価法の施行に伴い、方法書を作成する前の、事業に係る概ねの位置や規模等を検討する計画の立案段階(以下「構想段階」という。)における環境の保全の見地からの手続として配慮書手続が導入されることとなり、当該手続の対象となる都市施設又は市街地開発事業(以下「都市施設等」という。)について都市計画に定めようとする場合においては、都市計画決定権者は、事業を実施しようとする者(以下「事業施行予定者」という。)に代わって当該手続を講じることとされたところである。

一方、都市計画法においては、都市計画の案を作成しようとするこの段階における具体の手続は定めていないものの、本来、都市計画は、環境面のみならず、社会面、経済面なども含めた検討を通じて定められるべきものであることに鑑みれば、都市計画決定権者が当該配慮書手続を講じる場合においては、これに併せて都市計画上の見地からの総合的な検討を行うなど、適切な対応を図ることが必要となるものと考えられる。

このような背景の下、都市計画決定権者においては、早期の段階から検討内容等を開示し、 市民参画を進めていくことが必要な都市施設等の都市計画について、都市施設等の概ねの位 置や規模など概略の案を総合的に評価し、その結果を基に住民意見を聴取、反映しつつ計画 の熟度を高めていくプロセスとして、以下に記載する各事項に基づく手続(以下「都市計画 の構想段階手続」という。)を講じることが求められる。

なお、本項は、環境影響評価法の改正に伴う当面の措置として、同法に基づく配慮書手続の対象となる都市施設及び市街地開発事業について記載しているが、今後、国においても、 さらに当該都市計画の構想段階手続の充実を図ることとする。

(1) 本ガイドラインの趣旨・目的

市民ニーズの多様化、市民のまちづくりへの参加意識の高まりや、改正環境影響評価法に基づく配慮書手続の創設等を背景に、今般、都市計画運用指針を改正し、都市計画における構想段階手続を盛り込んだところです。

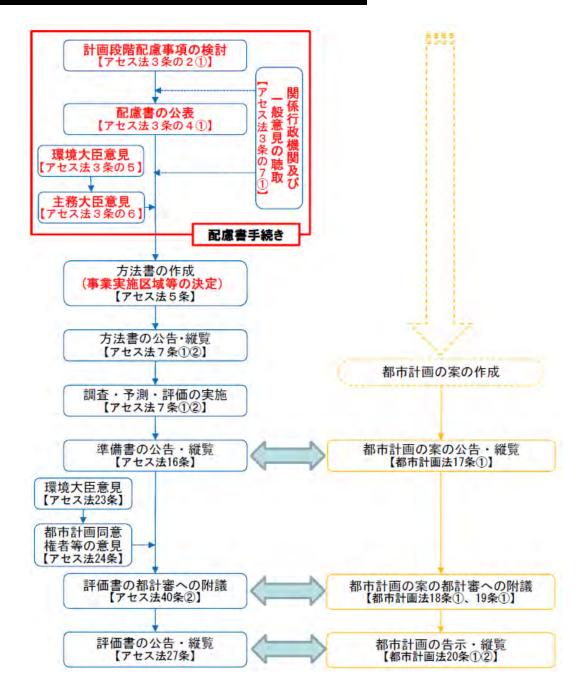
本ガイドラインは、都市計画運用指針の解説書として、都市計画において構想段階手続を行うにあたっての考え方、具体の手続、留意事項等についてとりまとめたものです。都市計画運用指針並びに本ガイドラインを踏まえ、適切に都市計画の手続を講じていただくようお願い申し上げます。

※本ガイドラインで説明する都市計画の構想段階手続とは、都市計画のマスタープラン策 定から、都市計画の案の公告・縦覧に至るまでの都市計画の案を作成しようとする間の 構想段階において、概略の案を都市計画上の見地から総合的に評価し、当該案及び評価 の結果を住民等に開示するとともに住民等の意見を聴取・反映しつつ、都市計画の案の 作成に向けて計画の熟度を高める手続を意味しております。

(2) 都市計画の構想段階手続を行うことの意義

- ① 計画プロセスにおける透明性、客観性、合理性、公正性が向上されること
- ② 早期の段階から環境配慮を含む総合的な観点から検討を進めることを通じ、より合理性の高い計画の策定に資すること
- ③ 早期の段階から住民等の意見の反映を図り、計画への理解や合意形成が促進されること
- ④ 都市計画やまちづくりに係る住民との信頼関係が醸成されること

【参考】環境影響評価法の改正概要(配慮書手続の導入)



2. 構想段階手続の基本的考え方

(都市計画運用指針本文)

① 構想段階手続の概要

都市計画の構想段階手続とは、前述のとおり、都市計画決定権者が、対象とする都市施設等の都市計画について、都市計画のマスタープランを策定してから、都市計画の案の公告・縦覧に至るまでの間の都市計画の案を作成しようとする過程の中で、都市施設等の概ねの位置や規模など都市計画の概略の案を検討する計画の立案段階において講じる手続であり、手続の概要は、おおむね以下のとおりである。

- 1) 複数の都市計画の概略の案の設定
 - -手続の対象となる都市施設等の概ねの位置や規模など、都市計画の概略の案を複数を 基本として設定。
- 2) 複数の都市計画の概略の案の評価 (構想段階評価)
 - -設定した複数の都市計画の概略の案毎に、都市計画上の見地から総合的に評価を実施。 この際、その評価の結果等については住民等の意見を聴取。
- 3) 都市計画の概略の案の決定
 - 構想段階評価の結果、及び住民意見等を踏まえ、都市計画の案のもととなる都市計画の概略の案を決定。
- ② 上位計画への適合性等

都市計画の構想段階手続は、都市計画の案を作成しようとする過程の手続として行われるものであることから、構想段階手続を経て決定される都市計画の概略の案は、法の趣旨に照らし、国の計画に適合するとともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものとするほか、対象となる都市施設等の都市計画を市町村が定める場合においては、市町村の都市計画に関する基本的な方針に即したものとすべきである。

また、構想段階手続を受け、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は市町村の都市計画に関する基本的な方針における記述、表現等の具体化を図る必要が生じた場合には、できる限り速やかにこれを反映させる措置を講じることが望ましい。

③ 事業施行予定者との連携

都市計画の構想段階手続を講じるにあたっては、都市計画決定権者として、事業実施 想定区域等の十分な情報等をもとに現実的かつ合理的な複数の概略の案を設定する必要 があること、また、事業等に係る十分な情報開示のもとに、的確に住民意見等を聴取す る必要があること等から、事業施行予定者から情報の提供を受けるとともに適宜状況等 を確認するなど、事業施行予定者とも十分な連携を図ることが必要である。

(1) 都市計画の概略の案として定める事項

都市計画の概略の案としては、環境影響評価法に基づく配慮書手続との整合性も視野に、 都市計画の種類に応じて以下の内容を定めることが考えられます。

【都市施設】 道路、都市高速鉄道:概ねの位置及び概ねの規模(施設の延長)

【市街地開発事業】 土地区画整理事業等:概ねの位置及び概ねの規模(事業施行区域の面積)

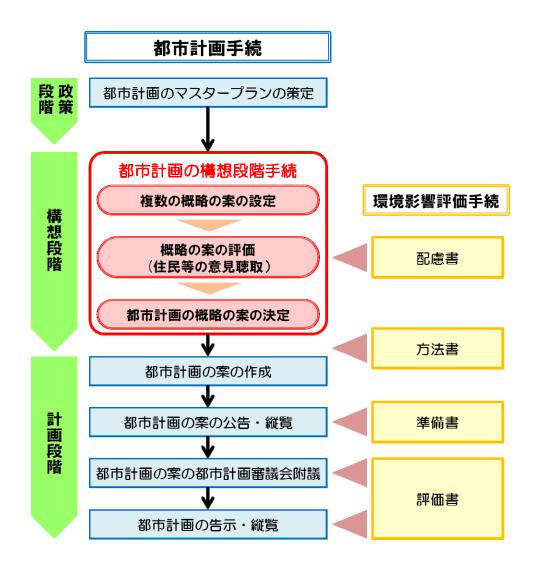
(2) 構想段階手続の期待される効果

都市計画の構想段階手続は、それ自体、都市計画法に基づく法的効力が発生するものではないものの、適切な合意形成手続を経ることにより、対象となる都市計画の必要性や、概略の案に基づいて都市計画決定に向けた手続を進めていくことの妥当性、正当性について関係者間の一定の理解が醸成されるという効果が期待されます。

また、都市計画決定権者においても、都市計画の概略の案を決定した場合、当該概略の 案に即して都市計画の案を検討、作成し、案の公告・縦覧その他の都市計画決定手続に着 手することが求められます。

※概略の案の設定や住民等の意見聴取の手法など構想段階手続に係る具体の手法、手続の検討にあたっては、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」、「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」などの各事業に係る関連文書が参考となります。

【参考】都市計画手続フローにおける構想段階手続の位置づけ(イメージ)



3. 対象都市計画

(都市計画運用指針本文)

現時点で当該手続の必要性が想定される都市計画は、以下のとおりである。

- 環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業に該当する都市施設又は第一種 事業に係る市街地開発事業を都市計画に定めようとする場合においては、構想段階手 続を実施すべきである。
- 環境影響評価法第2条第3項に規定する第二種事業に該当する都市施設又は第二種 事業に係る市街地開発事業を都市計画に定めようとする場合においては、構想段階手 続を実施することが望ましい。この際、当該都市施設等について環境影響評価法に基 づく配慮書手続を講じる場合においては、構想段階手続を実施すべきである。
- 第一種事業又は第二種事業に該当しない都市施設又は市街地開発事業を都市計画に 定めようとする場合であっても、当該都市施設等が円滑な都市活動の確保、良好な都 市環境の保持その他都市計画上の見地から影響が大きいと認める場合においては、構 想段階手続を実施することが考えられる。

(1) 条例等に基づく配慮書手続との関係

第一種事業又は第二種事業に該当しない都市施設又は市街地開発事業など、環境影響評価法に基づく配慮書手続の対象とならない都市施設等であっても、地方公共団体において制定した条例、要綱等に基づき、独自に都市計画決定権者が、配慮書手続を行う場合においては、都市計画手続として構想段階手続を講じることが考えられます。

(2) 都市計画決定された都市施設、市街地開発事業への対応

都市計画構想段階手続は、配慮書手続と同様、構想段階において、事業が実施されるべき区域の位置、規模を決定しようとする際に実施される手続を想定しており、一般的には、一度都市計画決定されるまで進んだ都市施設等について当該手続を実施する必要はないと考えられます。なお、計画の大幅な変更を行う場合など、都市計画決定権者が構想段階に立ち返った検討が必要と判断する都市施設等について、当該構想段階手続の実施を妨げるものではありません。

4. 標準的な手続

(都市計画運用指針本文)

都市計画決定権者は、地域の状況や対象となる都市計画の特性等に応じ、個別に、都市計画 の構想段階手続として講ずべき適切な手続を検討することが必要であるが、この際の基本とな る標準的な手続は以下のとおりである。

① 構想段階手続の要否の判断

都市計画決定権者は、都市施設、市街地開発事業について、当該都市施設等の事業施行 予定者とも協議の上、都市計画の手続の実施を検討する必要性が生じた場合には、都市計 画上の見地から当該都市施設等に係る都市計画の構想段階手続を行うこととするかどう か判断するものとする。なお、都市計画決定される都市施設、市街地開発事業に関する構 想段階における手続については、当該都市施設等をどの段階で都市計画に定めようと判断 するかによって、都市計画決定権者が都市計画の構想段階手続を行う場合以外に、事業施 行予定者が行った当該段階における手続を受けて都市計画決定権者がその後の都市計画 手続を引き継ぐ場合もあるところである。

② 複数の都市計画の概略の案の設定(位置等に関する複数案の設定)

都市計画決定権者は、都市計画に定めようとする都市施設等について都市計画の構想段階手続を行おうとする場合においては、都市計画のマスタープランとの整合性に留意し、また、都市計画上の目的に照らし、総合的な見地から、複数を基本として都市計画の概略の案を設定するものとする。

この際、本手続が都市計画の案を作成しようとする過程において講じられる手続である ことに鑑み、案については、現実的かつ合理的な案を設定することが必要である。

③ 構想段階評価の実施

都市計画決定権者は、設定した都市計画の概略の案毎に、(5)に即して設定する評価項目について評価を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

この際、評価結果をとりまとめる過程、又はとりまとめた評価結果について、適切に住 民意見や、関係者、関係行政機関等の意見を聴取するよう努めることが望まれる。住民意 見の聴取にあたっては、公聴会等を開催するなど、都市計画法第16条に基づく手続とし て行うことも考えられる。

また、予め都市計画審議会に報告し意見を聴取する等の手続を講じることも考えられる。

(環境影響評価法に基づく配慮書手続との調整)

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書手続を行う場合においては、都市計画決定権者は、環境影響評価法令に基づき、配慮書等を公表しなければならないとされているほか、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとされている。

この場合、配慮書を公表する時には、併せて構想段階評価の結果を公表するとと もに、配慮書の案又は配慮書についての一般の意見の聴取を行う時には、併せて構 想段階評価の結果の案又は構想段階評価の結果についての一般の意見の聴取を行う ことが望ましい。

④ 都市計画の概略の案の決定(事業実施区域等の決定)

都市計画決定権者は、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏ま え、手続を行った当該都市施設等に係る都市計画の案の作成に先立ち、都市計画の概略の 案を決定するものとする。

また、都市計画の概略の案は、都市計画の案の基となるものであることに鑑み、決定した概略の案を、必要に応じて、都市計画を定めようとする目的、当該概略案の選定理由、都市計画上の留意事項・配慮事項などの事項を附して、公表することが望ましい。この際、予め、都市計画審議会に報告し、意見を聴取する等の手続を講じることが考えられる。

(環境影響評価法に基づく方法書手続との調整)

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書を作成した場合においては、環境影響評価法第5条に基づく事業実施区域等の決定と、上記の都市計画の概略の案の決定は、一体的に行うものとする。

(1) 事業の必要性等の共有とプロセスの検討

構想段階評価手続においては、複数の概略の案の設定に先立ち、地域における課題や対象となる事業の都市計画上の必要性等について整理、検討を行い関係者間でこれを共有するとともに、当該事業の特性や地域の状況等を勘案し、講ずべき構想段階プロセスについて十分な検討を行うことが有効と考えられます。

①地域課題と事業の必要性等の共有

- 一構想段階手続を進めるに当たっては、まずその立脚点として、当該都市施設等が対象とする地域において、解決が必要とされる現在あるいは将来の交通や市街地整備、まちづくりに関係する課題を具体的に示し、当該都市計画を実現することにより、どのような成果を実現しようとしているのか、その目的、必要性を整理、検討し、関係者間で共有することが有効と考えられます。
- -- この際、地域の課題、都市計画上の目的や必要性については、住民等に理解しやすい平明で具体的なものとすることが望まれます。

②プロセスの検討

-構想段階手続の進め方(予定する計画検討手順、都市施設等の事業特性や広域性等も踏まえた住民等の参加機会や実施主体、事業特性等に応じた概ねのスケジュール)や、手続が終了した後の都市計画の進め方などについて、関係者において、あらかじめ十分な検討を行うことも有効と考えられます。

(2)複数の都市計画の概略の案の設定

複数の都市計画の概略の案は、都市計画のマスタープランとの整合性、都市計画上の目的への適合性に加え、常識的に明らかな非効率性、非合理性がないこと、法的な基準を満たしていることなど、現実的で合理的な案について、複数案を基本として設定することが

必要です。

この際、事業を行わない案や他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成する案が 現実的かつ合理的である場合には、これらを案に含めるよう努めることが必要と考えられ ます。

なお、地形や地域の状況等によって、現実的かつ合理的な概略の案が一案しか設定できない場合には複数の案を設定する必要はありませんが、その理由を明確にすることが必要です。

また、都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書手続を行う場合においては、事業毎に定められる国土交通省令に基づき位置等に関する複数案を設定し、当該複数案に係る計画段階配慮事業について検討を行うこととなります。この際、配慮書と、配慮書に併せて公表される都市計画の構想段階評価の結果とは、共通する案を対象に評価、検討を行うことが望ましいことから、配慮書手続の一環として設定される位置等に関する複数案と、都市計画の構想段階手続において設定される都市計画の概略の案との整合性を確保することが望まれます。

(3) 構想段階評価

概略の案の評価は、住民の参加や住民等の意見の聴取等を適切に行う観点、当該評価の結果を都市計画の概略の案の決定を行うにあたっての検討材料として活用する観点などから、分かりやすく、位置や配置の選定等にあたっての問題の有無が確認できる精度で一定の具体性を有していることが必要となりますが、設定する評価項目や地域の状況、概略の案の熟度や内容等に応じ、必ずしも定量的な評価が必要となるものではないと考えられます。

また、評価では、主に最新の文献調査や既存の調査結果を利用することが一般的ですが、必要に応じて現地踏査を行うことも考えられます。この場合、当該環境調査等の結果については、方法書以降の環境影響評価手続に活用可能な場合もあるものと考えられます。

なお、都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書手続を行う場合においては、構想段階評価の結果をとりまとめた報告書とは別に、環境影響評価法令に基づく配慮書を作成し、例えば環境影響評価法第3条の7に基づく関係する行政機関の環境の保全の見地からの意見の聴取には当該配慮書を使用するなど、同法に基づく配慮書手続が適正に行われるよう措置することが必要です。

(4) 住民等の意見聴取手続

都市計画の構想段階手続を行うにあたっては、手続の透明性、客観性、合理性、公正性を高め、円滑な合意形成を促進するとともに、より良い計画づくりに資することを目的として、手続の初期段階から、住民の参加を促すとともに、住民等の意見を聴取することが有効と考えられます。

この際、住民の参加や住民等の意見聴取の手法としては、公聴会等の開催、アンケートの実施やオープンハウスの設置等が考えられ、事業の特性や地域の状況等に応じて適切な手続、手法を検討することが望まれます。

また、住民等とのコミュニケーション手法を選択する場合は、その範囲や受ける効果、影響、関心の度合いに応じて適切に選択することが有効です。例えば、近傍の関心の強い意見を聴取する場合には実質的な意見交換や把握が可能な対面式のコミュニケーション手法を用い、より広い範囲の意見を聴取する場合には多数の人に効率よく情報提供・意見把握できるオープンハウス等の手法を用いるなど、範囲等に併せて選択することが効果的と考えられます。

なお、都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき、配慮書の案又は配慮書に関し一般の意見の聴取を行う場合には、都市計画上の見地からの総合的な評価結果を踏まえた意見を聴取する必要があることから、都市計画の構想段階評価の結果をとりまとめた報告書に対する意見聴取手続と兼ねて行うことが望まれます。この際、環境の保全の見地からの意見とその他の意見とを区別して聴取する工夫を講じるほか、聴取した意見の内容が、環境の保全の見地からの意見とその他の意見のいずれに係るものであるかを判別することができない場合は双方に係る意見と整理するなど、都市計画の構想段階手続と環境影響評価法に基づく配慮書手続とを併せて行う上で必要な措置を講じることが考えられます。

(5) 都市計画の概略の案の決定

都市計画の概略の案を決定した場合においては、これを公表することが望まれますが、 この際、できる限りインターネットその他の媒体を活用することにより広く周知するよう 行うことが望まれます。

この場合、都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき、都市計画の概略の案を決定した後、速やかに方法書の縦覧を行う場合においては、当該方法書の縦覧に併せて行うことも考えられます。

5. 評価分野・評価項目

(都市計画運用指針本文)

① 基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の 都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ご とに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

② 都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

③ 市街地開発事業に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」及び「施行区域の一体的な開発、整備の必要性」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や対象事業の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

(1)評価項目の設定について

評価項目の設定に当たっては、評価分野、評価の観点及び評価項目をとりまとめた別添一覧表が参考になりますが、記載された全ての評価項目を選定する必要はなく、対象地域の状況や事業の特性等に応じ、対象事業毎に必要な評価項目を設定する必要があります。

また、この際、あらかじめ設定した都市計画の概略の案について、適切な評価が可能となるよう、事業に関する情報の提供や地域の状況の確認など、事業施行予定者とも十分調整を図ることが必要です。

(2)環境影響評価法に基づく配慮書手続との関係

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づく配 慮書手続を行う場合においては、環境影響評価法令に則り、適切に、計画段階配慮事項を 設定する必要があります。

都市計画の種類に応じた参考となる評価分野、評価項目に係る一覧表

都市施設の例

(道路)					
評価分野	評価の観点	評価項目の例			
都市計画の一体 性・総合性の確 保	○土地利用や他の都市施設等の計画との総合性、一体性の確保○各交通機関が適切な役割分担した交通体系の確立	■沿道土地利用など他の都市計画との整合性 ■まちづくりへの貢献 ■道路ネットワーク形成 等			
自然的環境の整 備又は保全	○周辺環境に与える影響に対する十分な配慮○良好な自然的環境、重要な歴史的環境、景観等の保全○農林漁業との健全な調和	■環境影響評価項目 ■歴史的環境、街並み景観等への影響 ■農業的土地利用への影響 等			
適切な規模及び 必要な位置への 配置	○目指すべき都市像を実現するための適切な配置と構造等 ○各道路種別の適切な組み合わせによる都市の骨格の形成	■事業・維持管理コスト ■事業に要する期間 ■施工時の影響 ■用地取得リスク ■制度的問題の生じるリスク 等			
円滑な都市活動 の確保	○円滑な交通処理○広域的な自動車交通や都市内交通を適切に処理する自動車専用道路の配置○都市の拠点間を連絡し、地域間交通等を集約処理する主要幹線道路の適切な配置	■沿道商業施設への影響 ■地域活性化、都市再生への効果 ■時間短縮、渋滞解消、交通事故減少 ■交通発生集中源からのアクセス性 ■災害時における機能・安全性 等			
良好な都市環境 の保持	○良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上○通過交通の排除による良好な住宅市街地環境の保全○幹線道路における歩道、植樹帯等の空間の積極的な確保○市街化調整区域等における農地の形状に対する配慮	■市街地の防災性 ■歩行者自転車の移動性・安全性 ■農業的土地利用への影響 等			

(都市高速鉄道)	(都市高速鉄道)				
評価分野	評価の観点	評価項目の例			
都市計画の一体性・総合性の確保	○土地利用や他の都市施設等の計画との総合性、一体性の確保○各交通機関が適切な役割分担した交通体系の確立○駅周辺における土地利用、都市施設、市街地開発事業等との一体性の確保	■交通結節機能への貢献 ■駅周辺整備との整合性 ■沿線等の土地利用との整合性 ■広域交通体系ネットワーク形成 等			
自然的環境の整 備又は保全	○周辺環境に与える影響に対する十分な配慮○良好な自然的環境、重要な歴史的環境、景観等の保全○農林漁業との健全な調和	■環境影響評価項目 ■歴史的環境、街並み景観等への影響 ■農業的土地利用への影響 等			
適切な規模及び 必要な位置への 配置	○都市の将来像を踏まえ機関分担や需要に対応した適切 な配置、規模の確保	■事業・維持管理コスト ■事業に要する期間 ■施工時の影響 ■用地取得リスク ■制度的問題の生じるリスク 等			
円滑な都市活動 の確保	○主要な拠点間の連絡や他の交通機関との接続の考慮	■主要拠点間の連携強化への貢献■市街地形成・誘導への貢献度■地域活性化、都市再生への効果■時間短縮、渋滞解消等の交通効果等			
良好な都市環境 の保持	○地形や市街地の状況、交差道路との関係を踏まえた適切な構造○交差道路の配置など市街地の分断の抑制○バリアフリーへの配慮				

市街地開発事業の例

評価分野	評価の観点	評価項目の例			
都市計画の一体性・総合性の確保	○土地利用や他の都市施設等の計画との総合性、一体性の確保○施行区域内外にわたる幹線道路等の都市施設の計画との一体性の確保○良好な都市空間、都市景観の創出を含めた目指すべき市街地像の実現	■施行区域周辺土地利用との整合性■区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性■道路ネットワークの形成■歩行者自転車の移動性・安全性■市街地の防災性■都市景観の向上			
自然的環境の整 備又は保全	○周辺生活環境や自然的・歴史的環境等についての配慮	■環境影響評価項目 ■歴史的環境、街並み景観等への影響 ■農業的土地利用への影響 等			
施行区域の一体的な開発、整備の必要性		■都市活性化、都市再生への効果 -都市機能集積、市街地改善 ■時間短縮、渋滞解消、交通事故減少 ■交通発生集中源からのアクセス性 ■災害時における機能・安全性 ■事業・維持管理コスト ■事業に要する期間 ■制度的問題の生じるリスク 等			